

令和7年度経済産業政策関係調査事業（経済・社会環境の変革に伴う競争政策の在り方に関する調査）

調査報告書



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

— 目 次 —

第1章	事業の概要.....	1
1.	事業の背景・目的.....	1
2.	事業内容.....	2
第2章	海外における制度・事例の調査.....	3
1.	欧州.....	3
2.	中国.....	61
3.	米国.....	79
4.	英国.....	107
5.	豪州.....	146
6.	海外事情アドホック調査：韓国の石油化学産業再編と競争政策上の論点...	178
7.	調査対象国、地域の競争政策に係る法令制度の比較.....	182

第1章 事業の概要

1. 事業の背景・目的

人口動態の変化、産業政策の強化、気候変動、保護主義の台頭、デジタルエコノミーの進展などにより、国際情勢や経済の不確実性が高まる中で、企業のビジネスモデルは新たな商品・サービス・価値の創出によって大きく変容している。人口減少に伴う需要減少やカーボンニュートラル、安全保障環境の複雑化といった社会的要請に対応し、かつ、我が国の産業競争力を維持・強化するためには、既存の事業・設備の再編や将来的な成長投資・イノベーション促進が必要であり、産業構造の転換が求められている。

このような経済・社会環境の変革に因應べく、各国において従来の競争政策の見直しが行われる可能性がある。例えば、EUでは、2024年9月に「欧州の競争力の将来」レポート（いわゆる「ドラギレポート」）が公表され、競争政策の近代化として、イノベーションと将来の競争の重視、企業結合ガイドラインの改定、競合企業間での協定に関するガイダンスの提供、競争評価において経済安全保障を考量する必要性について言及されている。また、2024年10月に欧州委競争担当のテレサ・リベラ上級副委員長は、議会に対する書面回答にて、競争政策の近代化を図るため、手続きの簡素化や法執行の強化のみならず、競争政策とEUの優先事項（イノベーション、投資、レジリエンス等）との効果的な整合性の確保に焦点を当てる方針を示している。

我が国においては、これまで、諸外国も踏まえ、競争政策の在り方が検討されてきた。例えば、2023年、2024年には、諸外国の動向も踏まえながら、グリーン社会の実現に向けて、公正取引委員会により、グリーンガイドラインの策定・改定が行われた。今後、グリーン社会の実現に対する社会的な要請の強まりのみならず、国際的な競争の激化・保護主義の台頭（米国GAFAMといった超大企業の存在、特定国による輸出制限・ダンピング等）、技術の発展、イノベーション促進の必要性の高まり等、様々な変革が進行しうる。こうした変革に伴う競争政策に対する新たな要請に適時適切に対応すべく、各国の競争政策の最新の動向を把握することは重要である。

本調査では、企業の事業活動（企業結合、業務提携等）に対し、社会的課題・要請に対応しつつも、競争を阻害することなく、将来の投資やイノベーションを促進するための諸外国の競争政策の在り方について調査をし、我が国の競争政策に対する今後のあり方に対する示唆を得ることを目的とする。また、各国の具体的な事例を整理・分析するとともに、人口減少、GX、経済安全保障といったそれぞれの社会的課題・要請を考慮した一体的な調査として実施する。

2. 事業内容

2.1 海外における制度・事例の調査

2.1.1 調査方法

欧州連合（EU）、中国、米国、英国、豪州、韓国における近年の競争政策の動向について調査を実施した。調査で用いた情報源には、各国・地域における競争当局が公表する文書や、関連するパブリックコンサルテーションや判例・審査例、法律事務所のニュースレター、研究論文等を用いた。また、インタビューを実施し、競争法に関する国内外の有識者から助言を受けて、情報の網羅性や内容の正確性に留意した。

2.1.2 調査事項

調査対象国・地域を対象として、以下の事項の調査を行った。

図表 1-2-1 調査事項

(各調査対象国・地域の調査)

1. 特筆すべき企業結合および業務提携に関する法令
2. 競争当局の執行方針、その他競争政策の最新状況、関係ステークホルダーの受け止め、政策検討で重視されている要素
3. 企業結合および業務提携等企業活動の実態調査、判例および審査例
4. 経済安全保障の政策動向
5. 経済安全保障を競争法上考慮するような運用／競争当局以外の機関との連携を行っている場合、当該国の関係法令、ガイドライン及び具体的な事例の整理

(調査対象国・地域を横断する調査)

調査対象国、地域の競争政策に係る法令制度の比較

2.1.3 調査結果の概要

近年の各国・地域の競争政策の動きを概観すると、ビッグテックの台頭／デジタル・プラットフォームに対する危機感、国を越えた企業結合や業務提携の増加、さらには環境・産業政策・経済安全保障との連関を背景に、欧州・英国・豪州を中心に競争法制の見直しが活発に行われていることが確認できた。

2.2 研究会の会議運営

事業期間中、非公開による2回の研究会を開催した。

第2章 海外における制度・事例の調査

1. 欧州

欧州における競争政策は、EUの域内市場の公正かつ自由な競争を維持し、単一市場の統合と発展を支える基盤として重要な役割を果たしてきた。特にEUでは、企業間のカルテルの禁止や企業結合の事前審査といったルールが条約および関連法令に明記され、欧州委員会が中心となって執行している。近年においては、競争政策の枠組みの中で、デジタル経済の進展や地政学的リスクの高まり、気候変動への対応など新たな課題への対応が求められている。産業競争力や経済安全保障といった政策目標と競争政策の整合をどのように図るかについて、EU域内では活発な議論と改革が行われており、以下では最新の政策動向も踏まえて情報を整理する。

議論の前提となるEUの基本原則として、EUと加盟国の間では、分野ごとに権限の分担が決められている。EUに与えられている権限は、排他的権限・共有権限・補充的権限の3つの領域に分類されており、EUの基本条約に規定のない分野の権限は、加盟国にとどまるとされている（TFEU第2条～第6条）。

競争政策に関連する分野として、単一市場のための競争ルールや共通通商政策は、EUの排他的権限に属しており、EUのみが単独で権限を持ち、立法することができる。加盟国は原則として、EUが整備した法令の適用を行う。その他の分野として、環境、消費者保護、運輸、エネルギー、研究開発などは、共有権限に属しており、EUと加盟国の両方が立法することができる。

上述の3つの権限領域とは別に、加盟国の政策をEUが調整する分野として、経済・雇用政策と一部の社会政策がある。また、共通外交・安全保障政策については、EUが加盟国の政府間協力に基づいて行動する分野とされている。

図表 2-1-1 EUと加盟国の権限の分担

権限の分類	性質	対象となる分野
排他的権限	<ul style="list-style-type: none">EUが単独で権限を持つ。EUだけが立法することができる。	(a) 関税同盟 (b) 単一市場のための競争ルール (c) ユーロ圏の金融政策 (d) 海洋生物資源の保護 (e) 共通通商政策 (f) EUの権限に対応する国際協定の締結

共有権限	<ul style="list-style-type: none"> EU も加盟国も共に権限を持つ。 両方が立法することができる。 EU が権限を行使した範囲で、加盟国は権限を失う（(l) (m) を除く）。 EU が権限を行使するのをやめると、その範囲で加盟国の権限が復活する。 	<ul style="list-style-type: none"> (a) 単一市場 (b) 一部の社会政策 (c) 経済・社会・領域上の格差是正 (d) 農漁業 (e) 環境 (f) 消費者保護 (g) 運輸 (h) 欧州横断ネットワーク (i) エネルギー (j) 自由・安全・司法領域 (k) 一部の公衆衛生上の安全問題 (l) 研究・技術開発、宇宙 (m) 開発協力、人道援助
補充的権限	<ul style="list-style-type: none"> EU は加盟国が分担する責任を支援、調整、補充するための行動を行う。 EU の分担責任とすることはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> (a) 人間の健康の保護・改善 (b) 産業 (c) 文化 (d) 観光 (e) 教育・職業訓練・青少年・スポーツ (f) 市民保護 (g) 行政協力
加盟国の政策を EU が調整	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は EU 内で経済・雇用政策の調整を行う。 加盟国の社会政策の調整をするための発議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (a) 経済政策 (b) 雇用政策 (c) 一部の社会政策
加盟国と並んで EU が行動	<ul style="list-style-type: none"> EU は共通外交・安全保障政策を策定し、実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> (a) 共通外交・安全保障政策 (b) 危機管理作戦など

(出所) 庄司克宏 (2013) 『新 EU 法 基礎編』岩波書店、p.32 をもとに MURC にて一部修正して作成

1.1 特筆すべき企業結合および業務提携に関する法令

競争政策に関わる EU 法の法源としては、EU 機能条約 (TFEU) 第 101 条～第 109 条、関連する規則や指令がある。EU 法には、EU の基本条約である EU 条約¹と EU 機能条約²、基本条約を根拠に制定される規則 (Regulation) や指令 (Directive)、決定 (Decision) 等がある。

規則は、加盟国内での立法措置を必要とせず、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。指令は、加盟国の政府を名宛人として、政策目標と実施期限を規定する。加盟国は指令に定められた期限までに、政策目標を達成するために国内立法等を行わ

¹ Treaty on European Union

² Treaty on the Functioning of the European Union

なければならない。決定は、特定の加盟国の政府や企業、個人を名宛人として直接適用される。

以下では、EU 機能条約に規定された競争政策の基本ルールを確認し、例外として定められた適用免除規則等を概観する。

図表 2-1-2 競争政策に関連する法令の一覧

法令の種類	反トラスト規制	企業結合	国家補助
EU 機能条約 (TFEU)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 101 条：競争を制限する事業者間の協定や協調的行為の禁止 ● 第 102 条：市場における支配的地位の濫用の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業結合に関連する場合は TFEU 第 101 条および第 102 条が用いられる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 107 条：加盟国による国家補助の原則禁止 ● 第 108 条：欧州委員会による国家補助の審査・決定手続
規則 (Regulation)	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則 1/2003：TFEU 第 101 条及び第 102 条の実施に関する規則 ● 一括適用免除規則 (Block Exemption Regulations) <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則 2022/720：垂直的協定等一括適用免除規則 (VBER) ・ 規則 2023/1066：研究開発協定に関する一括適用免除規則 ・ 規則 2023/1067：専門化協定に関する一括適用免除規則 ・ 規則 316/2014：技術移転協定に関する一括適用免除 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業結合規則 139/2004：一定規模以上の企業結合に対する欧州委員会の審査権限と手続を規定 ● 実施規則 2023/914：届出様式や手続の詳細を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則 2015/1589：TFEU 第 108 条の実施に関する規則 ● 一括適用免除規則 (Block Exemption Regulations) <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的一括適用免除規則 651/2014 (GBER)：特定のカテゴリの国家補助を届出義務から免除規則 ・ 規則 2022/2472：農業・林業・農村開発分野における一括適用免除規則 ・ 規則 2022/2473：漁業・養殖分野における一括適用免除規則 ● 外国補助金規則

	<p>規則 (TTBER)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則 461/2010 : 自動車業界の垂直契約に関する一括適用免除規則 (MVBBER) 		<p>2022/2560 : EU 域外国からの補助金が域内市場を歪める場合の是正措置を規定</p>
<p>ガイドライン (Guideline) / 告示 (Notice)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水平的協力協定に関するガイドライン (2023/C 259/01) 垂直的制限に関するガイドライン (2022/C 248/01) 	<ul style="list-style-type: none"> 水平的企業結合の評価に関するガイドライン (2004/C 31/03) 非水平的企業結合の評価に関するガイドライン (2008/C 265/07) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家補助概念に関する告示 (2016/C 262/01)

(出所) 各種資料より MURC 作成

1.1.1 反トラスト規制における関連法令

(1) EU 法の原則ルール³

企業結合を除く反トラスト規制の法令としては、競争制限的行為の禁止に関する TFEU 第 101 条、市場支配的地位の濫用に関する TFEU 第 102 条がある。

TFEU 第 101 条は、加盟国間の取引に影響を与える恐れがあり、かつ、域内市場の競争市場の機能を妨害・制限・歪曲する目的を有し、又はこのような結果をもたらす事業者間の協定、事業者団体の決定及び協調的行為を禁止している。この協定は、同業者間の水平的協定のみならず、同じ流通ルートの上下にある事業者間の垂直的協定にも適用される。禁止される協定の例として、以下のものが挙げられている (TFEU 第 101 条第 1 項)。

- | |
|---|
| <p>(a) 直接又は間接に、購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件を決定すること</p> <p>(b) 生産、販売、技術開発若しくは投資を制限し又は統制すること</p> <p>(c) 市場又は供給源を割り当てること</p> <p>(d) 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争</p> |
|---|

³ TFEU 第 101 条、第 102 条の日本語訳については、公正取引委員会の HP を参照。
<https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/alphabetical/e/eu.html>

上不利な立場に置くこと

- (e) 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること

ただし、商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立ち、かつ、消費者に対しその結果として生ずる利益の公平な分配を行うものであって、次のいずれにも該当しない協定等については、TFEU 第 101 条の適用対象外となる場合がある。

- (a) 前記の目的達成のために必要不可欠でない制限を参加事業者に課すこと
- (b) 当該商品の実質的部分について、参加事業者に競争を排除する可能性を与えること

続いて、TFEU 第 102 条は、市場支配的地位の濫用を規制している。域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為は、それによって加盟国間の取引が影響を受け得る限りにおいて、域内市場と両立しないものとして禁止される。具体的には、以下のような場合が市場支配的地位の濫用に該当するとされている (TFEU 第 102 条)。

- (a) 直接又は間接に、不公正な購入価格若しくは販売価格又はその他不公正な取引条件を課すこと
- (b) 受容者の利益に反する生産、販売又は技術開発の制限
- (c) 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと
- (d) 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること

以下では、TFEU 第 101 条による競争制限的規制に関して、一定のカテゴリーと要件を定めて、第 101 条の適用を免除する一括適用免除規則の例を見ていく。

一括適用免除規則は、法的拘束力を持つルールであり、ガイドラインは規則の解釈指針を示したマニュアルとして位置づけられる。水平的協定ガイドラインは、専門化協定や研究開発協定といった複数の規則の分野をカバーするガイドラインである。

(2) 一括適用免除規則

① 垂直的協定等一括適用免除規則⁴（適用期限：2024年5月31日）

垂直的協定等一括適用免除規則（VBER）は、供給者と販売者など、流通の異なる段階に位置する企業間の契約を対象とする。通常、再販売価格の設定や販売地域の限定などは競争制限とみなされるおそれがあるが、供給者と購入者のいずれの市場シェアも30%以下であり、かつ契約内容に「ハードコア制限」が含まれない場合には、本規則により、これらの協定を包括的に合法とみなす安全地帯が与えられる。

規則の制定の背景として、特定の垂直的な協定は、当事者間の取引コストや流通コストを削減し、販売や投資の水準を最適化することに繋がる⁵。2022年の規則改正では、オンライン販売等による流通構造の変化に対応する指針が設けられた。

市場シェアが30%以下であっても、当事者間の協定が認められないハードコア制限には、以下の事例が含まれる（VBER第4条）。

- (a) 買手が販売価格を決める能力を制限すること
- (b) 専属的な流通システムにおいて、販売可能な地域又は顧客を制限すること
- (c) 選択的な流通システムにおいて、販売可能な地域又は顧客を制限すること
- (d) 専属的な流通システム又は選択的な流通システムではない場合に、販売可能な地域又は顧客を制限すること
- (e) 買手又はその顧客によるインターネットの有効利用を妨げること
- (f) 部品供給者とその部品を組み込む買手との合意により、部品供給者が最終利用者、修理業者、卸売業者又は買手が修理・サービスを委託していないその他サービス提供者に対して、スペアパーツとして部品を販売する能力を制限すること

2022年改正では、オンライン販売・プラットフォーム取引・デュアルディストリビューション（製造者が自らも小売を行う形態）など新しい流通モデルに対応する明確な指針が追加された。

規則に対応する「垂直的制限に関するガイドライン⁶」は、オンライン流通条件や価格差設定の是非、プラットフォーム利用条件の正当化基準などを具体的に説明している。実際には、メーカーが販売代理店に対して地域的な販売区域を設定し、受動販売を妨げ

⁴ Commission Regulation (EU) 2022/720 of 10 May 2022 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to categories of vertical agreements and concerted practices (Text with EEA relevance)

⁵ Regulation 2022/720, Recital (6)

⁶ Guidelines on Vertical Restraints, 2022/C 248/01

ない範囲で独占販売を認める場合などに、VBER が適用されることが多い。ガイドラインでは、その他に VBER が適用される典型例として、オンライン販売とオフライン販売で卸価格を変えるデュアル・プライシング⁷やオンライン広告に関する制限⁸が挙げられている。

② 研究開発協定に関する一括適用免除規則⁹（適用期限：2035年6月30日）

研究開発協定に関する一括適用免除規則は、複数の企業が共同で研究開発を行う、又は一方が資金を拠出し、他方が研究を実施するような契約を対象とする。研究開発分野では、協力によってイノベーションが促進される一方で、将来的な市場支配の危険も存在するため、規則は市場シェアの閾値や排他的条項の禁止を定め、包括的免除を与えている。

研究開発協定に関する一括適用免除規則の背景として、TFEU 第 179 条 2 項は、中小企業等を含む事業者が質の高い研究・技術開発活動を行うことを奨励し、事業者間の協力に向けた取組を支援するように求めている。本規則により、研究開発における企業間の協力を促進すると同時に、競争を保護し、企業に法的安定性を提供することができる。さらに、研究開発における事業者間の協力は、欧州グリーンディール¹⁰の目標達成に寄与する¹¹。

競争関係にある当事者による「共同型」の研究開発の場合、当事者の合算した市場シェアが 25%以下であることが適用免除の要件である。競争関係にある当事者による「委託型」の研究開発の場合は、資金提供者及び資金提供者と研究開発協定を締結したすべての当事者の合算した市場シェアの合計は、25%以下でなければならない（研究開発協定に関する一括適用免除規則第 6 条 1 項）。

また、以下のようなハードコア制限に該当する内容が協定に含まれる場合は、適用免除の対象とはならない（研究開発協定に関する一括適用免除規則第 8 条）。

⁷ 垂直的制限に関するガイドライン（209）：オンラインとオフラインで卸価格を変えることは、投資・コスト差に合理的に対応し、特定の地域・顧客への販売制限を目的としない限り、VBER の免除を受け得る。

⁸ 垂直的制限に関するガイドライン（210）：検索エンジン等の広告チャネル全体の利用を妨げる目的でない限り、オンライン広告が一定の品質基準を満たすこと等のオンライン広告の制限も VBER 免除を受け得る。

⁹ Commission Regulation (EU) 2023/1066 of 1 June 2023 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of research and development agreements (Text with EEA relevance)

¹⁰ 欧州グリーンディール（The European Green Deal）とは、EU が 2050 年までにカーボンニュートラルを目指す成長戦略である。

Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions – The European Green Deal (COM (2019) 640 final)

¹¹ Regulation 2023/1066, Recital (2)

- (a) 当事者が協定と無関係な分野又は研究開発の完了後に関連分野で、独立に又は第三者と協力して研究開発する自由を制限すること
- (b) 生産又は販売を制限すること
- (c) 第三者への販売やライセンスについて、ライセンス料を含む価格を固定すること
- (d) 受動的な販売又はライセンス供与が可能な地域又は顧客を制限すること
- (e) いずれかの当事者に排他的に割り当てられていない地域又は顧客に対する製品又は契約技術の積極的な販売を制限すること
- (f) 当事者間で別途割り当てられた顧客からの要求に応じないようにすること
- (g) 利用者又は再販業者が域内市場内の他の再販業者から契約製品を入手することを困難にすること

2023年に改正された「水平的協定ガイドライン¹²」は、研究成果の共同利用、ライセンス条件の透明性などを詳細に定め、免除の対象となる協定の要件を明確化した。研究開発協定に関する一括適用免除規則は、市場シェアやハードコア制限に該当しないことなど一定の条件を満たす協定について、TFEU 第 101 条の適用が免除される枠組みを与える。実務上は、事業者等が共同研究や共同研究開発を行う合弁会社を設置する場合に、規則の条件に沿って協定を設計することで、個別の適法性判断に依存せずに法的見通しを確保でき、規則の定める範囲が安全地帯として機能する。

③ 専門化協定に関する一括適用免除規則¹³（適用期限：2035年6月30日）

専門化協定に関する一括適用免除規則は、競合する企業同士が生産を分担し、重複投資を回避するために特定の製品や工程を相互に委ね合う場合を対象とする。

規則の制定の背景として、補完的な技術や資産を持つ企業は、生産を分担・集中することで、より効率的に業務を進め、より安価に製品を供給することができ、よって、消費者は利益を得ることができる¹⁴。従来の専門化協定に対する一括適用免除規則が2023年6月末に期限切れとなったため、現行の規則が制定された。

¹² Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements, 2023/C 259/01

¹³ Commission Regulation (EU) 2023/1067 of 1 June 2023 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of specialisation agreements (Text with EEA relevance)

¹⁴ Regulation 2023/1067, Recital (7)

対象となる専門化協定には、一方的専門化協定、相互専門化協定、共同生産協定がある（専門化協定に関する一括適用免除規則第1条第1項）。

一方的専門化協定とは、同一の製品市場で活動する当事者のうち、一方が当該製品の生産を全部又は一部やめる代わりに、生産を継続する相手方から当該製品を購入することを約する協定である。

相互専門化協定とは、同一の製品市場で活動する複数当事者が、互いに別々の製品について「自社は生産を全部又は一部やめる」ことを決定し、代わりに相手が生産する製品を相互に購入することを約する協定である。

共同生産協定は、複数当事者が特定の製品を共同で生産することを約する協定である。

専門化協定は、規模の経済やコスト効率化を通じて消費者利益をもたらす一方で、生産制限や価格協調に繋がる危険もあるため、免除の適用は市場シェアやハードコア制限など一定の条件を満たす場合に限定される。

適用免除の条件として、専門化協定の対象となる製品が属する市場で、当事者の合算した市場シェアが20%以下であることが必要である。製品が中間財の場合は、中間財市場で市場シェアが20%以下であることに加えて、下流製品が属する市場においても市場シェアが20%以下でなければならない（専門化協定に関する一括適用免除規則第3条）。

ハードコア制限として、協定の目的が（a）第三者向けの販売価格の固定、（b）生産又は販売の制限、（c）市場又は顧客の割当に該当する場合には、免除が適用されない（専門化協定に関する一括適用免除規則第5条）。

関連する「水平的協定ガイドライン」は、効率性をもたらす共同生産と、競争を制限する過度な協定を区別する基準を示し、欧州委員会がブロック免除を撤回する可能性についても具体的に説明している。ブロック免除が撤回される例として、並行した複数の専門化協定により他の市場参加者との連携が生じ、高度に集中した関連市場において、競争が弱い場合が挙げられている¹⁵。

④ 技術移転協定に関する一括適用免除規則¹⁶（適用期限：2026年4月30日）

技術移転協定に関する一括適用免除規則（TTBER）は、特許、ノウハウ、ソフトウェア

¹⁵ Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements, 2023/C 259/01, para.213

¹⁶ Commission Regulation (EU) No 316/2014 of 21 March 2014 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to categories of technology transfer agreements Text with EEA relevance

アなどの技術ライセンス契約を対象とし、知的財産の円滑な活用と市場での技術普及を促すことを目的としている。ここでいう技術移転協定とは、技術をライセンスして、ライセンス利用者が契約製品を生産できるようにする二者間の技術移転契約である。

規則の制定の背景として、技術移転協定は、研究開発の重複を削減し、初期の研究開発に対するインセンティブを強化するほか、漸進的なイノベーションを促進し、技術の普及を容易にすることによって、製品市場における競争を生み出すことができるため、競争促進的な効果をもたらすことがある¹⁷。

技術移転協定に関する一括適用免除規則は、研究開発の分野において、研究開発協定に関する一括適用免除規則や専門化協定に関する一括適用免除規則が適用されない場合にのみ適用される。

競合関係にある企業間のライセンスの場合は市場シェア合計 20%、非競合関係では各社 30%という閾値が設けられ、これを超えると免除の適用外となる（TTBER 第 3 条）。

また、以下のようなハードコア制限に該当する内容が協定に含まれる場合は、適用免除の対象とはならない（TTBER 第 4 条）。

当事者が競合関係にある場合

- (a) 第三者向けの販売価格を決める能力を制限すること
- (b) 生産を制限すること
- (c) 市場や顧客を制限すること
- (d) ライセンス利用者による自らの技術利用を制限すること又は当事者の研究開発実施を制限すること（ただし、研究開発制限がライセンスされたノウハウの第三者への開示を防ぐために不可欠である場合は除く）

当事者が競合関係にない場合

- (a) 第三者向けの販売価格を決める能力を制限すること
- (b) ライセンス利用者の受動的な販売について、販売地域や顧客を制限すること
- (c) 選択的な流通システムに含まれる小売段階のライセンス利用者について、積極的又は受動的な販売を制限すること

¹⁷ Regulation 316/2014, Recital (4)

関連する「技術移転ガイドライン¹⁸」は、独占的ライセンス、技術プールの形成などについて、競争上の影響を分析する基準を提示している。特許技術のライセンス供与や、企業間のクロスライセンスなどが典型的な適用事例であり、これにより技術の拡散が促進される一方で、カルテル化の危険を防ぐ枠組みが整えられている。

⑤ 自動車業界の垂直契約に関する一括適用免除規則¹⁹（適用期限：2028年5月31日）

自動車業界の垂直契約に関する一括適用免除規則（MVBER）は、自動車販売、修理、スペアパーツ供給などの垂直的協定を対象とし、垂直的制限一般を扱う VBER を補完する特別規則として位置づけられている。

規則の背景として、自動車産業ではメーカー系列のネットワークが強く、特に補修・整備市場で競争に係る問題が生じやすいことがある。また、自動車のアフターマーケットにおける競争環境は、修理が不適切に行われた場合に車両が安全でない状態で運転される可能性があるという点で、公共の安全に直接的な影響を及ぼす。定期的な整備が行われていない車両からは、二酸化炭素等の排出量が増加する可能性があり、公衆衛生や環境にも影響がある²⁰。こうした特性を踏まえて、VBER に定められた要件に加えて、より厳格な要件を満たす場合にのみ、一括適用免除が認められるべきである²¹。

2023年に採択された延長規則²²により、MVBERの有効期限は2028年5月まで延長され、同規則を補足するガイドライン²³が更新された。新しいガイドラインでは、コネクテッドカーや車載データのアクセスを巡る新たな競争上の課題に対処するため、データ独占を通じて独立修理業者が排除されることのないよう明確な原則が定められている。

他方で、自動車メーカーに対しては、車載データ等に関して安全保障上の理由によるアクセス制限を一定程度認める²⁴ほか、ハードコア制限を含む事案であっても個別の立証による正当化の余地を残す²⁵などの配慮が見られる。これらのガイドラインは、自動車メーカーの安定したサービス網を維持しつつ、公平なアフターマーケット競争を確保

¹⁸ Guidelines on the application of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to technology transfer agreements, 2014/C 89/03

¹⁹ Commission Regulation (EU) No 461/2010 of 27 May 2010 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to categories of vertical agreements and concerted practices in the motor vehicle sector (Text with EEA relevance)

²⁰ Regulation 461/2010, Recital (12)

²¹ Regulation 461/2010, Recital (15)

²² Commission Regulation (EU) 2023/822 of 17 April 2023 on amending Regulation (EU) No 461/2010 as regards its period of application (Text with EEA relevance)

²³ Supplementary guidelines on vertical restraints in agreements for the sale and repair of motor vehicles and for the distribution of spare parts for motor vehicles, 2023/C 133 I/01

²⁴ Supplementary guidelines, para.62b

²⁵ Supplementary guidelines, para.17

することを目的としている。

(3) 違反に対する措置

TFEU 第 101 条又は第 102 条の違反に関する措置は、規則 1/2003²⁶及び規則 773/2004²⁷に規定されている。欧州委員会は、事業者に対して、違反行為の排除を命ずることができる（規則 1/2003 第 7 条）。また、違反を行った事業者に対して、直前の事業年度における総売上高の 10%までの制裁金を課すことができる（同規則第 23 条第 2 項）。さらに、欧州委員会は禁止決定等を受けた事業者が当該決定に従わない場合、直前の事業年度における 1 日の売上高の平均の 5%を超えない範囲の強制履行金を課すことができる（同規則第 24 条第 1 項）。

なお、TFEU 第 101 条又は第 102 条の適用に関して、新規又は未解決の論点がある場合に、欧州委員会の競争総局（DG COMP）が非公式の書面による見解を示すガイダンスレターの制度²⁸が存在する。ガイダンスレターによる見解は、欧州委員会の正式な決定ではなく、法的拘束力を持つものではないが、事業者がガイダンスレターの内容に沿って誠実に行動した場合には、原則として制裁金を課さないこととされている²⁹。

(4) 加盟国の国内法との関係

TFEU 第 101 条及び第 102 条に関する規制は、EU 法と加盟国の国内法が並行して適用される制度となっている。具体的には、規則 1/2003 第 3 条第 1 項により、加盟国の競争当局や裁判所が国内競争法を適用する場合であって、当該行為が加盟国間の取引に影響を及ぼすときは、同時に TFEU 第 101 条又は第 102 条を適用しなければならないとされている。

また、同規則第 3 条第 2 項は、EU 法上適法とされる協定等を加盟国の国内法のみを根拠として禁止することはできないと規定し、TFEU 第 101 条が対象とする規制の分野では、EU 競争法の優位を確保している。他方で、TFEU 第 102 条の対象となる企業の一方的行為については、加盟国がより厳格な国内規制を設けることを妨げないとされており、市場支配的地位の濫用に関しては各国の政策裁量が一定程度認められている。

²⁶ Council Regulation (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty (Text with EEA relevance) Text with EEA relevance

²⁷ Commission Regulation (EC) No 773/2004 of 7 April 2004 relating to the conduct of proceedings by the Commission pursuant to Articles 81 and 82 of the EC Treaty (Text with EEA relevance)

²⁸ Commission Notice on informal guidance relating to novel or unresolved questions concerning Articles 101 and 102 of the Treaty on the Functioning of the European Union that arise in individual cases (guidance letters) 2022/C 381/07

²⁹ Commission Notice on informal guidance, para.25

1.1.2 企業結合分野における関連法令

(1) EU 法の原則ルール³⁰

企業結合に関しては、規則 139/2004³¹及びその実施規則である規則 914/2023³²が規定している。政府は国策上重要な産業において合併を認めたり、外国企業による国内企業の買収を禁止したりすることによって、企業結合規制を産業政策の重要な手段として用いることができる。したがって、加盟国の反対もあり、EU では基本条約に企業結合規制の条文が置かれてこなかった。

その後 EU 裁判所は、TFEU 第 101 条や第 102 条を合併事案に適用することを認めたが、それらの規定の内容から事後的な規制のみが可能であり、事前に企業結合規制を行うことはできなかった。そのため、一定規模以上の企業合併を事前届出制により規制するため、企業結合規則が制定された。EU 域内で初めての包括的な企業結合規制として、規則 4064/89³³が 1989 年に制定され、その後の規則の見直しにより、現在は 2004 年に制定された規則 139/2004 が適用されている。

EU の企業結合規則の規制対象となるのは、共同体規模（Community dimension）を有する企業結合である。以下の基準を満たす企業結合は、共同体規模を有するものとして、事前に欧州委員会に届出なければならない（規則 139/2004 第 1 条、第 4 条）。

- (a) すべての関係事業者の全世界総売上高の合計が 50 億ユーロ超、かつ
- (b) 関係事業者の少なくとも 2 社の EU 内での売上高がそれぞれ 2 億 5000 万ユーロ超

ただし、関係事業者の各々が同一の加盟国において、EU 内売上高の 3 分の 2 に達する場合はこの限りではない。

又は以下のすべての要件を満たす場合、

- (a) すべての関係事業者の全世界総売上高の合計が 25 億ユーロ超
- (b) 3 以上の加盟国のそれぞれにおいて、すべての関係事業者の年間売上高が 1 億ユーロ超

³⁰ 規則制定の経緯に関しては、庄司克宏（2023）『はじめての EU 法[第 2 版]』有斐閣、p.136 参照。

³¹ Council Regulation (EC) No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings (the EC Merger Regulation) (Text with EEA relevance)

³² Commission Implementing Regulation (EU) 2023/914 of 20 April 2023 implementing Council Regulation (EC) No 139/2004 on the control of concentrations between undertakings and repealing Commission Regulation (EC) No 802/2004 (Text with EEA relevance)

³³ Council Regulation (EEC) No 4064/89 of 21 December 1989 on the control of concentrations between undertakings

- (c) (b)の要件に合致する3以上の加盟国のそれぞれにおいて、関係事業者の少なくとも2社の売上高がそれぞれ2500万ユーロ超
- (d) 関係当事者の少なくとも2社のEUでの売上高がそれぞれ1億ユーロ超
- ただし、関係事業者の各々が同一の加盟国において、EU内売上高の3分の2に達する場合はこの限りではない。

企業結合の審査に当たっては、EU規模の有無及び域内市場との両立性に関する審査が行われる。域内市場との両立性に関しては、規則139/2004第2条第3項により、「支配的地位の形成又は強化の結果として、共同体市場又はその実質的部分における実効的競争を著しく阻害することとなる企業結合は、共同体市場と両立しないものとして禁止される」と規定されている。この実効的競争の著しい阻害基準（**significantly impede effective competition : SIEC 基準**）により、例えば、合併により市場シェアが1位とならない場合であっても、問題となる合併が実効的競争を著しく阻害すると判断されるのであれば禁止される。

企業結合の審査の際には、市場構造、EU内外の現実又は潜在的な競争、市場における当事者の地位・経済力、供給者・需要者の代替可能性、商品又は市場へのアクセス、参入障壁、関連商品の需給動向、消費者の利益、競争を阻害せず消費者に利益をもたらす技術進歩・経済発展といった事項が考慮される（規則139/2004第2条第1項³⁴）。

(2) 事前届出制と審査手続

企業結合の当事者は、契約の締結、公開買付の発表又は支配権の取得後、企業結合の実施までに欧州委員会への届出を行う必要がある。欧州委員会に届出を行う前に、当事者は欧州委員会の競争総局に対して、事前に相談を行うことができ、欧州委員会も事前の相談を推奨している³⁵。

欧州委員会は届出を受理した場合に、Phase I 審査と Phase II 審査の二段階の審査を行う。Phase I 審査においては、EU規模の有無及び域内市場との両立性に関する審

³⁴ 規則139/2004第2条 結合の評価

1. 本規則の適用範囲内の結合は、本規則の目的及び以下の規定に従い、それが共同体市場と両立するか否かを判断するために審査されるものとする。

この評価を行うにあたり、欧州委員会は以下を考慮するものとする：

(a) 関係する全ての市場の構造、共同体内外に所在する事業体による実際の又は潜在的な競争など、特に考慮すべき事項を踏まえ、共同体市場内における効果的な競争を維持し発展させる必要性；

(b) 関係事業者の市場における地位及びその経済的・財務的力、供給者及び利用者にとって利用可能な代替手段、供給品又は市場へのアクセス、参入に対する法的その他の障壁、関連する商品及びサービスの需給動向、中間及び最終消費者の利益、並びに技術的・経済的進歩の発展（ただし、それが消費者の利益となり、かつ競争の障害とならない場合に限る）

³⁵ DG Competition Best Practices on the conduct of EC merger proceedings 20/01/2004

査が行われ、届出を受理した日から 25 営業日以内に、「対象外」「承認」「詳細審査の開始」「条件付き承認」のいずれかの決定が行われる（規則 139/2004 第 6 条、第 10 条）。

Phase I 審査において「詳細審査の開始」が決定された場合は、欧州委員会は 90 営業日以内に、「承認」「条件付き承認」「禁止」「競争回復措置」のいずれかの決定を行う（同規則第 8 条、第 10 条）。

Phase I 審査と Phase II 審査のいずれの段階においても、事業者は競争上の問題を解決するための問題解消措置の案を提出することができる。欧州委員会は、問題解消措置の実施を条件として、「条件付き承認」の決定を行うことができる。

欧州委員会は、2008 年に問題解消措置に関する通知³⁶を公表し、問題解消措置の基本的な考え方と原則を示している。通知では、事業者が提出する問題解消措置の案は、欧州委員会が特定した競争上の懸念を完全に解消するものでなければならないという基本原則を掲げている³⁷。したがって、修正が部分的であったり、効果が不確実であったりする場合には、欧州委員会は条件付き承認を与えない。

問題解消措置には、構造的措置（structural remedies）と行動的措置（behavioural remedies）がある。構造的措置は、事業や資産の譲渡を通じて、市場構造そのものを変更するものである。構造的措置の例としては、事業売却やブランド・ライセンスの売却がある。

行動的措置は、特許や知的財産へのアクセス許可など、事業者の将来の行動を義務づけるものである。行動的措置の例としては、ライセンス供与や排他的契約の終了などがある。行動的措置は事後的な監視が必要となるため、構造的措置が実施できない場合の二次的な手段として位置づけられている。

さらに、問題解消措置の履行を確実にするためのメカニズムとして、トラスティ（trustee）の制度が導入されている。トラスティは欧州委員会の承認を得て指名される独立の第三者であり、問題解消措置の実施状況を監視し、欧州委員会に定期的に報告する役割を担う。

(3) 違反に対する措置

域内市場に適合しない企業結合は、欧州委員会の決定により禁止される。当該企業結

³⁶ Commission notice on remedies acceptable under Council Regulation (EC) No 139/2004 and under Commission Regulation (EC) No 802/2004 (Text with EEA relevance)

³⁷ 同上、para.9

合が違法に実施された場合には、欧州委員会は、合併の解消、取得したすべての株式又は財産の処分等の措置を命ずることができる（規則 139/2004 第 8 条）。

欧州委員会は、当事者が企業結合の届出に当たって、故意又は過失により不正確又は虚偽の資料を提供した場合には、当事者の年間総売上高の 1%以下の制裁金を課すことができる。当事者が故意又は過失により届出を怠った場合、又は欧州委員会の決定に反する企業結合を実施した場合には、当事者の年間総売上高の 10%以下の制裁金を課すことができる（同規則第 14 条）。

さらに、当事者が決定により課された義務を遵守しない場合には、直前の事業年度における 1 日の売上高の平均の 5%を超えない範囲の履行強制金を課すことができる（同規則第 15 条）。

(4) 加盟国の国内法との関係

企業結合規制については、EU レベルでの集中審査を原則とする制度が採用されている。すなわち、規則 139/2004 第 1 条に定める基準を満たす共同体規模の企業結合については、同規則第 21 条第 3 項により加盟国は自国の競争法を適用してはならず、欧州委員会が排他的に審査権限を有する。

この仕組みは、いわゆる「one-stop shop」原則と呼ばれ、複数加盟国にまたがる企業結合について単一の審査手続で判断することにより、企業及び当局双方の負担を軽減することを目的としている。ただし、案件の市場影響が特定加盟国に限定される場合には、同規則第 9 条に基づき欧州委員会から加盟国当局へ審査が移送されることがあり、逆に加盟国当局が第 22 条に基づき委員会に審査を要請することも認められている。したがって、企業結合規制は EU による集中審査を基本としつつ、例外的に管轄の調整制度が設けられている。

1.1.3 国家補助分野における関連法令

(1) EU 法の原則ルール

国家補助の分野では、TFEU 第 107 条が国家補助の概念、TFEU 第 108 条が欧州委員会の規制権限と手続を規定している。

TFEU 第 107 条第 1 項では、「形式を問わず加盟国により供与される補助又は国家の資金により供与される補助であって、特定の事業者又は特定の商品の生産に便益を与えることにより競争を歪曲し又はそのおそれがあるものは、加盟国間の通商に影響を及ぼす限り、域内市場と両立しない」として、国家補助の概念を定義している。ただし、以下に該当する国家補助は、例外として禁止されない（TFEU 第 107 条第 2 項）。

- (a) 個々の消費者に供与される社会的性格を有する補助
- (b) 自然災害その他異常事態により生じた損害を補填するための補助
- (c) ドイツ分割により影響を受けたドイツ連邦共和国の一定地域の経済に対し、ドイツ分割による経済的不利を補償するために必要な限度において与えられる補助

また、以下のいずれかに該当する場合は、欧州委員会が域内市場に適合するかどうかの判断を行い、例外的な国家補助として認められる場合がある（TFEU 第 107 条第 3 項）。

- (a) EU 全体からみて経済状態が極度に悪い地域の経済開発を促進するための補助
- (b) EU としての重要な計画への補助、又は加盟国の経済の深刻な攪乱に対する補助
- (c) 特定の経済活動の発展、特定の経済領域の発展を支援する補助
- (d) 文化や遺産の保護を促進する補助
- (e) 欧州委員会の提案に基づき、理事会の決定により特定されるその他の種類の補助

加盟国は、新たな国家補助を実施する場合や既存の国家補助の内容を変更する場合には、当該補助を実施するまでに、欧州委員会（競争総局）に届出を行わなければならない（TFEU 第 108 条第 3 項）。欧州委員会は、加盟国から届出があった国家補助について、TFEU 第 107 条でいう国家補助に該当するかどうか、国家補助に該当する場合は、域内市場に適合するかどうかの評価を行う。

欧州委員会は、当該国家補助が域内市場と適合しないと判断する場合に当該加盟国に対して、国家補助の廃止又は修正を求める決定を行う。加盟国が禁止決定に従わずに国家補助を実施する場合や加盟国が届出を実施しないで国家補助を実施する場合には、欧州委員会は、供与した補助を受領者から取り戻すように加盟国に命じることができる³⁸。さらに、加盟国がこの命令に従わない場合には、欧州委員会は欧州裁判所に提訴することができる（TFEU 第 108 条第 2 項）。

以下では、TFEU 第 108 条に規定された欧州委員会への届出に関して、一定のカテゴリーと要件を定めて、加盟国による届出を免除する一括適用免除規則の例を見ていく。

³⁸ Council Regulation (EU) 2015/1589 of 13 July 2015 laying down detailed rules for the application of Article 108 of the Treaty on the Functioning of the European Union (codification) (Text with EEA relevance), Art.16

(2) 一括適用免除規則

① 包括的一括適用免除規則³⁹（適用期限：2026年12月31日）

国家補助の分野では、包括的一括適用免除規則（GBER）が最も包括的かつ重要な枠組みである。これは、地域援助、中小企業支援、研究開発、環境・エネルギー、雇用訓練支援、インフラ整備などの補助金について、一定の金額上限、補助率、透明性、インセンティブ効果を満たす限り、加盟国による欧州委員会への事前届出を免除するものである。

2023年改正⁴⁰では、グリーン・デジタル移行関連の投資（再生可能エネルギー、ゼロエミッション車両、充電インフラなど）を新たに対象に含め、適用期限を2026年末まで延長した。これにより、加盟国は産業転換を迅速に支援できるようになった。

現行のGBERは2026年12月に期限切れとなるため、新たな規則の制定に向けた議論が行われている。新たなGBER案に対する意見募集が2026年2月～4月にかけて実施され、2026年12月に新規則が適用される予定である⁴¹。

② 農業・林業・農村開発分野における一括適用免除規則⁴²（適用期限：2029年12月31日）

農業・林業・農村開発分野における一括適用免除規則は、自然災害や動物疾病による損害補填、環境保全型農業の支援、農村インフラ整備などに関して、包括的に欧州委員会への事前通知の免除対象としている。2023年から2029年までの期間を対象としており、加盟国が農村・農業セクターに迅速な公的支援を行えるようにすることを目的としている。家畜感染症による損害補償や森林火災後の復旧支援などが典型的な活用事例である。

③ 漁業・養殖分野における一括適用免除規則⁴³（適用期限：2029年12月31日）

漁業・養殖分野における一括適用免除規則は、漁港施設の整備、養殖業の安全性向上、

³⁹ Commission Regulation (EU) No 651/2014 of 17 June 2014 declaring certain categories of aid compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty Text with EEA relevance

⁴⁰ Commission Regulation (EU) 2023/1315 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 651/2014 declaring certain categories of aid compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty and Regulation (EU) 2022/2473 declaring certain categories of aid to undertakings active in the production, processing and marketing of fishery and aquaculture products compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty (Text with EEA relevance)

⁴¹ Commission invites comments on draft new State aid General Block Exemption Regulation https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_453

⁴² Commission Regulation (EU) 2022/2472 of 14 December 2022 declaring certain categories of aid in the agricultural and forestry sectors and in rural areas compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty on the Functioning of the European Union (Text with EEA relevance)

⁴³ Commission Regulation (EU) 2022/2473 of 14 December 2022 declaring certain categories of aid to undertakings active in the production, processing and marketing of fishery and aquaculture products compatible with the

環境負荷の低減、災害補償などを包括的に事前通知の対象から除外し、加盟国が迅速に政策的支援を実施できるようにしている。2023年から2029年まで有効であり、持続可能な養殖技術への投資や異常気象による被害補填が実務上の主な対象となる。

1.2 競争当局の執行方針、その他競争政策の最新状況、関係ステークホルダーの受け止め、政策検討で重視されている要素

1.2.1 欧州委員会の執行方針と重点領域

欧州委員会および各加盟国の競争当局は、EUの域内市場におけるカルテルの摘発、支配的地位濫用の監視、企業結合審査を中心に執行を続けてきた。特に2010年代以降は、巨大IT企業による市場支配や買収への監視を強め、Googleに対する制裁金の賦課やApple、Amazonへの調査などデジタル市場での執行が際立っている。

EUでは、2023年5月よりデジタル市場法（Digital Market Act : DMA）が適用されている。DMAはデジタル市場において、ゲートキーパーと認定された大規模事業者に対して、事前的に一定の義務や禁止を課すルールである。DMA規則⁴⁴第1条第6項では、同規則がTFEU第101条及び第102条及び加盟国の競争法の適用を妨げないと規定しており、競争法と並行して適用される独立の規則として位置づけられている。

また、競争当局の重点として、価格面での競争維持だけでなく、イノベーションへの影響も重視する傾向にある。例えば、後述するIlluminaによるGRAIL買収事例のように、大企業によるベンチャー企業買収を通じた将来の競争力除去（いわゆるキラー買収）への対処を行っている。欧州委員会は通常管轄外となる規模の小さい買収案件であっても、加盟国の要請を受けて審査できる方策⁴⁵を用いる傾向にある。

1.2.2 ドラギレポートを踏まえた政策見直しの動向⁴⁶

(1) ドラギレポート⁴⁷（2024年9月）

ドラギ元欧州中央銀行（ECB）総裁は、2023年9月にフォン・デア・ライエン欧州委員長から受けた諮問を踏まえて、2024年9月に「欧州の競争力の将来（The future of European competitiveness）」（通称：ドラギレポート）を公表した。ドラギレポー

internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty on the Functioning of the European Union

⁴⁴ Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act) (Text with EEA relevance)

⁴⁵ 企業結合規則 139/2004 第 22 条

⁴⁶ 柳武史（2025）「EU 競争法における European Champions 理論の現在地—2024 年ドラギ報告書を手がかりとして—」『一橋法学』第 24 巻第 2 号、pp.309-350 参照。

⁴⁷ European Commission, The Draghi report on EU competitiveness https://commission.europa.eu/topics/eu-competitiveness/draghi-report_en

トは、欧州の経済競争力に関する包括的な報告書であり、産業政策や貿易政策など幅広い分野をカバーしている。レポートでは主要な3つの変革として、イノベーション格差の解消、脱炭素化と競争力強化の共同計画、安全保障の強化と依存度の低減を掲げている。

レポート自体は、欧州の競争力の戦略に関する Part A と詳細な分析と提言に関する Part B の2部で構成されている。このうち、Part B の第2部第4章は、「競争の見直し (Revamping competition)」というタイトルを掲げており、以下の10項目の提案が記載されている。

- ① 欧州委員会競争総局の決定においてイノベーションと将来の競争の重要性を強調し、新たな技術開発が消費者にとって変化をもたらす分野での成長を促進する
- ② 競合企業間の新たな合意、調整、共同展開に関する明確なガイダンスやテンプレートを提供する
- ③ 専門機関によって安全保障とレジリエンスの基準を策定し、欧州委員会競争総局の審査に組み込む
- ④ 効率性を向上させる産業政策の手段として、国家補助規制を用いる
- ⑤ 欧州共通利益に適合する重要プロジェクト (Important Projects of Common European Interest : IPCEI) ⁴⁸の改革と拡大
- ⑥ 国家補助やその他の競争政策手段を通じて、オープンアクセス、相互運用性、EU基準の遵守を促進するインセンティブを設ける
- ⑦ デジタル市場法と外国補助金規制の施行に伴う新たな権限を効果的に用いる
- ⑧ 事前規制・事後規制とモニタリングを強化する
- ⑨ 4つの領域⁴⁹に新たな競争ツール (New Competition Tool : NCT) ⁵⁰を導入する
- ⑩ 意思決定プロセスを迅速化し、決定の予測可能性を高める

ドラギレポートでは、欧州の伝統的な競争政策の重要性を強調する一方で、強力な競争政策が、巨大企業との競争のために十分な規模を必要とする欧州企業の要請と矛盾するのではないかとの問題提起をしている。競争の強化は一般的にイノベーションの促進

⁴⁸ 複数の加盟国が共同で大規模な研究開発やインフラ投資を行う際に、国家補助の規制を緩和する特例措置。

https://competition-policy.ec.europa.eu/state-aid/ipcei_en

⁴⁹ (i)暗黙の共謀、(ii)消費者保護の必要性が高まる市場、(iii)経済的回復力が弱い市場、(iv)当局が受け取った情報から、当該行為が過去に執行措置の対象となったことが示される場合が4つの潜在的な介入領域として挙げられている。

⁵⁰ 新たな競争ツールとは、構造的な競争問題に対処し、企業と共同で解決策を決定するための市場調査手段をいう。急速に進化する現代経済における競争政策執行の潜在的な手段として設計されているが、実際にはまだ用いられていない。

と価格の低下をもたらすが、イノベーションを阻害する場合もあると指摘している⁵¹。

このような背景をもとに、「①欧州委員会競争総局の決定においてイノベーションと将来の競争の重要性を強調し、新たな技術開発が消費者にとって変化をもたらす分野での成長を促進する」との提案がなされている。現行の企業結合規制を目的にかなうものとするためには、企業結合ガイドラインの見直しが必要であり、新たなガイドラインでは、合併会社が提示すべき証拠を説明し、イノベーションの抗弁 (innovation defence) を認めるべきであると述べている⁵²。

ドラギレポートは分野別の政策にも言及しており、Part B の第 1 部第 7 章では、防衛産業に対する競争法の執行の課題について、「EU の競争法執行は防衛産業の統合を阻害する可能性がある。EU の一般的な競争規則は防衛分野にも適用される。加盟国は、自国の本質的な安全保障上の利益を保護するために必要な軍事活動についてのみ、例外的にこれらの規則から免除される。特に、デュアルユース製品（防衛目的と民間目的の両方に使用可能な製品）に関しては、EU の競争法執行が、特に市場支配力を生み出すような企業合併や規模拡大を妨げたり、抑制したりする可能性がある⁵³」と述べている。したがって、競争政策の見直しに当たっては、「競争政策に関する横断的提案に沿って、イノベーションを促進する可能性、安全保障とレジリエンス、協調と共同展開の必要性に関する基準をより重視する⁵⁴」としている。

(2) 指令書⁵⁵ (2024 年 9 月)

ドラギレポートでの提言を受けて、欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は、競争政策担当として、テレサ・リベラ氏を指名する際の指令書 (Mission Letter) において、競争政策の近代化に着手するよう求めた。

指令書の中では、競争政策に関連して、「私たちの目標は、公正な競争条件を確保し、企業の投資、イノベーション、成長へのインセンティブを確保し、商品・サービスの価格上昇や品質低下から消費者を保護するものでなければならない。また、競争政策は、サプライチェーンに対する地政学的その他の脅威や、補助金による不公正な競争に直面した際のレジリエンスの重要性の高まりを反映したものでなければならない⁵⁶」と述べ

⁵¹ The future of European Competitiveness : Part B : In-depth analysis and recommendations, p.298

⁵² 同上、p.299

⁵³ 同上、p.162 *TFEU 第 346 条では、いずれの加盟国も武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引に関して、自国の安全保障上の重大な利益を保護するために必要な措置を取ることができるとされている。

⁵⁴ 同上、p.170

⁵⁵ Ursula von der Leyen, Mission Letter: Teresa Ribera Rodríguez: Executive Vice-President-designate for a Clean, Just and Competitive Transition

⁵⁶ Mission Letter, p.5

られている。

また、競争政策を近代化するための取組として、水平的企業結合ガイドラインの見直しが挙げられており、この見直しは「レジリエンス、効率性、イノベーション、特定の戦略的分野における競争の時間軸や投資強度、変化する防衛・安全保障環境など、欧州経済のより差し迫った必要性に適切な重み付けを与えるものでなければならない⁵⁷⁾」とされている。

(3) 欧州議会における承認公聴会⁵⁸⁾ (2024年11月)

欧州議会におけるリベラ委員の承認公聴会 (Confirmation hearing) では、競争政策に関する質疑応答が行われた。書面による質問⁵⁹⁾では、「『競争政策への新たなアプローチ』はどのような変化を伴う可能性があるか、また、産業政策との整合性をどのように高めることができるか。企業結合規制の適用に関する現状に満足しているか」等の質問がなされた。

これに対して、リベラ委員は「競争政策と、産業政策・通商政策・予算政策などの他の政策は、長期的な競争力と経済成長を促進する上で補完的な役割を果たしている。ドラギ報告書で認識されているように、市場経済では効果的な競争なくして競争力は存在しない。競争政策が適切に執行されることにより、イノベーションが促進されるはずであり、適切なインセンティブの設定を支援することにより、欧州の産業政策がより効率的で効果的なものとなることを確保することができる⁶⁰⁾」と回答している。

企業結合規制に関しては、「EU は伝統的に市場統合とそれがもたらす利益に対して好意的な見方をとってきた。ただし、統合が効果的な競争を著しく阻害する場合、とりわけ過剰な市場支配力に繋がり、中小企業や消費者を含む EU 経済全体に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、明確な例外となる。市場支配力の過度の蓄積を阻止するという基本的な目標は維持されなければならないが、EU の企業結合規制は、グローバル化、デジタル化、サステナビリティ、イノベーション、レジリエンスといった現代のニーズやダイナミクスを捉えるために進化し続けなければならない。投資集約型事業の効率的な規模の変化、あるいは競合企業の地理的な事業範囲の変化も考慮に入れるべきである。他地域で製品を開発した新規サプライヤーを評価する、あるいは、より信頼できる地元のサプライヤーに価値を見出すという長期的な顧客の意思を考慮すべきである・・・し

⁵⁷⁾ 同上、p.6

⁵⁸⁾ Confirmation hearing of Teresa Ribera Rodríguez, Commissioner-Designate, Clean, Just and Competitive Transition (12.11.2024)

⁵⁹⁾ Questionnaire to the Commissioner-Designate: Teresa Ribera: Executive Vice-President for the Clean, Just and Competitive Transition, p.4.

⁶⁰⁾ 同上、p.4

たがって、私は、ミッションレターに沿って水平的企業結合ガイドラインの見直しに取り組む⁶¹」と述べた。

(4) EU 競争力コンパス⁶² (2025 年 1 月)

EU 競争力コンパス (A Competitiveness Compass for the EU) は、ドラギレポートの提言を具体化するロードマップとして欧州委員会が発表した政策文書である。ドラギレポートで示された 3 つの変革 (イノベーション格差の解消、脱炭素化と競争力強化の共同計画、安全保障の強化と依存度の低減) の内容に沿って、3 つの主要行動の柱が示されている⁶³。競争政策に関連した取組としては、主要行動の柱 1 の中で「水平的企業結合ガイドラインの改定」、主要行動の柱 2 の中で「新たな国家補助枠組み」が挙げられている。

競争力コンパスの中で、競争政策に関しては、以下のような記述がある。

「競争政策もまた、欧州の競争力を強化するための重要な手段である。明確で予測可能なルールによる厳格かつ効果的な反トラスト及び企業結合規制の執行は、公正な競争を保護し、企業のイノベーションと効率性向上のインセンティブとなる。同時に、深化した技術や画期的なイノベーションを開発するためのグローバルな競争において、競争政策は進化する市場と技術イノベーションに歩調を合わせなければならない。そのためには、共通の目標により良く適応し、企業がグローバル市場で規模を拡大できるようにする一方で、単一市場において常に公正な競争条件を確保する、新たなアプローチが必要である」⁶⁴

「このことは、欧州経済の喫緊の必要性に照らして、特定の戦略的分野における競争のイノベーション、レジリエンス、投資強度に適切な重み付けが与えられるよう、合併を評価するためのガイドラインの改定に反映されるべきである。より一般的には、新しい EU の競争政策のアプローチでは、執行を簡素化し、迅速化するだけでなく、執行を強化し、よりターゲットを絞ることが求められる。また、EU 全体の目標、特にイノベーション・ギャップの解消、関連する場合には効率的な規模の必要性への取組、EU 産業の脱炭素化への支援に資する一貫したアプローチを確保する」⁶⁵

⁶¹ 同上、pp.4-5

⁶² European Commission, A Competitiveness Compass for the EU
https://commission.europa.eu/topics/competitiveness/competitiveness-compass_en

⁶³ European Commission, Factsheet: Competitiveness Compass
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/fs_25_338

⁶⁴ A Competitiveness Compass for the EU, p.6

⁶⁵ 同上、pp.6-7

(5) クリーン産業ディール⁶⁶（2025年2月）

クリーン産業ディールとは、競争力強化と脱炭素化を両立し、EUの気候目標への取り組みを推進する産業政策のパッケージである。クリーン産業ディールは、EU競争力コンパスで示された方向性をクリーンテック・脱炭素の分野でさらに具体化するものと言える。

競争政策に関連する記述として、主要施策：公的及び民間投資の項目では、新たなクリーン産業ディール国家補助枠組みの策定が挙げられている⁶⁷。新たなクリーン産業ディール国家補助枠組みにより、加盟国には5年という長期的な計画期間が与えられ、企業にはクリーン産業ディールの目標設定に貢献するプロジェクトに対する投資予測可能性が提供されると述べている⁶⁸。

また、国家補助規則の簡素化は不可欠であることを指摘し、包括的一括適用免除規則（GBER）の見直しにより、企業と加盟国の双方の事務負担が大幅に軽減され、産業への必要な支援が促進されるとしている⁶⁹。

その他に、主要施策：グローバル市場と国際パートナーシップの項目では、外国補助金規制に関するガイドラインの採択が提示されている⁷⁰。

(6) クリーン産業ディール国家補助枠組み（2025年6月）

クリーン産業ディール国家補助枠組み（Clean Industrial Deal State Aid Framework：CISAF）⁷¹とは、クリーン産業ディールの実現に必要な加盟国による国家補助を、EUの国家補助ルールの下で明確かつ迅速に認めるための枠組みである。CISAFは2025年6月より開始され、2030年12月31日まで適用される。

TFEU第107条第1項により、原則としてEU加盟国による国家補助は禁止されている。しかし、TFEU第107条第3項により、一定の領域の国家補助については例外的に域内市場と適合すると認められる場合がある。

CISAFでは、以下の5つの重点分野において、国家補助規制の審査基準を明確化し、審査の迅速化を目指している。

⁶⁶ European Commission, Clean Industrial Deal
https://commission.europa.eu/topics/competitiveness/clean-industrial-deal_en

⁶⁷ 同上、p.13

⁶⁸ 同上、p.12

⁶⁹ 同上、p.12

⁷⁰ 同上、p.19

⁷¹ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION – Framework for State Aid measures to support the Clean Industrial Deal (Clean Industrial Deal State Aid Framework)

- 再生可能エネルギーおよび低炭素燃料の導入
- 低コストのクリーン電力への移行を促すため、エネルギー集約型事業者に対する一時的な電力料金の軽減措置
- 既存の生産施設の脱炭素化
- EU 域内のクリーン技術製造能力の拡充
- クリーンエネルギー、脱炭素化、クリーン技術、エネルギーインフラ、循環経済を支援するプロジェクトへの投資リスクの軽減

(7) 企業結合ガイドラインの見直し⁷²

ドラギレポートやリベラ委員への指令書の内容を受けて、欧州委員会が中心となり、企業結合ガイドラインの見直しの作業が行われている。2025年の5月から9月にかけて、企業結合ガイドラインの改訂に向けた公開協議が行われ、2025年10月末に公開協議の結果が公表された⁷³。2025年末から2026年にかけては、関係者とのワークショップ等が開催される見通しである。今後1、2年かけて議論が進められ、2026年末に新ガイドライン草案の公開協議、2027年末に新ガイドラインの適用が予定されている。

企業結合ガイドラインの改訂に向けた公開協議では、一般向けと専門家向けの二本立てで意見募集が行われ、専門家向けでは以下の7つの重点項目に関する技術的な意見が求められた。

<p>トピック A： 競争力と経済のレジリエンス</p>	<p>競争政策を通じて欧州経済の生産性・競争力を高めること、かつ変化やショックに対して強靱な産業・サプライチェーンを維持することに関する論点。規模獲得・グローバル参入・バリューチェーンの多様化など、合併によりスケールや強靱性を増す可能性がある一方、過度の市場支配が競争・回復力を損なうリスクも考慮する必要がある。</p>
<p>トピック B：市場支配力の評価手法</p>	<p>合併が市場支配力を強め、競争を実質的に</p>

⁷² European Commission, Review of the Merger Guidelines
https://competition-policy.ec.europa.eu/mergers/review-merger-guidelines_en

⁷³ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14596-Merger-guidelines-review/public-consultation_en

	<p>阻害するかどうかを、シェア・集中度だけでなく多様な構造指標や市場特徴に基づいて評価すべきという論点。既存のガイドラインが市場シェア・HHI 指数⁷⁴などに重きを置いてきたが、デジタル化・利益率上昇等の変化を踏まえ、供給能力、切り替えコストと参入障壁の評価などの指標を活用すべきである。</p>
<p>トピック C： イノベーションその他の動的要素</p>	<p>企業が価格・数量競争だけでなく、将来の投資・革新・参入可能性を通じて競争するという動的側面を、企業結合審査に反映すべきという論点。革新や投資は将来予測・不確実性を伴うため、現行ガイドラインが主に静的な競争分析に偏っている中で、動的競争影響をどう定量・定性分析に組み込むかが課題となっている。</p>
<p>トピック D： 持続可能性とクリーン技術</p>	<p>脱炭素・クリーン技術・持続可能な経済への移行を、企業結合審査の枠組みにどう組み込むかという論点。欧州委員会は、環境や持続可能性の側面を企業結合審査の様々な段階で考慮に入れるようになってきている。合併は、クリーン技術の普及・資源効率化・多元的供給網の強化に資する可能性がある。</p>
<p>トピック E：デジタル化</p>	<p>デジタル市場・プラットフォーム化といった構造変化を、企業結合審査に適切に反映すべきという論点。欧州委員会は、企業結合審査の枠組みを従来の水平・垂直の二分法から拡張している。合併による排除行為やエコシ</p>

⁷⁴ ハーフィンダール・ハーシュマン (HHI) 指数：特定の産業における企業の競争状態を測る指標のひとつで、各企業の市場占有率の2乗を加算して算出する。

	システム内での市場支配強化などを、定量・定性指標としてどう扱うかが検討対象となる。
トピック F：効率性評価	合併による効率性の主張を、競争阻害リスクと比較してどのように審査枠に組み込むかという論点。現行ガイドラインで①消費者への利益、②合併特有、③検証可能という効率性主張の要件はあるものの、グリーン効率・デジタル効率など新たな環境を踏まえ、どのような証拠・評価基準を設けるかが技術的論点となる。
トピック G： 公共政策・安全保障・労働市場の考慮	競争政策以外の公共政策的関心（安全保障・防衛・労働市場等）を、企業結合審査でどの程度考慮すべきかについての論点。安全保障・防衛分野では加盟国が公共安全を理由に合併に介入でき、今後は地政学的環境の変化を踏まえた指針整備も検討されている。

これらの項目は、ドラギレポートや指令書で指摘された事項を盛り込んでおり、企業結合審査において、非価格要因や政策目標をどのように扱うかがテーマとなっている。

欧州委員会の取りまとめ⁷⁵によると、公開協議では 106 件の回答が寄せられ、回答者には大企業 43 社、中小企業 16 社、弁護士・経済コンサルタント 10 件、国内競争当局 9 機関、研究者 8 名、消費者 5 名、その他の回答者（労働組合、その他の公的機関、NGO を含む）15 件が含まれていた。各トピックに対しては、以下のような意見が寄せられている。

トピック A：競争力と経済のレジリエンス

回答者からは、企業結合が EU 経済の競争力、イノベーション、レジリエンスに与

⁷⁵ DG Comp Working Document, “overview of the main trends identified in the replies to the General and In-depth Consultations” https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/5a34ea69-5876-4cd9-a9ff-bc475cd6150e_en?filename=merger-guidelines-review-consultations-2025_overview-of-main-trends.pdf

える影響について多面的な視点が示されている。特に、AI やバイオテクノロジーなど固定費が高く、技術の進歩が急速で、ネットワーク効果や規模の経済が働く分野において、ハイリスクのイノベーションや投資を推進し、株式投資へのアクセスを改善するうえで、規模の重要性が強調されている。

他方、多くの回答者は、市場支配力を生み出す合併に関して、イノベーションや投資における規模のメリットが EU の企業結合規制の文脈で考慮されるのは、反競争的効果を上回る場合に限り、慎重な個別審査が必要であるとも考えている。

複数の回答者は、イノベーション、レジリエンス、競争力が EU の企業結合規制の新たな政策目標となるべきと考えている一方で、他の回答者はより慎重な立場をとり、競争力の評価に競争保護以外の目標を含めることに対して警鐘を鳴らしている。

トピック B：市場支配力の評価手法

回答者は概ね、現行の企業結合ガイドラインが市場支配力の評価における構造的指標に関して、ある程度は明確な指針を提供していると考えている。回答者の多くは市場シェア等の構造的指標が市場支配力の有用な一次スクリーニングとして機能すると強調する一方、相当数の回答者は、これらによって法的な推定を生じさせるべきではないと主張している。

トピック C：イノベーションその他の動的要素

合併の影響を評価するためには個別のケースごとの検討が不可欠であり、投資・革新水準への短期的・長期的な影響及び潜在的なプラス・マイナス両面の影響を評価するべきと指摘されている。多くの回答者は、革新と投資への影響は業種によって異なるため、業種固有の特性（異なる投資サイクル、資本集約度、技術変化率など）を考慮するべきと主張している。

合併の影響を評価する時間軸に関しては、各市場の特性に合わせて調整されるべきとする回答が多い。より遠い将来の市場動向を含めた予測評価に内在する不確実性と予想される影響の大きさの間のトレードオフに関しては、回答者によって意見が分かれている。期待される効果が大きい場合には不確実性を一定程度許容すべきという意見もあれば、長期の効果を考慮する際には、より強固な証拠や説得力のある立証が必要とする意見もある。

トピック D：持続可能性とクリーン技術

改訂ガイドラインでは持続可能性を競争の非価格的要素として明示的に考慮すべきとの回答が多かった。改訂ガイドラインでは、持続可能性の利益が顕在化するまでのより長い評価期間を認めるべきという意見が多数を占めた。また、それらの利益が影響を受ける市場の外で顕在化する場合や合併によって直接影響を受ける消費者よりも広範な消費者グループに利益をもたらす可能性がある。

ただし、多数の回答者は、効率性評価における三要件（消費者への利益、合併特有性、検証可能性）を満たし、持続可能性による利益が反競争的效果を上回る必要性を述べている。さらに、複数の回答者は、利益を広く認めることによるグリーンウォッシュの危険性にも言及している。

トピック E：デジタル化

デジタル産業においてイノベーションや競争関係が長期に形成される点から、企業結合の影響を3～5年、場合によっては10年以上の時間軸で評価すべきだという意見が述べられた。また、支配的企業に有利な転換点に達していない市場と既に転換点を過ぎた市場を区別することの重要性を述べる回答者もいる。市場の転換点を検討する際には、ネットワーク効果（特にプラットフォーム側のユーザー数の推移）の分析に重点を置くべきだと主張している。

トピック F：効率性評価

現行の効率性評価の枠組み（消費者への利益、合併特有性、検証可能性）が依然として有効であることに同意しつつも、欧州委員会がこれらの基準を実際にどのように適用するかをより詳細に説明するべきとの意見があった。多くの回答者は、欧州委員会の効率性に対する現在のアプローチが厳格かつ硬直的で、過度に制限的であると考えている。

効率性を判断する時間軸については、主張される効率性の性質や当該業界の特性に基づき個別に決定すべきであり、実現に時間を要する効率性を最初から排除すべきではないとの回答が多かった。同時に、一部の回答者は、効率化の実現に要する期間が長く、不確実性が高い場合には、合併当事者の立証責任がより重くなると主張している。

トピック G：公共政策・安全保障・労働市場の考慮

安全保障や防衛に関する考慮事項を改訂ガイドラインに反映させるべきとの意見が多く寄せられた。ただし、改訂ガイドラインにおいて安全保障・防衛の分野を明示的に扱うべきか、あるいはこの分野に関連する問題はそれぞれの一般的なガイダンスで扱う

方が適切かについては意見が分かれた。本トピックに意見を述べた多くの回答者は、企業結合規則第 21 条第 4 項に基づく「公共の安全保障上の利益」の評価に関するガイドラインを欧州委員会が公表することを提案している。

このガイドライン見直しには広範なステークホルダーが関心を寄せており、各種企業・業界団体・法律実務家等から様々なコメントや論考が出されている⁷⁶。

例えば、フランス及びヨーロッパのスタートアップとベンチャーキャピタルを代表する **France Digitale** からは、欧州委員会による企業結合ガイドラインの改訂を歓迎する意見が出されている⁷⁷。企業結合ガイドラインの改訂は、欧州がグローバル市場において協力で競争力のあるプレーヤーであり続けるために重要な一歩であると述べている。同団体は EU のスタートアップ及びスケールアップ戦略の重要性を認識しているが、こうした取組は、近代的で革新と成長を持続させることのできる競争政策の枠組みによって支えられて、初めて効果を発揮すると強調している。EU 裁判所の判例の進化により、包括的な制度の見直しが必要である点も指摘している。

イギリスに所在する **Vodafone Group** からも欧州委員会による企業結合ガイドラインの見直しを歓迎する意見が提出されている⁷⁸。しかし、ガイドラインの見直しだけではなく、企業結合規則と問題解消措置に関する告示を含めた包括的な合併の枠組みの見直しが必要であると述べている。新ガイドラインの策定に当たっては、①品質やイノベーションなどの消費者福祉を考慮した動的なアプローチの採用、②短期的な効率性のバイアスの排除、③デジタル市場・多面的市場へのアプローチの見直し、④EU の戦略的目標との整合性が必要であると主張している。④の項目では、企業結合審査において、安全保障などの他の戦略的目標を考慮すべきと述べている。

労働組合を代表する組織である **industriAll Europe** からは、雇用や労働条件への影響を懸念する意見が表明されている⁷⁹。EU の企業結合審査は、主に経済効率と消費者福祉に焦点を当て、社会的対話や労働への影響を十分に考慮していないと指摘している。合併や買収の後には再編や生産体制の変更、雇用削減、海外移転が生じることが多いに

⁷⁶ Feedback and statistics: Call for evidence

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14596-Merger-guidelines-review/feedback_en?p_id=19625

⁷⁷ Feedback from: France Digitale

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14596-Merger-guidelines-review/F3621814_en

⁷⁸ Feedback from: Vodafone Group

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14596-Merger-guidelines-review/F3618473_en

⁷⁹ Feedback from: IndustriAll Europe

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14596-Merger-guidelines-review/F3594320_en

もかかわらず、EUの競争当局は雇用影響や労働者への悪影響を緩和する措置を評価していないと述べている。

また、アメリカの産業界団体である USCIB（米国国際ビジネス評議会）は、欧州委員会の目指す競争的で革新的かつ消費者重視の市場環境づくりを支持する立場から意見書を提出している⁸⁰。

USCIB は、急速に変化する技術・デジタル分野などでは、明確で予見可能かつ経済的に合理的な企業結合審査プロセスが重要だと強調し、企業結合の潜在的リスクと同時にイノベーション促進や効率性向上などのメリットにも目配りするバランスの取れたアプローチを求めている。さらに、競争状況の将来予測（イノベーションの動向や品質向上など）を適切に評価しつつ、ガイドラインの改訂によって全ての利害関係者にとって透明性・公平性・法的確実性が確保されるべきだと提言した。

欧州委員会競争総局のロリオ副総局長は、2025年11月にブリュッセルで開催された「Informa Competition Law: Advanced EU」カンファレンスにおいて基調講演を行い⁸¹、以下のメッセージを公表した。

- 動的効果はイノベーションや投資だけではなく、将来の価格効果も含み得る。
- 動的な競争を保護するとは、競争結果の不確実性を維持することである。重要なのはイノベーション競争を継続させることであり、どの製品や企業が勝つかを予測することではない。
- 不確実性の受容は投機的行為の容認ではない。合理的に予測可能な将来効果は評価対象に含まれる。
- 動的効果はラベルではない。正負両方の可能性があり、静的効果と併せて厳密に評価すべきであり、常に証拠に基づくべきである。

⁸⁰ USCIB Competition Committee Weighs in on EU Merger Guidelines Consultation

<https://uscib.org/uscib-competition-committee-weighs-in-on-eu-merger-guidelines-consultation/>

⁸¹ Guillaume Lorient, Deputy Director-General for Mergers, delivered a keynote speech "Dynamic effects of mergers: Looking beyond labels"

https://www.linkedin.com/posts/eucompetitionpolicy_insightful-and-engaging-discussions-at-activity-7396572826478170113-a35p?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAfyESz0BHoHSpJUwwe1BGLav_8nMntfBhtY

htY

1.2.3 CMO 規則に関する動向

(1) CMO 規則の概要

農業分野においては、農業市場の特殊性や EU の共通農業政策（CAP）を踏まえて、競争政策の例外的なルールが定められている。TFEU 第 42 条では、EU の競争ルールがどの範囲で農業分野に適用されるかにつき、共通農業政策の目的を考慮して、欧州議会及び理事会が決定できるとしている。

ここで言う共通農業政策の目的は、①農業生産性の向上、②農業従事者の公正な生活水準の確保、③市場の安定化、④供給の安定性の確保、⑤消費者への適正な価格での供給の確保である（TFEU 第 39 条）。なお、EU における主要な農産物の価格は、欧州委員会の農業・農村開発総局（DG AGRI）がモニタリングを行っている⁸²。

農業分野における競争政策の例外に関しては、CMO 規則⁸³が規定している。CMO 規則が大前提として確認しているように、TFEU 第 101 条及び第 102 条は、「CMO 規則に特別の定めがある場合を除いて」、農産物の生産や取引にも適用される（CMO 規則第 206 条）。すなわち、TFEU 第 101 条や第 102 条は、原則として農業分野にも全面的に適用されるが、CMO 規則がいくつかの例外を定めている。

条文の構造を整理すると、TFEU 第 101 条の対象となる何らかの競争制限がある協定であっても、共通農業政策の目的を達成するために必要で、「価格固定や市場分割といったハードコアの範囲に入らない」限り、TFEU 第 101 条の適用を除外することになる。

CMO 規則が定める例外として、農業生産者及び生産者団体等による協定（CMO 規則第 209 条）、認定 IBO⁸⁴による協定（同規則第 210 条）、持続可能性基準に関する協定（同規則第 210a 条）がある。

CMO 規則第 209 条により、農業生産者や生産者団体等が結ぶ生産・販売・共同施設利用に関する協定は、共通農業政策の目的を達成するために必要であり、競争の排除や同一価格の強制を伴わない場合に、TFEU 第 101 条の適用対象外となる。

具体的な適用事例として、スペインのオリーブオイル部門の事例がある⁸⁵。スペイン

⁸² https://agriculture.ec.europa.eu/data-and-analysis/markets/overviews/market-observatories_en

⁸³ Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007

⁸⁴ IBO (Interbranch Organization) とは、農業のサプライチェーンに属する生産者・加工業者・流通業者など複数段階の事業者が参加する法的に認定された協議体である。具体的な活動の例として、市場の透明性向上に資するため、生産コストや価格指標等の集成的データの公表や分析等を行うことがある（CMO 規則第 157 条）。

⁸⁵ COMMISSION DECISION of 28.10.2020 on the request for an opinion pursuant to Article 209 of Regulation (EU) No 1308/2013 by the Cooperativas agro-alimentarias – Spanish olive oil sector

の農業協同組合団体（Cooperativas agro-alimentarias : CAA）は、オリーブオイルの供給過剰時に加盟協同組合が一定量を自主的に一時保管し、供給を自己調整する「市場安定化メカニズム⁸⁶」について、CMO 規則第 209 条に基づく欧州委員会の意見を求めた。欧州委員会は、同一価格の義務付けや競争排除を伴わないこと等を前提に、本件が CMO 規則第 209 条の枠内で適法に実施可能と判断した。

生産者・加工業者・流通業者等で構成される認定 IBO による協定に関しては、CMO 規則第 210 条により、同規則第 157 条に定める市場の透明性の確保等のため必要であれば、TFEU 第 101 条の対象外となる。ただし、価格・数量の固定や市場分割、過度の競争排除を含む協定は、いかなる場合でも禁止される。

具体的な適用事例としては、フランスの乳製品分野の認定 IBO（Centre national interprofessionnel de l'économie laitière : CNIEL）によるチーズの市場指標の事例がある⁸⁷。CNIEL は、オーヴェルニュ地域の 4 つのチーズ等について、「市場指標」を作成・公表する措置を CMO 規則第 210 条に基づき欧州委員会へ通知した。指標は、公式に公表される過去の匿名化された集計データを用いて算定され、当事者の契約交渉における情報提供やバリューチェーン理解の向上を目的とし、参照は任意で価格設定を拘束しない。

欧州委員会は、当該指標が透明性向上を目的とする情報提供であり、価格・数量固定や市場分割、競争排除などを生じさせないとして、TFEU 第 101 条第 1 項は適用されない旨を決定した。

持続可能性基準に関する第 210a 条では、①農産品の生産者が関与し、②法定基準を上回る持続可能性基準を達成するために、③競争制限が不可欠な場合、TFEU 第 101 条の適用が除外されるとしている。

持続可能性基準とは、以下の 1 つ以上の目的に資することを目的とする基準を言う（第 210a 条第 3 項）。

(a) 気候変動の緩和と適応、景観・水・土壌の持続可能な利用と保護、食品廃棄物の削減を含む循環型経済への移行、汚染の予防と防止、生物多様性と生態系の保護と

⁸⁶ 本メカニズムは、需要（国内消費+輸出）を 25%超過する場合に限り、農業組合団体内の委員会での合意を経て、数量・期間を限定して保管し、違反にはペナルティも設けるなど条件付きで運用される。

⁸⁷ COMMISSION DECISION of 13.4.2021 on the notification pursuant to Article 210 of Regulation (EU) No 1308/2013 by the Centre national interprofessionnel de l'économie laitière (CNIEL) - Market indicator for four protected designations of origin (PDOs) in the French Auvergne region

回復を含む環境目標

- (b) 農薬の使用を減らし、その使用から生じるリスクを管理し、あるいは農業生産における抗菌剤耐性の危険を減らすような方法で、農産物を生産すること
- (c) 動物の健康と動物福祉

2023年に欧州委員会は、CMO規則第210a条の適用に関するガイドライン⁸⁸を公表している。本ガイドラインは、農業・食品のサプライチェーンにおける生産者及び事業者が自ら持続可能性基準に関する協定を評価する作業を支援することにより、法的確実性を提供することを目的としている。また、加盟国の国内裁判所及び国内競争当局に対して、第210a条の適用に関する指針を提供することも目的とする。

同ガイドラインにおいては、以下についての指針が示されている。

- ① 第210a条の人的適用範囲及び同条が対象とする製品
- ② 第210a条の物的適用範囲
- ③ 第210a条に基づきTFEU第101条1項の適用から除外される競争制限の種類
- ④ 第210a条における不可欠性の概念
- ⑤ 第210a条の時間的適用範囲
- ⑥ 特定の持続可能性基準に関する協定が第210a条の要件を満たすか否かについて欧州委員会に意見を求める手続
- ⑦ 欧州委員会及び国内競争当局による事後介入の条件
- ⑧ 第210a条の条件が満たされているか否かを立証する責任の所在

⑥の項目として記載があるように、生産者又は生産者の団体は、持続可能性基準に関する協定が、第210a条の要件を満たすかどうかについて、欧州委員会に意見を求めることができる（CMO規則第210a条第6項）。欧州委員会は、意見の要求を受け取ってから4ヵ月以内に、申請者に意見を提供する。

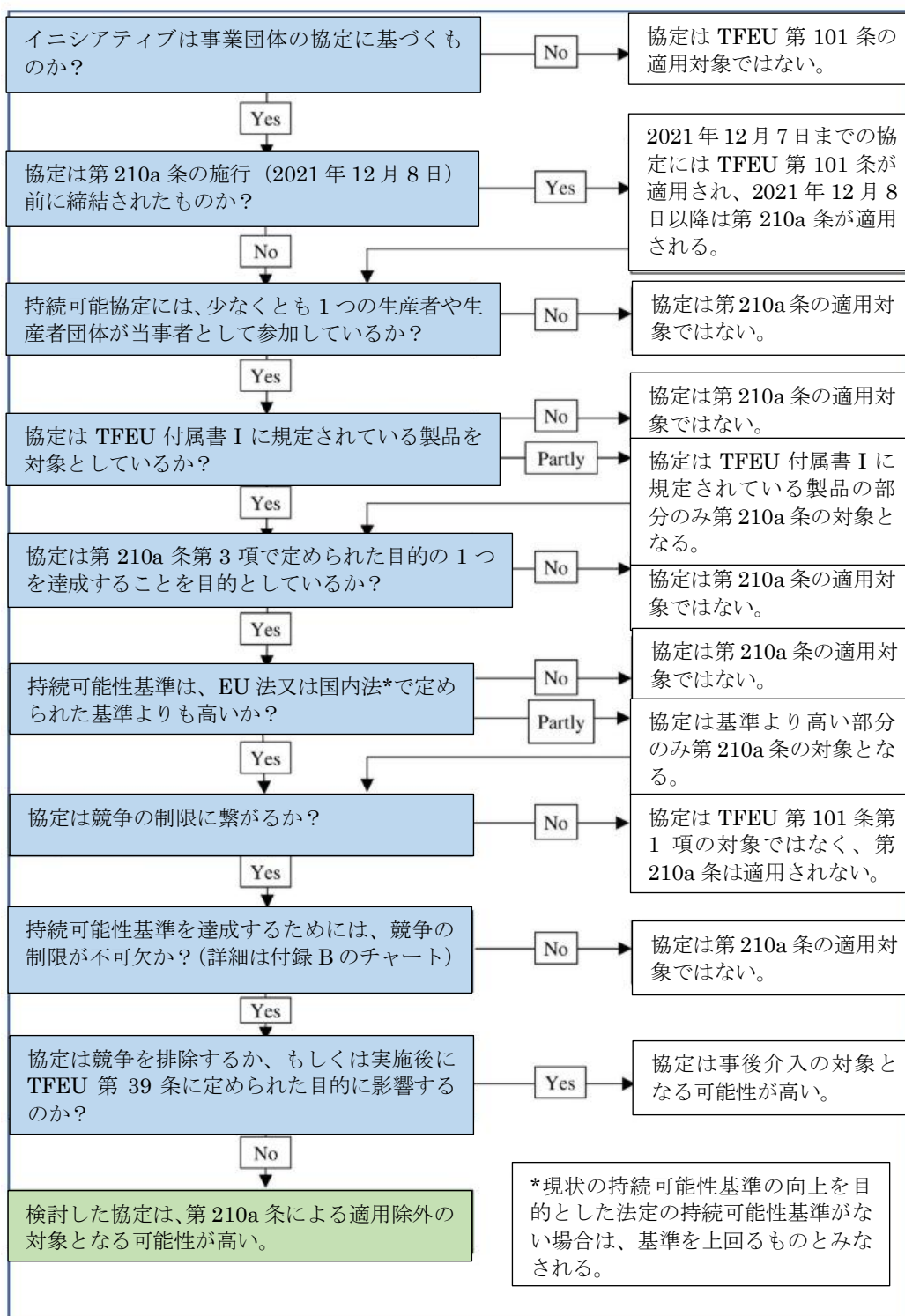
また、⑦の項目にあるように、欧州委員会及び国内競争当局による事後介入のメカニズムが定められている。第210a条第7項に基づき、欧州委員会及び国内競争当局は、持続可能性基準に関する協定の締結又は実施後に、その実施を変更・中止又は阻止することを決定できる。このような決定は、市場で競争が排除されるのを防ぐため、又は

⁸⁸ Communication from the Commission – Commission guidelines on the exclusion from Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union for sustainability agreements of agricultural producers pursuant to Article 210a of Regulation (EU) No 1308/2013

TFEU 第 39 条に規定する共通農業政策の目的が危険にさらされた場合に必要となる。

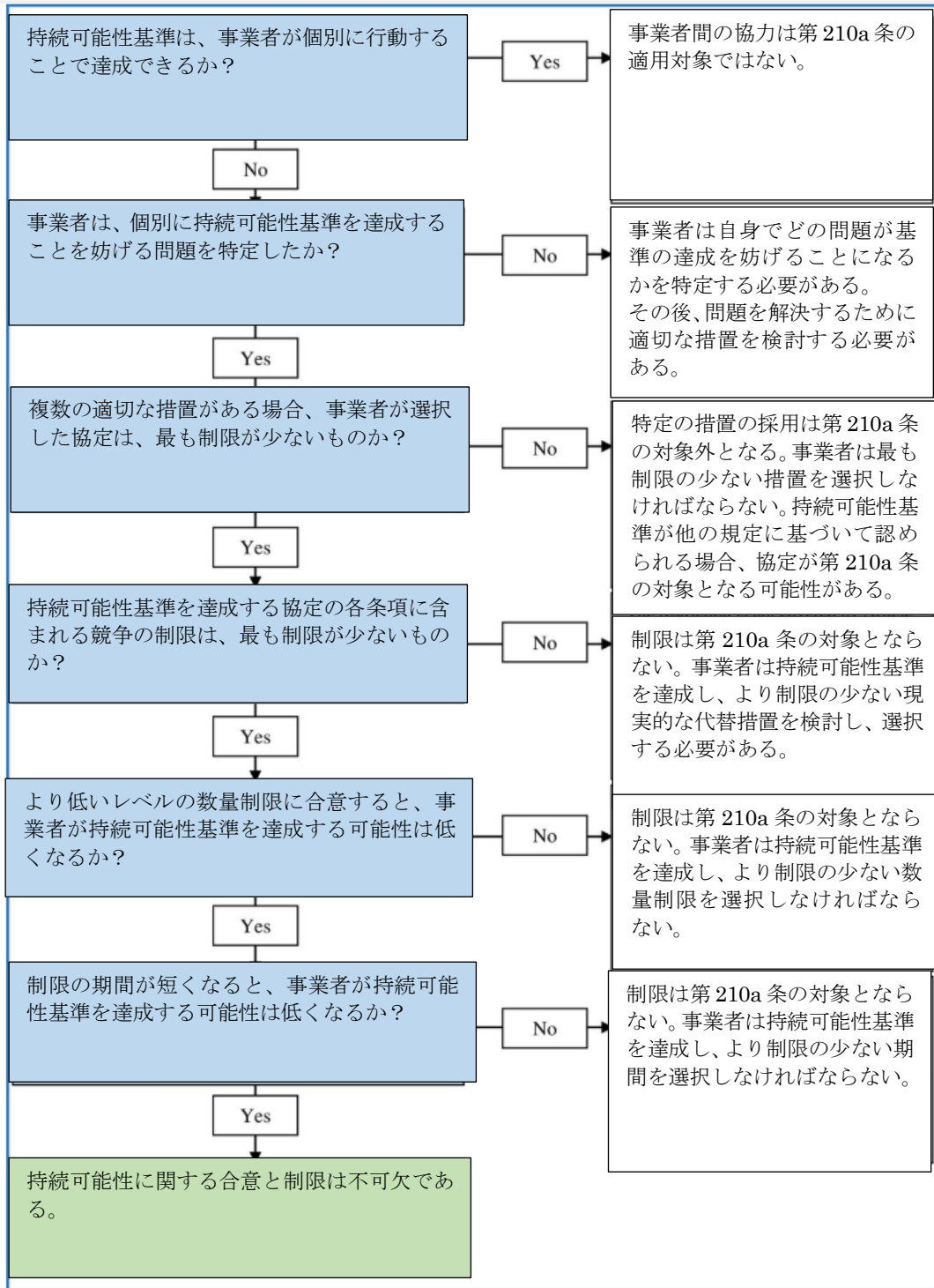
同ガイドラインでは、以下のような第 210a 条に基づく評価のフローチャート、競争制限の不可欠性を評価するフローチャートが示されている。

図表 2-1-3 第210a条に基づく評価のフローチャート



(出所) CMO 規則第 210a 条の適用に関するガイドライン 付録 A

図表 2-1-4 不可欠性の評価のフローチャート



(出所) CMO 規則第 210a 条の適用に関するガイドライン 付録 B

(2) フランスワインの持続可能性価格設定

欧州委員会は、2025年7月15日にフランス・オクシタニー地方のワイン生産者が購入者との間で締結した価格設定に関して、EU競争法上適法であるとの意見を公表した⁸⁹。フランスのワイン生産者は、供給過剰や消費者の嗜好の変化等により、有機および環境価値重視認定（HVE）生産者の収益性が損なわれている状況において、持続可能なワイン生産を行うために指標価格を設定することを提案した。

以下では、欧州委員会の意見書⁹⁰に基づき、協定の概要と欧州委員会の判断内容を確認する。

① 協定の概要

本協定は、フランスのオクシタニー地域の有機／環境価値重視認定（HVE）ワインについて、バルク取引の「推奨（非拘束）の指標価格」を設定・活用し、生産者が持続可能な生産を継続できるようにする枠組みである。

2025年3月21日、フランスの協同組合ワイン生産者団体（Vignerons Coopérateurs de France : VCF）が、農業協同組合（La Coopération Agricole）のワイン部門として、CMO規則第210a条第6項に基づく意見を欧州委員会に要請した。

背景として、供給過剰やインフレ下での価格感応度上昇等により、有機・HVE生産の追加コストが価格に反映されにくく、従来型生産への転換や生産停止が起り得るとの問題意識がある。協定は、需要回復までの一定期間、生産継続のインセンティブを与えるとともに、買手・消費者に追加コストと環境便益の情報発信を行い、生産者の交渉力も補強する狙いを持つ。

② 協定の主な特徴

有機・HVE生産者は、オクシタニー地域でのバルク販売に関し、買手（バルクワイン購入者）と「指標価格（推奨価格）」の水準を合意することを目指す。

買手も関与する場合

当事者は、生産者側（オクシタニー地域の防衛・管理機構＝ODGが代表）と、買手側（地域卸売業者協会が代表）となる。水平協定（生産者間）及び垂直協定（生産者⇄買手）の性格を併せ持つ。交渉促進役として、業界間組織「オクシタニー地方ワイン生

⁸⁹ Commission issues first opinion on the compatibility of a sustainability agreement in the French wine sector with competition rules for agriculture

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1832

⁹⁰ COMMISSION OPINION of 15.7.2025 on the request for opinion pursuant to Article 210a (6) of Regulation (EU) No 1308/2013 by Vignerons Coopérateurs de France Sustainability agreement in the wine sector in Occitanie

産者組合」が情報提供等を担い、申請者が経済データ提供や効果検証の仕組みを整備する。

買手と合意できない場合

生産者のみで協定を結び、各買手との個別交渉で「指標価格」を交渉材料として用いる。参加主体には、農業協同組合傘下のオクシタニー協同生産者組合会員や他団体会員が含まれ、同組合が交渉促進・効果検証を担う。

指標価格は、品種（メルローなど6品種）×基準（有機/HVE）ごとに年次設定し、年度中の見直しも可能である。算定は、監査済み農場会計等から生産コスト（ブドウ生産+醸造等）を推計し、指標価格は「総生産コスト+利益率（上限20%）」を超えない設計とする。有効期間は2年間（～2027年7月）で、2025・2026年収穫分および既存在庫の交渉・販売を対象とし、終了時に市場回復状況を踏まえて効果検証と延長要否を検討する。

③ 欧州委員会による法的評価

第210a条の適用可否は、(a)当事者が同条の対象者（農産物の生産・取引に関与する事業者又は事業者団体）であり、(b)対象が附属書Iの農産物の生産・取引に関する協定であり、(c)協定が第210a条3項の環境目的に資する「高水準の持続可能性基準」（EU法・国内法の最低要件を上回る基準）の適用を目的とし、(d)そのために伴う競争制限が基準達成に不可欠（最小限）である、という要件で整理される。

(a) 本件では、ワイン生産者・取引業者は市場で生産・販売を行うため事業者に当たり、オクシタニー地方防衛・管理機構や地域卸売業者協会、オクシタニー協同生産者組合は部門利益を代表する事業者団体に当たると位置づけられ、彼らが指標価格を共同設定することはTFEU第101条の「協定/事業者団体の決定」に該当し、協定自体は第210a条の射程に入るとされた。

(b) 対象製品についても、6品種の生ぶどう由来のワイン（附属書I農産物）の取引に関するため要件を満たすと整理された。

(c) 第3項の当てはめでは、協定が有機・HVEに基づく生産の継続を通じて、土壌・水等の保護、汚染防止、生物多様性保護、農薬使用削減等の環境目的に貢献すると評価され、加えて有機・HVEはいずれも任意の認証で最低法令基準を超える水準（HVEは

国内法上の自主的環境認証の最高レベルで、指標により環境成果を求める)であるため、「高水準基準」の要件も満たすとされた。

(d) 他方で、価格(指標価格)の共同設定や情報交換、生産量への影響という競争制限が重視されたため、不可欠性は二段階で検討され、まず個別行動では交渉力不足により投資継続が困難で撤退リスクが高いことから水平・垂直の協力自体が必要であり、代替策(数量約束、収量制限、キャンペーン等)では適時に収益性を確保できない一方、価格保証に当たる仕組みが最も現実的で、その中でも拘束的な最低価格・固定価格より制限の小さい「非拘束の指標価格」が最小限の手段だと位置づけられた。

次に制限の強度として、指標価格は監査済み会計・収穫申告等に基づく平均コストと逸失利益を基礎に算定し、インセンティブ部分は総費用等の最大20%に抑える設計で、期間も需要回復を見込む2年に限定される点から、過度な制限にならない範囲で不可欠性を満たすと判断され、本協定は第210a条に適合すると結論づけられた。

1.2.4 重要原材料の調達推進に関する政策の動向⁹¹

(1) 重要原材料法の制定

気候変動対策やデジタル経済の発展に不可欠なリチウムや希土類などの重要原材料(Critical Raw Materials : CRM)について、EUは近年調達源の多角化と域内供給力強化に向けた包括的政策を打ち出している。欧州委員会は2023年3月に「欧州重要原材料法(European Critical Raw Materials Act : CRMA)」の案を提出し、2024年5月に規則2024/1252⁹²が発効した。

CRMAは、再生可能エネルギー技術やデジタル、航空宇宙・防衛産業といった戦略セクターに必要な不可欠な原材料への安定的なアクセスを確保することを目的としている。背景には、EUの重要原材料需要が今後急増する見通しである一方で、その供給源を特定国(例えば中国)に過度に依存している現状への危機感がある。

実際、希土類(金属)のEU需要は2030年までに現在の6倍、リチウムに至っては12倍に達すると予測されるが、現状では欧州の供給は単一の第三国からの輸入に大きく頼っており、パンデミックやロシアのウクライナ侵攻によってこうした戦略的依存のリスクが露呈した。こうした問題意識からEUは戦略的自律性(Strategic Autonomy)の観点で重要原材料の供給確保に乗り出した。

⁹¹ Critical Raw Materials Act

https://single-market-economy.ec.europa.eu/sectors/raw-materials/areas-specific-interest/critical-raw-materials/critical-raw-materials-act_en

⁹² Regulation (EU) 2024/1252 of the European Parliament and of the Council of 11 April 2024 establishing a framework for ensuring a secure and sustainable supply of critical raw materials and amending Regulations (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1724 and (EU) 2019/1020 (Text with EEA relevance)

CRMA は、EU 域内の原材料バリューチェーン強化と対外依存リスク低減のための包括的な枠組みを提供する。具体的には 2030 年までの数値目標として、重要原材料の EU 域内採掘を年間消費量の少なくとも 10%、域内精錬・加工を 40%、リサイクル（再生利用）を 25%に引き上げる一方、単一の第三国からの調達依存度を 65%未満に抑えるというベンチマークが設定された。これらの目標の達成のため、戦略的プロジェクトの認定、サプライチェーンのリスク監視等の施策が行われている。

CRMA により、欧州委員会と加盟国代表で構成される欧州重要原材料委員会（European Critical Raw Materials Board）が新設され、戦略的プロジェクトの選定・支援や戦略的パートナーシップの促進に向けた協議を行う。

EU 域内では採掘・精錬・リサイクル等の促進のため、許認可手続の大幅な簡素化や迅速化が図られている。各加盟国にワンストップ窓口を設置し、案件審査は一元化されている。特に、戦略的プロジェクトに認定された事業に関しては、採掘は 27 ヶ月以内、加工・リサイクルは 15 ヶ月以内に許認可判断を行う目標が定められている。

欧州委員会は、EU 全体での重要原材料の需給動向を常時モニタリングし、将来的な供給不足やボトルネックを予測・警戒する仕組みが導入されている。また、加盟国政府および大企業による重要原材料の備蓄や情報共有・協力が促進され、緊急時に備えたリスク分散策が取られている。

(2) 事業者間での協力事例に関する意見募集

2025 年 2 月に公表されたクリーン産業ディールでは、欧州委員会が重要原材料の調達・リサイクル・再利用における産業界の協力強化の必要性を評価するための実態調査を実施することを発表した。2025 年 4 月～5 月にかけて、欧州委員会は、市場関係者に対して、具体的な協力事例の共有を求める意見募集⁹³を行った。

欧州委員会が公表した意見募集に寄せられた意見の概要⁹⁴によると、44 件の書面による意見提出があり、回答者には企業 27 社、業界団体 12 団体、学術・研究機関 2 機関、コンサルティング会社 1 社、労働組合 1 団体、専門職業団体 1 団体が含まれていた。

寄せられた意見は、重要原材料産業が直面する課題と事業者間の協力に関する見解の 2 つに分けて整理されている。

⁹³ 欧州委員会が指定する 14 種類の重要原材料（アルミニウム、ベリリウム、コバルト、銅、ガリウム、ゲルマニウム、グラファイト、リチウム、マンガン、ニッケル、プラチナ、希土類元素(REE)、チタン、タングステン）に関する意見募集が行われた。

⁹⁴ Critical Raw Materials Procurement and Recycling Project, Summary of the Contributions Received in Response to the Call for Input of 1 April 2025
https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/b1d385e5-37b1-4d33-880a-a4461f7954ed_en?filename=2025_CRM_call_for_input_summary_of_submissions.pdf

① 重要原材料産業が直面する課題

まず、サプライチェーン全体に共通する課題として、第三国に所在する単一の供給源への過度の依存が挙げられている。原料および精製材料の供給業者のほとんどが EU 域外に所在するため、欧州の産業は地政学的な緊張や価格変動によるサプライチェーンの突如の混乱のリスクにさらされている。このため、投資家が重要原材料への途切れないアクセスが必須となる精製・加工・リサイクル段階への投資を躊躇する可能性が指摘されている。

精製金属生産者が直面する課題としては、採掘及び製錬の大部分が欧州外で行われており、重要原材料の輸入に依存していることがある。回答者は、中国に所在する少数の供給業者に市場支配力が集中していることを指摘しており、欧州の購買者は代替する供給業者をほとんど持っていない。一部の重要原材料に関しては、グレードや仕様などの価格以外の要素によって、供給者の選択肢が事実上制限されている。

電池製造業者やリサイクル業者にとっての課題としては、事業拡大のための十分な投資確保や欧州域内でのリサイクル材料維持の困難さがある。サプライチェーンの下流の企業は、国家補助金の恩恵を受ける第三国企業やダンピング行為を行う企業からの競争圧力にさらされている。電池製造業者とリサイクル業者は、第三国企業との技術・ノウハウの格差を埋めるため、多額の資本投資が必要であると強調した。

② 事業者間の協力に関する見解

重要原材料の共同調達に関しては、条件付きで支持する意見と懸念を示す意見があった。共同調達を支持する回答者は、この手法が様々な重要原材料に適しているかどうかを欧州委員会が慎重に評価し、市場の歪みを引き起こさないよう確認することを要請した。複数の回答企業は、グレードや仕様面で異なる要求を持つ購入者間で、共同購入を行うことの難しさを強調した。競合他社間で商業的に機密性の高い情報が共有されることへの懸念も示された。

銅・黒鉛・タングステン分野の関係者からは、市場での供給が限られているため、原材料調達がより困難になっているとの意見が寄せられた。複数の回答者から、共同でのオフイク契約の活用が提案された。共同のオフイク契約により、新規の鉱山プロジェクトの資金調達リスクを軽減したり、欧州外の供給業者からの原材料の輸入を支援したりする効果が見込まれる。

電池製造分野の複数の回答者は、持続可能性に関するプロジェクトに対する EU 競争規則適用の法的明確性の向上を求めた。一部の企業は、商業化前のプロジェクト初期段

階で協力したい場合に、水平的協力協定ガイドラインがどのように適用されるかについて、具体的なガイダンスを要求した。

2025年4～5月にかけて行われた意見募集の状況を踏まえて、2025年8～9月には市場関係者向けのアンケート調査が実施された。2025年12月以降は関係者とのワークショップが開催され⁹⁵、政策指針等が公表される見通しである。

1.3 企業結合および業務提携等企業活動の実態調査、判例および審査例

近年の企業結合の分野における重要な事案として、IlluminaによるGRAIL買収事例を取り上げる。本件では、加盟国が審査権限を有しない企業結合に関して、企業結合規則（EUMR）第22条に基づく付託手続を通じて、欧州委員会が審査権限を有するかという点が論点となった。

① 事案の概要

Illuminaは医療機器の製造販売を行う企業であり、遺伝子解析装置の開発・製造・販売を行っていた。GRAILは医療技術の開発を行う新興企業であり、がんの早期発見技術を開発していた。2020年9月にIlluminaはGRAILとの間で、GRAILの単独支配を取得する取引（本件における企業結合）について合意した。

GRAILはEU加盟国及び全世界において売上を有しておらず、企業結合審査の要件を満たさないため、欧州委員会への届出は実施されなかった。EUの企業結合規則第22条では、企業結合規則に定める売上基準を満たさない企業結合であっても、加盟国内での競争に重要な影響を及ぼす企業結合に関しては、加盟国が欧州委員会に審査を要請することができる」と規定されている。2021年3月にフランス等の加盟国は、欧州委員会に対して、企業結合規則第22条に基づく審査の要請を行い、欧州委員会は企業結合審査を実施した。

⁹⁵ 2025年12月に開催されたワークショップでは、CRMの供給と調達におけるレジリエンスを向上させること、国家補助規制や外国補助金規制を通じて、EU内で公平な競争環境を維持すること、EU独占禁止法の適用に関する指針を通じて、CRMサプライチェーンにおけるリサイクルと循環性を強化すること等が議論された。

https://www.linkedin.com/posts/eucompetitionpolicy_today-we-hosted-a-stakeholder-workshop-as-activity-7404924193256931328

TtL?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAfyESz0BH0HSpJUwwe1BGLav_8nMntfBhtY

② 欧州委員会による企業結合の禁止⁹⁶

欧州委員会は、Illumina による GRAIL の買収について企業結合審査を行い、企業結合を禁止する決定を行った。禁止の理由としては、Illumina が遺伝子解析装置の有力供給者であることから、GRAIL を取得した場合、早期のがん発見技術を開発する GRAIL の競合他社に対して、必要な解析装置や消耗品等の投入物や技術支援へのアクセスを制限する能力を有していると述べた。結果として、新興の早期がん発見技術市場におけるイノベーションが阻害され、将来的な顧客の選択肢が減少する恐れがあると評価した。

③ 欧州一般裁判所による判決⁹⁷（2022 年 7 月）

欧州委員会による企業結合の禁止の決定を受けて、Illumina 及び GRAIL は、欧州委員会の決定に対する取消訴訟を提起した。Illumina 及び GRAIL は、加盟国が審査権限を有しない企業結合に関しては、欧州委員会も審査権限を有しないと主張した。

Illumina 及び GRAIL の主張に対して、欧州一般裁判所では、欧州委員会による企業結合の禁止を認める判断がなされた。企業結合規則第 22 条の文言によると、加盟国からの付託要請の対象となる企業結合審査が、加盟国の企業結合規制においても審査対象となる必要があるかどうかは、必ずしも明確ではない。

欧州一般裁判所は、加盟国が自国の企業結合規制の存否及び範囲にかかわらずに付託要請をできるという企業結合規則第 22 条の解釈は、域内市場における競争が歪められないようにするために必要な範囲を超えるものではないと述べている。

④ 欧州司法裁判所による大法廷判決⁹⁸（2024 年 9 月）

欧州司法裁判所の大法廷判決では、欧州一般裁判所による原判決を破棄し、欧州委員会による企業結合禁止の決定を取り消す旨の判断がなされた。

欧州司法裁判所の判断に際しては、文理解釈、歴史的解釈、文脈解釈、目的論的解釈など様々な要素に基づいた条文の解釈が行われている。特に、目的論的解釈においては、企業結合審査の届出の要否を決定する閾値は、当事会社にとって決定的に重要であり、売上高に基づく閾値を検討することにより、競争当局の審査権限の有無を判断できることは、予見可能性と法的安定性の観点から重要であると指摘している。

⁹⁶ Mergers: Commission prohibits acquisition of GRAIL by Illumina, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/it/ip_22_5364

⁹⁷ T-227/21, Illumina, Inc. v European Commission. (ECLI:EU:T:2022:447) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62021TJ0227>

⁹⁸ Joined Cases C-611/22 P and C-625/22 P, Illumina Inc. and Grail LLC v European Commission. (ECLI:EU:C:2024:677) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62022CJ0611>

さらに、企業結合規則で用いられている閾値の実効性が十分ではないことが示された場合に、当該閾値を改訂したり、欧州委員会に当該審査を行うセーフガードの仕組みを設置したりするのは、EU の立法府であるとしている。

以上のように、Illumina による GRAIL 買収事例では、欧州委員会がイノベーションの保護等を重視して、企業結合を禁止する決定を行ったが、欧州委員会は予見可能性や法的安定性を重視して、欧州委員会の審査権限を否定した。企業結合規則第 22 条に基づく審査権限については一定の判断が行われたが、イノベーションの評価等が必要な事案のように、従来の企業結合審査で対応できない事案にどのように対応していくのかという課題は残された。

なお、欧州司法裁判所の大法廷判決により、欧州委員会の審査権限が否定されたことから、欧州委員会は企業結合の禁止やその後の制裁金を課す決定等の一連の決定を取り消した⁹⁹。

1.4 経済安全保障の政策動向

グローバルな地政学リスクの高まりにより、経済安全保障が EU の重要テーマとして浮上している。2023 年 6 月には、欧州経済安全保障戦略 (European Economic Security Strategy) が発表され、EU の経済的開放性を維持しつつ、リスクを最小化し、競争力とレジリエンスを強化することを目指している。さらに、2024 年 1 月には EU 経済安全保障パッケージ (Economic Security Package) が公表され、欧州経済安全保障戦略を踏まえた具体的な取組が示されている。

前述の企業結合ガイドラインの見直しにおいては、「競争力と経済のレジリエンス」や「公共政策・安全保障・労働市場の考慮」が論点として取り上げられ、競争政策の議論においても、経済安全保障への配慮が見られる。

1.4.1 欧州経済安全保障戦略 (European Economic Security Strategy)

欧州経済安全保障戦略¹⁰⁰は、2023 年 6 月に欧州委員会と EU 外務・安全保障政策担当上級代表が発表した共同文書であり、経済安全保障リスクを包括的に評価・管理する枠組みである。この戦略は、①単一市場の促進 (Promote)、②経済安全保障の保護 (Protect)、③他国や地域との協力 (Partner) という 3 つの柱を基軸とし、EU の経

⁹⁹ https://ec.europa.eu/competition/mergers/cases1/202440/M_10188_10279986_7167_3.pdf

¹⁰⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=JOIN:2023:20:FIN>

経済的開放性を保ちつつ、リスク管理を行う方針を示している。

競争政策との関連では、EU の競争力強化のための施策として、単一市場の強化や公平な競争条件の確保が掲げられており、公平な競争条件の確保のための手段として、外国補助金規制が言及されている。

1.4.2 経済安全保障パッケージ (Economic Security Package)

2024 年 1 月に公表された経済安全保障パッケージ¹⁰¹は、欧州経済安全保障戦略を具体化したものであり、以下の 5 つのイニシアティブを提案している。

- 外国直接投資 (FDI) 審査規則の改正
- デュアルユース技術の輸出管理の議論強化
- 対外投資に関する潜在的リスクのコンサルテーション
- デュアルユースの可能性を有する技術の研究開発支援
- 研究セキュリティ向上のための指針

対外投資については、EU への外国投資だけでなく、EU から第三国への投資についても安全保障上のリスクを評価する必要性が指摘されている。また、研究分野では、国際的な研究協力を維持しつつ、機微技術の流出を防止するための研究セキュリティの強化が提案されている。さらに、輸出管理制度については、加盟国間の制度運用の差異や調整不足が課題として指摘され、EU レベルでの協調的な運用の必要性が示されている。

1.4.3 経済安全保障の強化に関する共同文書 (Strengthening EU economic security)

2025 年 12 月に公表された経済安全保障の強化に関する共同文書¹⁰²は、2023 年の欧州経済安全保障戦略と 2024 年の経済安全保障パッケージを踏まえて、EU の経済安全保障政策をさらに発展させる方向性を示した文書である。

具体的には、経済安全保障上のリスクが高い分野を特定し、重点的に政策対応を進めること、リスク評価や情報共有の仕組みを強化すること、既存の政策ツールを横断的に活用することなどが示されている。また、重要原材料分野に関しては、供給源の多角化、共同調達、投資支援、許認可手続の迅速化などを含む RESourceEU 行動計画が提示されている。さらに、先端技術や戦略産業のサプライチェーンの強靱化を図るとともに、信頼できる第三国との協力を強化する方針が示されている。

¹⁰¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_363

¹⁰² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2889

1.5 経済安全保障を競争法上考慮するような運用／競争当局以外の機関との連携を行っている場合、当該国の関係法令、ガイドライン及び具体的な事例の整理

1.5.1 経済安全保障の考慮

(1) 外国補助金規制（FSR）の導入

① FSR の概要

EU では 2023 年より外国補助金規制（Foreign Subsidies Regulation : FSR）が導入されている。FSR は、EU 域内で事業を行う企業が第三国政府からの補助を背景として、より有利な条件で EU 企業の買収や公共調達を行い、結果として域内市場の競争環境を歪めているという問題意識から導入された¹⁰³。FSR の根拠法令は、規則 2022/2560¹⁰⁴及び施行規則 2023/1441¹⁰⁵である。

FSR では、①企業結合の届出制度、②公共調達入札の届出制度、③職権調査の 3 種類の手続が設けられている。①企業結合の届出制度、②公共調達入札の届出制度では、以下の要件を満たす場合に欧州委員会への届出が必要となる。

企業結合	以下の両方の要件を満たす場合： ➤ 被買収企業又は合弁企業、JV のいずれかの EU 域内売上高が 5 億ユーロ以上 ➤ 当該企業結合の当事者である全企業が、過去 3 年間に外国政府から受けた資金的貢献（foreign financial contributions） ¹⁰⁶ が 5000 万ユーロ以上
公共調達	以下の両方の要件を満たす場合： ➤ 公共調達の推定契約額が 2 億 5000 万ユーロ以上 ➤ 事業者（商業的自立性のない子会社、持株会社並びに同一の入札に関与する主要な下請け事業者及び供給者を含む）が、過去 3 年間に外国政府から受けた資金的貢献が、1 国あたり 400 万ユーロ以上

¹⁰³ Foreign Subsidies Regulation

https://competition-policy.ec.europa.eu/foreign-subsidies-regulation_en

¹⁰⁴ Regulation (EU) 2022/2560 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on foreign subsidies distorting the internal market

¹⁰⁵ Commission Implementing Regulation (EU) 2023/1441 of 10 July 2023 on detailed arrangements for the conduct of proceedings by the Commission pursuant to Regulation (EU) 2022/2560 of the European Parliament and of the Council on foreign subsidies distorting the internal market

¹⁰⁶ FSR における資金的貢献（foreign financial contributions）とは、EU 域外の第三国の公的機関による企業に対するあらゆる形態の資金的関与を意味する。補助金や融資、債務保証のみならず、税制優遇や物品・サービスの提供や購入なども含む（規則 2022/2560 第 3 条）。

企業結合、公共調達の内ずれの場合も、欧州委員会の審査が終了するまでは、企業結合や入札者との契約を完了させてはならない。

③職権調査では、上記の基準額に満たない企業結合や公共調達案件であっても、欧州委員会が企業に情報提供を求めるほか、検査を行うことができる。

欧州委員会への届出様式や審査手続に関しては、規則 2022/2560 及び施行規則 2023/1441 に規定されている。欧州委員会による審査は、予備審査と詳細審査の 2 段階で行われる。

企業結合案件では、正式届出後 25 営業日以内に予備審査が行われ、詳細審査を行うかどうかを決定する。詳細審査を開始した場合、欧州委員会は 90 営業日以内に決定を行う（規則 2022/2560 第 25 条）。最終的に欧州委員会は、禁止・コミットメント付認容・異議なしの内ずれかの決定を行う。

企業結合案件においては、外国補助金の存在、域内市場の歪曲の有無、バランス（負の影響と正の効果の比較）が考慮される。外国補助金の存在は、第三国政府による資金的貢献の提供、当該拠出が便益を付与すること、当該便益が特定の企業・産業に限定されていることにより判断する（同規則第 3 条）。域内市場の歪曲の有無は、以下のような考慮要素で判断される（同規則第 4 条）。

- 補助金の金額や性質
- 企業規模や市場での地位
- 対象市場の構造や競争状況
- 企業結合の条件、資金調達構造

無制限の国家保証や企業結合を直接支援する補助金などは特に歪曲性が高いものとみなされる（同規則第 5 条）。

バランスでは、外国補助金が競争にもたらす負の影響と当該補助金が国内市場の発展にもたらす正の効果を比較する。正の効果を検討する際には、EU の政策目標に関連する幅広い正の効果を検討するとされている（同規則第 6 条）。

公共調達案件では、正式届出後 20 営業日以内に予備審査が行われ（10 営業日の延長

可能性あり)、詳細審査に移行するかどうか決定される。詳細審査を開始した場合、通常手続では正式届出の受領後 110 営業日以内に詳細審査を終える決定を行う。多段階手続では最初の 20 営業日で審査を行い、一時停止した上で、最終入札が行われた後で審査を再開する(規則 2022/2560 第 30 条)。公共調達では、最終調達まで時間を要するため、審査手続を一時停止する手続が組み込まれている。最終的には、契約付与の禁止・コミットメント付認容・異議なしのいずれかの決定が行われる(同規則第 31 条)。

公共調達案件においては、外国補助金の存在、入札手続における歪曲の有無、balancing が考慮される。外国補助金の存在は、企業結合案件と同様に判断される。入札手続における歪曲の有無は、当該補助金が入札者に不当な利益を与え、競争を歪めるかどうかを考慮して判断される(同規則第 27 条)。balancing については、企業結合案件と同様に、外国補助金をもたらす負の影響と正の効果を比較する(同規則第 6 条)。

FSR の審査について、企業結合に関する案件は欧州委員会の競争総局(DG COMP)、公共調達に関する案件は欧州委員会の域内市場・産業・起業・中小企業総局(DG GROW)が担当することとなっている¹⁰⁷。

なお、ある企業結合案件が、通常の企業結合規則(規則 139/2004)に基づく届出基準と FSR に基づく届出基準の両方を満たす場合は、それぞれ個別の届出が必要となる。両審査は異なる審査基準によって行われるため、判断結果が一致しない可能性がある。通常の企業結合規則に基づく企業結合審査は、欧州委員会の競争総局の部局 B~F の 1 ユニットが担当しており、FSR に基づく企業結合審査は、競争総局の部局 K が担当している¹⁰⁸。

② FSR の執行に関する意見募集

FSR は 2023 年 7 月に適用が開始され、3 年ごとに規則の実施及び執行状況を検討する報告書を公表することが義務付けられている(規則 2022/2560 第 52 条第 2 項)。報告書の作成にあたって、FSR の規則及び実施規則がこれまで実際にどのように運用されてきたかについて、2025 年 8~11 月にかけて、関係者及び一般市民への意見募集を行った。

欧州委員会が公表した意見募集の概要報告書¹⁰⁹によると、54 件の回答を受領し、回

¹⁰⁷ Foreign subsidies regulation

https://competition-policy.ec.europa.eu/foreign-subsidies-regulation_en

¹⁰⁸ <https://op.europa.eu/en/web/who-is-who/organization/-/organization/COMP/COMP>

¹⁰⁹ Factual Summary report on the public consultation on the FSR Review Report

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14760-Foreign-subsidies-review-report/public-consultation_en

答者には企業 23 社、業界団体 15 団体、公的機関 11 機関、学術・研究機関 2 機関、NGO 1 団体、EU 市民 1 名、その他 1 件が含まれていた。

主要なトピックとしては、市場の歪曲の評価、バランスングの評価、職権調査が取り上げられているほか、企業結合案件と公共調達案件に関する意見も集約されている。

歪曲の評価に関しては、28 件の回答者が、規則 2022/2560 第 4 条に基づく評価枠組みが十分に明確かつ予測可能ではなく、第 4 条第 1 項に基づく指標が高度に抽象的に策定されていると認識している。欧州委員会が異なる指標をどのように評価するか、適用される証拠に関するルールなど、実務的な適用に関する明確化を求めている。

バランスングの評価に関しては、24 件の回答者が透明性と比例性を欠いていると指摘し、特に手続上の運用方法と当事者への立証要求に関して問題があると述べている。23 件の回答者は、同評価において、負の影響と正の効果の定義、評価の法的枠組み及びその実施運用に関する明確化が必要と述べている。

職権調査に関して、25 件の回答者は、職権調査が域内市場における公平な競争条件の確保に寄与する適切な手段であると考えている。17 件の回答者は、FSR に定められた目標の達成において、職権調査に大きな可能性があると述べ、11 件の回答者は、その適用が効果的かつ企業の予測可能性と法的確実性を損なわないようにすべきであると強調している。

企業結合案件については、23 件の回答者が企業結合の届出基準が低すぎると考え、無関係な案件が過剰に対象とされていることを指摘している。実際に届出件数は、規則施行前の予測を大幅に上回っていることから、事業者及び欧州委員会の双方に事務負担が生じている可能性がある。

公共調達案件については、20 件の回答者が行政負担を軽減する必要性から、届出基準の引き上げを主張しているのに対して、10 件の回答者が届出基準は適切であると考えている。8 件の回答者は届出基準の引き下げを主張しており、外国補助金規制が依然として歪曲的となり得る戦略的分野（グリーン技術、デジタルインフラ、防衛関連供給品）において、小規模契約を対象とすることの重要性を述べている。

③ FSR ガイドラインの公表

欧州委員会は 2026 年 1 月に FSR ガイドラインを公表した¹¹⁰。ガイドラインでは、歪曲の評価、バランスングの評価、コールイン・メカニズムなどに関して、具体的な評

¹¹⁰ Commission publishes Foreign Subsidies Regulation Guidelines
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_43

価プロセスや考慮要素を示している。

歪曲の評価に関しては、欧州委員会が域内市場で経済活動を行う企業が外国補助金を受けていると認定した場合に、2段階の評価を行うことを明確にしている。

第一に、外国補助金が当該企業の EU 域内における競争的立場を強化するかどうかを審査する。EU 域内の経済活動を対象としない補助金については、EU 域内の経済活動を内部的に補助するリスクを評価するため、より詳細な分析が行われる。

第二に、補助金が当該企業の競争的行動や市場動態を他事業者にとって不利な方向に変化させるおそれがあるか分析し、競争への影響を検討する。ガイドラインでは、歪みをもたらすとみなされる可能性のある補助金の例として、企業の買収においてより高い買収価格の提示を可能とする補助金、投資コストを低下させる無制限の保証等を列挙している。

公共調達における歪曲の評価に関しては、事業者が域内市場における公共調達手続に参加し、外国補助金が当該入札条件に影響を与えた可能性に関する情報を欧州委員会が有する場合、歪曲性の有無を評価する。

まず、当該事業者が入札条件の策定に外国補助金を利用した可能性を評価する。利用が認められた場合、提出された入札が当該手続における他の入札及び発注機関の見積と比較して不当に有利かどうかを評価する。入札が不当に有利と判断された場合、その優位性が外国補助金に起因するか、あるいは正当な要因に起因するかを評価する。

バランスの評価に関しては、歪曲的な外国補助金の負の影響と、その補助金をもたらす正の効果を比較衡量する欧州委員会の手続を説明している。欧州委員会が考慮するのは、審査対象の外国補助金に固有の正の効果のみである。

バランスの評価では、歪みの深さと、歪みなしに正の効果が達成可能か否かを考慮する。正の効果が負の影響を上回る場合、欧州委員会は異議を唱えない。正の効果が負の影響を上回らない場合、欧州委員会はコミットメントを受け入れるか、又は是正措置を課すことができる。

考慮すべき正の効果の項目では、欧州委員会が考慮することができる EU の政策目標として、「環境保護の促進、不利な地域における経済発展、エネルギー安全保障、イノベーション、EU 経済の競争力とレジリエンスへの貢献、あるいは EU の経済安全保障や防衛政策への貢献などが含まれる可能性がある¹¹¹」と述べられている。

¹¹¹ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION, Guidelines on the application of certain provisions of Regulation (EU) 2022/2560 of the European Parliament and of the Council on foreign subsidies distorting the

企業結合及び公共調達案件におけるコールイン・メカニズムに関しても、新たなセーフハーバーが示されている。欧州委員会は、一定の条件が満たされる場合、特に直近3年間に関連事業者に対して外国補助金が付与された疑いがある場合には、届出義務のない企業結合について事前通知を求めることができ、また、公共調達手続における外国からの資金的貢献についても事前通知を求めることができる（規則 2022/2560 第 21 条第 5 項、第 29 条第 8 項）。

欧州委員会は、企業結合又は公共調達手続の競争への影響、戦略的な経済活動に関係するかどうか、歪曲の可能性といった要素に基づき、事前審査が相当であるかどうかを評価する。ガイドラインには新たなセーフハーバーが含まれており、低額の公共調達手続、400 万ユーロ未満の補助金、特定の非常事態に対応する補助金は、コールインの対象から除外される。いずれの場合においても、欧州委員会は、企業結合が完全に実施される前又は契約が締結される前に行動しなければならない。

(2) 防衛産業と競争政策の調整

EU の競争政策においては、TFEU 第 101 条及び第 102 条に基づき、域内市場における競争の確保を原則としている。これらの規定は防衛産業の企業にも適用されるが、防衛産業は国家の安全保障と密接に関係するため、例外的な措置が認められる場合がある。

具体的には、TFEU 第 346 条により、加盟国が自国の安全保障上の重要な利益を保護するために必要な措置をとることが認められており、防衛産業に対する例外的な取扱いの法的根拠となっている。

近年、欧州の安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛産業と競争政策の調整に関する議論が継続的に行われている。2025 年 10 月に公表された欧州防衛準備態勢ロードマップ 2030（Preserving Peace – Defence Readiness Roadmap 2030）¹¹²では、2030 年までに欧州の防衛即応態勢を強化するための政策が示された。同文書では、防衛能力の不足を補うための共同調達や産業協力の拡大、防衛技術・産業基盤の強化、サプライチェーンの強靱化などが主要な政策課題として掲げられている。

競争政策に関連する記述としては、第 5 章「The defence industrial dimension」の中で、「欧州委員会は防衛分野における協力プロジェクトについて、産業界に対し競争

internal market, para.112

¹¹² https://defence-industry-space.ec.europa.eu/eu-defence-industry/readiness-roadmap-2030_en

に関する指針を提供する用意がある¹¹³」と述べているほか、国家補助規制の運用の見直しについても言及している。

1.5.2 競争当局以外との連携

EU では欧州委員会の競争総局（DG COMP）と加盟国の競争当局が、欧州競争ネットワーク（European Competition Network：ECN）を通じて連携している。ECN では新規案件の共有や必要に応じた調査の調整、相互の調査支援、証拠や情報の交換が行われている。

1.6 ギリシャにおける持続可能な開発と競争に係るサンドボックス。

1.6.1 サンドボックスの位置づけ

ギリシャ国内の競争法である「自由競争保護法（Protection of Free Competition）」第 37A 条は、国内の競争当局であるヘレニック競争委員会（Hellenic Competition Commission：HCC）の委員長は、持続可能な開発に寄与する取組を行う場合等において、自由競争保護法第 1 条の適用を行わないことを示す不行使確認書（no-action letter）を発出することができる」と規定している。持続可能な開発に寄与するか否かを評価するためのデジタルプラットフォームとして、2022 年に「持続可能な開発と競争に係るサンドボックス（Sustainable Development Sandbox）」（以下、「サンドボックス」という）が導入された¹¹⁴。

不行使確認書は、自由競争保護法第 1 条第 1 項¹¹⁵等に該当しないこと、あるいは同条第 3 項¹¹⁶の要件が満たされることが要件となっている。また、不行使確認書は、裁判所や HCC を法的に拘束するものではない（自由競争保護法第 37A 条第 4 項）。

協調的な行為又は慣行について、競争に対する影響を分析した上で、持続可能な開発と公共の利益に大きく貢献すると認められる場合、競争総局（Directorate-General for Competition）の報告を踏まえて、HCC 議長が当該行為に対して執行を行わない旨の見解である不行使確認書を採択することが可能となっている。

不行使確認書の発出は、関係事業者等の申請に基づいて審査されるが、審査の一環としてのサンドボックスの利用が推奨されている¹¹⁷。サンドボックスとは、事業者が

¹¹³ Preserving Peace – Defence Readiness Roadmap 2030, p.9
https://defence-industry-space.ec.europa.eu/document/download/9db42c04-15c2-42e1-8364-60afb0073e68_en?filename=Joint-Communication%20_Defence-Readiness-Roadmap-2030.pdf

¹¹⁴ OECD (2023). Annual Report on Competition Policy Developments in Greece

¹¹⁵ 競争制限的行為の禁止を定めている。

¹¹⁶ 競争制限的行為に該当する場合であっても、効率性、消費者利益の公平な配分、必要性、競争排除の不存在の 4 要件を満たす場合には禁止されないことを定めている。

¹¹⁷ Decision 789/2022 (ENTYIIO APΘPO 37A)

競争を著しく阻害することなく、持続可能な開発目標に寄与する取組を行うことができる、HCC の監督下の環境である。

HCC が、事業提案が公共の利益に貢献する可能性があり、かつ、特定の競争法上の問題が特定され、何らかの監視が必要となる可能性がある場合には、HCC の監督下で一定期間、当該提案を市場に導入することができる。サンドボックスは、経済の効率性とイノベーション強化のための HCC の取組の一つとなっている¹¹⁸。

サンドボックス制度の目的は、中小企業を含む産業界が新たなビジネスモデルを模索しつつ、持続可能な開発目標（SDGs）の効率的かつ実効的な達成を後押しする点にある。もっとも、これらの取組はいずれも、競争法との適合性が確保されることを前提として進められる。

1.6.2 持続可能な開発と競争に係るサンドボックスの流れ

サンドボックスの利用は、①企業等による事業提案、②HCC¹¹⁹による評価、③サンドボックス内での事業提案の実施、④必要に応じた本格運用の流れの検討となる。企業等は、HCC の専用のデジタルプラットフォームにおいて、サンドボックスに係る事業提案を行う（詳細は後述）。

1.6.3 「自由競争保護法」第 37A 条の不行使確認書に係る決定

不行使確認書に関しては自由競争保護法第 37A 条に規定されている。なお、同条第 5 項において不行使確認書が発出されるための基準・条件が別途定められることとなっている。

自由競争保護法第 37A 条（不行使確認書）

1. HCC の委員長は、競争総局の提案および関係者の申請に基づき、本法第 1 条および／又は欧州連合の機能に関する条約 (TFEU) 第 101 条に関して、不行使 (no-action) とする旨を文書 (letter) により決定することができる。本法第 1 条第 1 項又は TFEU 第 101 条の要件が満たされていない場合、あるいは本法第 1 条第 3 項又は TFEU 第 101 条第 3 項の要件が満たされている場合であって、持続可能な開発目標の実施などの公益上の理由がある場合に行うことができる。
2. HCC の委員長は、競争総局の提案に基づき、本法第 2 条又は TFEU 第 102 条に関しても同様の認定を行うことができる。
3. HCC の委員長は、競争総局の提案に基づき、第 1 項および第 2 項に従って発出さ

¹¹⁸ <https://www.epant.gr/en/information/sustainability/sandbox.html>

¹¹⁹ HCC 内の競争総局による審査

れた不行使確認書について、次の場合にはこれを撤回する。

当該行為の評価に重大な影響を与える新たな証拠が委員会に提出された場合、事実関係が変更された場合、又は当該文書の発出が虚偽又は誤解を招く情報に基づいていた場合である。

撤回は、関係する事業者に対して直ちに通知されなければならない。

4. 不行使確認書は、競争委員会および裁判所を拘束する効力を有しない。

5. HCC の決定により、第 1 項に規定する文書が発出されるための基準および条件が、公的協議を経たうえで定められる。また、本法の適用に関するその他の事項についても同決定により定められる。

(出所) ギリシャ自由競争保護法

ギリシャの競争法に基づく不行使確認書の発行基準等は、Decision 789/2022 で定められている。同決定では、サンドボックスについても言及されている。特に「持続可能な開発」に関わる申請については、HCC が推進するサンドボックスを含む手続の枠組み (sandbox cycles) の中で、専用プラットフォームを通じて提出することが推奨されている。

(1) 手続開始のための前提条件

「自由競争保護法」第 37A 条の不行使確認書に係る申請の審査にあたっては、申請企業は、以下の事項を主張し、立証しなければならない¹²⁰。

- 当該協定等において存在する公共の利益
- 競争法上の新規の、又は解決が困難な問題が生じることにより、真の不確実性が発生していること。典型的な事例としては、ある協定又は慣行が、過去において、競争委員会、欧州委員会、国内裁判所又は欧州連合の裁判所による審査の対象となったことのない論点を提起する場合は挙げられる。
- 当該協定等が、申請企業にとって、ならびに一般的に国民経済にとって、重大な重要性を有すること。

(2) 申請の内容

申請書には、以下の事項を記載することが必要である。

- 申請企業及び全ての関係企業の情報
- 関係企業及びそれらが属する企業グループの事業活動に関する情報
- 全ての申請企業についての送達代理人の指定

¹²⁰ Decision 789/2022 参照。

- 申請対象となる協定、事業者団体の決定、協調的行為等の内容
- 申請対象となる協定、事業者団体の決定、協調的行為等の経済的及び戦略的理由、追及される結果並びに実施スケジュール
- 当該問題点の評価に資する事項についての情報
- 上記に係る完全な立証および関連する証拠資料（調査研究内容、効果分析、プレゼンテーション、その他の内部文書）
- 営業秘密により保護される情報の特定
- 申請企業が、申請に含まれる情報が真実、正確かつ完全であり、表明されているすべての見解が誠実なものであることを申告すること
- 正当な権限を証する書類（資格証明書類）

(3) 公共の利益

競争委員会が検討する意向を有する持続可能な発展の目標として、以下が含まれる。

- 温室効果ガス排出の削減を通じた、環境の保護および気候変動現象の抑制
- 持続可能な発展の目標達成を目的とした技術革新の実現（スマートシティ等）
- 中小企業のグリーン・トランジションの保護・強化

ただし、第 37A 条における持続可能な発展の目標達成は例示であり、その他公共の利益の理由¹²¹が存在する場合に、不行使確認書の発出を排除するものではない。

(4) 手続

申請は、電子メール又は HCC のデジタルサービスを通じて提出することができる。

特に持続可能な発展に関する申請については、特別に監督されたデジタル・プラットフォーム（持続可能な発展サンドボックス）を通じて提出することが推奨されている。

完全な申請の受領から 20 営業日以内に、競争総局は申請企業に対して書簡を送付し、申請をこれ以上検討しない旨、又は実体的評価に進む旨のいずれかを通知する。「手続開始のための前提条件」の立証資料を含まない場合、申請に不備がある場合、国内裁判所又は欧州裁判所に係属中の事件と同一の論点を有する関係企業に関するもの等についての申請は、検討されない。

¹²¹ 公共の利益の理由とは、①公共の秩序、②公共の安全、③公衆衛生、④社会保障制度の財政的均衡の保護、⑤消費者・サービス受領者や労働者の保護、⑥商取引の公正性、⑦詐欺の防止⑧動物の健康、⑨知的財産、⑩国家の歴史および芸術的遺産の保全、⑪社会政策の目標および文化政策の目標などが公共の利益に含まれる。

(5) サンドボックス

HCC は、持続可能な発展に関する申請の評価のための特別な監督付きスペースとして、デジタルプラットフォーム（サンドボックス）を運用する。サンドボックスに参加する企業等と HCC の連絡に当たっては当該プラットフォームが利用される¹²²。プラットフォームのフロントエンド（表画面）では、サンドボックスが開設される産業分野／市場がその都度表示される。効率的な運営の観点から、毎年特定の産業セクターが選定されるが、他のセクターからの提案提出も可能である。持続可能な発展に関する申請は、HCC によって推進される各種のサンドボックス「サイクル」の枠組みにおいて、当該プラットフォームを通じて行うことが推奨される。サンドボックス内では、以下が提供される。

- 持続可能な発展に関する課題についての情報
- 実務例およびそれらの分析
- 基準／主要業績評価指標（KPI）に基づく申請評価手続に関する情報
- 申請の各段階、ならびに申請対象の評価および適用／実施の手順

関心を有する当事者の申請に基づき、次の段階における申請の処理のために、監督付きスペース（安全な環境）へのアクセスが付与される。

申請の処理段階においては、申請者に対して追加情報の提出が求められることがある。最終決定ならびに申請対象の実施に関する条件は、安全なスペースを通じて、関係当事者に通知される。

(6) 不行使確認書

不行使確認書には以下の内容が盛り込まれる。

- 事実関係の概要説明
- 以下の判断に至った法的根拠
 - 自由競争保護法第 1 条第 1 項又は第 2 条第 1 項、TFEU 第 101 条第 1 項又は第 102 条第 1 項に該当しないこと
 - 自由競争保護法第 1 条第 3 項又は TFEU 第 101 条第 3 項の要件を満たすこと
- 更なる措置をとる理由が存在しないとの結論
- HCC が更なる措置を取らないための要件・条件、当該確認書の発出が特定

¹²² HCC ウェブサイト (<https://www.epant.gr/en/information/sustainability/sandbox.html>) 参照。

の事実の存在又は不存在に基づいていることの説明

- 効力／実施の満了日
- HCC、国内裁判所、EU 裁判所その他競争当局に対して拘束力を有しないものであること

不行使確認書は、申請で提起された問題の一部のみに限定される場合がある。さらに、申請で提起された事項を超える側面についても対象とすることができる。

また、HCC や裁判所の判断を拘束するものではなく、違反が存在しないことを公式に認定するものではない。さらに、申請者は、自由競争保護法第 1 条、第 2 条、TFEU 第 101 条、第 102 条の適用可能性に関する自己評価を自ら行う責任を引き続き追っている。

なお、不行使確認書は、競争総局の提起に基づき、いつでも撤回されうるものとなる。HCC が新たな情報を知ることとなった場合や、国内・EU の判例変更、市場の変化、事実関係の変化等が認められる場合に撤回がなされる。

2. 中国

中国における競争政策は、中国国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）が所管する中華人民共和国独占禁止法（中華人民共和国反壟断法）を基本法として執行される。同法は、独占的協定、市場支配的地位の濫用、企業結合、行政権力の濫用による競争の排除及び制限を主な規制対象としている。

近年では、国家の経済安全保障の確保を見据えた各種制度の拡充や、国際標準化活動への積極的関与による国内規制の国外適用を模索するなど、積極的な姿勢を見せている。

以下では、経済安全保障政策動向も踏まえつつ、企業結合および業務提携に関する法令にもとづく、中国当局の最新動向等を整理する。

2.1 特筆すべき企業結合および業務提携に関する法令

中国は、かつて計画経済体制で市場を形成・管理していたが、1993年の中華人民共和国憲法（中華人民共和国憲法）の改正に伴い、計画経済から市場経済への移行を果たした。経済体制の移行に伴い、中国では市場競争を規制する最初かつ基本となる法律である中華人民共和国不正競争防止法（中華人民共和国反不正当竞争法）が制定された。同法は、不公正な競争活動の規制と、企業及び消費者の権利・利益の保護を主な目的としているが、一般的な反競争的行為を列挙しているにすぎず、中国経済が急速に拡大するにつれて多様化した事業者の属性や事業の形態に対応しうる市場の規制法が必要となっていた。2004年には、グローバル企業等の中国市場への進出と中国企業の競争力低下に対応するため、旧独占禁止法案が中国国務院（中華人民共和国国務院）に提出され、2008年8月1日より施行された。

中国における企業結合に関する規制は、2022年8月1日より施行された中華人民共和国独占禁止法を基礎とする（2008年8月1日より施行された旧法を改正）。同法の執行は国家市场监督管理总局内の国家独占禁止局が担当し、同局の下には、競争政策協調局、独占禁止法執行一局、独占禁止法執行二局が組織されている。

同法では、①事業者間による独占協定の締結（同法第2章）、②事業者による市場支配的地位の濫用（同法第3章）、③競争を排除・制限しうる効果をもたらす事業者の集中（同法第4章）の3類型を独占行為と定めているが、他国と大きく異なる点は、同規制の運用が中国共産党による指導に基づくことである。同法第4条にて、国家が社会主義市場経済を前提とした競争政策を統制し、同法の適用に政治的判断が介入することを認めている。すなわち、中国で検討されるあらゆる競争政策には、社会主義経済を推進

する一方でマクロ経済を規制・管理するための政治的思想が組込まれることとなる。なお、競争政策に関する法制度整備は、2021年11月より、国家市場監督総局から競争政策協力局が所管することとなっている。

2.1.1 企業結合に係る原則と行為類型

(1) 企業結合の原則

企業結合に関する規制は、中華人民共和国独占禁止法の第4章（第25条から第38条）にて規定されている。第34条前段にて、「競争を排除・制限する効果を有する、またはそのおそれがある企業結合は禁止（经营者集中具有或者可能具有排除、限制竞争效果的，应当作出禁止）」であると定めており、企業の規模拡大そのものは許容しつつ、市場における競争の排除や制限効果のある結合は禁止するものである。ただし、第34条ただし書きにて、「事業者自身が、当該企業結合が市場競争に対して与える消極的影響を明らかに上回る積極的影響があると証明できた場合や、公共の利益に適合することを証明できた場合」には、例外的を認める場合がある。

(2) 企業結合の行為類型

中華人民共和国独占禁止法は、事業者の所有権・支配権の移転によって市場の非競争的な変化を引き起こしうる、「事業者の合併（经营者合并）」、「株式・資産取得による支配権取得（通过取得股权或者资产的方式取得对其他经营者的控制权）」、「契約等による支配権・決定的影響力の取得（通过合同等方式取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响）」を、企業結合の3類型として定義している（図表 2-2-5）。

図表 2-2-5 中華人民共和国独占禁止法における企業結合の行為類型

第25条第1号	事業者の合併
第25条第2号	事業者が株式、または資産の取得を通じて、当該他事業者の支配権を取得
第25条第3号	事業者が契約などの方法で当該他事業者の支配権を取得、または当該他事業者に対して決定的な影響を与える状況が現出
第38条	外国事業者による中国国内事業者の買収、またはその他の方法による企業結合への参加が、国家の安全にかかわる場合

（出所）中華人民共和国反壟断法より MURC 仮訳・作成

経済安全保障政策に競争政策を整合させる意味合いで、外国投資家による中国企業の

買収又はその他の方法での企業結合に関する第 38 の規定が設けられた。同規定は、外資資本による中国企業の買収などが国家の安全に関わる場合を想定しており、通常の企業結合の審査と並行して、別途審査が実施される（国家安全審査制度）。したがって、仮に、通常の企業結合の審査に合格した場合でも、国家安全審査に合格しなければ、企業結合は実施することができない。審査の対象となる産業分野は、主に国家安全に関わる重要な農産物、エネルギー・資源、医療、航空宇宙、インフラ、輸送サービス、軍事等に関わるコア技術・装備、金融サービスなどである。なお、第 38 条が新設されたことによって、国家市場監督総局が、直ちに経済安全保障の観点から国家安全審査を実施することを示唆するわけではないことに留意が必要である。

国家安全審査は、国家発展改革委員会（中華人民共和国国家发展和改革委员会）と商務部が 2020 年 12 月 19 日に制定し、2021 年 1 月 18 日に施行された外商投資安全審査弁法（外商投資安全審査办法）に基づき運用されている。届出先は、国家発展改革委員会のもとに設置されている外商投資安全審査工作機制公弁室であり、同室と商務部を中心とする関連部門によって審査が実施される。当該企業結合案件の届出が安全審査を要するか否かを工作機制弁公室が判断したうえで、実施する場合は、30 日の期間で商務部が中心となり、関係部門と協議して国家安全への影響の有無を審査し、重要な安全リスクが存在すると判断された場合には、最大 60 日の期間を設けて追加審査を実施する（期間は延長されることがある）。

同規定における届出は、事前申告制であり、審査の対象となる産業分野に関係しうる企業結合を行う事業者が事前に自ら届出する義務がある。国防に直結する案件は、支配権の有無を問わず審査対象となり、その他国家安全に関連する重要分野に関する案件は、当該事業者の実質的支配権の取得有無が審査される。また、案件によっては、通常の企業結合審査から、外商投資安全審査工作機制公弁室の指示によって、同審査に回される場合がある。なお、国家安全審査と通常の企業結合審査が並行して実施される場合には、商投資安全審査工作機制公弁室と国家市場監督管理総局にて審査結果を照合、調整したうえで、事業者に通知する。

国家安全審査の目的が国家安全の確保にあることから、制度の運用自体は確認されているものの、明確な審査基準は公開されておらず、また、審査結果の通知は当事者にのみなされることから、具体的な事例も公表されていない。一方で、審査対象となる産業分野を考慮すると、例えば、重要エネルギー・資源・装備・インフラ・運輸等の安定供給の攪乱や脆弱化、核心技術や IT 技術・インターネットサービスを支えるデータや通

信の安全性の阻害、軍事施設・軍工施設の周辺立地からの情報取得や監視・妨害の度合いを個別具体的に審査していると考えられる。

(3) 企業結合禁止の例外

中華人民共和国独占禁止法では、企業結合行為の認定にあたり、当該企業結合の事業者が所在する市場の概要（取扱商品・サービスの内容等）、当該事業者の市場シェア、企業結合後の1社市場独占の可能性、潜在的競争力の確保（新規事業者の参入可能性や容易性等）、市場価格の弾力性、消費者・サービス享受者の利益、中国国家政策との整合性といった要素から総合的に判断することとしている。

一方で、第34条ただし書きにて、当該行為が、考慮要素から総合的に判断して反競争的で企業結合と認定しうるものの、同企業結合が、競争に対する積極的影響が消極的影響を明らかに上回る、又は社会公共の利益に適合すると認められる場合には、当該企業結合を禁止しない決定をすることを認めている。

積極的影響の証明は、当該企業結合の事業者自身が、明確かつ定量的な効果を裏付ける資料とともに実施しなければならない。同証明を起点に、国家市場監督管理総局が、市場シェア、集中度、参入への影響、消費者・他事業者・国民経済への影響等の要素を総合的に勘案し、消極的影響（競争制限効果の有無・程度）を判断する。判断の具体的な基準は公表されておらず、生産体制の向上、流通コストや市場価格の低減、製品・サービスの品質向上、産業イノベーションの加速といった点が重視されると思われる。社会公共利益は、国家市場監督管理総局が総合的に判断する。同判断の具体的な基準も公表されておらず、中国国家政策の要請や公共インフラへの貢献、地域経済の振興や雇用創出・維持、環境保護・エネルギー効率化・災害対応等への貢献、中国政府補助金政策や産業支援策との一体性といった点が重視されると思われる。

2.1.2 企業結合に係る届出基準

(1) 原則

規定された行為類型に該当又は該当しうる企業結合のうち、国务院の下に設置されている独占禁止・不正当竞争禁止委員会が定める届出基準のいずれかを満たす場合、事業者は、同法の執行機関である国家市場監督管理総局独占禁止執行第二局に対して事前に届出を行うとともに審査を受けなければならない（同法第26条及び国务院事業者集中届出基準に関する規定第3条）。また、届出基準を満たさないものの、執行機関が、当

該企業結合が市場の競争を排除、制限する効果を有する、又は有する可能性がある証拠がある場合、執行機関は事業者へ申告を要求することができる（同法第 26 条）。

同法に違反して、届出基準に達しかつ届出免除の事由がないにも関わらず、届出を懈怠し企業結合を実施した場合、資産の処分、事業の譲渡、その他企業結合を実施する前の状態に戻すために必要な措置を講じる命令が下されるほか、直近年度の売上高の 10% 以下又は 500 万元の制裁金が課される（第 58 条）。

なお、2022 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までは、北京、上海、広東、重慶、陝西の 5 つの省に、試行省級市場監督管理部門を設置し、一部の企業結合に関する審査手続を試行的に国家市場監督管理総局独占禁止執行第二局から移管している。本試行は、類別級別審査制度に基づく取組であり、2022 年 7 月に公布された「一部の企業結合案件独占禁止審査の委託展開の試行に関する公告」において、2.1.3 企業結合に係る審査手続にて記載する簡易手続に該当する業結合の審査を、地方の独占禁止局に委ねるものであった。同審査委託は、市場監督管理総局による試験的委託の正式な委託への移行に関する公告（市场监管总局关于将试点委托转为正式委托开展部分经营者集中反垄断审查的公告）により、2025 年 8 月 1 日をもって、正式に移行されることとなった。

(2) 届出基準

中国における企業結合の届出基準は、同法及び下位規則である国務院による企業結合申告基準に関する規定（经营者集中审查规定）にて明確化されている（図表 2-2-6）。2024 年 1 月 26 日には企業結合の売上高ベースの届出基準を大幅に引き上げるとともに、国家市場監督管理総局より、企業結合申告規範（经营者集中申报规范）が 2025 年 9 月 26 日に公布、同年 10 月 1 日に施行されている。行政サービスの標準化や利便性の強化、企業の投資や買収・合併の支援、市場における民間投資の活性化を目指して、同法の下位規則である经营者集中审查规定の内容を明確化し、規範的な届出に関するマニュアルを示したものである。市場監督管理業界標準管理規則と市場監督管理業界標準制定管理実施細則の要件に沿って、市場監督管理業界標準化専門技術委員会のもとで作成された。

中国では、企業結合が国務院による企業結合申告基準に関する規定で定める基準に達した場合、当該事業者は事前に国家市場監督管理総局に届け出なければならない。届出を行っていない場合や、届出後に承認を得る前の段階では、企業結合が認められず、承認を得ないまま企業結合を実施した場合は、同法第 58 条に基づく行政制裁の対象とな

る。

図表 2-2-6 独占禁止法における企業結合の届出基準

企業結合当事者の基準	企業結合当事者のうち 最低2事業者の基準
当事者のうち すべての事業者の ■ 全世界売上の合計が120億元(約2400億円) 超旧100億元 又は ■ 中国国内売上の合計が40億元(約800億円) 超旧20億元	当事者のうち 最低2事業者の ■ 中国国内売上高がそれぞれ8億人民元超

かつ

(出所) 国務院事業者集中届出基準に関する規定第3条より MURC 仮訳・作成

届出基準に含まれる「中国国内」とは、事業者の製品またはサービスの購入者の所在地が中国国内であることを指し、事業者が中国国外の国や地域から中国へ輸入する場合も含む。一方で、中国から中国国外の国や地域へ輸出される製品やサービスの売上は、届出基準時の計算に含まれない（国務院事業者集中届出基準に関する規定第10条）。具体的な売上高の算出方法は、企業結合申告規範の付録B（規範的）売上高（附录B（规范性）营业额）規範の付録Bに記載されている。

企業結合申告規範では、同法及び国務院事業者集中届出基準で具体化される届出免除の要件が、第4条にて解説されている。届出基準に適合する場合でも、届出免除の要件を満たす場合は、国家市場監督管理総局への申告は不要となる（図表 2-2-7）。

図表 2-2-7 届出免除の要件（豁免申报）

第 4.4 条 (a)	企業結合の当事者である 1 事業者が、他の各事業者の 50%以上の議決権を有する株式または資産を保有している場合。
第 4.4 条 (b)	企業結合の当事者である各事業者の 50%以上の議決権を有する株式または資産が、企業結合に参加していない同一の経営者によって保有されている場合

(出所) 经营者集中申报规范より MURC 仮訳・作成

一方で、届出基準に達しない企業結合であっても、競争の排除・制限の恐れがあると規制当局が認めた場合、届出を命じることができる。同判断は、主に、市場シェアと支配力、市場の集中度、市場への新規参入への影響、技術革新への影響、消費者・他事業

者への影響、中国国民経済への影響が総合的に考慮される。

現時点で、届出基準に達しない企業結合のうち、届出が命じられた具体的な事例に、「先某薬業有限公司による某西薬業会社の株式取得に伴う企業結合案件」がある。中国国内でバトロキソビン注射液を製造する両事業者の企業結合に関する案件であり、当該企業結合は、届出基準に達しないものの、中国国内のバトロキソビン注射液市場において、競争を排除または制限する効果を有する可能性があるとして国家市場監督管理総局が判断した。

当局への企業結合の届出は、国家市場監督管理総局による企業結合審査規定（国家市場監督管理总局令 经营者集中审查规定）第 14 条に定める申告書類及び関連書類を提出しなければならない。その際、原則として、当事者間で締結した企業結合に関する契約文書及び、契約締結日から遡って前年度の売上高を示す書類を提出する必要がある。一方で、最終契約の締結そのものが、届け出基準の前提として必須ではなく、当該企業結合の実施が一定の確度に達した場合に直ちに届け出が必要となる。すなわち、実務上は取引の確度が十分に高いことが判断可能な、署名済みの最終契約書や契約書案、取締役会決議、公開買付の公告などをもって届出が受理される。

なお、当局への企業結合の届出に先立ち、事業者が届出の必要性や提出書類、審査プロセス・期間を把握するために任意で事前に相談する制度が存在する。事前相談制度はあくまで任意の準備段階に位置付けられているため、正式な審査義務が免除されるわけではなく、正式に届出を行い、審査を受けなければならない。

2.1.3 企業結合に係る審査手続

前述の通り、2025 年 10 月 1 日に企業結合申請規範（经营者集中申报规范）が施行されている。企業結合の届出基準を充足、又は当局より届出を要求された場合は、まず、企業結合簡易案件の適用基準に関する暫定規則（关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定）第 2 条に基づき、簡易届出が可能な案件か判断される（図表 2-2-8）。

図表 2-2-8 簡易届出案件の要件（簡易案件申报）

第 2 条 1 号 （水平的結合）	企業結合に関するすべての当該事業者の市場シェア合計が 15%未満
第 2 条 2 号 （垂直的結合）	川上・川下市場での市場シェアが、それぞれ 25%未満
第 2 条 3 号 （同一市場外結合）	取引に関係する各市場での当事者のシェアがいずれも 25%未満

第2条4号 (中国域外合弁)	中国域外で設立され、中国域内で経済活動を行わない合弁
第2条5号 (中国域外企業)	取得対象の域外企業が中国域内で経済活動を行わない場合
第2条6号 (単独支配への変更)	共同支配から単独（又は一部の当事者による）支配への変更

(出所) 关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定より MURC 仮訳・作成

簡易審査制度は、2023年より正式に導入された。中国国内における企業結合届出が年々増加し、当局の審査機能がひっ迫することで審査期間が長期化する傾向がみられたことが背景にある。簡易手続に該当する案件は、通常手続と異なり、届出に必要な書類が簡素化（詳細な事業者情報の省略、非公開資料の提出不要等）されるとともに、企業結合による影響に関する証明が不要となる。なお、簡易届出案件への該当を判断するための市場シェアや売上高、買主所在地等のデータは整理して提出する必要がある。事業者にとっては、当該企業結合の審査期間や公示期間が短縮される傾向がある点でメリットとなる。

審査対象となる案件は、必要書類の受領後30日以内に1次審査が実施され、続いて2次審査が審査決定後90日以内に実施される（当局が必要とみなす場合は、最大で60日間の延長が可能）。旧法下では、審査期間を超過し、当該事業者が再度届出する必要がある案件が散見されたため、改正法では、審査期間の中断制度（Stop-the-Clock）が導入され、当局が条件付きで企業結合の審査期間の中断を決定することができる（図表 2-2-9）。

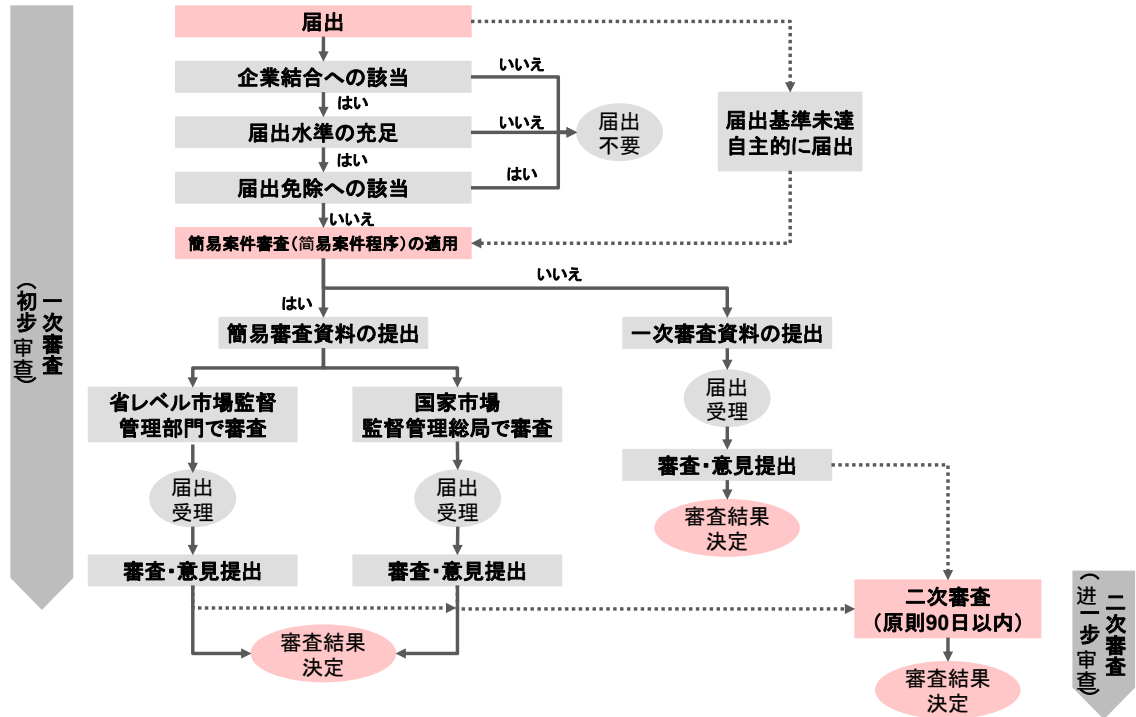
図表 2-2-9 審査期間の中断要件

審査資料の提出 遅延・未提出	当該事業者が審査手続に係る資料等を充足しておらず、審査業務に支障をきたす場合
重大な 新事実・状況の出現	企業結合の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況や事実が発生し、当局による確認を要する場合
事業者からの要請	企業結合に係る制限条件に更なる審査が必要であり、かつ当該事業者が審査中断の請求をした場合

(出所) 中华人民共和国反垄断法より MURC 仮訳・作成

近年では、下位規則の整備や審査の事前面談制度を導入しており、概ね以下の審査手順を踏むこととなる（図表 2-2-10）。

図表 2-2-10 届出・審査フローチャート



(出所) 市场监管总局发布《经营者集中申报规范》より MURC 仮訳・作成

中国の企業結合審査における問題解消措置は、主に中国独占禁止法とその下位規則である企業結合審査規定、審査類型別指南（水平・非水平指南）に基づいて運用されている。同法に基づいて、競争を排除・制限するおそれのある企業結合に対しては、禁止・条件付き承認・無条件承認のいずれかの決定が下され、問題解消措置は、競争上の懸念が存在する場合に、それを十分に解消できるかを考慮して条件付き承認されることとなる。中国当局における問題解消措置を決定する際の定型表現は、「重点从限制性条件的有效性、可行性和及时性方面进行了评估」と表現されることが多く、提示された問題解消措置が、競争上の懸念を本当に解消できるか、その措置が実務上実行可能か、必要な時点で実際に競争制限を防止可能か、という観点から総合的に審査されたことを示す定型文である。なお、水平型企業結合審査指南（2024年12月公布）を参照すると、同類型の競争懸念は、主に市場シェア増大による価格引上げ・数量削減や、競争者減少による協調行動の容易化となっている。原則として、構造的措置が重視され、行動的措置のみで競争防止の効果を十分に排除することは困難と示唆している。他方で、行動的措置が実務上頻用されてきたことを明記しており、構造的措置に比較して、行動的措置が重視される運用である（図表 2-2-11）。また、非水平型企業結合審査指南（2025年12月公布）では、競争行為の典型として、原料や取引

先の限定（封鎖効果）、抱き合わせや排他的取引、隣接・補完関係を通じた市場支配等をあげている。

図表 2-2-11 中国の企業結合審査における禁止・条件付承認の代表的事例

取引概要	結合類型	審査結果概略
コカ・コーラによる 匯源果汁 (Huiyuan Juice) の買収 (2009年3月18日)	水平結合	禁止 (当該集中は競争制限効果を解消できないと判断)
Seagate による Samsung HDD 事業の買収 (2011年12月12日)	水平結合	条件付承認 (構造的措置+行動的措置: 事業・生産能力の分離、供給義務)
Western Digital による Hitachi GST の買収 (2012年3月2日)	水平結合	条件付承認 (構造的措置: HGST の独立運営確保、部分的事業分離)
Google による Motorola Mobility の買収 (2012年5月19日)	混合・非水平結合	条件付承認 (行動的措置: Android の無差別ライセンス、特許の不当行使防止)
Glencore による Xstrata の合併 (2013年4月22日)	水平+垂直結合	条件付承認 (構造的措置: 鉱山・権益の売却)
丸紅による Gavilon の買収 (2013年12月2日)	垂直結合	条件付承認 (行動的措置: 第三者への公平アクセス・供給保証)
Synnex による Tech Data の買収 (2021年6月23日)	水平/垂直結合	条件付承認 (行動的措置: 排他取引・抱き合わせ禁止、行為制限)
NVIDIA による Arm Holdings の買収 (2022年、当事者撤回)	混合・非水平結合	事実上不成立 (SAMR を含む各国審査の不確実性を踏まえ当事者が取引撤回)
Intel による Tower Semiconductor の買収 (2023年8月期限徒過)	非水平結合	事実上不成立 (中国当局の条件付承認が期限内に得られず終結)

(出所) 独立行政法人経済産業研究所 (2015) 「中国独占禁止法の運用動向 - 「外資たたき」及び「産業政策の道具」批判について」 (RIETI Discussion Paper Series 15-J-042) 及び、国家市場監督管理総局公表決定・実務解説より MURC 仮訳・作成

2.1.4 独占禁止に係る原則と行為類型

(1) 独占禁止の原則

中国では、中華人民共和国独占禁止法及び、国家市場監督管理総局令 (第 65 号) として公布された下位規則である独占的協定禁止規定 (禁止垄断协议規定) によって、市場における競争者・取引相手間の合意 (協定・調整) による競争制限行為を取締まる枠組みが規律されている。国家市場監督管理総局が主たる執行機関であり、省・区・市にまたがる案件や、中国全体に影響を与えうる案件、その他国家市場監督管理総局が直接処理すべきと判断した案件を所管するが、独占的協定禁止規定第 2 条にて、反壟断法第 13 条 2 項に基づく省級市場監管部門への権限委任が明記され、必要に応じて、省級に案件を指名して移管することが認められている。本項では、既述の企業結合には該当しないものの、独占的協定 (業務提携) に該当しうる行為に対する規制動向を整理し

た。

市場の競争を排除・制限する水平的・垂直的結合に係る協定や決定、またはその他の協調行為が、書面・口頭のいずれか、もしくはさらには明示的合意がなくても実質的に行動の一致があった場合に、規制の対象となる。

(2) 行為類型と基準

独占的協定禁止規定では、競争者間での水平的独占協定、取引先間での垂直的独占協定、協調一致行為（concerted practices）に大別される（図表 2-2-12）。

図表 2-2-12 独占禁止に係る行為類型

行為類型		例
水平 独占協定 (第 17 条)	価格固定・変更	価格水準、変動幅、利益水準、割引・手数料、算定式・アルゴリズム・プラットフォーム規則の合意
	生産・販売数量の制限	生産量・販売量の割当・停止等
	市場分割	販売・原材料調達市場の分割等
	技術制限	新技術・設備の採用拒否・投資/研究開発の制限等
	共同ボイコット	供給・販売の共同拒絶、特定事業者との取引制限
	データ・アルゴリズム・技術・プラットフォーム規則を用いた協調	情報交換/行動の協調等
垂直 独占協定 (第 18 条)	再販売価格維持	第三者への転売価格固定、最低転売価格限定等
	取引条件の制限	価格以外の取引条件拘束等
	地域・顧客別独占販売	特定地域・特定顧客層のみへの販売等
	不当な競争排除を伴う 排他取引	地域固定のオンライン・オフライン販売等
	抱き合わせ販売	特定製品に限定、他社製品の取扱禁止等
協調 一致行為 (第 16 条)	書面・口頭の明示合意が無いものの、実質的に行動の一致があり、意思連絡・情報交換等が認められる場合	
その他 (19 条)	その他、排除・制限競争の証拠がある場合	

(出所) 中国独占的協定禁止規定（禁止垄断协议规より MURC 仮訳・作成

行為類型のうち、実際に決定が確定した主たる事例は、水平的独占協定（価格固定・変更、生産・販売数量の制限、市場分割）、取引先間での垂直的独占協定（再販売価格維持、取引条件の制限）に顕著である（図表 2-2-13）。

図表 2-2-13 中国における独占的協定禁止事例

区分	行為類型	事例	概略
水平的 独占 協定	価格固定・変更 (第 17 条①)	ビーフン製造業者価格カルテル事件 (2023 年・最高人民法院確定)	競争関係にある複数事業者が、統括主体を通じて卸売・小売価格を統一し、価格競争を排除
	生産・販売数量の制限 (第 17 条②)	セメント協会「錯峰生産」協調事件 (行政処分 2022 年・司法確定 2024 年)	業界団体が主導し、団体会員企業間で生産停止時期・生産量を調整し、供給量を人為的に制限
	市場分割 (第 17 条③)	混凝土(生コン)企業 地域市場分割事件 (2023 年一審・2024 年最高法院確定)	複数企業が地域・顧客を割当て、相互不侵入を合意したうえで競争を排除
垂直的 独占 協定	再販売価格維持 (第 18 条①②)	自動車メーカー販売価格拘束事件 (行政処分後、最高人民法院確定: 典型事例として 2023 年公表)	メーカーが販売店の最低販売価格を指定し、値引き販売を禁止
	取引条件の制限 (第 18 条)	芝麻街英語 (Sesame Street English) フランチャイズ事件 (2022 年 北京市市場监督管理局)	フランチャイズ形態で加盟校の授業料を統一し、独自価格設定を禁止

(出所) 最高人民法院「反壟断典型案例 (2023、2024)」より MURC 仮訳・作成

(3) 審査手続

中国において、現時点で独占協定に関する明示的な審査手続は公表されていない。一方で、実務上、独占協定に関する審査は、主に、リニエンシー申請 (寛大制度) と通報 (挙報)、当局による職権の発動 (专项行动) を端緒とする。リニエンシー申請は、事業者が自ら関与した独占協定を申告し、当該案件に係る重要証拠を提出することで課徴金の全額免除または減免を受ける制度であり、水平的独占協定に顕著である。通報は、例えば、競争事業者、取引先、元従業員、消費者等による実名または匿名のタレコミであり、当局は必要に応じて調査を開始する。

2.2 競争当局の執行方針、その他競争政策の最新状況、関係ステークホルダーの受け止め、政策検討で重視されている要素

2.1 にて、企業結合及び独占協定に関する規制を整理したが、本項では、近年特に当局にて更新、公表された、企業結合に関連する水平型企业結合審査指南 (横向经营者集中审查指引) 及び非水平型企业結合審査指南 (非横向经营者集中审查指引) を整理した。

2.2.1 水平型企業結合審査指南

水平型企業結合審査指南は、2024年12月20日に国家市場監督管理総局が正式に公表したガイドラインである。水平関係にある企業間の企業結合について、競争影響評価の考え方を体系的に明示する初めての包括的指針となっている。中国独占禁止法及び下位法令である企業結合審査規定に紐づくガイドラインであり、全12章・87条で構成されている（図表 2-2-14）。あくまでガイドラインの位置づけであり、法的拘束力を有するわけではないが、企業結合審査に係る判断基準を示すことで、審査結果の予見可能性を高める意味合いがある。

図表 2-2-14 水平型企業結合審査指南の構成

章	タイトル	概要
第1章	総則（总则）	本ガイドラインの目的・法的根拠・水平結合の定義を示し、競争制限性判断の基本枠組みを提示
第2章	証拠資料（证据材料）	審査で重視される内部文書、顧客意見、市場調査など証拠の収集・評価方法を整理
第3章	関連市場（相关市场）	商品・地域市場の範囲の決定方法を示すとともに、複数市場がある場合の分析手法を説明
第4章	市場シェア・集中度（市场份额和市场集中度）	第22条の市場シェア区分とセーフハーバー（15%未満）を明示
第5章	単独行動効果（单边效应）	企業結合後の価格引上げ、数量削減、イノベーション低下など単独効果を評価
第6章	協調効果（协同效应）	企業結合により協調行為が容易になるかを分析
第7章	市場参入・競争压力（市场进入与竞争约束）	新規参入可能性、潜在競争、買手の交渉力などを考慮
第8章	国民経済分析（国民经济因素）	国民経済・産業発展への影響（第79条）を考慮要素として位置付け
第9章	効率性・抗弁（效率与抗辩）	規模の経済等の効率性主張の評価方法を整理
第10章	その他要因（其他因素）	技術革新や特定市場事情など補足的要素を考慮
第11章	事例説明（案例说明）	29件の事例で理論を具体化し、実務的判断を可視化
第12章	附則（附则）	本ガイドラインの適用関係・施行について規定

（出所）水平型企業結合審査指南（横向经营者集中审查指引）より MURC 仮訳・作成

同ガイドラインの最大の特徴は、第22条で示されている市場シェアに基づく分類とセーフハーバー制度である。市場シェアを4類型に区分し、各類型で競争制限のおそれの有無と強弱を段階的に整理しており、事実上のセーフハーバーの線引きが示されると評価できる。

企業結合実施後のシェアが50%以上を占める類型の場合、原則として単独支配力を有する可能性が高く、競争制限のおそれが通常推定され、実務上高リスクの企業結合で

あると位置づけている。企業結合実施後のシェアが 25%から 50%となる類型の場合、原則として競争制限の恐れを認定する可能性が高く、市場集中度（HHI）や単独行動・協調効果を含めた総合的な評価がなされる。同類型が実務上最も審査の対象となりうる領域である（中核審査領域）。企業結合後のシェアが 15%から 25%となる類型の場合、通常は競争制限のおそれを認定しない。一方で、当該市場構造が脆弱であったり、競争者が少数であるなどの特殊な事情がある場合には、詳細な評価が行われることがある（条件付き低リスクの推定）。最後に、企業結合後のシェアが 15%未満である類型の場合、原則として競争制限のおそれはないと推定され、事実上のセーフハーバーに該当する。一方で、競争制限・排除を示す内部文書等の直接的な証拠がある場合には、例外的に詳細な評価が行われる。

本ガイドラインでは、条文に紐づけて、商品・地域市場や企業の内部文書、顧客の反応等を具体的に設定した仮想事例集を盛り込んでいる。水平的企業結合が、審査当局による審査の約半数を占める実情に照らして、これらの事例集をもうけることで事業者における予見可能性を担保し、円滑な審査実務を実現する目的がある。加えて、第 79 条にて、国民経済への影響分析を審査過程の考慮要素に追加することを明記している（经营者集中对国民经济发展影响）。同分析では、中国政府における産業政策との整合性や、当該企業結合によるサプライチェーンへの影響などの観点が評価要素となる。なお、本ガイドラインでは、依然として問題解消措置（附加限制性条件）に関する具体的指針は明記されておらず、必要に応じて構造的・行動的措置を考慮し得るという言及にとどまっている。

2.2.2 非水平型企业結合審査指南

非水平型企业結合審査指南は、2025 年 12 月 16 日に国家市場監督管理総局が正式に公表したガイドラインである。垂直型・混合型に分類される非水平関係の企業結合について、競争制限効果の分析枠組みを体系的に示した初の包括的ガイドラインである。水平型企业結合審査指南と同様に、中国独占禁止法及び下位法令である企業結合審査規定に紐づくガイドラインであり、全 9 章・82 条で構成されている（図表 2-2-15）。あくまでガイドラインの位置づけであり、法的拘束力を有するわけではないが、企業結合審査に係る判断基準を示すことで、審査結果の予見可能性を高める意味合いがある。水平型企业結合審査指南と比較すると章自体は少ないものの、事例数は 34 件とより充実している。

図表 2-2-15 非水平型企业結合審査指南の構成

章	タイトル	概要
第1章	総則（总则）	非水平結合（垂直型・混合型）の定義と審査の基本姿勢を提示
第2章	証拠資料（证据材料）	取引関係、データ、排他的条件など非水平特有の証拠に着目
第3章	関連市場（相关市场）	上下流・隣接・補完関係を踏まえた関連市場の範囲決定方法を説明
第4章	市場シェア・集中度 （市场份额和市场集中度）	第23から24条で25%未満の場合のセーフハーバーを設定
第5章	垂直型結合の競争影響 （纵向经营者集中的竞争影响）	原料・顧客囲込みなどフォアクローズ理論を整理
第6章	混合型結合の競争影響 （混合经营者集中的竞争影响）	抱き合わせ・束ね販売による市場力波及を分析
第7章	市場参入・競争圧力 （市场进入与竞争约束）	参入圧力、買手交渉力、二重マージン解消などを考慮
第8章	その他要因（其他因素）	プラットフォーム市場、データ、エコシステム支配への言及
第9章	附則（附则）	本ガイドラインの適用関係・施行について規定

（出所）非水平型企业結合審査指南（非横向经营者集中审查指引）より MURC 仮訳・作成

第23条から第24条にて、市場シェアに基づく分類とセーフハーバー制度を設けている。企業結合実施後の市場シェアが25%未満である場合は、原則として競争制限のおそれはないと推定される、事実上のセーフハーバーを設けることを明記している。また、企業結合実施後の市場シェアが25%以上である場合は、競争制限のおそれの有無を判断することを明記している。また、非水平型企业結合は、水平型企业結合に比較して、競争制限の効果が間接的であるため、事業者による審査の予見可能性をより担保するために、技術・データへのアクセス制限や顧客の囲い込み、抱き合わせ販売といった具体的な事例を多く紹介している。さらに、本ガイドラインでは、デジタルプラットフォーム市場への言及が顕著である。中国における非水平型企业結合ではデジタルプラットフォーム分野での企業結合事例が大半を占めることに起因している。したがって、事例集でも、データ支配とアクセス条件、API・インターフェース制御、自社サービスの優遇といった事例が取り上げられている。

2.3 企業結合および業務提携等企业活動の実態調査、判例および審査例

本項では、業務提携に関する凡例・決定例は網羅的に統計データを参照しての実態把

握が困難であるため、主に企業結合に関する実態を整理した。

2024 年の企業結合の審査は合計で 643 件実施され、うち 623 件が無条件承認であった。一方で、条件付き承認は、JX 金属株式会社(JX Advanced Metals Corporation) による Changzhou Tatsuta Chugoku Electric Wire&Cable Co.,Ltd の買収事案の 1 件のみである。また、2024 年 12 月より、NVIDIA Corporation の独占禁止法違反の疑いに対する審査が実施されており、2025 年現在も継続している（図表 2-2-16）。

企業結合審査が実施された当事者を属性別に見ると、中国国内企業による投資活動が比較的活発である。中国国内企業同士による企業結合の件数が最も多く、356 件で全体の約 57%を占めている。また、外国企業同士による企業結合は 183 件で約 29%、中国国内企業と外国企業との間の企業結合は 85 件で約 14%となっている。

図表 2-2-16 当局による企業結合案件 (2024 年度)

無条件承認	623 件
条件付承認	1 件 (JX 金属株式会社 (JX Advanced Metals Corporation))
撤回による終結	19 件

(出所) 中国反壟断執法年度報告 (2024)より MURC 仮訳・作成

(注) なお、同報告の企業結合案件数は、当事者の属性別の総計と必ずしも一致していない。

2025 年市场监管总局完成经营者集中反壟断审查 706 件

また、2026 年 1 月 19 日には、年間の報告書ではないものの、2025 年における企業結合審査実務の報告資料が市場監督管理局から公表されている（図表 2-2-17）。

図表 2-2-17 当局による企業結合案件 (2025 年度)

無条件承認	687 件
条件付承認	5 件
撤回による終結	13 件
禁止	1 件

(出所) 「2025 年市场监管总局完成经营者集中反壟断审查 706 件」より MURC 仮訳・作成

(注) なお、同報告は年次報告ではなく、2026 年 1 月時点の実績である。

2025 年に当局が条件付承認とした経営者集中は 5 件で、うち日本企業が関係した事例は、全日本空輸 HD (ANAHD) による日本貨物航空 (NCA) 買収事案である。特定航空路線での便の供給が集中することによって、運賃・サービス条件の競争が低下することを懸念したものであり、2025 年 7 月に輸送力の公正な提供義務、非差別的な条件、運賃・スロット運用の制約・監督を行う行動的措置によって条件付き承認さ

れた。他 4 件の概要は以下のとおりである（図表 2-2-18）。

図表 2-2-18 条件付き承認事例（2025 年）

事例	概要・決定
邦吉全球（Bunge）による蔚特（Viterra）買収 （2025 年 6 月決定）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 穀物・油糧種子の集荷・貿易・加工における市場の集中度が上昇し下流市場への競争圧力が低下することの懸念 ■ 非差別な供給・公正な取引・市場モニタリング等を実施する行動的措置を条件に承認
新思科技（Synopsys）による安似科技（Ansys）買収	<ul style="list-style-type: none"> ■ 半導体に関する設計・解析ソフトの事業者間連携による競争排除（バンドリング、相互運用性制限）の懸念 ■ 互換性・相互運用性の確保、バンドリング制限等を実施する行動的措置を条件に承認
是德科技（Keysight）による思博伦（Spirent）買収	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通信テスト計測機器の供給が偏ることによる消費者の選択肢が縮小、研究開発・価格競争の低下を懸念 ■ 互換性維持、顧客拘束の回避等を実施する行動的措置を条件に承認
智利国家銅業（Codelco）と智利化工矿业（SQM）の合併	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉱物資源（リチウム）の供給独占や価格・供給条件への影響を懸念 ■ 第三者への非差別な供給、価格・販売条件の透明性、独立運営条項等を実施する行動的措置を条件に承認

（出所）「2025 年市场监管总局完成经营者集中反垄断审查 706 件」より MURC 仮訳・作成

2.4 経済安全保障を競争法上考慮するような運用／競争当局以外の機関との連携を行っている場合、当該国の関係法令、ガイドライン及び具体的な事例の整理

中国における経済安全保障に合致する用語は「経済安全」であり、2014 年に習近平政権が提唱した「総体的国家安全観」を基本思想とする。思想の端緒は、自国で豊富に産出する鉱物資源を背景とした貿易・生産管理とサプライチェーンの確保であるが、国内の旺盛な経済活動に対応する投資管理、中国国内のサプライチェーンの強化と国内製造業の競争力向上を謳う中国製造 2025（中国製造 2025）に基づく技術基盤強化に関する取組を推し進めている。特に、自国で豊富に産出する重要鉱物を背景として、世界における中国の影響力を高め、また産業競争力を高めて経済安全保障環境を確保し、他国より優位に立つ方向へ動き出している。

中国では、国家発展に向けた最上位の戦略・政策計画文書として、5 年計画が策定されている。2026 年 3 月に全国人民代表大会にて、第十五次 5 年計画（中华人民共和国国民经济和社会发展第十五个五年规划纲要（2026—2030 年））が採択された。同計画は全 18 篇で構成されており、主に、中国式現代化の加速、高質量発展の全面推進、発展と安全の統籌、科学技術自立、産業チェーン・サプライチェーン強靱化、中国全土を統一した大市場の深化を基本方針に掲げている。この中で、特に競争法との関わりで重要となるのが、第 14 篇「国家安全体系と能力の現代化（推进国家安全体系和能力现

代化 建设更高水平平安中国)」である。国家安全を独立した一編として明示し、国家安全を軍事・政治分野に限定せず、経済・資源・食糧・エネルギー・データ・産業チェーンを含む総合的国家安全として位置づけて、経済安全保障の確保に言及している。第14篇の中で中核となる章は、第52章「国家における経済安全保障の確保（保障国家经济安全）」である。本章は、経済安全保障を計画本文中で明確に制度化している。

同章第1節では、食料安全保障強化（增强粮食安全保障能力）を目指し、食糧生産能力を国家安全の最基盤に位置付けるとともに、耕地保護の厳格化、穀物の自給可能性・安定供給能力の維持、国有食糧備蓄・流通体制の整備を規定しており、食料安全保障の分野においては、市場の効率化に優先して、安定供給が志向される。同方針は、競争法の運用にも影響を与えており、2025年における条件付き承認事例（図表19）のうち、邦吉全球（Bunge）による蔚特（Viterra）買収事案（2025年6月決定）の決定に作用している。中国は、大豆の国内消費量の約80%を米国等からの輸入に依存しているほか、輸入大豆貿易市場の参入は、港湾ターミナルや貯蔵施設のグローバルな運営、海運輸送を担保する船舶事業の保有が必要であるなど、障壁が高い。したがって、当局は、中国国内の輸入大豆市場における第3位と第7位の事業者による企業結合によって、競争制限が加速することを懸念し、「既存の契約・条件維持」、「取引拒否等の禁止」、「FRAND供給義務（価格安定、中国向け販売量の四半期毎の報告等）」、「世界的な農作物の不足時にも速やかに報告、取引を最大限維持」するなどの行動的措置を義務付ける条件付き承認を決定した。

同章第2節では、エネルギー・資源供給の強化（强化能源资源供应保障）を目指し、エネルギー安全保障を中国における経済安全保障の確保の中心に据えるとともに、石油・天然ガス・石炭・重要鉱物資源の供給安定を志向している。競争法の運用との関連では、特に重要鉱物資源の安定供給に向けて、同分野における自由な市場競争よりも、国家による統制を容認する姿勢を見せている。2025年における条件付き承認事例（図表20）のうち、智利国家銅業（Codelco）と智利化工矿业（SQM）の合弁に関する事案では、中国がチリに依存している炭酸リチウムの安定調達や、両事業者が計画しているリチウム採掘プロジェクト等の存在から、協調行動のおそれを高めると認定し、邦吉全球（Bunge）による蔚特（Viterra）買収事案と同様の行動的措置を課すとともに、合弁会社の独立性の維持と機微情報の交換禁止といった義務を課す条件付き承認を決定した。

3. 米国

2025年1月、米国では民主党から共和党へと政権が移行し、第二次トランプ政権が誕生した。ファーガソン新FTC委員長は、2026年5月に開催された国際競争ネットワーク年次総会において、米国のゲートキーパー企業を規制対象とするデジタル市場法（DMA）の硬直的な基準などEUの競争政策やテクノロジーに対する過度の規制を批判しており、今後、そうしたスタンスを反映したルール策定が進められる可能性はある。

3.1 特筆すべき企業結合および業務提携に関する法令

3.1.1 企業結合

米国の反トラスト法では、シャーマン法がカルテル等の取引制限行為や独占化行為そのものを禁止し、クレイトン法がシャーマン法違反の予防的規制として競争を阻害する特定の行為（価格差別、不当な排他的条件付取引、企業結合など）を事前に規制する役割を担う。そして、1976年にハート・スコット・ロディノ法（Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976、以下「HSR法」）の立法を通じて、クレイトン法第7A条として一定規模以上の企業結合について、当事者に事前届出と待機期間が義務付けられた。当事者は、事前に当局である連邦取引委員会（FTC）と司法省（DOJ）に事前届出を行い、企業結合禁止期間として原則30日間の審査を受ける必要がある。届出基準額は、米国の国民総生産（GNP）の増減を勘案して毎年改訂されており、2026年2月17日より適用されるHSR法の下での最新の基準額は前年から約6%増加した1億3390万ドルである。

当事者から届出された取引の競争への影響を当局が判断する基準を示したものがFTCとDOJが共同で発行するMerger Guidelines（以下「企業結合ガイドライン」）である。同ガイドラインは、米国では1968年から存在し、最新版は企業結合審査の強化を目的に前バイデン政権下の2023年に改正された「2023年企業結合ガイドライン」である。同ガイドラインは、水平・垂直に明確に区別できない事例の存在を認め、競争制限効果を類型ではなく、実態に即して評価するため、2010年公表の「水平型企業結合ガイドライン」と2020年公表の「垂直型企業結合ガイドライン」を統合したものとなっている。米国の企業結合規制は、1968年に初めて企業結合ガイドラインが公表されて以来、産業構造の変化や経済学（主に産業組織論の分野）の発展に合わせて進化してきた。米国の企業結合ガイドラインは、企業結合が競争を阻害し得る機序について個別の企業結合事案の性質を踏まえて検討し、経済分析などを活用して詳細に審査する方

向に進化してきた。しかし、2023 年企業結合ガイドラインは、企業結合に伴う市場集中度の増加が閾値を超える企業結合について一律に競争を阻害するものと推定するなど、これまでの流れとは大きく異なる形で改訂されている¹²³。

第二次トランプ政権に移行後、2025 年 2 月にファーガソン FTC 委員長は、執行機関としての法的安定性を重視し、政権交代によるガイドラインの政治的な撤回を否定している。ただし、同委員長は新ガイドラインが完璧ではないため、必要に応じて改訂する意思も示している¹²⁴。

(1) 事前届出

HSR 法の下、当事者は、免除が適用されない限り、企業結合に係る取引が①商業要件 (Commerce Test)、②取引規模要件 (Size of Transaction Test)、③当事者規模要件 (Size of Person Test) の 3 つの条件を満たす場合に事前届出が必要となる。

商業要件は、取引のいずれかの当事者が商業活動に従事している、又は商業に影響を及ぼす事業活動に従事している場合に条件を満たすとしており、通常の企業結合取引は同要件を充足すると見做される。

取引規模要件は、取引規模の基準額を定めており、取引がこの基準額を下回る場合、事前届出は不要となる。2026 年 2 月に改訂された基準額は 1 億 3390 万ドルである。

取引規模が 5 億 3550 万ドルを超える場合は、その時点で事前届出が必要になるが、取引規模が 1 億 3390 万ドル以上で 5 億 3550 万ドル未満の場合は、③の当事者規模要件を満たした場合のみ、事前届出が必要となる。

当事者規模要件については、一方の当事者の売上高又は総資産が 2 億 6780 万ドル以上、かつ、もう一方の当事者の売上高又は総資産が 2680 万ドル以上である場合に届出が必要となる。

更新された 2026 年の届出手数料は次のとおりとなる。

¹²³ 過年度報告書 (NERA「令和 6 年度経済産業政策関係調査事業 (企業結合や業務提携に係る諸外国の政策動向及び我が国の実態把握調査) 調査報告書」(2025 年 3 月)、p.22) では、ガイドライン改訂の方向性について「バイデン政権下の競争当局は反トラスト法の対象を消費者利益のみを対象とせず広げるべきとの立場を採用しており、新合併ガイドラインではガイドライン 10 において、労働者、クリエイター、サプライヤー、その他のプロバイダーを獲得するための競争を実質的に減殺させる合併を規制するとしている。競争とは独立に労働者保護の価値を認めるという建付けにはなっていないものの、労働者保護として機能し得るガイドラインとなっている。…他方、グリーンやサステナビリティなどの環境上の利益を競争政策上考慮するという欧州の実務は、アメリカにおいてはまだ取り入れられていない。グリーンやサステナビリティと統合的な競争政策を目指すべきという議論は活発化しているものの、これらの観点だけで競争制限行為が正当化されるとするのは危険だとする意見も根強い。アメリカの競争当局は、依然として伝統的な経済効率性や市場競争に基づく評価を中心としており、環境効果を公式に合併 GL 等における評価基準に加えるには至っていない。」と述べている。

¹²⁴ FTC. Chairman Ferguson Memo re Merger Guidelines (February 18, 2025), <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/public-statements/chairman-ferguson-memo-re-merger-guidelines>

図表 2-3-21 HSR法に基づく届出手数料基準（2026年2月17日～）

取引規模	手数料
1億8960万ドル未満	3万5000ドル
1億8960万ドル以上～5億8690万ドル未満	11万ドル
5億8690万ドル以上～11億7400万ドル未満	27万5000ドル
11億7400万ドル以上～23億4700万ドル未満	44万ドル
23億4700万ドル以上～58億6900万ドル未満	87万5000ドル
58億6900万ドル以上	246万ドル

（出所） FTC. Revised Jurisdictional Thresholds for Section 7A of the Clayton

(2) 「2023年企業結合ガイドライン」が示すセーフハーバーの考え方

米国当局は、一般に市場の集中度を測定するためにハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）を用いる。HHIは、市場シェアの二乗の合計として定義される。この指数は、多数の小規模企業が存在する場合には小さく、企業数が減るなどして市場集中が進むほど大きくなり、単一企業のみから成る市場では10000に達する。HHIが1800を超える市場は高い集中度にあるとされ（高集中市場）、そこから100ポイントを超える変化は有意な上昇と評価される。さらなる高集中市場を新たに生み出す、又は一層集中させる企業結合であって、HHIを100ポイント超上昇させるものは、競争を実質的に減少させるか、又は独占を生み出すおそれがあるものと推定される。当局は、企業結合後の企業の市場シェアも検討する。企業結合後企業のシェアが30%を超え、かつHHIが100ポイント超上昇する企業結合についても、同様に競争を実質的に減少させるか、又は独占を生み出すおそれがあるものと推定される。

指標	構造的推定の閾値
企業結合後のHHI	市場におけるHHIが1,800を超える HHIの増分が100を超える
企業結合後の企業の市場シェア	シェアが30%を超える HHIの増分が100を超える

（出所） U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission (2023). Merger Guidelines [2023], p.6.

これらの集中度指標が上記閾値を超える場合には、当該企業結合により、企業結合当事者間の実質的な競争が排除され、また、企業結合後に残存する競争者間の協調が強まるおそれがあることを示している。この違法性の推定は、反証または覆すことが可能である。ただし、これらの閾値を上回る度合いが大きいほど、市場構造分析が示唆する競争上のリスクは高くなり、その推定を反証・覆すために必要とされる証拠もより強力な

ものとなる。

(3) 「2023年企業結合ガイドライン」が示す競争制限性の評価の仕方

2023年企業結合ガイドラインでは、企業間の競争を評価する際に当局が参照する証拠と手法について、以下のように説明している。①は企業結合において一般的に考慮される事項、②～⑤は当局が経済モデルに依拠して検討するような場合に考慮される事項となる。これらの事項は、事前届出を提出後の企業結合審査フロー（セカンドリクエスト含む）の期間だけでなく、当局への事前相談等のタイミングでも考慮されているものと考えられる。

① 一般的に適用される考慮事項

当局は、企業間の競争の度合いを評価する際に、以下の種類の証拠、ツール、指標のいずれか一つまたは複数を考慮することができる。

戦略的な検討又は決定	当局は、企業結合当事企業間の戦略的検討や意思決定の証拠を通常の事業活動で検証することにより、企業間（例えば企業結合当事企業間）の競争の程度を分析することがある。例えば、一部の市場では、各社が相互に価格設定、マーケティング活動、施設立地、設備改良、製品、生産能力、生産量、投入コスト、および／または革新計画をモニタリングしている場合がある。これは、特に各社が自社製品・サービスの競争力や収益性を維持・強化するための措置を講じることで即応する場合、企業結合当事企業間の競争の証拠となり得る。
従来の企業結合、参入、撤退状況	当局は、企業結合当事企業間の直接的な競争の存在と実態を評価するため、過去の事例を検討することがある。例えば、当局は、最近の関連する企業結合、新規参入、事業拡大、または撤退といった事象が、企業結合当事者又はその競争行動に与えた影響を検証することがある ¹²⁵ 。
顧客代替	顧客が異なる企業の製品に切り替える意思是、競争プロセスにおける重要な要素となる。例えば品質、価格、その他の特性において類似性が高い場合など、顧客が製品間を容易に切り替えられるほど、企業間の競争は激化する。 企業間製品の代替可能性を示すために一般的に分析される証拠には以下が含まれる：価格やその他の取引条件の相対的变化に対する顧客の過去の購買行動の変化、勝敗報告書・割引承認プロセスからの証拠・切り替えデータ・顧客調査といった文書・証言証拠、補完的製品の供給者や流通業者からの情報、製品特性に関する客観的情報、顧客の切り替え能力に影響を与える市場実態等。
競争的行動が競合他社	ある企業が顧客を獲得するために競争的行動を取ると、それは競合

¹²⁵ 日本では、企業結合当事者又はその競争行動に対する関連事象の影響を検証する際の考慮期間は、原則として2年とされる。一方、米国では明確な目安期間は設けられておらず、個別の事案に応じて判断される。

に与える影響	他社の犠牲の上にその企業に利益をもたらすことがある。当局は、ある企業の競争的行動が他社に与える影響を検討することで、企業間の競争の程度を測ることができる。ある企業の競争的行動が競合他社に与える影響は、一般的に、その行動によって競合他社が失う売上高の規模と、失われる売上の収益性によって決まる。当局は、競合他社が得たであろう売上の収益性を測定するために、利益率（マージン）を用いることがある。
企業間の競争排除の影響	ある場合には、一つまたは複数の企業からの競争が、他の企業の行動（価格、品質、賃金その他の競争パラメータに関する企業の選択）に与える影響を評価できる証拠が存在することがある。こうした影響は、両社が互いに競争し、それぞれ独立に戦略的な選択を行っている場合の行動と、両社が共同で行動したと仮定した場合に取りうる行動とを比較することで測ることができる。利用可能な場合には、このような競争の結果における実際または予測される変化は、両社間の競争の程度を示す手がかりとなりうる。

(出所) U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission (2023). Merger Guidelines [2023], pp.37-38.

② 企業が取引条件を設定する際の考慮事項

当局は、顧客に提示する取引条件を決定する企業間の競争の強さを評価するにあたり、様々な種類の証拠や指標を用いることがある（例えば、ある企業が自社製品を値上げした場合に顧客が他社に乗り換える割合を示す転換率（diversion ratio）等）。企業は、異なる顧客に対して同一の条件を提示する場合もあれば、顧客グループごとに異なる条件を提示する場合もある。

このような状況では、企業が互いに独立して行動しているときには、企業結合によってその競争がなくなる場合と比べて、より低い価格を設定したり、より有利な条件を提供したりする方向に競争が働くことがある。価格設定インセンティブに対する競争の影響を検討する際には、一方の企業の製品の価格が上昇した場合に、顧客がどの程度もう一方の企業の製品へ乗り換えるかという点が重要となる。このような乗り換えが見込まれるときには、両社が企業結合することで、企業結合後企業は、一方または両方の製品の価格を企業結合前の水準より一方的に引き上げても利益を得られるようになる。価格引上げによって一部の販売を失うことになっても、その失われた販売の一部は他方の企業の製品に振り向けられ、その振り向けられた販売から得られる価値を取り込むことができるためである。こうした効果により、企業結合前には採算が取れなかった価格引上げが、企業結合後には採算の取れるものとなり得る。

③ 交渉又は競売により条件が設定される場合の考慮事項

一部の業界では、買い手と売り手が価格やその他の取引条件を交渉する。交渉におい

て、買い手は通常複数の売り手と交渉し、競合する売り手同士を競わせることもある。他の業界では、売り手が製品を販売する際、あるいは買い手が調達を行う際に、オークションを利用する場合がある。交渉には、オークションの側面と一対一の交渉の側面が併存することもある。売り手間の競争は、企業結合による競争排除で買い手が売り手同士を交渉で競合させられなくなる状況と比較して、買い手がより有利な結果を得て売り手にとって不利な結果をもたらす可能性を大幅に高める。

④ 企業が生産能力と生産量を決定する際の考慮事項

一部の市場では、生産量（産出量の決定）や維持すべき生産能力（供給能力の決定）の選択が重要な戦略的変数となる。企業が産出量を減らすと、競合他社に売上を奪われる可能性がある一方、価格上昇を促すこともある。企業結合後の企業は、価格上昇の影響を企業結合前各社の全売上高にわたり考慮するため、企業結合の結果として産出量を減らすインセンティブを持つ可能性がある。二社の企業結合による競争の喪失は、企業結合後の企業が生産能力を休眠状態に置く、企業結合がなければ獲得していたであろう生産能力の増強や取得を控える、従業員を解雇または採用を停止する、あるいは既存の生産能力を廃止するといった行動を招く可能性がある。また企業は、ある関連市場から別の市場へ生産能力を振り向けることで、前者の市場価格を引き上げる可能性もある。企業間の競争の程度に関する分析は、企業結合が生産抑制のインセンティブをいかに生み出すかによって異なる場合がある。

⑤ イノベーションと製品多様化競争に関する考慮事項

企業が新製品を導入したり、製品の機能を改良したりする場合、その売上増の一部は競合他社、特に類似製品や機能の開発を競っているライバル企業の犠牲によってもたらされる可能性がある。その結果、企業間の競争は、例えば企業結合のように企業が共同所有される場合よりも、多様な製品や機能を提供するための努力を促進する可能性がある。企業結合後の企業は、企業結合前の相手方企業と競合していたが、企業結合後は自社の売上を「食い荒らす」ことになる新製品の開発を継続・着手するインセンティブが低下する可能性がある。サービス提供者は、買収された企業が提供していた価値あるアップグレードを継続するインセンティブが低下する可能性がある。企業結合企業は、企業結合当事者のいずれかの事業を脅かす破壊的イノベーションに取り組むインセンティブが低下する可能性がある。あるいは、企業結合当事者のいずれかの製品供給を中

止するなど製品構成を変更するインセンティブが生じ、廃止された製品を選択していた顧客を不利な立場に置く可能性がある。例えば、低価格オプションを好む顧客がその選択肢を失う場合、残った製品の品質が向上していても競争が損なわれる恐れがある。

イノベーションと製品多様化における積極的な競争のインセンティブは、企業の能力と新製品に対する顧客の反応に依存する。新機能の開発には適切な専門知識と資源が必要である。特定分野において、専門的な従業員、開発施設、知的財産、研究プロジェクトを有する企業が少数しか存在しない場合、それらの企業間の競争は、イノベーションへのインセンティブに大きな影響を与える。

イノベーションは製品機能を超えた成果に向けられる場合もある。例えば、コスト削減や製品流通のための新技術導入などが挙げられる。

(4) 罰則

HSR 法では、報告義務のある取引の当事者が、同法が定める待機期間満了前に企業結合を行うことを禁止している（企業結合事前届出条項：クレイトン法第 7A 条（合衆国法典第 15 編第 18a 条）¹²⁶。これに違反するような行為は、俗に「ガン・ジャンピング（Gun Jumping）」¹²⁷と呼ばれる。

2025 年 1 月 7 日、連邦取引委員会（FTC）は、政権交代直前のバイデン政権下で、企業結合前の不適切な協調行為を理由に、企業結合当事者企業に対し過去最高となる約 560 万ドルの罰金支払いを命じた。これは同委員会が四半世紀以上ぶりに実施した「ガン・ジャンピング」行為への制裁措置となる（後掲 3.3.1 参照）。

(5) 問題解消措置

DOJ が発行した 2020 年企業結合救済マニュアルは、当時のバイデン政権下の当局の差し止め訴訟優先のスタンスから 2022 年に廃止されている。

2025 年の政権交代後は、前バイデン政権下で抑制的だった企業結合に関して、構造的救済措置を条件に企業結合を認める審査例が 2025 年前半に確認されている（後掲 3.3.2 参照）。

¹²⁶ 報告義務のある当事者が仮に事前届出の義務を怠った場合、企業はクレイトン法に基づき罰金の支払い義務を負うが、同法はそれをもって取引が無効になることまでは示していない。FTC は違反企業に対して、違反に気付いた時点で担当者に通知を行い、HSR 法違反届出書を提出することを求めている（FTC, Procedures For Submitting Post-Consummation Filings, <https://www.ftc.gov/enforcement/premerger-notification-program/post-consummation-filings-hsr-violations>）

¹²⁷ すべての行為が一律に禁止されるわけではなく、クリーンチームを設置したデューデリジェンス等はガン・ジャンピングの対象とはならない。価格の共同決定、顧客の割り当て、経営権の実質的な行使、機密情報の交換などは禁止される。

(6) 「2023年企業結合ガイドライン」が示す市場画定の考え方

クレイトン法は「商取引のいかなる分野においても国内のいかなる地域においても」競争を保護するとし、当局は、企業結合が競争を実質的に減退させたり、独占状態を生み出す傾向があるかどうかを特定するため、市場画定の調査を行う。そのために、当局は製品市場（『商業分野』）および地理的市場（『国内の地域』）を考慮要素として、競争が低下し得る「実効的な競争領域」を特定する。当局は、クレイトン法で保護される市場を特定するプロセスを「市場画定」行為と呼び、こうして画定された市場を「反トラスト関連市場」、または単に「関連市場」と呼ぶ。市場画定は、当局が競争当事者を特定し、市場シェアや市場集中度を測定することも可能にする。

反トラスト関連市場とは、製品（またはサービス）と地理的要素の双方から成る実効的な競争領域である。関連製品市場の外縁の境界は、「当該製品自体とその代替品との間の合理的な代替可能性（現実的に乗り換えが見込める代替関係）」または「需要の交差弾力性（片方の価格が変わったときに他方の需要がどの程度変化するかという度合い）」によって定まる。しかし、広範な関連市場の内部では、より狭い多数の関連市場において実効的競争がしばしば生じる。市場画定は、反トラスト関連市場が十分に広く捉えられることを保証するが、その結果として、常に単一の関連市場だけが特定されるとは限らない。クレイトン法第7条は、競争を実質的に低下させ得る「商取引のいかなる分野」において、また「国内のいかなる地域」においても、いかなる企業結合も禁止しており、当局は、関連市場の一つまたは複数において競争を低下させるおそれのある企業結合に異議を唱えることで競争を保護する。

競争当事者は、企業結合当事者の製品に対する多様な代替可能性の範囲にしばしば直面する。しかし、関連市場がその無限の代替の範囲を意味のあるかたちで包含することはできない。狭い製品群の間に実効的競争が存在する場合があります、その競争の喪失は有害であり、重要な代替品からの競争制約がその群の外側にあっても、その狭い群自体が関連市場となり得る。その狭い製品群間の競争と、その群の外側にある重要な代替品との競争の双方の喪失は、さらに有害であり得るが、それによってその狭い群がそれ自体として市場であることが妨げられるわけではない。

関連市場は、厳密かつ明確な境界線を持つ必要はない。代替品の中には、より近い代替関係にあるものもあれば、より遠い代替関係にあるものもある。そのため、市場を画定するにあたっては、必然的に、ある種の代替品は市場に含め、他の代替品は市場から

除外するという線引きを行うことになる。関連市場の画定には、サイズ、品質、距離、顧客セグメント、価格といった製品特性をめぐる線引き作業を要する場合がある。その線を引き、関連市場を適切に画定するための位置は多数あり得る。当局は、このような状況が一般的であることを認識しており、実際「関連する…市場を画定しようとするいかなる試みにも、曖昧さが本質的に伴うように思われる」としている。

当局は、市場が反トラスト関連市場に該当することを示すため、複数の手法に依拠する。例えば、当局は、以下のいずれか一つ又は複数を用いて、反トラスト関連市場を特定することができる。

A. 実質的な競争の存在を示す直接証拠
企業結合当事者間の実質的な競争の存在を示す直接証拠は、その企業結合により競争が大きく減少し得る関連市場の存在を示し得る。この種の証拠は、市場の範囲がおおまかにしか特定されていない場合であっても、企業結合の影響を受ける商取引分野および地域を特定するための根拠として十分となり得る。
B. 市場支配力の行使を示す直接証拠
企業が市場支配力を行使していることを示す直接証拠は、その支配力が存在する関連市場の存在を立証し得る。この種の証拠は、支配的地位が固定化・維持・拡大されるおそれを評価する際に有用である。というのも、市場の範囲がおおまかにしか特定されていない場合であっても、企業結合の影響を受ける商取引分野および地域を特定するための根拠として十分となり得る。
C. 観察可能な市場特性（「実務上の指標」）に関する証拠
関連市場は、観察可能な市場特性（「実務上の指標」）に関する証拠から特定することもできる。ここでいう実務上の指標には、当該サブマーケットが独立した経済単位として業界又は一般に認識されていること、製品固有の特性や用途、専用の生産設備、独自の顧客層、独自の価格、価格変動に対する感応度、特化した販売業者の存在などが含まれる。これら多様な実務上の指標は、状況に応じて、関連市場を画定する手がかりとなり得る。
D. 仮想独占者テスト／仮想単一買い手テスト
裁判所および当局が用いるもう一つの一般的な手法が、仮想独占者テストである。このテストは、想定されている市場が狭すぎないかどうかを検討するために、その市場全体を支配する仮想的な独占者が、例えば価格を引き上げるなど、取引条件を有意に悪化させても、なお利益を上げることができるかどうかを問うものである。買い手間の競争に対する企業結合の影響を検討する場合には、これと類似した仮想単一買い手テストが適用される。

(出所) U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission (2023). Merger Guidelines [2023], pp.40-41.

当局がこれらの手段を用いて関連市場を画定するのは、それぞれが市場の実態を踏まえて実効的競争の領域を識別することに資するためである。

3.1.2 業務提携

米国では、2000年4月に発行された「競争者間協調ガイドライン（Antitrust Guidelines For Collaborations Among Competitors）」（以下「協調ガイドライン」）

が20年以上にわたり、実際ないし潜在的な競合企業間の協調行為の合法性を評価する枠組みを提供してきた。しかし、2024年12月11日にFTCとDOJは共同で同ガイドラインの撤回を発表した。現時点で、撤回後に新たなガイドラインの発行は行われていないものの、2026年2月に発表されたプレスリリースで、新たなガイドライン策定に向けて意見募集を行うことが発表されている¹²⁸。

両当局による協調ガイドラインの撤回は、バイデン前政権が「過度に寛容かつ時代遅れ」として数多くの政策声明やガイドラインを撤回してきた一般的傾向と一致しているとする指摘もある¹²⁹。

(1) 撤回された「協調ガイドライン」の概要

「協調ガイドライン」は、競合企業との研究開発（R&D）、生産、マーケティング、流通、販売、購買、情報共有や各種業界団体活動などの協調行為に関して、シャーマン法第1条（不当な取引制限の禁止）に基づく当局の執行方針への分析枠組みを提示してきた。同ガイドラインは、競合企業との協調から生じる反トラスト法上の懸念すべてに具体的に回答はできないとしつつも、協調行為が反トラスト法上の問題を引き起こす可能性を評価する分析枠組みを提示することで、「競争促進的な協調」を後押しする一方で、「競争及び消費者に害を及ぼす可能性のある協調」を抑止し、当局による協調審査の円滑化を期待できるとしていた¹³⁰。

そして、同ガイドラインは以下の二つの「安全地帯（safety zones）」を設けることで、反競争的影響が生じる可能性が極めて低く、当局が個別事情を調査することなく当該取り決めを合法と推定する状況を示し、協調行為の当事者に一定の確実性を提供できるとしている¹³¹。

一般的な安全地帯	特段の事情がない限り、当局は、競争が影響を受ける各関連市場において、その協調行為と参加企業の市場シェアの合算が20%を超えない場合には ¹³² 、競合企業間の協調行為を問題視しない。
イノベーション市場の観	特段の事情がない限り、当局は、イノベーション市場において、

¹²⁸ FTC. Federal Trade Commission and Department of Justice Seek Public Comment for Guidance on Business Collaborations (February 23, 2026), <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/02/federal-trade-commission-department-justice-seek-public-comment-guidance-business-collaborations>

¹²⁹ Patterson Belknap Webb & Tyler LLP. Takeaways From DOJ, FTC End to Collaboration Guidelines"(January 9, 2025), <https://www.pbwt.com/antitrust-update-blog/takeaways-from-doj-ftc-end-to-collaboration-guidelines>

¹³⁰ FTC (2000). Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors, pp.1-2.

¹³¹ 同上 p.25.

¹³² 安全地帯の適用に際しては、当局は参加企業と協調行為の市場シェアを合算したものを考慮する。例えば、競合する2社間の協調で、各社が当該関連市場でそれぞれ6%の市場シェアを有し、協調行為によるアウトプットが同市場で別途3%の市場シェアを有する場合、安全地帯における合算市場シェアは15%となる。したがって、この協調は安全地帯に該当する。しかし、3社の競合企業が関与し、各社が当該関連市場で6%の市場シェアを有する場合には、合算市場シェアは21%となり、この協調は安全地帯の範囲外となる。各社の市場シェアを含めるのは、関連市場における企業間および協調との間の競争に対する波及効果の可能性を織り込むためである。

<p>点から分析される研究開発競争に関する安全地帯</p>	<p>「協調による研究開発」の他に、独立に管理された研究開発が3つ以上存在し、それらが「協調による研究開発」の近接代替となる研究に従事するための必要な専門資産・特性と、その研究を行う誘因を備えている場合には、競争への影響を理由に当該競合企業間の協調行為を問題視しない。</p> <p>これらの独立した研究開発が近接代替かどうかを判断するに当たり、当局は、①研究開発の性質・範囲・規模、②資金的支援へのアクセス、③知的財産・高度人材その他の専門的資産へのアクセス、④タイミング、⑤単独または他者と連携してイノベーションを成功裡に商業化できる能力、などを考慮する。</p>
-------------------------------	--

上記2つの安全地帯は、いずれも当然違法（Per Se Illegal）とされる合意、詳細な市場分析を要せずとも異議が唱えられる合意、あるいは企業結合分析の適用対象となる競合企業間の協調行為には適用されない。

安全地帯が適用されない三類型は次のとおりである。

➤ **当然違法（Per Se Illegal）とされる合意¹³³**

価格の引上げや生産量の削減について、常に又はほとんど常に招くタイプの合意は、米国の反トラスト法において当然違法（per se illegal）とされる。典型的には、価格や生産量で競争しないことを取り決める合意である。当然違法とされる合意には、競合企業どうして価格や生産量を固定する、入札を談合する、顧客・供給者・地域・商取引の分野を割り当てて市場を分け合う、などが含まれる。判所は、この種の合意を特定したら、事業目的や反競争的な害、競争促進的利益、全体の競争影響を検討せずに、違法と断定する。

➤ **詳細な市場分析を要せずとも異議が唱えられる合意**

合理の原則（Rule of Reason）の下では、懸念される反競争的な害の種類は合意の性質によって定まるため、当局の分析はまずその性質の検討から始める。この検討において、合意の性質から反競争的な害の生じる蓋然性が明白である場合、または既に実施されている合意により反競争的害が現に生じている場合には、その害を十分に相殺し得る上回る利益が認められない限り、当局は詳細な市場分析を行うことなく当該合意に異議を唱えることができる¹³⁴。

➤ **企業結合分析の適用対象となる競合企業間の協調行為¹³⁵**

¹³³ FTC (2000). Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors, p.5.

¹³⁴ 同上 pp.10-11.

¹³⁵ 同上 p.5.

競争企業間の協調がもたらす競争への影響は、複数の要因により、企業結合とは異なり得る。多くの企業結合では、関連市場で当事者間の競争は完全になくなるが、多くの協調では、競合企業の間で何らかの競争が維持される。また、企業結合は基本的に恒久的だが、協調は一般に存続期間が限定される。よって、協調企業間で将来的に競争が生じ得るという可能性は、企業結合とは異なる反トラスト上の審査を要する。

一般的な安全地帯は、著しい市場支配力がなければ、当然違法（Per Se Illegal）等に該当しない協調関係が競争を害する可能性は低いことを認めるものである。研究開発に関する安全地帯は、静的な競争（例：価格競争）に比べて動的な競争（例：イノベーション競争）が重要な市場において、効率性の正当化が特に重要であることを認めるものである¹³⁶。

「協調ガイドライン」は法的拘束力を有さないものの、裁判所に対する説得力ある権威として機能し、ビジネス界に実践的な指針を提供した。また、当局の執行優先事項や、審査・異議申し立ての対象となりやすい協調形態に関する有益な知見も示していたと評価される¹³⁷。

(2) 「協調ガイドライン」撤回の経緯

上述の通り、FTCとDOJは2024年12月11日に共同で「協調ガイドライン」を撤回した¹³⁸。同ガイドラインのFTC内の採決は3対2で行われ、リナ・カーン委員、レベッカ・スローター委員、アルバロ・M・ベドヤ委員が賛成票を投じ、アンドリュー・ファーガソン委員、メリッサ・ホリオーク委員が反対票を投じた。

FTCとDOJの共同声明¹³⁹によると、「協調ガイドライン」が2000年に公表されて以来、米国の最高裁判所や連邦控訴裁判所が競合他社間の協調行為に関する多くの重要な判例を下し、シャーマン法第1条の解釈に関する判例法を進展させてきた一方、「協

¹³⁶ Quinn Emanuel Urquhart & Sullivan, LLP. Antitrust Update: April 2025 (April 04, 2025), <https://www.quinnemanuel.com/the-firm/publications/antitrust-update-april-2025/>

¹³⁷ Foley & Lardner LLP. FTC and DOJ Withdraw Guidelines for Collaborations Among Competitors (January 3, 2025), <https://www.foley.com/insights/publications/2025/01/ftc-doj-withdraw-guidelines-for-collaborations-among-collaborators/>

¹³⁸ 本撤回に関しては、FTCは協調ガイドラインを参照または論じる他のガイダンス文書（例えば、当局によるサイバーセキュリティ情報共有に関する反トラスト政策声明（「サイバーセキュリティ声明」））を撤回、修正、またはその他方法で影響を与えるものではない、とした。特に、当局はサイバーセキュリティ声明における「適切に設計されたサイバー脅威情報の共有は、その共有の価値ある目的と情報の高度で技術的な性質を考慮すれば、反トラスト上の懸念を招くべきではない」との評価を維持している。さらに、本撤回の声明は、協調行為によって生じる反トラスト問題について、当局が今後どのように分析するかを規定するものではない。

¹³⁹ FTC. DOJ and FTC Withdrawal Guidelines for Collaboration Among Competitors (December 11, 2024), <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/withdrawal-guidelines-collaboration-among-competitors>

調ガイドライン」はその進展を反映していないとした。さらに、同ガイドラインの一部は時代遅れで撤回された政策声明に依拠しており、反トラスト法上の根拠がないセーフハーバーを創設するリスクを指摘した他、コンピュータサイエンス、ビジネス戦略、経済学分野における進展を捉えきれず、執行機関が企業間協調の競争的影響を事実事項（factual matter）として評価する上で参照すべき分析手法も時代遅れのものに依拠してしまっていると断じた。さらに、同ガイドラインは、現代の企業結合や AI、アルゴリズム価格設定モデル、垂直統合、ロールアップといった変化の激しい技術が競争に及ぼす影響に対処できていないとした。結果として、「協調ガイドライン」は特定の側面で法的な現状を正確に反映しているかもしれないものの、もはや競合間の協調の合法性を執行機関がどのように評価するかについて、公衆に信頼できる指針を提供していないと評価した。

撤回に反対票を投じた一人のメリッサ・ホリオーク委員は、反対意見書¹⁴⁰において「多数派が、代替指針を提供せず、将来の代替計画すら示唆することなく、「協調ガイドライン」を撤回する決定を下したことは、企業を暗闇の中で手探り状態に陥らせている。それだけでも十分に問題であるのに、多数派は政権交代直後に同ガイドラインを撤回しており、今日の不適切な政策決定をさらに悪化させている。多数派は同ガイドラインへの懸念に対処する 4 年間に有していた一今がその時ではない。私は反対する」と批判している。

(3) ガイドライン撤回後の協調行為の合法性に関する今後の判断基準

2024 年 12 月の「協調ガイドライン」の撤回に際して、FTC と DOJ は、競合企業との協調を検討している企業に対して、今後は協調行為が法律に違反するかどうかを評価するために、ガイドラインではなく、関連法令や判例法を参照するように奨励している。

また同ガイドラインは、当局が反トラスト法上の問題が生じないとする「安全地帯」を提示していたが、今回のガイドライン撤回によって「安全地帯」も撤廃されることが明確化された。

① 重要判例

当局は「協調ガイドライン」撤回にあたって、ガイドラインが 2000 年に公表されて以来、シャーマン法第 1 条の解釈に関する判例法を進展させてきた判例として、特

¹⁴⁰ FTC. Dissenting Statement of Commissioner Melissa Holyoak Regarding Withdrawal of 2000 Antitrust Guidelines for Collaboration Among Competitors (December 11, 2024), <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/public-statements/dissenting-statement-commissioner-melissa-holyoak-regarding-withdrawal-2000-antitrust-guidelines>

に重要なものとして 3.3.3 の 5 件を挙げ、同ガイドラインの実用性の低下を指摘した。

撤回された「協調ガイドライン」は競合企業との共同研究を評価する等の柔軟なアプローチを提示して、適用される法的原則を抽象的に説明しながら、具体的事例は一貫して提供してこなかった。同ガイドラインを撤回することで、当局は特定の行為が反トラスト法上どのような意味を持つかを評価する判例法を強調し、より明確な基準を作ろうとしている可能性が指摘される¹⁴¹。

② 「安全地帯」廃止の影響

「協調ガイドライン」の撤回は将来の企業間の協調を萎縮させる可能性が指摘される¹⁴²。当局は従来確立されていた「安全地帯」を否定するとともに、ガイドライン内で顕著に扱われていた R&D 上の協調行為の潜在的な競争促進効果への支持も撤回したためである。

今後、協調行為を検討する企業は従来「安全地帯」の対象となっていた活動への関与に一層慎重になる可能性が高い。ただし、「安全地帯」の廃止は、それらの活動が自動的に違法とみなされることを必ずしも意味しない。むしろ、裁判所は旧基準（と判例法）に沿って、おそらく合理の原則の下、それらを包括的に分析することが見込まれる。

(4) 今後の展開

2024 年 12 月に「協調ガイドライン」が撤回されて以来、FTC と DOJ は現時点で同ガイドラインが対象としていた行為について反トラスト法違反訴訟を提起しておらず、両当局の下した決定が短期的にもたらす影響は不透明となっている。

また、撤回声明について、当時の当局は同ガイドライン公表後の判例法の進展によって同ガイドラインが時代遅れになったと主張しているが、これには議論の余地があるとする意見もある¹⁴³。つまり、当局の声明は近年の判例が法制度をどのように変更したかについての詳細を提供しておらず、少なくとも、同ガイドラインの主要な原則の多くは、現在も有効な判例に基づいているとした。

(5) 新ガイドライン策定に向けた意見募集

2026 年 2 月 23 日、FTC と DOJ は、競合企業間の協調行為に関する新たなガイ

¹⁴¹ Patterson Belknap Webb & Tyler LLP. Takeaways From DOJ, FTC End to Collaboration Guidelines (January 9, 2025), <https://www.pbwt.com/antitrust-update-blog/takeaways-from-doj-ftc-end-to-collaboration-guidelines>

¹⁴² 同上

¹⁴³ Vinson & Elkins LLP. FTC and DOJ Withdraw Longstanding Competitor Collaborations Guidance (December 13, 2024), <https://www.velaw.com/insights/ftc-and-doj-withdraw-longstanding-competitor-collaborations-guidance/>

ダンス策定を検討するため、意見募集を開始することを発表した。対象は、イノベーション促進や競争強化のために用いられる多様な協調形態であり、その意義や望ましいガイダンス内容について広く意見を求めている。

両当局は、2000年に公表された協調ガイドラインを基礎として、現代的なビジネス環境に合致した指針の再構築を目指しているが、この旧ガイドラインは2024年に前政権によって突然撤回され、企業や実務家が反トラスト上のリスクを判断するための拠り所を失う結果となったと指摘し、指針の再整備が予見可能性とコンプライアンス向上の鍵だと強調する。

今回の意見募集では、共同ライセンスや競合との条件付き取引など、どのようなテーマについて追加的なガイダンスが有用か、アルゴリズムによる価格設定やデータ共有、労働市場での協調といった新たな技術・ビジネスモデルへの対応、さらに近年の法的・経済的・技術的な変化を新ガイドラインにどう反映すべきか、といった観点が主要な論点とされている。

意見募集の期限は2026年4月26日までとされている。

3.1.3 連邦法と州法の関係

反トラスト法は、米国の他の法分野と同じく、米国の二重主権の原則に基づき、連邦法と州法が並存・重層的に適用される。制定法としての反トラスト法の歴史を見ると、南北戦争後に産業の急激な発展に伴う「トラスト¹⁴⁴」が誕生し、政府にその対応が求められた際、先に州内でトラストを規制する法律およびこれに基づく判例の集積が進んだ。しかし、全米的に活動するビッグ・ビジネスに対しては、州内にのみ管轄権の及ぶ州法では対応できなかったため、連邦法としての制定が要望されるようになり、1890年に最初の連邦法規であるシャーマン法が制定された¹⁴⁵。

連邦反トラスト法が主に全国的な商業に影響を与える行為を対象とする一方、米国の各州も、それぞれが独自に制定した反トラスト法（例：カリフォルニア州のカートライト法）を有する。執行主体は、連邦レベルではDOJとFTCだが、州レベルでは各州の州司法長官が担う。大規模案件では、連邦当局と複数の州司法長官が共同で調査や訴訟を行い、複数の州が連合して一つの巨大企業を訴えるマルチステート訴訟も一般的である。

通常、連邦法は州法に優先するが、運用上、反トラスト法の分野では連邦法が州法を

¹⁴⁴ 持株会社制度を利用したコングロマリットのことを指し、石油トラスト、鉄道トラスト、砂糖トラストなどが有名。

¹⁴⁵ 越知保見著『日米欧競争法大全』中央経済社（2020年11月）、p.7.

排除することは稀であり、時には憲法上の制約の範囲内において、連邦法よりも州法が厳しい運用を示すことがある（例えば、連邦レベルの再販価格維持の緩和に抵抗し、州長官による父権訴訟が各州で次々と提起したことはその好例といえる）¹⁴⁶。

いくつかの州の反トラスト法が時に一定の役割を果たすことを認めつつも、基本的には州の反トラスト法が全米市場や国際市場での行為に適用されることは稀であり、ほとんどの反トラスト法実務家や外国の専門家にとって、州の反トラスト法の重要性は限定的とする見方もある¹⁴⁷。

3.2 競争当局の執行方針、その他競争政策の最新状況、関係ステークホルダーの受け止め、政策検討で重視されている要素

バイデン政権時の FTC は、委員長に新ブランダイス学派¹⁴⁸のカーン氏を迎え、これまで反トラスト法で採用されてきた経済学という消費者厚生基準を批判、規制の厳格化を進めた。その後、2025年1月にトランプ政権に移行し、新 FTA 委員長にはトランプ大統領指名のファーガソン氏が就任した。

ファーガソン新委員長のスタンスは必ずしも明らかでなかったものの、2025年5月に開催された国際競争ネットワーク年次総会（International Competition Network Annual Conference 2025）での同氏のスピーチによれば、厳格規制の立場から市場介入に慎重な伝統的立場へ回帰しようとする姿勢がうかがわれた（以下要点）。

➤ トランプ大統領とその政権は、強力な競争法の執行に取り組む

政権の経済使命は、イノベーション・生産性・成長が拡大するダイナミックなビジネス環境を創出し、人々の繁栄を促進することにある。その果実は富裕層に限らず米国民全体が享受すべきであり、労働者の厚生にも重点を置く。力強く効果的な競争法の執行は、このダイナミックで労働者重視の経済の重要な構成要素である。

➤ 事前規制ではなく、事後の執行を重視

¹⁴⁶ 越知保見著『日米欧競争法大全』中央経済社（2020年11月）、p.7.

¹⁴⁷ デビッド・ガーバー著／白石忠志訳（2021）『競争法ガイド』東京大学出版会、p.118.

¹⁴⁸ 1970年代後半以降、米国の反トラスト法は、効率的な市場メカニズムを信頼し、独占的な市場構造そのものを問題視するのではなく、価格や品質といった消費者厚生への具体的な悪影響がある場合に限って当局は介入すべきとするシカゴ学派の影響を強く受けてきた。これに対し、2010年代後半に急速に台頭した新ブランダイス学派は、一握りの巨大企業の肥大化と産業の過度の集中に警鐘を鳴らし、政治経済は法と政策によって形づくられると捉え、実質的な競争を回復するための積極的な規制の必要性を唱える。

事前規制は大槌に、事後的な執行はメスに例えられる。規制は、たとえ善意に基づくものでも、経済に重大なコストを課す。ドラギレポートの指摘は正しく、過重な規制は中小企業のスケールアップを困難にし、革新的な新しいアイデアを芽の段階で潰しうる。資本投資を阻害し、さらに規制当局の想定を超える形でコストを増幅させる二次的影響を生じさせうる。

➤ **競争上の過度の規制が欧州経済の停滞の要因と指摘**

ドラギレポートによれば、欧州の規制制度は、欧州全域の経済停滞、生産性低下、高失業率の一因となっている。経済の競争力を評価するほぼすべての項目において、欧州は米国に対し何らかの面で劣後している。もちろん、米国と欧州の経済成果の差の要因は複合的である。しかし、欧州の過度な規制がその一因であることに疑いはない。

➤ **EU デジタル市場法 (DMA) によってゲートキーパーに指定される米国企業には重いコスト負担が発生**

デジタル市場法 (DMA) は、複雑で負担の大きい規定の適用対象を「ゲートキーパー」として硬直的な基準で指定し、これまでに指定された7つのゲートキーパーのうち5社は米国企業であった。DMA は、通常の競争法審査に求められる精緻さや侵害態様に応じた救済の個別設計を欠き、違反認定時には世界売上高を基準とする高額の制裁金を認めている。さらに、域外行為にまで及ぶ規定により、企業は欧州市場以外でも自らの行為を欧州の規則に合わせる事が少なくない。

➤ **過剰規制が AI のイノベーションの発展を阻害すると懸念**

過度な規制から得た教訓を、競争法の執行当局として直面する最重要課題、すなわち AI への対応に適用すべきだと考える。AI 技術は顕著な可能性を示し、今後数年にわたりイノベーション、経済成長、労働者の生産性向上の原動力となり得る。また、ビッグテックの既存企業に対する数十年ぶりの実質的な競争上の挑戦ともなり得る。なお胎動期にあるこの萌芽的技術に対し、反射的・拙速な規制対応は、イノベーションを圧殺し、ビッグテック既存企業の地位を一層固定化し、AI イノベーターが彼らに親和的だが我々の国家や共有の利益には敵対的な法域へ移転することを招きかねない。

AI を規制の大槌で叩けば、技術を損ない、国民からその潜在的恩恵を奪うこ

とになりかねないと懸念する。むしろ慎重に進むべきであり、この新技術について最悪の帰結を前提として規制すべきではない。競争法の執行当局として、信頼されてきた法執行ツールを用い、この新技術の発展を注意深く監視すべきである。AI が濫用され、消費者や労働者の厚生を損なう場合には介入する。しかし、そのような結果を前提とはせず、技術の発展を見守り、問題が生じたときに対処すべきである。競争法の執行当局は、100 年以上にわたりこのように対応してきた。

3.3 企業結合および業務提携等企業活動の実態調査、判例および審査例

3.3.1 ガン・ジャンピング行為に対する罰金支払い命令（2025 年 1 月）

企業結合審査に関連した重要判例として、2025 年 1 月 7 日、FTC が、政権交代直前のバイデン政権下で、待機期間満了前の不適切な協調行為を理由に、企業結合当事者企業に対し過去最高となる約 560 万ドルの罰金支払いを命じた事例が挙げられる¹⁴⁹。これは同委員会が四半世紀以上ぶりに実施した「ガン・ジャンピング」行為への制裁措置となる。

図表 2-3-22 XCL Resources 及び Verdun Oil による EP Energy 買収事例

当事者	(買い手企業) XCL Resources Holdings, LLC (XCL)、Verdun Oil Company II LLC (Verdun) (売り手企業) EP Energy LLC (EP)
関連する競争法規定	本件は、クレイトン法第 7A 条 (15 U.S.C. § 18A)、HSR 法に基づく連邦反トラスト義務違反に関するものである。HSR 法の下では、両当事者は企業結合前の届出を連邦競争当局に提出し、買収対象事業の所有権または支配権を買収者に移転する前に、対応する待機期間義務を遵守しなければならない。この待機期間は、独占禁止審査の係属中、提案された取引の当事者が別個の独立した事業体として存続することを保証するものである。この停止的待機期間により、事業・資産の統合が行われる前に、執行機関である FTC と DOJ は取引の調査を行い、必要に応じて執行措置を講じる機会が与えられる。当局は取引が報告されてから 30 日以内に初期調査を実施し、追加情報の提供を求める「第 2 次請求」を发出することができる。この調査期間中に買収を最終決定することは一般的に違法である。
当該事例の背景（業界構図、市況、社会状況、	訴状によれば、2021 年 7 月、原油開発業者である XCL と共同経営関係にあった Verdun は、HSR 法の対象となる 14 億米ドル規模の取引で EP を買収することに合意した。HSR 法は企業結合当事者に対し、連邦競争当局に事前届出を行い、取引完了前に待機期間を遵守することを義務付けている。しかし EP は、

¹⁴⁹ 罰金総額は HSR 法が定める 1 日当たりの罰金上限（インフレ調整を考慮して毎年異なる）と違反期間の日数を乗じた額を最大として、当局と当事者の和解内容によって最終的に決定される。本判決では、最大額から減額された 5,684,377.00 ドルが罰金総額となり、XCL 社と Verdun 社が連帯して 2,842,188.50 ドル、EP 社が 2,842,188.50 ドルの支払いをそれぞれ命じられた（連邦官報、2025 年 1 月 21 日）

等)	<p>取引完了前に XCL と Verdun に同社の日々の事業運営における重要な部分を事実上支配させ、HSR 法の待機期間要件に違反したと訴状は主張する。</p> <p>HSR 法上の待機期間中に 3 社が違法に行ったガン・ジャンピング行為には、XCL と Verdun による EP の計画済み油井採掘・開発活動の停止命令、XCL と EP がユタ州ユインタ盆地一帯の顧客契約・関係・納品管理を調整したこと、Verdun と EP がテキサス州のイー グルフォード地域における EP 顧客向け価格設定を調整したことである。これにより、米国市場が深刻な供給不足と数年来の高値を記録する原油価格に直面する中、EP は原油供給不足に陥り、結果として米国国民はガソリンスタンドで急騰した価格を支払うことになったと訴状は述べている。</p>
当局の特筆すべき判断内容	<p>FTC の訴状によれば、2021 年 7 月 26 日に XCL、Verdun、EP は買収契約を締結、その日から HSR 法に基づく待機期間義務が発生し、ガン・ジャンピングが始まったとされる。</p> <p>FTC が Verdun による EP 買収を調査した結果、当初の取引構造では全米で 4 社しかない主要エネルギー生産者のうち 2 社間の直接競争が消滅し、ユインタ盆地産の含蠟原油¹⁵⁰をソルトレイクシティの精製業者に販売する競争が損なわれるという重大な競争上の懸念が明らかになった。</p> <p>この懸念を解消するため、FTC は 2022 年 3 月に XCL、Verdun、EP との間で同意合意書を締結し、EP のユタ州における事業及び資産の全売却を義務付けた。XCL、Verdun、および EP による違法なガン・ジャンピング行為は、2021 年 10 月 27 日に買収契約の修正条項を締結するまで継続した。この修正により、EP は XCL や Verdun による日常業務の支配を受けずに、再び独立して通常の事業活動を行えるようになった。</p> <p>HSR 待機期間は 2022 年 3 月 25 日に満了した。同日、FTC は同意合意書を受理し待機期間の終了を認めた。XCL、Verdun、EP の 3 社は合計 94 日間、HSR 法に違反していた。</p> <p>2025 年 1 月 7 日、FTC は 3 社に対して米国におけるガン・ジャンピング違反の罰金として最高額となる 560 万米ドルを支払うことを命じた。</p>
経済・社会環境と競争政策の在り方への示唆	<p>この措置は、HSR 法で義務付けられた待機期間を当事者が遵守することを徹底させるという競争当局の姿勢を浮き彫りにしている。取引の当事者は、競争上機密性の高い情報の開示を行わないよう注意を払い、早期の取引完了を示唆しないよう業務上の独立性を確保するための適切な安全策を講じる必要がある。</p>

(出所) FTC. Oil Companies to Pay Record FTC Gun-Jumping Fine for Antitrust Law Violation (January 7, 2025), A&O Shearman. FTC secures record USD5.68 million gun-jumping penalty (January 14 2025)よりMURC作成

3.3.2 企業結合承認のための救済措置命令（2025 年 10 月）

企業結合審査に関連した重要判例として、2025 年 10 月 17 日、350 億ドル規模の企業結合をめぐる反トラスト法上の懸念を解消するため、FTC は特定資産の売却を義務付ける合意命令への同意を条件に当該企業結合を承認した。バイデン政権下で企

¹⁵⁰ パラフィン基原油、および一部の混合基またはナフテン基原油のなかで多量の蠟 {ろう} を含むもの。蠟 (ワックス) は一般に石油系ワックス、天然ワックス、合成ワックスに分類されており、石油ワックスには減圧蒸留抽出油より分離精製したパラフィン・ワックスと、減圧蒸留の残査油または重質抽出油より分離精製したマイクロクリスタリン・ワックスとがある。一般的に原油中には 0 ~ 3 重量%の蠟分が含まれるが、特にミナス原油 (インドネシア) のように 13 %もの多量の蠟分を含むものがあり、同原油は含蠟原油の代表例である。(JOGMEC、<https://oilgas-info.jogmec.go.jp/term/1000398/1000520.html>)

業結合に対する姿勢が相対的に抑制的であったのに対し、トランプ政権下では救済措置を前提に承認する判断の一例として注目される。

図表 2-3-23 Synopsys, Inc.によるAnsys, Inc.買収事例

当事者	(買い手企業) Synopsys, Inc. (売り手企業) Ansys, Inc.
関連する競争法規定	米国反トラスト法は、クレイトン法第 15 条において、企業結合による競争の実質的な減少を禁止するため、連邦裁判所に対し、構造的救済 (structural remedy) を含む差止命令を発する権限を与えている。判例上、構造的救済には企業の分割や資産の売却なども含まれる。
当該事例の背景 (業界構図、市況、社会状況、等)	チップ設計ソフトウェア開発企業の Synopsys とシミュレーションソフトウェア開発企業の Ansys は、2024 年 1 月に 350 億米ドルの買収を発表。その後、提案された同意命令に基づき、FTC は Synopsys に対し光学ソフトウェアツールとフォトニックソフトウェアツールの売却、Ansys に対し電力消費分析ツール「PowerArtist」の売却を命じた。 前バイデン政権下の FTC では、一定規模以上の企業結合には抑制的な立場をとっていた。
当局の特筆すべき判断内容	本事例は、現トランプ政権下での企業結合に関する最初の同意判決であり、企業結合を承認するために、構造的救済措置を講じる政権の姿勢を明らかにしたものの。 ファーガソン FTC 委員長は、同判決の中で、買収による資本は「イノベーションの火に燃料を供給する」もので、それが「新技術の開発と経済成長」を促進すると明言。また、FTC がその資源を最大限に活用し、競争を効率的に保護するためには、企業結合事例において救済措置を選択肢としてより検討していくべき、としている。
経済・社会環境と競争政策の在り方への示唆	FTC と司法省 (DOJ) が企業結合の審査において、企業が構造的救済措置を受け入れた場合に企業結合を認めるとする決定は、M&A を検討する企業にとって前向きな兆候である。ただし、FTC と DOJ が、企業が構造的救済を実施する限り、企業結合を積極的に認めるようになるかまではまだ明らかではなく、事業期間を通して、動向を把握する必要がある。

(出所) FTC. Cases and Proceedings: Synopsys, Inc. and ANSYS, Inc., In the Matter of (October 17, 2025), Vedder Price. FTC Chair Issues Statement on Merger Remedies (June 3, 2025), McDermott Will & Emery. The Fix Is In: FTC and DOJ Permit Structural Remedies for Two Major Tech Mergers (June 9, 2025)よりMURC作成

3.3.3 「協調ガイドライン」撤回時に FTC が重要として挙げられた判例群

「協調ガイドライン」撤回にあたって、当局は、ガイドラインが 2000 年に公表されて以来、シャーマン法第 1 条の解釈に関する判例法を進展させてきた判例として、特に重要なものとして次の 5 件を挙げ、同ガイドラインの実用性の低下を指摘した。

判例名：The Supreme Court's 2006 decision in *Texaco Inc. v. Dagher*

本判例は、Texaco と Shell が共同事業体 Equilon（エクイロン）を設立し、米国西部で両社のブランド名のままガソリンを精製・販売するにあたり、両ブランドで単一価格を設定した行為が、シャーマン法第1条の価格協定として当然違法に当たるかが争われた事件である。Texaco および Shell のブランドで運営するガソリンスタンドの経営者らが提訴した。地裁は当然違法ではなく、合理の原則による審査が適用されるとして被告勝訴の略式判決を下したが、第9巡回区控訴裁はこれを覆した。最高裁は全員一致で第9巡回区判決を破棄・差戻しとし、合法かつ経済的に統合された共同事業体が自ら生産・販売する商品の価格を設定しても、競合企業同士が価格を申し合わせる典型的な水平的価格協定には当たらず、シャーマン法第1条の当然違法の対象ではないと判示した。資本を結合し損益を共有して市場で一つの企業として競争している以上、エクイロンの価格設定は反トラスト法上の「価格協定」とは評価されない。また、付随的制限（ancillary restraints）法理は、正当な共同事業が主要な事業活動以外に課す制限の適法性を判断する枠組みであり、本件のような共同事業の中核である価格設定には適用されないとした¹⁵¹。

判例名：The Supreme Court's 2010 decision in *American Needle Inc. v. NFL*

本判例は、NFL のチーム商標など知的財産のライセンス方式をめぐり、リーグと 32 チームの行為がシャーマン法第1条の対象となる「共同行為」か、同条の適用を受けない「単一主体」かが争点となった事件である。各チームは自らの名称・ロゴ等を保有し、これを共同で管理・開発・ライセンス・販促するための組織として National Football League Properties (NFLP) を設立し、当初は複数社に非独占でライセンスしていた。ところが 2000 年、各チームが NFLP に独占許諾できる権限を与え、NFLP は全 32 チームのヘッドウェア（帽子など）について Reebok 社のみに独占ライセンスを付与した。その結果、アパレルメーカーの American Needle 社のライセンスは更新されず、同社は提訴した。被告側は「単一主体」ゆえ共謀は成立しないと主張し、地裁は略式判決で被告勝訴、第7巡回区控訴裁も支持した。しかし、最高裁は全員一致でこれを破棄差戻しとし、知財ライセンスに関する合意は独立の経済主体である各チームの協調行為であって、シャーマン法第1条の「契約・結合・共謀」に当たると判示した。各チームは商標ライセンス市場で潜在的競争者であり、NFLP はその意思決定の道具にすぎないと位置づけた。他方、リーグ運営に不可欠な協調は合理の原則により正当化され得るとして、本件行為の適否は同原則の下で審査すべきとした¹⁵²。

判例名：The U.S. Supreme Court's 2021 decision in *NCAA v. Alston*

本判例は、NCAA が「アマチュア」を理由に学生アスリートへの給付を横並びで制限してきた状況を背景に、教育関連給付の上限がシャーマン法第1条に適合するかが争われたものである。現役・元選手が提訴し、連邦地裁は競技成績に連動する奨学金等の上限は維持する一方、授業料、学術奨励金、パソコン、インターンなど学修関連の非現金給付を制限する規則は違法として差止めを命じ、第9巡回区控訴裁もこれを全面的に支持した。最高裁は、関連市場での NCAA の買い手側独占力を前提に、通常の合理の原則で審査し、共同事業であることや大学の非商業性を理由とする特別扱いの主張を退けたうえ、需要維持という目的は認めつつ、より制限の少ない代替手段があるとの下級審の事実認定と限定的差止めを妥当と判断した。最高裁は、NCAA に対する反トラスト法違反の下級審判断を全員一致で支持し、判断は教育関連給付に限られるとした¹⁵³。

判例名：The U.S. Court of Appeals for the Seventh Circuit's 2023 decision in *Deslandes v. McDonald's USA*

¹⁵¹ *Texaco, Inc. v. Dagher*, 547 U.S. 1 (2006)

¹⁵² *American Needle, Inc. v. NFL*, 560 U.S. 183 (2010)

¹⁵³ No.20-512 *National Collegiate Athletic Assn. v. Alston* (06/21/2021)

本判例は、第7巡回区控訴裁が、マクドナルドのフランチャイズ契約に含まれるノー・ポーチ（引き抜き禁止）条項の適法性をシャーマン法第1条の下で審査したものである。同条項は退職後6か月間、他のフランチャイズ店や直営店による雇用・勧誘を禁じていた。地裁は当然違法の主張を退け、合理の原則の主張も関連労働市場での市場支配力の主張がないとして棄却し、原告の補正要請にもかかわらず訴えを終局的に退けた。巡回区は、合理の原則（クイック・ルックを含む）の適用は市場画定・市場力の主張を欠き不適としつつ、直営店とフランチャイズ双方に及ぶ本条項は競合雇用主間の水平的合意の疑いがあるため、当然違法の主張を退けるのは時期尚早と判示した。付随的制限は被告の抗弁であり、全国適用や在職期間+6か月という範囲・期間、訓練投資の回収との関係などは実証に基づき判断すべきとして、地裁判決を取り消し差し戻した。労働市場も反トラスト法の保護対象であり、消費者利益で労働者の不利益を相殺できないと指摘した¹⁵⁴。

判例名：The U.S. Court of Appeals for the First Circuit's Nov. 8, 2024, decision in U.S. v. American Airlines Group

2024年11月8日、第1巡回区控訴裁は、司法省と複数州が提起した、アメリカン航空とジェットブルーによるノースイースト・アライアンス（NEA）の差止訴訟につき、地裁の原告勝訴判決を支持し、NEAの実施差止めを維持した。NEAは2020年に開始され、ボストンおよびニューヨーク発着の多くの路線で両社が単一の航空会社のように運航するもので、時刻表の調整や収益分配を含んでいた。地裁は、陪審なしの審理の結果、NEAによって両社が重複路線での競争を停止し、供給（座席数）が減少して消費者の選択肢が狭まったこと、また当該調整・分配条項が米国北東部での実質的な共同運営を生み、市場分割に類似する効果をもたらしたことを認定し、シャーマン法第1条に違反すると判断した。両社が主張する容量拡大や消費者利益は、信頼に足る証拠で裏付けられていないとして退けられた。控訴審は、地裁の事実認定に明白な誤りはないとし、シャーマン法第1条の下で合理の原則を適用した地裁の法的判断を妥当と評価したうえ、NEAの反競争効果が顕著で、主張される競争促進的効果はより制限の少ない手段で達成し得ると結論づけ、地裁判決を全面的に維持した¹⁵⁵。

上記の判例を踏まえて、協調行為に関する近年の主要な論点は次のように整理することができる¹⁵⁶。

(1) 「協調行為」審査時の枠組み

当局がガイドライン撤回の際に挙げた判例は、シャーマン法第1条における協調行為の審査レベルが、「当然違法」「クイック・ルック」「合理の原則」という三段階のスライディング・スケールで構成されていることを、改めて示している。

- ・ 当然違法：典型的なカルテルなど即座に違法とされる
- ・ クイック・ルック：そこまで明白ではないが、比較的簡略な検討で違法性が判断される

¹⁵⁴ Leinani Deslandes v. McDonald's USA LLC, No. 22-2333 (7th Cir. 2023)

¹⁵⁵ US v. American Airlines Group Inc., No. 23-1802 (1st Cir. 2024)

¹⁵⁶ Amy N. Vegari, Kate Ross (2025). Takeaways from DOJ, FTC End to Collaboration Guidelines, Patterson Belknap Webb & Tyler LLP (January 9, 2025)を参照。

- ・ 合理の原則：競争制限効果と正当化事由を総合評価する

クイック・ルックは実務で用いられる場面は多くないが、Alston 事件などで最高裁もその存在を明示しており、現在も明確な審査枠組みとして位置づけられている。

(2) 協調行為において事業者側が主張し得る 2 つの抗弁

当局が挙げた判例は、事業者間の協調がシャーマン法第 1 条に問われたとき、被告側が典型的に主張する次の 2 つの抗弁について適用範囲を整理したものである。

① 単一主体ルール

Texaco 事件と American Needle 事件で最高裁は、潜在的な競争者同士であっても、「資本を出し合い」、「損益を共有し」、「市場において 1 つの事業体として他の事業者と競争している」場合には、その内部での価格設定等は競争者間の合意ではなく、単一企業の行為としてシャーマン法第 1 条の共謀に当たらないとした。

Texaco 事件では、Texaco 社と Shell 社が共同事業体 Equilon 社を通じてガソリンを販売していたため、Equilon 社内の価格設定は価格カルテルではないとされた。他方、American Needle 事件では、チームごとに商標を保有し、NFLP を単なる協調の道具として用いていたため、チーム間での合意としてシャーマン法第 1 条の対象になると判断された。

② 付随的制限の法理 (ancillary restraints doctrine)

付随的制限の法理は、本来であれば競争者間の水平的合意として当然違法の対象となり得る合意であっても、それが協調行為の正当かつ競争促進的な目的に付随するものである場合には、当然違法のカテゴリーから外し、合理の原則に基づいて適法性を判断する枠組みである。

Texaco 事件では、問題となった価格設定が共同事業の中核的活動(ガソリン販売)そのものに関することであったため、付随的制限の法理ではなく単一主体ルールが適用された。他方、Deslandes 事件では、ノー・ポーチ条項はハンバーガー販売という本来の事業ではなく、従業員の移動制限という周辺の領域に関するものと位置づけられたため、マクドナルド側は付随的制限の法理による正当化を主張したものの、第 7 巡回区控訴裁は「生産量の拡大(ハンバーガー販売の増加)との関連性が乏しい」と

して、条項が当然違法の対象たり得るとし、抗弁を認めなかった。

この判決は、付随的制限として認められる範囲をかなり厳格に解釈する方向性をうかがわせる。従来、第7巡回区控訴裁は付随的制限について合理の原則で評価するとしていたが、Deslandes 事件では、ノー・ポーチ条項のような雇用制限は生産量の拡大などとの明確な関係が示されない限り、当然違法の枠組みで審査し得ることが示唆されており、近年の雇用・労働市場に関する積極的な執行姿勢とも整合的である。

(3) 協調行為の審査対象となる市場の多様化

撤回されたガイドラインでは、協調の影響を受ける可能性のある市場として、製品、技術、およびイノベーションの三類型のみを例示されていた。しかし、当局が引用した判例で争点となった制限事項は、航空旅客サービス市場や労働市場など、より広範な分野が対象となっている。

これは、当局が、競合事業者間で協調が企図されるかぎり、共同契約やその他の合弁事業が、ほぼあらゆる市場の競争に影響を及ぼし得ると見ていることを示唆しているといえるだろう。

3.4 経済安全保障の政策動向

トランプ政権下の経済安全保障の方向性を示すものとして、2025年2月にトランプ大統領は「米国第一の投資政策（America First Investment Policy）」と題する国家安全保障大統領覚書（NSPM）を発出した。新たな規制、指針、または実施スケジュールに関する詳細は未定なものの、同盟国からの投資を促進すると同時に、中国など「外国の敵対者」との対内・対外投資を規制する内容となっている。

- ▶ 同盟国からの対内投資を促進する一方、技術、重要インフラ、医療、農業、エネルギー、原材料、その他の分野における特定の投資に対する制限を課すことを示唆
- ▶ 覚書では「経済安全保障は国家安全保障である」と強調するも、新たな規制、指針、または実施スケジュールに関する詳細は未定。ただし、この背景には、対米外国投資有識者会（CFIUS）が中国および同盟国の投資家の米国資本市場へのアクセスに関する取引の審査において重大な変更を実施する可能性があることを示唆

競争政策と経済安全保障の交錯に関して、2025年度の注目すべき論点として、2025年2月に企業結合の事前届出フォームを大幅に拡充する新ルールが施行されたことが挙げられる。取引当事者のビジネス戦略や競合関係などの詳細情報を提出させることで、FTCとDOJが複雑化する企業結合を迅速・的確に審査することを狙ったものである。しかし2026年2月、新ルールは連邦地裁がHSR法の委任権限を超えるものとして無効と判断し、同年3月には第5巡回区控訴裁もFTCの執行停止申立てを却下した。この結果、FTCは2025年改訂前の旧フォームによる届出の受理に戻る一方で、新フォームによる任意提出も認める暫定運用としている。

こうした状況を受け、FTCとDOJは2026年3月25日、HSR事前届出プロセスの「必要なアップデート」に向け、新たなルールメイキングを検討することを共同で表明した¹⁵⁷。両機関は、約50年前に設計された旧フォームでは、デジタル経済や多様な取引スキームを伴う現代の企業結合を十分に把握できないとの問題意識を示し、2025年改訂フォームの運用経験を踏まえた改善に向けてパブリックコメントを募集している。検討対象には、CFIUS届出やソブリン・ウェルス・ファンドなど外国政府・外国主体の関与、防衛・情報機関向け調達、純投資目的の10%以下取得に対するHSR免除の明確化、人材獲得型M&Aや非独占ライセンス、転換証券取得といった非伝統的取引、救済としての資産売却提案への届出の要否、機関投資家による単一戸建て住宅の大量取得への対応などが含まれており、重要サプライチェーン、防衛産業、住宅市場など経済安全保障上もセンシティブな領域の監視強化を意識した見直しと位置づけられる。

3.5 経済安全保障を競争法上考慮するような運用／競争当局以外の機関との連携を行っている場合、当該国の関係法令、ガイドライン及び具体的な事例の整理¹⁵⁸

米国では経済安全保障に関して、主に対応するのは米国外国投資委員会（CFIUS）である。CFIUSは、財務長官が議長を務める省庁横断的な機関である。同委員会は、米国経済に対する特定の対外直接投資（FDI）がもたらす潜在的な国家安全保障上のリスクを監視するにあたり、大統領を補佐する役割を果たす。CFIUSの管轄範囲には、米国企業の外国による支配につながる可能性のある企業結合、買収、および企業買収の審査、重要技術、重要インフラ、または機微な個人データ（TID 米国事業と称される）に関わる事業への特定の非支配的投資、ならびに特定の不動産取引が含まれ

¹⁵⁷ FTC. Federal Trade Commission and Department of Justice Seek Public Comment on the Premerger Notification and Report Form (March 25, 2026), Sullivan & Cromwell LLP. The FTC and DOJ Seek Public Comments on Potential Changes to HSR Premerger Notification Process (March 26, 2026)

¹⁵⁸ CRS. Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS) (May 29, 2025), <https://www.congress.gov/crs-product/IF10177>

る。CFIUS の勧告に基づき、米国大統領は、米国の国家安全保障を損なう恐れのある取引を停止または禁止することができる。

2016 年以降、中国政府を筆頭とした外国政府によって指示・支配・資金提供を受けた企業による戦略分野への投資が、米国の国家安全保障に及ぼす潜在的な影響への関心が高まる中、議会による CFIUS への注目は強まってきた。議員らは、2018 年に議会が義務付けた CFIUS 改革の監督に注力するとともに、CFIUS の管轄権や措置における課題と見なされる点に対処することを目的とした法案を提出している。

2018 年、連邦議会は「外国投資リスク審査近代化法 (Foreign Investment Risk Review Modernization Act: FIRRMA)」を可決し、CFIUS の管轄権と審査プロセスを実質的に強化した。FIRRMA は、CFIUS の権限を強化・近代化し、軍事施設の近隣、あるいは港湾や空港の一部における TID 事業および不動産取引 (土地購入など) への小規模出資等への懸念に対処する能力を高めることを目的とした。ただし、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国といったファイブ・アイズ諸国と関係する外国投資家は、一部の規則の適用除外となる場合がある。

審査プロセスは、取引当事者による CFIUS への届出から始まる。これは、特定のケースを除き、任意の手続きである。届出が義務付けられていない場合でも、企業は CFIUS からセーフハーバーの適用を受けるために届出を行うインセンティブがある。セーフハーバーが適用されると、取引が承認された後の CFIUS による将来の措置が制限される。届出のない取引は、将来にわたって CFIUS の審査の対象となり続け、大統領が命じる事業売却やその他の措置の対象となる可能性がある。FIRRMA の規定に則り、CFIUS は懸念される未届出取引の監視に注力し、リソースを拡充している。CFIUS は一方的に審査を開始することもできる。

届出

当事者が提出する取引の届出は、(1) 簡易届出 (30 日間の CFIUS 審査) または (2) 従来の書面による届出 (45 日間の CFIUS 審査) として提出できる。簡易届出と通常の届出は、提出書類の分量、CFIUS による審査期間、および CFIUS による申立の処理方法において区別される。取引が次のいずれかに該当する場合、届出は義務付けられる。(1) 外国政府が TID 米国事業に「実質的な持分」を取得する場合、および (2) 輸出許可・規制の対象となる重要技術を生産、設計、製造などする TID 米国事業の場合。

国家安全保障審査

財務省（CFIUS 議長）と案件ごとに指定される共同責任機関は、国家情報長官による脅威分析を踏まえ、当該取引が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するため、45 日間の審査（CFIUS 審査の第一段階）を行う。CFIUS によるリスクベースの評価では、当該取引に関連する脅威、脆弱性、および国家安全保障への影響が検討される。CFIUS は、その評価に際し、国家安全保障上の要因を示す例示リストを考慮しなければならない。法令が定める考慮要素には、国防に必要な国内生産、外国籍の者による国内産業および商業活動の支配、テロを支援し、ミサイル技術や化学・生物兵器を拡散させる国家への軍事物資・技術の販売への影響、国家安全保障に影響を及ぼす分野における米国の技術的リーダーシップ、および米国の重要インフラおよび重要技術への影響が含まれる。2022 年 9 月、バイデン大統領は大統領令 14083 号（Executive Order 14083）を発令し、CFIUS が考慮すべき要素を詳細に規定し、拡大した。これには、米国の重要サプライチェーンのレジリエンスおよび技術的リーダーシップへの影響、産業投資の長期的な傾向、サイバーセキュリティリスク、ならびに米国の機密データに対するリスクが含まれる。

国家安全保障上の調査

CFIUS が、当該取引が米国の国家安全保障を脅かし、かつそのリスクを軽減できないと認めた場合、または当該取引が外国政府の管理下にある場合、あるいは米国の重要インフラが外国の管理下に入る結果となる場合、審査は 45 日間の調査へと移行する。なお「特段の事情」がある場合には、15 日間の延長が認められる。CFIUS は懸念事項に対処するため、当事者との間で是正措置の条件を交渉・課すことができ、主管機関はその合意の遵守状況を監視する責務を負う。財務省は 2022 年に初の CFIUS 「執行・罰則手続きガイドライン」を公表し、2024 年 11 月には規制の改訂を行い、是正措置の監視と遵守を優先事項として強調した。

大統領の決定

CFIUS が取引に未解決の懸念があると判断した場合、当事者が取引を断念しない限り、大統領に対し取引の禁止を勧告することができる。大統領には 15 日間の対応期間が与えられる。これまでに大統領は 9 件の取引を禁止しており、その大半は直近 10 年間に集中している（図表 2-3-24）。

図表 2-3-24 大統領による外国取引の差し止め事例

年	米国企業	買い手企業	業種
1990	MAMCO	CATIC	航空宇宙
2012	4 wind farms	Ralls Corp. (Sany Group)	再生可能エネルギー
2016	Aixtron SE	Grand Chip (China IC Fund)	半導体
2017	Lattice	Canyon Bridge Capital Partners	半導体
2018	Qualcomm	Broadcom	半導体
2020	StayNTouch	Shiji Information Technology Co.	ソフトウェア
2020*	Musical.ly	ByteDance	デジタルプラットフォーム
2024	Real estate	MineOne	クリプトマイニング
2024*	U.S. Steel	Nippon Steel	鉄鋼

*大統領による差し止めは最終的に執行されなかった。

(出所) CRS. Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS) (May 29, 2025),
<https://www.congress.gov/crs-product/IF10177>よりMURC作成

2018年8月にFIRRMAが制定されて以降、CFIUSが審査対象としてきた取引件数は増加傾向にある（2018年：249件、2019年：325件、2020年：313件、2021年：436件、2022年：440件、2023年：342件）。

4. 英国

4.1 特筆すべき企業結合および業務提携に関する法令

4.1.1 英国競争政策の全体像

英国の競争法制度は、独立行政機関である競争・市場庁（Competition and Markets Authority, CMA）を中心に運用されている¹⁵⁹。CMA は、2013 年企業・規制改革法（Enterprise and Regulatory Reform Act 2013, ERRA 2013）により旧公正取引局（Office of Fair Trading, OFT）と旧競争委員会（Competition Commission, CC）を統合する形で設立され、2014 年 4 月に業務を開始した。CMA は、消費者の利益のために競争を促進する役割を担っている。

英国における競争規制の根拠法としては、1998 年競争法（Competition Act 1998, CA98）と 2002 年企業法（Enterprise Act 2002, EA2002）がある。前者は、反競争的協定の禁止（第 I 章（Chapter I）禁止規定）および支配的地位の濫用の禁止（第 II 章（Chapter II）禁止規定）を定め、カルテルや市場支配力の行使に対する規制の基盤となっている。後者は、企業結合審査（合併・買収の審査）に関する制度を定めている¹⁶⁰。これらの法律は、ERRA 2013 による改正を経て CMA 創設等の制度整備がなされた。

英国は 2020 年末の EU 離脱に伴い、EU 競争法との直接的な連動を解消し独自の競争法体制へ移行した。CA98 の第 I 章禁止規定および第 II 章禁止規定は、EU 機能条約第 101 条・第 102 条と実質的に同等の内容であるため、EU 離脱に際し競争法の主要部分を大幅に改正する必要はなかった。一方で、EU 法との整合義務を定めていた CA98 第 60 条の廃止や、EU 制度を前提とした条文の整理など、所要の法改正が行われた¹⁶¹。

EU 離脱以降の大きな動向として、競争・消費者保護制度の大幅な強化および新たなデジタル規制の実施を目的に、2024 年 5 月に成立したデジタル市場・競争・消費者法（Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024, DMCC 法）が、2025 年 1 月を中心に段階的に施行されている。同法の Part 2（Competition）は、CA98 および EA2002 の特定の規定を改正するものであり、CMA の調査・執行権限の強化（証拠収集能力の拡充、制裁金の引上げ等）、企業結合における管轄基準の改正（売上高閾値の引上げ、新たなセーフハーバーの導入等）、および英国市場に影響を及ぼす域外の行為

¹⁵⁹ UK Parliament. The UK competition regime, <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn04814/>

¹⁶⁰ CMA. How the CMA investigates competition and consumer issues, https://www.gov.uk/government/collections/how-the-cma-investigates-competition-and-consumer-issues?utm_source=chatgpt.com

¹⁶¹ Legislation.gov.uk. The Competition (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019, https://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/93/pdfs/uksiem_20190093_en.pdf, UK Parliament. Chapter 3: Short-term implications of Brexit, <https://publications.parliament.uk/pa/ld201719/ldselect/ldcom/67/6706.htm>, MAYER BROWN. Implications of Brexit on UK competition law, <https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2021/04/implications-of-brexit-for-uk-competition-law>

に対する執行力の強化が図られた。また、2025年4月には、CMAは現Starmer政権の経済成長重視の方針を受け、執行運用の改革方針として「4Ps framework (Pace, Predictability, Proportionality, Process)」を公表し、審査の迅速化や管轄権の明確化を推進している。この方針に沿ってCMAは主要なガイドライン (CMA2, CMA87等) を相次いで改訂している。さらに、CMA、競争政策が英国のスケールアップ企業をより効果的に支援する方法に関する最新情報を春に公表する予定であることを明らかにしており、成長政策との連携を一層深める姿勢を示している¹⁶²。

また、競争法・政策と並行する投資・安全保障審査として、2022年1月に国家安全保障・投資法 (National Security and Investment Act 2021, NSI法) が施行された。同法により、国家安全保障上の懸念がある企業買収や海外からの投資案件等について、内閣府の投資安全保障ユニット (Investment Security Unit, ISU) が、CMAによる市場競争評価とは別途、審査・介入できる体制が確立された。NSI法では、17の指定重要分野に関する取引であって特定の要件 (一定割合以上の株式・議決権の取得等) に該当する場合に事前届出が義務化されており、競争政策と経済安全保障の双方の観点から企業結合・投資案件を監督する複層的な審査体制が構築されている。

4.1.2 企業結合に関する主要法制度等

4.1.2.1 企業結合に関する主要法制度

英国における企業結合規制の根拠法は、2002年企業法 (EA2002) 第3編 (Part 3) である。同法は、競争・市場庁 (CMA) に対し、企業結合が「競争の実質的制限」 (substantial lessening of competition, SLC) をもたらすか否かを審査する権限を付与している¹⁶³。

英国法における「企業結合」の概念は、日本法におけるそれとは異なる構成を採る。日本の独占禁止法が株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等の行為類型を個別に列挙するのに対し、英国法は、2以上の「enterprise (事業)」が「ceasing to be distinct (独立性を喪失する)」こと、すなわち共通の所有又は支配の下に置かれることをもって企業結合を定義する¹⁶⁴。ここでいう「支配」には、法的支配のみならず、事業の方針に重大な影響を及ぼしうる事実上の支配も含まれる (同条第3項)。したがって、完全合併、株式取得、事業譲渡、合併会社の設立等、形式を問わず、

¹⁶² UK government. Reimagining competition: the role of modern competition policy in an uncertain world (2026年2月26日), <https://www.gov.uk/government/speeches/the-role-of-modern-competition-policy-in-an-uncertain-world>

¹⁶³ Enterprise Act 2002, ss.22, 33

¹⁶⁴ Enterprise Act 2002, s.26

結果として事業の独立性が失われる取引が広く審査対象となりうる¹⁶⁵。

審査対象となるためには「関連合併状況」(relevant merger situation)の成立が必要であり、2025年1月施行のDMCC法による改正後は、主に3つの管轄基準が存在する¹⁶⁶。第一に、被取得事業の英国売上高が1億ポンドを超える場合(売上高テスト)、第二に、一定のシェア基準を満たす場合(供給シェア¹⁶⁷テスト:25%基準)、第三に、一方当事者が33%以上の供給シェア及び3億5000万ポンド超の売上高を有する場合(ハイブリッドテスト)である。なお、いずれの当事者の英国売上高も1000万ポンド以下である場合には、セーフハーバーとして審査対象外となる¹⁶⁸。

CMAの審査はフェーズ1及びフェーズ2の二段階で構成される。フェーズ1では、SLCの「現実的見込み」(realistic prospect)の有無を判断し、懸念がある場合にはフェーズ2(詳細審査)に付託するか、又は当事会社から付託に代わる引受措置(Undertakings in Lieu of Reference, UIL)の申出を受けて解決を図る。フェーズ2では「蓋然性の均衡」(balance of probabilities)基準に基づき最終判断が下される¹⁶⁹。英国は任意届出制を採用しており、事前届出義務は原則として課されないが、CMAが独自に案件を探知し審査を開始する権限(mergers intelligence function)を有している¹⁷⁰。

業務提携については、合弁会社の設立が事業の独立性喪失に該当する場合は上記の企業結合規制の対象となる。他方、事業の独立性喪失に至らない業務提携(共同購入、共同生産、共同販売、情報交換等)は、Competition Act 1998の第I章禁止(反競争的協定の禁止)に基づき評価される¹⁷¹。

以下の表は、英国における企業結合及び業務提携に関連する主要な法令及びCMAが公表するガイドラインの一覧である。CMA2(2025年版)のAppendix Bに掲げられたガイドライン群を中心に整理した。

図表 2-4-25 企業結合・業務提携に関する主要法令及びガイドライン一覧¹⁷²

¹⁶⁵ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.5-4.9

¹⁶⁶ Enterprise Act 2002, s.23, CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.47-4.95

¹⁶⁷ CMA2 para. 4.66(a)において、英国法上の「供給シェア」(share of supply)は、CMAの管轄権を判断するための基準であり、経済学的な市場画定に基づく「市場シェア」(market share)とは異なる概念である。

¹⁶⁸ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.61-4.62

¹⁶⁹ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 2.33-2.36

¹⁷⁰ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 5.1

¹⁷¹ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 3.11-3.13

¹⁷² 図表に記載の文献のほか、CMAはCMA17(Rules of procedure for merger, market and special reference groups)、CMA18(Quick guide to UK merger assessment)、CMA49(Water and sewerage mergers)、CMA62(Retail mergers commentary)、CMA78(Good practice in the design and presentation of customer survey

文書名	概要
Enterprise Act 2002 (Part 3)	英国の企業結合規制の主要な根拠法。「関連合併状況」(relevant merger situation) の定義、CMA の審査義務、フェーズ 1・フェーズ 2 の審査手続、問題解消措置(remedies)、国務大臣の介入権限等を規定する。
Competition Act 1998	競争法の基本法。第 I 章禁止(反競争的協定の禁止)及び第 II 章禁止(市場支配的地位の濫用の禁止)を規定する。合併会社等の業務提携が企業結合に該当しない場合に適用されうる。
Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024 (DMCC 法)	2025 年 1 月施行。企業結合審査の管轄基準(売上高閾値の引上げ、セーフハーバーの導入、ハイブリッドテストの新設等)を改正し、SMS 指定企業に対する合併報告義務を新設した。
Enterprise and Regulatory Reform Act 2013 (ERRA2013)	CMA の設立根拠法。CMA の組織・権限を規定し、企業結合審査におけるフェーズ 1・フェーズ 2 の意思決定体制を定める。
CMA2: Mergers - Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (2025 年版)	CMA の企業結合審査における管轄権判断基準及び手続を包括的に解説するガイダンス。DMCC 法施行に伴う改訂版が 2025 年に公表された。
CMA129: Merger Assessment Guidelines (2021 年版)	CMA が企業結合審査において適用する実体的審査基準(SLC テスト)を解説するガイドライン。水平的単独効果、協調効果、垂直・混合型効果等の判断枠組みを提示する。
CMA87: Merger Remedies (2025 年版)	フェーズ 1 及びフェーズ 2 における問題解消措置の選択・設計・実施に関する CMA のアプローチを解説するガイダンス。構造的措置と行動的措置の区別等を説明する。
CMA56revised: Guidance on the CMA's mergers intelligence function	CMA が未届出の企業結合を自ら探知し審査を開始する機能(mergers intelligence function)に関するガイダンス。英国は任意届出制であるため、CMA が独自に審

evidence in merger cases) 等のガイダンスも公表している(CMA2 Appendix B)。各ガイドラインの発行年月及び最新版の情報は、CMA ウェブサイトを参照されたい。

	査対象案件を特定する手順を説明する。
CMA108: Interim measures in merger investigations	企業結合審査期間中の暫定措置 (interim measures) に関するガイダンス。審査中に当事会社が統合を進めることを防止するための措置を解説する。
CMA64: Mergers - Exceptions to the duty to refer	CMA のフェーズ 2 への付託義務の例外 (デミニミス例外、関連顧客利益例外等) に関するガイダンス。
CMA100: Guidance on requests for internal documents in merger investigations	企業結合審査における内部文書の提出要請に関するガイダンス。CMA が当事会社に対してどのような社内文書を求めるかを説明する。
CMA4: Administrative Penalties - Statement of policy on the CMA's approach	CMA の行政制裁金に関する方針声明。企業結合審査における手続違反等に対する制裁を含む。
CMA6: Transparency and disclosure - Statement of the CMA's policy and approach	CMA の透明性及び情報開示に関する方針声明。企業結合審査における情報開示の範囲・方法を説明する。
CMA195: Guidance on the mergers reporting requirements for SMS firms (2024 年版)	DMCC 法 に基づき SMS 指定企業に課される合併報告義務に関するガイダンス。報告対象取引の範囲、報告手続等を解説する。
CMA184: Horizontal Co-operation Agreements Guidance (VABEO Guidance)	水平的協力協定 (業務提携を含む) に対する競争法 (Competition Act 1998 第 I 章禁止) の適用に関するガイダンス。共同購入、共同生産、共同販売、情報交換等の類型別に評価枠組みを提示する。

出所：公開情報よりMURC作成

4.1.2.2 企業結合に関する管轄基準・届出制度

イギリスにおける企業結合規制は、2002年企業法 (EA2002) 第3編に基づき、CMA が所管している。イギリスの企業結合審査制度は任意届出制を基本としており、当事者が CMA に対して自発的に届出を行う仕組みである。もっとも、届出が任意であることは、CMA の審査権限の不行使を意味するものではない。届出がなされない場合であっても、CMA は職権で調査を開始し、初期執行命令 (Initial Enforcement Order, IEO) を発出して統合の禁止又は巻戻しを命じることができ、最終的に事業売却を命じた先例

も複数存在する¹⁷³。また、DMCC法による2025年1月の改正により、UIL・最終引受措置（Final Undertakings）・最終命令（Final Order）の違反に対しては、全世界売上高の5%以下の固定罰金及び日次売上高の5%以下の日額罰金を科す行政制裁金制度が導入された¹⁷⁴。さらに、CMAの情報提供要求（第109条通知）への不遵守や文書の意図的な改竄・破棄に対しても、制裁金又は刑事罰（最大2年の禁固刑）が科される¹⁷⁵。

また、2024年5月に成立し2025年1月1日に施行されたデジタル市場・競争・消費者法（Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024, DMCC法）により、管轄基準も大幅に改正された。以下、改正前後の変遷を含め、管轄基準・届出制度の全体像を整理する。

（1）管轄基準の変遷

①DMCC法施行前の管轄基準（EA2002原始規定）

DMCC法施行前において、CMAが企業結合審査の管轄権を有するためには、①2以上の事業（enterprise）が別個のものでなくなる（又はそのための取決めが進行中若しくは計画中であること）に加え、②以下のいずれかの定量基準を満たす必要があった。

第一に、「売上高基準」（turnover test）として、被取得事業の英国内売上高が7000万ポンドを超える場合である。第二に、「供給シェア基準」（share of supply test）として、企業結合の結果、英国内（又はその相当部分）において特定の商品又はサービスの供給（又は取得）について25%以上のシェアが生じ、かつ当該シェアが企業結合により増加する場合である¹⁷⁶。供給シェア基準は経済学的な市場画定とは異なり、CMAに広範な裁量が認められていた点が特徴的であった。

なお、改正前のEA2002第23条には、人工知能や軍事・軍民両用品目の開発・製造等の特定分野に関する企業結合について、売上高基準を引き下げる特別な管轄基準が設けられていたが、2022年1月4日のNSI法第58条の施行により当該規定は廃止され、これらの分野における国家安全保障上の審査はNSI法の下で実施されることとなった¹⁷⁷。

②DMCC法による改正後の管轄基準（2025年1月1日施行）

¹⁷³ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 6.9–6.10

¹⁷⁴ Enterprise Act 2002, s. 94AA, 94AB

¹⁷⁵ Enterprise Act 2002, s. 110, 116A, 117

¹⁷⁶ Enterprise Act 2002, s. 23]

¹⁷⁷ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.3

DMCC 法の施行により、EA2002 の管轄基準は次のとおり改正された¹⁷⁸。

第一に、売上高基準については、被取得事業の英国内売上高の閾値が 7000 万ポンドから 1 億ポンドに引き上げられた¹⁷⁹。この引上げはインフレーションを考慮したものである。

第二に、供給シェア基準については、企業結合後に英国内で 25%以上の供給シェアが生じ、かつ企業結合によるシェアの増加 (increment) があることに加え、関係事業のうち少なくとも 1 つが英国内売上高 1000 万ポンド超であることが新たに要件として追加された¹⁸⁰¹⁸¹。

第三に、「ハイブリッド基準」 (hybrid test) が新設された。これは、関係事業の一方が英国内における特定の商品又はサービスの供給について 33%以上のシェアを有し、かつ同事業の英国内売上高が 3 億 5000 万ポンドを超え、さらに相手方事業が英国との結びつき (UK nexus) を有する場合に管轄権が生じるとするものである¹⁸²。UK nexus の要件は、相手方事業が英国法に基づき設立された法人であること、英国内で活動の一部を行っていること、又は英国内の者に対して商品若しくはサービスを供給していることのいずれかにより充足される¹⁸³。ハイブリッド基準は、水平的な重複がない垂直型・混合型の企業結合やいわゆるキラー買収を捕捉することを主たる目的としている (過年度報告書 2.3.1.2 節 pp.52-53 参照)。

(2) セーフハーバー

DMCC 法により、新たにセーフハーバー制度が導入された。具体的には、関係する全ての事業の英国内売上高がそれぞれ 1000 万ポンド以下である場合、売上高基準及び供給シェア基準のいずれも充足されず、「関連する企業結合の状況」 (relevant merger situation) は成立しないものとされる¹⁸⁴。すなわち、たとえ供給シェアが 25%を超える場合であっても、各当事者の英国内売上高が 1000 万ポンド以下であれば、CMA の管轄権は及ばない。

セーフハーバーの売上高算定に際しては、対象事業及びその他の関係事業のそれぞれの売上高を個別に評価する。例えば、取得者 A が被取得者 T を取得する場合、A 及び T のそれぞれの英国内売上高が 1000 万ポンド以下でなければセーフハーバーは適用さ

¹⁷⁸ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.3

¹⁷⁹ Enterprise Act 2002, s. 23(1)(b)

¹⁸⁰ Enterprise Act 2002, s. 23(2)(c)

¹⁸¹ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.61

¹⁸² Enterprise Act 2002, s. 23(4C)-(4G), para. 4.76

¹⁸³ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.87-4.94

¹⁸⁴ Enterprise Act 2002, s. 23(2A)-(2B), CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.62

れない¹⁸⁵。なお、合併前に取得者が既に対象事業を支配している場合には、取得者側の売上高算定において対象事業の売上高を二重計上しないよう除外する措置が講じられている¹⁸⁶。

(3) SMS 企業に対する届出義務

DMCC 法は、上記の一般的な任意届出制に加え、デジタル市場において戦略的市場地位 (Strategic Market Status, SMS) の指定を受けた企業に対し、特定の企業結合について事前届出義務を課す制度を新設した¹⁸⁷。これはイギリスの企業結合制度において初めての義務的届出制度である。

SMS 指定の要件は、①英国内年間売上高 10 億ポンド超又は全世界年間売上高 250 億ポンド超、②デジタル事業における実質的かつ確立された市場支配力、③戦略上重要な地位を有すること等の観点から総合的に評価される (過年度報告書 2.3.1.2 節 p.54 脚注 66 参照)。Google や Apple 等の大手デジタルプラットフォーム企業が念頭に置かれていたところ、実際に、CMA は 2025 年 1 月の DMCC 法施行直後から SMS 調査を開始し、同年 10 月までに 3 件の SMS 指定を完了した。具体的には、Google が一般検索サービス及び検索広告について (2025 年 10 月 10 日指定)¹⁸⁸、並びに Google 及び Apple がそれぞれのモバイルプラットフォーム (OS、アプリ配信、ブラウザ・ブラウザエンジン) について (同年 10 月 22 日指定)¹⁸⁹、いずれも 2030 年までの期間で SMS に指定された。

SMS 指定を受けた企業及びそのグループ企業 (SMS 取得者) は、英国との結びつきを有する法人の株式又は議決権を取得する場合であって、以下の要件をいずれも充足するときは、クロージング前に CMA への届出が義務付けられる¹⁹⁰。第一に、取得の結果、SMS 取得者の株式又は議決権の保有割合が 15%未満から 15%以上へ、25%以下から 25%超へ、又は 50%以下から 50%超へと増加すること。第二に、SMS 取得者が提供する対価の総額が 2,500 万ポンド以上であることである。

¹⁸⁵ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.63. イギリスには、デミニミス例外という、競争への影響が軽微であると判断される企業結合について、CMA が審査を行わないルールがある。詳細は、過年度報告書 2.3.1.2 節 p.53 脚注 65 参照。

¹⁸⁶ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.65

¹⁸⁷ Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024, Part1 Chapter5

¹⁸⁸ CMA. SMS investigation into Google's general search and search advertising services: Final Decision, <https://www.gov.uk/cma-cases/sms-investigation-into-googles-general-search-and-search-advertising-services>

¹⁸⁹ CMA. SMS investigation into Google's mobile platform: Final Decision, <https://www.gov.uk/cma-cases/sms-investigation-into-googles-mobile-platform>, CMA. CMA confirms Apple and Google have strategic market status in mobile platforms, <https://www.gov.uk/government/news/cma-confirms-apple-and-google-have-strategic-market-status-in-mobile-platforms>

¹⁹⁰ Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024, s. 57, CMA. Guidance on the mergers reporting requirements for SMS firms (CMA195), para. 3.2-3.6

届出後、CMA には 5 営業日の待機期間（waiting period）が設けられ、この期間中 SMS 取得者はクロージングを完了することができない¹⁹¹。CMA は当該待機期間内に、審査開始の決定、追加評価の継続、又は審査を行わない旨の通知のいずれかを行う。届出義務違反及び待機義務違反に対しては、行政制裁金の対象となる¹⁹²。

4.1.2.3 企業結合審査の実体基準・評価

（1）SLC テスト

イギリスの企業結合審査における実体基準は、SLC（競争の実質的制限）テストである。2002 年企業法（EA2002）第 22 条・第 33 条に基づき、CMA は、企業結合がイギリスにおける財またはサービスの市場において SLC を生じさせるか否かを決定する。SLC の定義は EA2002 上規定されておらず、CMA の企業結合評価ガイドラインによれば、価格・品質・イノベーション等を含む企業間の経時的な対抗プロセスが実質的に損なわれるか否かが問われる¹⁹³。フェーズ 1 では「現実的見込み（realistic prospect）」、フェーズ 2 では「蓋然性の均衡（balance of probabilities）」の基準が適用される¹⁹⁴。SLC の有無は、企業結合がない場合の競争状況（反実仮想（counterfactual））との比較により判断される¹⁹⁵。

（2）市場画定

SLC 認定にあたり、CMA は当該 SLC が生じる市場を特定する必要がある¹⁹⁶。ただし、CMA129 では、市場画定は分析ツールにすぎず、それ自体が目的ではないと明確化されている。競争評価で収集される証拠が競争のダイナミクスをよりの確に捉えうるため、静的な市場画定よりも競争評価そのものに重点を置く方針が示されている¹⁹⁷（過年度報告書 2.3.2.1.3 節、p.61 参照）。

（3）競争阻害効果の理論

CMA は企業結合の競争効果を「競争阻害の理論（theories of harm）」に基づき評価する¹⁹⁸。主要な類型は次のとおりである。第一に、水平的片側効果であり、合併当事会社間の競争制約の消失により、合併後の企業体が単独で価格引上げや品質低下等を行

¹⁹¹ CMA. Guidance on the mergers reporting requirements for SMS firms (CMA195), para. 5.13-5.14

¹⁹² Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024, s. 85(4), CMA. Guidance on the mergers reporting requirements for SMS firms (CMA195), para. 6.1

¹⁹³ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 2.2-2.7

¹⁹⁴ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 2.33-2.36

¹⁹⁵ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 3.1

¹⁹⁶ Enterprise Act 2002, s. 35(1)(b)

¹⁹⁷ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 9.1-9.2

¹⁹⁸ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 2.11

いう場合をいう¹⁹⁹。第二に、潜在的競争・動的競争の喪失であり、一方当事会社の参入・拡大のインセンティブが合併により低下する場合をいう。デジタルプラットフォーム等で特に重要となる²⁰⁰。第三に、協調的效果であり、合併が事業者間の協調を可能にし、または強化する場合に生じる²⁰¹。第四に、垂直的・混合型効果であり、関連市場の企業間の結合による競合他社の閉鎖 (foreclosure) が懸念される²⁰²。これらの詳細は過年度報告書 (2.3.2.1.1 節、p.59) を参照されたい。

(4) 対抗要因

SLC 認定を妨げうる対抗要因として、効率性と第三者の参入・拡大がある。効率性については、市場における競争を強化するものであること、適時に実現される蓋然性が高く SLC を阻止するに十分であること、当該合併に特有のものであること、及び英国の消費者に便益をもたらすことの四要件が求められる²⁰³。参入・拡大も同様に適時性・蓋然性・十分性の三要件を累積的に満たす必要がある²⁰⁴。もともと、対抗要因のみで企業結合がクリアされることはまれである²⁰⁵ (効率性の実例分析は過年度報告書 2.3.4.1 節、p.70 参照)。

4.1.2.4 企業結合に関する問題解消措置

(1) 法的根拠と概要

企業結合審査の結果、競争の実質的制限 (SLC) が認定された場合、CMA は問題解消措置 (remedies) を講じる権限を有する。その法的根拠は、2002 年企業法 (EA2002) に置かれている。

具体的には、フェーズ 1 において SLC の現実的見込み (realistic prospect) が認められた場合、CMA はフェーズ 2 への付託に代えて、当事会社から UIL を受け入れる裁量権を有する²⁰⁶。フェーズ 2 において SLC が認定された場合は、CMA は SLC およびその悪影響を是正・緩和・防止するための措置を講じる義務を負い、最終引受措置 (Final Undertakings) の受入れまたは最終命令 (Final Order) の発出により問題解消措置を実施する²⁰⁷。最終引受措置は当事会社との合意に基づく法的拘束力ある誓約であり²⁰⁸、最終命令は合意が得られない場合等に CMA が一方的に発出する命令である²⁰⁹。いずれ

¹⁹⁹ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 4.1

²⁰⁰ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 5.1-5.3

²⁰¹ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 6.1-6.4

²⁰² CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 7.1-7.5

²⁰³ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 8.8-8.12

²⁰⁴ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 8.31-8.32

²⁰⁵ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 8.1

²⁰⁶ Enterprise Act 2002, s. 73(2)

²⁰⁷ Enterprise Act 2002, ss. 35(3), 36(2)

²⁰⁸ Enterprise Act 2002, s. 82

²⁰⁹ Enterprise Act 2002, s. 84

も事業売却、行動的措置、禁止等のあらゆる問題解消措置を実施する手段となり、同一案件で両者を併用することはできない。

フェーズ 1、2 いずれの段階においても、CMA は「SLC およびその悪影響に対し、合理的かつ実行可能な限りにおいて包括的な解決策を達成する必要性」に留意しなければならない。問題解消措置に関する CMA の考え方は、「Merger remedies」(CMA87) として公表されている。2025 年 12 月 19 日付けで同ガイダンスの大幅改訂版が施行されたため、以下では 2025 年 12 月時点の CMA87 を基に記述する。

(2) 問題解消措置の評価枠組み

CMA87 に基づき、CMA は問題解消措置の選定にあたって、まず有効性(effectiveness) を評価し、次に比例性(proportionality) を審査するという二段階の枠組みを採用している²¹⁰。

CMA は、問題解消措置が以下の有効性基準(Effectiveness Criteria) をすべて満たすことを求める²¹¹。第一に、SLC およびその悪影響への効果(impact) であり、競争上の対抗関係を持続的に回復する措置が最も有効とされる。第二に、許容可能なリスク特性(acceptable risk profile) であり、CMA は措置が意図した効果を達成することについて高い確信度を有することを求める。第三に、実行可能性(practicality) であり、措置が効果的に実施・監視・執行できる必要がある。第四に、適切な期間と時期(appropriate duration and timing) であり、迅速に競争上の懸念を解消する措置が望ましいとされる。

有効な措置が特定された後、CMA は比例性の評価を行う。比例的な措置とは、正当な目的を達成するうえで有効であること、目的達成に必要以上に負担が大きくないこと、複数の有効な措置がある場合に最も負担の少ない措置であること、SLC およびその悪影響との関係で不均衡でないこと、の各要件を満たすものである²¹²。CMA は措置の費用として、市場の歪み、継続的な監視・遵守費用、関連顧客利益(Relevant Customer Benefits, RCB) の喪失等を考慮する²¹³。なお、完了済み企業結合については、当事会社が被る売却費用は原則として考慮されない²¹⁴。

(3) 問題解消措置の類型

CMA87 第 5 章に基づき、問題解消措置は構造的措置(structural remedies) と行動的措置(behavioural remedies) に大別される。ただし、両者の境界は必ずしも明確で

²¹⁰ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.8, 3.11

²¹¹ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.8

²¹² CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.12

²¹³ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.15

²¹⁴ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.17

はなく、一部の措置は両方の特性を併せ持つ²¹⁵。

①構造的措置

構造的措置は、企業結合によってもたらされた市場構造の変化を原状回復することを目的とする一回限りの措置であり、禁止（prohibition）と事業売却（divestiture）が典型例である。禁止とは、予定された企業結合の実行そのものを認めない措置であり、英国法上は SLC 認定後の問題解消措置の一類型として位置づけられている²¹⁶。CMA は禁止期間を通常 10 年間に限定している。これらは、一度実施されると、通常は継続的な規制監督を必要としない「クリーン・ブレイク」をもたらす点が特徴である²¹⁷。

事業売却措置の有効性評価にあたり、CMA は三つのリスクに着目する。すなわち、構成リスク（composition risk：売却対象事業の範囲が不十分であるリスク）、買収者リスク（purchaser risk：適切な買収者が見つからないリスク）、資産リスク（asset risk：売却完了までに対象事業の競争力が毀損されるリスク）である²¹⁸。これらのリスクを低減するため、事前買収者要件（upfront buyer）の設定、売却トラスティの任命、モニタリング・トラスティの活用、代替売却措置（fall-back remedy）の設定等が用いられる。

②行動的措置

行動的措置は、企業結合後の当事会社の行動を規制・制約することを目的とする措置であり、構造的措置と異なり継続的な監視と執行を要する場合が多い²¹⁹。行動的措置はさらに、促進的措置（enabling remedies）と抑制的措置（controlling remedies）に分類される。

促進的措置とは、競争の障壁を除去し又は競争の過程を刺激することにより SLC の原因に対処することを目的とする措置である。例えば、主要な投入物への競合他社によるアクセスの付与や知的財産権のライセンス供与等が含まれる。促進的措置は「競争の方向性に沿って機能する」（work with the grain of competition）ものであり、場合によっては構造的措置と類似した持続的な効果をもたらし得る²²⁰。

抑制的措置とは、価格上限の設定等により市場の結果を直接的に統制するものであり、SLC の原因ではなく悪影響の一部を制限するに留まる。そのため、期間限定の場合又は他に有効かつ実行可能な代替措置がない場合を除き、原則として適切とはみなされな

²¹⁵ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 5.3

²¹⁶ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 6.4-6.5

²¹⁷ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 5.4(a)

²¹⁸ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 6.9

²¹⁹ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 5.4(b)

²²⁰ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 7.11(a), 7.13-7.14

い²²¹。

(4) フェーズ 1 における問題解消措置 (UIL)

フェーズ 1 においては、CMA が SLC の現実的見込みを認定しフェーズ 2 への付託義務が生じた場合に、当事会社が UIL を申し出ることができる。UIL が受け入れられると、フェーズ 2 への付託は行われ²²²ない。UIL が受け入れられるためには、問題解消措置が「明確」(clear-cut) でなければならない。すなわち、措置全体の有効性に重大な疑義がないこと、及び措置が容易に実施可能であることが要件とされる²²³。UIL の種類としては、構造的措置(事業譲渡等)の方が SLC 解消に効果的である可能性が高いとされるが、行動的措置についても clear-cut 基準を満たすことが立証されればフェーズ 1 で検討される²²⁴。当事会社には SLC 決定後 5 営業日以内に UIL を正式に申し出る機会が与えられる²²⁵。

(5) 問題解消措置の監視と執行

問題解消措置が実施された後の監視・執行についても CMA87 第 9 章で規定されている。CMA は通常、モニタリング・トラスティの任命を求め、当事会社の遵守状況を監視する²²⁶。UIL、最終引受措置(Final Undertakings)または最終命令(Final Order)の違反に対しては、CMA は民事訴訟による差止命令を求めることができるほか²²⁷、固定制裁金(事業の全世界売上高の 5%以下又は 3 万ポンド以下)および日額制裁金を課すことができる²²⁸。

(6) 2025 年 12 月改訂の主要変更点

CMA87 は 2018 年 12 月版から 2025 年 12 月 19 日付けで大幅に改訂された。本改訂の経緯、政策的背景及び主要な変更点の詳細については、4.2.2 (1) を参照されたい。

4.1.2.5 企業結合に係る手続・執行プロセス

本節では、2025 年 12 月時点の CMA ガイダンス「Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2)」及び「Merger remedies (CMA87)」に基づき CMA の企業結合審査手続の全体像を整理する。過年度報告書

²²¹ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 7.14

²²² Enterprise Act 2002, s. 73(1), s. 74(1)

²²³ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 4.3-4.4

²²⁴ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para.10.1-10.29, CMA. Merger remedies (CMA87), Chapter 4

²²⁵ Enterprise Act 2002, s. 73A(1), CMA. Merger remedies (CMA87), para. 10.20

²²⁶ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 9.15

²²⁷ Enterprise Act 2002, s. 94

²²⁸ Enterprise Act 2002, ss. 94AA, 94AB

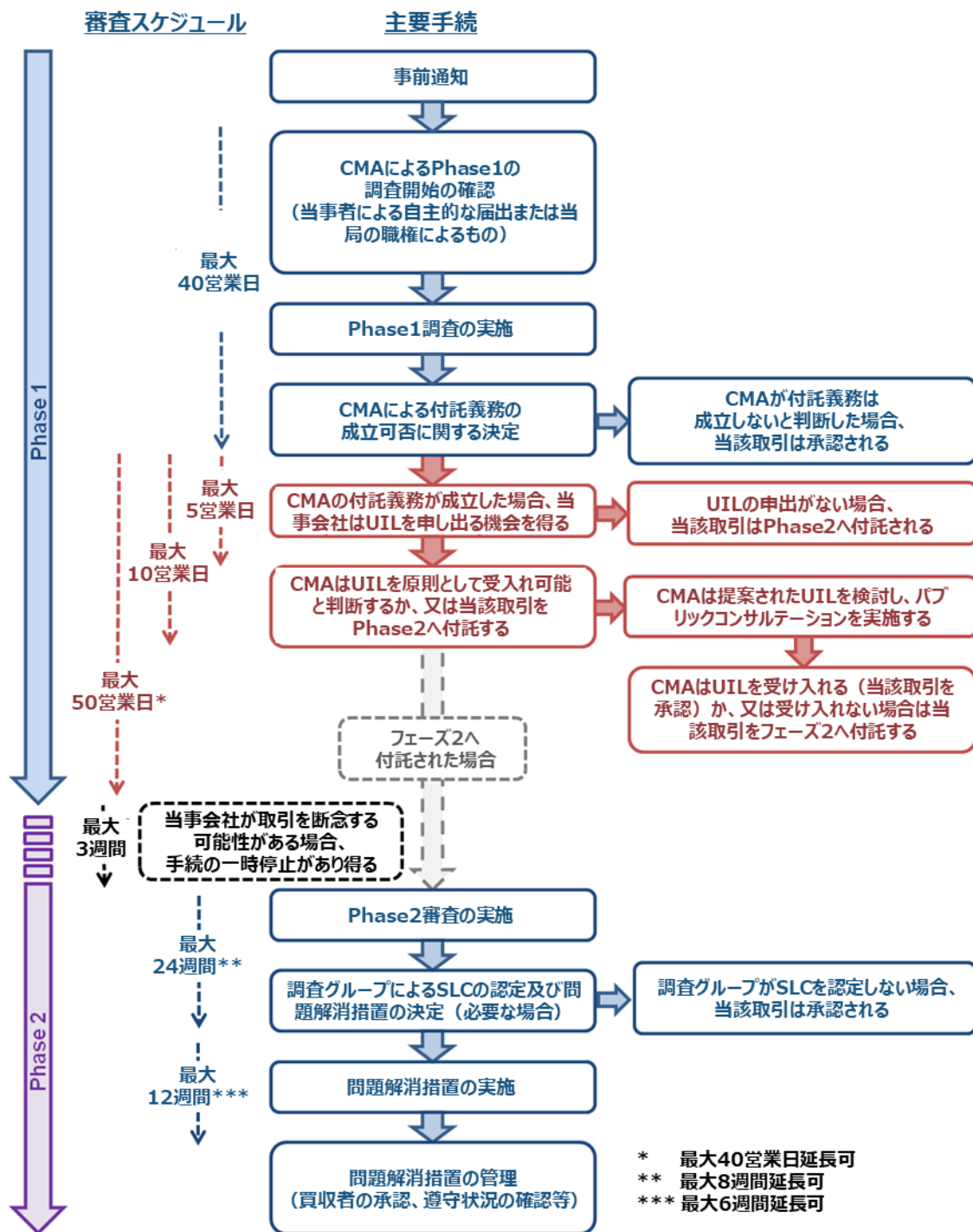
(2.3.2 節、pp.52–63) では、DMCC 法による制度改正やフェーズ 2 プロセスの変更が記述されており、本節ではそれらを踏まえつつ、改訂後の CMA2 に即して要点を整理する。

(1) 審査プロセスの全体構造

英国の企業結合審査は二段階構造（フェーズ 1 及びフェーズ 2）を採用している。CMA2 の Figure 1 Overview of the CMA's merger investigation process は、CMA との初期接触からフェーズ 2 の最終報告書に至るプロセスの概要を示しており、以下に日本語版を掲載する²²⁹。

²²⁹ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para.2.13

図表 2-4-26 CMA の企業結合調査プロセスの概要



出所：CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), Figure 1. Overview of the CMA's merger investigation process.

(2) フェーズ1の手続

合併当事者は、正式審査に先立ち CMA と事前通知 (pre-notification) 協議を行い、

取引の説明を実施する。CMA が届出書 (Merger Notice) の完備を確認した翌営業日から 40 営業日の法定審査期間が開始する²³⁰。審査期間中、CMA は当事者及び第三者への情報収集を行い、第 10～20 営業日頃に状況説明 (state of play discussion) を実施する。競争上の懸念がない事案は通常第 25 営業日頃までに承認される。懸念がある事案については、論点レター (issues letter) の送付及び論点会議 (issues meeting) を経て、第 40 営業日までに決定が下される²³¹。なお、DMCC 法により導入された法定ファストトラック制度のもと、当事者は SLC (競争の実質的制限) の認定なくフェーズ 2 への付託を要請でき、この場合フェーズ 2 の延長上限は 11 週間となる²³²。詳細は過年度報告書 (2.3.2 節、p.54) も参照。

(3) フェーズ 1 における問題解消措置 (UIL)

CMA がフェーズ 2 への付託義務を認定した場合、当事者は UIL を申し出ることができる (UIL の要件・手続については 4.1.2.4 (4) を参照)。UIL の申出は SLC 決定の理由通知受領後 5 営業日以内に行う。CMA は申出後 10 営業日以内に UIL の仮受入れ (provisional acceptance) の可否を判断し、仮受入れと判断した場合はパブリックコンサルテーション (第三者意見の募集) を経て、SLC 決定後 50 営業日以内に最終的な受入れの可否を決定する²³³。UIL が受け入れられない場合、当該取引はフェーズ 2 へ付託される。

(4) フェーズ 2 の手続

フェーズ 2 は、独立したパネルメンバーからなる調査グループ (Inquiry Group) が審査・意思決定を行う段階であり、24 週間以内に最終報告書を公表することが法定されている²³⁴。特別の事由がある場合は最大 8 週間 (法定ファストトラック事案では 11 週間) 延長でき、DMCC 法により CMA と当事者の合意に基づく延長も新設された²³⁵。主要な手続として、第 1～6 週の集中的情報収集及びティーチイン、第 12～14 週頃の間接報告書 (interim report) 公表、第 16～18 週頃の当事者審理 (main party hearing)、そして第 24 週までの最終報告書公表がある²³⁶。最終報告書で SLC が認定された場合、CMA は 12 週間以内に最終引受措置又は最終命令により問題解

²³⁰ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), Table 1

²³¹ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), Table 4J

²³² CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 7.15-7.27

²³³ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), Table 1

²³⁴ Enterprise Act 2002, s. 39(1)

²³⁵ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 11.8

²³⁶ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), Table 2

消措置を実施する²³⁷。過年度報告書（2.3.2.2 節、pp.61–62）で記載された Issues Statement の廃止や調査グループへの早期関与拡充等の変更は、2025 年 12 月版 CMA2 に正式に反映されている。

4.1.3 業務提携に関する主要法制度等

4.1.3.1 業務提携に関する主要法制度

英国において、企業間の業務提携（事業者間の合意・協調行為）を規律する中核的な法律は、1998 年競争法（CA98）である。CA98 第 2 条は、事業者間の合意、事業者団体の決定、又は協調行為であって、英国内における競争の阻害、制限又は歪曲を目的とし又は効果とするものを禁止している。これが「第 I 章禁止」（Chapter I prohibition）と呼ばれる規定であり、業務提携に対する競争法上の規律の基礎をなしている²³⁸。

第 I 章禁止は、英国内における競争を感知し得る程度に制限する合意であって、英国内の取引に影響を及ぼすものに適用される²³⁹。具体的には、価格の固定、生産・販売の制限、市場・供給源の分割、取引条件の差別的適用等が例示されている²⁴⁰。第 I 章禁止に違反する合意は無効かつ執行不能となる²⁴¹。

もともと、競争を制限する合意であっても、CA98 第 9 条第 1 項に定める四要件を全て充足する場合には、第 I 章禁止の適用が免除される。具体的には、第一に明確な効率性の向上に寄与すること、第二にその結果生じる便益の公正な配分を消費者に提供すること、第三に当該制限が便益達成に不可欠であること、第四に関連市場の実質的部分において競争を排除する可能性を与えないこと、の四要件である²⁴²。当事者は自ら免除の要件を充足するか否かを判断すべきものとされ、CMA への事前の認可申請は不要である²⁴³。

さらに、一定の類型の合意が第 9 条免除の要件を充足する蓋然性が高い場合には、一括免除命令（Block Exemption Order）が定められており、所定の条件を充たす合意は自動的に第 I 章禁止から免除される。業務提携に関しては、水平的合意に対する一括免除と垂直的合意に対する一括免除がそれぞれ設けられている²⁴⁴。

²³⁷ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 13.30, CMA. Merger remedies (CMA87), Chapter 3

²³⁸ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 2.3-2.5, CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 2.3-2.4

²³⁹ Competition Act 1998, s. 2(1)

²⁴⁰ Competition Act 1998, s. 2(2)

²⁴¹ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 3.8

²⁴² CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 2.10, CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 2.10

²⁴³ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 2.11

²⁴⁴ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal

なお、CMAによるCA98に基づく調査手続については、2024年12月19日時点のCMAの調査手続ガイダンス（CMA8）に示されている。同ガイダンスによれば、CMAは、CA98上の調査権限を用いて、第I章禁止の違反が疑われる行為について、正式調査の開始、情報収集、異議告知書（Statement of Objections）の発出、当事者の反論聴取、侵害決定又は不処分決定の発出といった手続を経て執行を行う²⁴⁵。

4.1.3.2 水平的合意に対するガイダンス（CMA184）

CMAは、2023年8月に「水平的合意に対する第I章禁止の適用に関するガイダンス」（CMA184）を公表した。同ガイダンスは、EU離脱後に欧州委員会の水平的協定ガイドラインに替わるものとして策定されたものであり、水平的合意、すなわち同一の生産・流通段階にある事業者間の合意を第I章禁止の下で評価する際の原則と分析枠組みを示している²⁴⁶。

同ガイダンスは、業務提携の典型的な形態として、研究開発（R&D）合意、生産合意、購入合意、販売合意（commercialisation agreements）、情報交換、標準化合意及び標準約款の7類型を取り上げ、各類型に応じた評価の指針を提供している²⁴⁷。水平的合意は、相互に補完的な活動、技術又は資産を結合することにより、リスク共有、コスト削減、投資増加、ノウハウ共有、製品の品質・多様性向上及びイノベーションの迅速化といった実質的便益をもたらし得るものである²⁴⁸。

水平的合意のうち一定の類型は、一括免除の対象となる。具体的には、「1998年競争法（研究開発合意一括免除）命令2022年」（R&D BEO）及び「1998年競争法（専門化合意一括免除）命令2022年」（SABEO）が水平的一括免除命令（HBEOs）として設けられている。これらの一括免除命令の条件を充足しない合意であっても、CA98第9条第1項に定める四要件を全て充足する場合には個別に免除が認められる余地がある²⁴⁹。

水平的合意の文脈では、第一の要件（効率性）について、当事者が相互に補完的な技術・資産を結合することが効率性の重要な源泉となりうる。例えば、R&D合意におい

agreements (CMA184), para. 2.14-2.15, CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 1.3

²⁴⁵ CMA. Guidance on the CMA's investigation procedures in Competition Act 1998 cases (CMA8), para. 1.1-1.6, Figure 1

²⁴⁶ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 1.10-1.12

²⁴⁷ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 1.13

²⁴⁸ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 3.29

²⁴⁹ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 1.7-1.9

ては、異なる分野の研究能力・資産を結合することにより、新製品・新技術の開発を単独で行う場合より迅速に実現させることが効率性として認められうる²⁵⁰。第二の要件（消費者への利益還元）について、不可欠な制限により達成された効率性が、当該合意の競争制限効果を相殺するに足りる程度に消費者に還元される必要がある。新製品又は改良製品の市場投入が価格上昇その他の競争制限効果を上回る場合に充足されうるが、当事者の市場支配力が大きいほど効率性が消費者に還元される蓋然性は低くなるとされる。第三の要件（不可欠性）について、効率性の達成に必要な範囲を超える制限は第9条免除の要件を充足しない。特に、R&D BEO に列挙されるハードコア制限は、個別審査においても不可欠性の要件を充たす蓋然性は低いとされる。第四の要件（競争排除の禁止）について、当該合意が関係する商品・技術の相当部分において競争を排除する可能性を当事者に与える場合には、第9条免除の要件は充足されない²⁵¹。

第I章禁止の適用にあたっては、同一の経済主体（single economic unit）を構成する事業者間の合意（例：親会社とその完全子会社との間の合意）は対象外であり、かつ、企業結合規制（Enterprise Act 2002 Part 3）の対象となる合意も、CA98 附則1 第1項の除外規定により第I章禁止の適用から除外される²⁵²。

4.1.3.3 垂直的合意に対するガイダンス（CMA166）

CMA は、2022 年 7 月に「垂直的合意一括免除命令ガイダンス」（CMA166）を公表した。垂直的合意とは、生産又は流通の異なる段階で活動する 2 以上の事業者間で締結される合意であり、商品・役務の購入、販売又は再販売の条件に関するものを指す²⁵³。

垂直的合意は、当事者の一方又は双方が市場支配力を有する場合や、類似の合意がネットワークを形成する場合を除き、一般に競争上の懸念を生じさせない²⁵⁴。垂直的合意一括免除命令（Vertical Agreements Block Exemption Order; VABEO）は、2022 年 6 月 1 日に発効したものであり、所定の条件を充たす垂直的合意を第I章禁止から自動的に免除している²⁵⁵。

VABEO の適用を受けるためには、以下の 3 条件を充足する必要がある。第一に、供給者及び購入者のそれぞれの市場シェアが 30%以下であること。第二に、ハードコア

²⁵⁰ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 3.53-3.54, 4.160

²⁵¹ CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 4.162, 4.165-4.168

²⁵² CMA. Guidance on the application of the Chapter I prohibition in the Competition Act 1998 to horizontal agreements (CMA184), para. 3.11-3.12

²⁵³ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 6.3

²⁵⁴ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 1.4

²⁵⁵ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 1.1

制限を含まないこと。第三に、除外制限に該当しないことである²⁵⁶。

ハードコア制限には、再販売価格の固定やテリトリー・顧客制限等が含まれ、これに該当する場合は合意全体の一括免除が取り消される²⁵⁷。一方で、除外制限とは、一括免除の対象から除かれ個別審査に服する条項類型であり、具体的には、5年超又は無期限の競争禁止義務、契約終了後の競争禁止義務（供給者のノウハウ保護に不可欠な場合等の例外あり）、及び選択的流通制度における特定競合供給者からの仕入れ禁止の3類型がある²⁵⁸。これらは直ちに違法とされるものではなく、前述のCA98第9条の免除要件を個別に充足すれば適法となりうる点で、合意全体の一括免除を失わせるハードコア制限とは性質が異なる。

VABEOの条件を充足しない垂直的合意であっても、水平的合意と同様にCA98第9条第1項の四要件を全て充足する場合には個別に免除が認められる余地がある。垂直的合意の文脈では、第一の要件（効率性）について、生産・流通段階にある当事者の補完的活動の遂行態様を改善する場合に充足されうる。第二の要件（消費者への利益還元）について、効率性の向上が、当該合意による価格上昇・産出量減少等の負の効果を十分に相殺する必要がある。第三の要件（不可欠性）について、当該制限がなければ同等の効率性を達成できないことが求められるが、仮説的・理論的な代替手段の検討までは要求されず、現実的かつ有意に制限の少ない代替手段が同等の効率性をもたらさないことを説明・立証すれば足りる。第四の要件（競争排除の禁止）について、当該合意が関係する商品・サービスの相当部分において競争を排除する可能性を当事者に与えないことが求められる²⁵⁹。

なお、代理店契約（agency agreements）及び下請契約（subcontracting agreements）は、一般に第I章禁止の適用範囲外とされ、VABEOの適用も問題とならないとされている²⁶⁰。VABEOの効力は2028年6月1日まで存続する²⁶¹。

4.2 競争当局の執行方針、その他競争政策の最新状況、関係ステークホルダーの受け止め、政策検討で重視されている要素

4.2.1 競争当局の執行方針

CMAの執行方針は、2024年7月の労働党への政権交代を契機として大きく転換した。過年度報告書（2.3.2節、pp.55–58）に記載のとおり、労働党政権は経済成長と投

²⁵⁶ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 5.3-5.6

²⁵⁷ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 5.5

²⁵⁸ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 9.1-9.8

²⁵⁹ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 10.32-10.35

²⁶⁰ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 4.1-4.3

²⁶¹ CMA. Vertical Agreements Block Exemption Order (CMA166), para. 12.1

資促進を最優先課題に掲げ、2025年1月にCMA議長マークス・ボッケリンクを解任し、後任に米アマゾン元イギリス部門責任者のダグ・ガー氏を起用した。同年2月13日には、政府がCMAに対する「戦略的指針」(Strategic Steer)の草案を公表し、成長・国際競争力・投資の強化を求める方向性を明確にした。

こうした政府の方針を踏まえ、CMAのチーフエグゼクティブであるサラ・カーデルは「4Psフレームワーク」を掲げ、組織横断的な改革に着手している。4Psとは、Pace(迅速性:審査期間の短縮)、Predictability(予見可能性:手続・アプローチの明確化)、Proportionality(比例原則:コスト最小化と対象の焦点化)、Process(手続:企業・投資家等との対話の充実を含む手続の改善)の4つの原則を指す。過年度報告書(2.3.2節、p.57)においてその概要が紹介されているが、その後CMAはこの枠組みを組織全体の変革プログラムとして本格的に展開し、2025年度末時点で75項目以上の取組みが進行中又は完了したとされる²⁶²。

2025年11月20日、CMAは「CMA Strategy 2026 to 2029」を公表し、今後3年間の戦略を明示した。同戦略は、「競争を促進し、消費者を保護することで、経済成長と家計の繁栄を推進する」ことを目的に掲げ、5つの戦略目標を設定している。具体的には、①効果的な競争の促進、②消費者利益の促進、③競争促進に向けた的確な政府介入の支援、④企業の信頼感を高める英国の規制環境の整備(4Psアプローチの継続実施)、⑤国益を最優先とすること、である。特に戦略目標④は、4Psの定着を通じてイギリスの規制環境に対する企業・投資家の信頼を強化し、国際的な投資先としての魅力を高めることを明確に位置づけている点で注目される。

さらに、2026年1月21日には同戦略に基づく初の年次計画である「Draft Annual Plan 2026 to 2027」²⁶³が意見募集に付され、消費者保護の強化、市場調査、政府への政策提言、競争法執行等の具体的な優先事項が示された。同計画においても4Psの継続的な実施が強調されており、CMAの執行方針が経済成長の促進と両立する形で運営される方向性が一層明確になっている。

4.2.2 競争政策の最新状況・改革動向

(1) 企業結合における問題解消措置の見直し

CMAは従来、企業結合審査において競争の実質的制限(SLC)を解消するための措置として、事業売却等の構造的措置(structural remedies)を重視してきた。構造的措

²⁶² CMA. CMA Strategy 2026 to 2029, <https://www.gov.uk/government/publications/cma-strategy-2026-to-2029/cma-strategy-2026-to-2029>

²⁶³ CMA. Draft Annual Plan 2026 to 2027, <https://www.gov.uk/government/consultations/cma-draft-annual-plan-2026-to-2027/draft-annual-plan-2026-to-2027>

置は合併によって生じた市場構造の変化を元に戻す一回限りの介入であり、実施後に継続的な監視を要しない点で優位性を有するとされてきたためである²⁶⁴。これに対し、合併当事会社の将来の行動を規制する行動的措置（behavioural remedies）については、仕様の特定困難性、迂回行為のリスク、継続的な監視・執行の必要性等の理由から慎重な姿勢がとられ、特にフェーズ 1 では行動的措置が受け入れられる例はまれであった²⁶⁵。しかし近年、こうした硬直的な対応が成長志向の取引を不必要に阻害しているとの批判が高まり、英国政府の経済成長重視の方針も後押しとなって、CMA は問題解消措置のあり方全般の見直しを開始した²⁶⁶。

2025 年 3 月 12 日、CMA は 4Ps（迅速性、予見可能性、比例性、手続）の枠組みに基づく問題解消措置の包括的なレビューを開始し、企業・法律事務所・学識経験者等から広く意見を募集した（意見募集期間：2025 年 5 月 12 日まで）²⁶⁷。その後、同年 10 月 16 日に問題解消措置ガイダンス（CMA87）の改訂案を公表してパブリックコンサルテーションを実施し（同年 11 月 13 日まで）²⁶⁸、同年 12 月 19 日に最終改訂版を公表・施行した²⁶⁹。主な改訂内容は以下のとおりである。

①行動的措置の類型整理と適用範囲の拡大

改訂版ガイダンスでは、行動的措置を、「促進的措置（enabling remedies）」と、「抑制的措置（controlling remedies）」に分類し²⁷⁰、それぞれの有効性評価の考慮要素を明確化した。

促進的措置は、競争プロセスの促進を目指した「競争の方向性に沿って機能する」（work with the grain of competition）ものであり、SLC の原因に対処し得るとして、場合によっては構造的措置に近い有効性を持つことが明記された。これに対し、抑制的措置は、価格上限の設定のように市場の結果を直接制御するものであり、限定的な期間に用いられるか、又は他に有効な代替措置がない場合に限り適切となりうるとされた²⁷¹。

また、企業結合固有の競争促進的効率性（rivalry-enhancing efficiencies）を確保す

²⁶⁴ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 5.4(a)

²⁶⁵ Ashurst. CMA opens the door to behavioural remedies in merger cases, <https://www.ashurst.com/en/insights/cma-opens-the-door-to-behavioural-remedies-in-merger-cases/>

²⁶⁶ Skadden. UK Competition Authority Launches Consultation on Merger Remedies, <https://www.skadden.com/insights/publications/2025/03/uk-competition-authority>

²⁶⁷ CMA. Review of merger remedies approach, <https://connect.cma.gov.uk/review-of-merger-remedies-approach>

²⁶⁸ CMA. Revised merger remedies guidance, <https://www.gov.uk/government/consultations/revised-merger-remedies-guidance>, Baker Botts. CMA Launches Consultation on Updated Merger Remedies Guidance, <https://www.bakerbotts.com/thought-leadership/publications/2025/october/cma-launches-consultation-on-updated-merger-remedies-guidance>, Willkie. CMA Consultation on New Merger Remedies Guidance, <https://complianceconcourse.willkie.com/articles/cma-consultation-on-new-merger-remedies-guidance-key-proposals-and-implications-for-deal-makers/>

²⁶⁹ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 1.5

²⁷⁰ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 5.4(b), 7.11, 7.14

²⁷¹ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 7.14

るための措置が、促進的措置の一類型として新たに位置づけられた²⁷²。具体的には、効率性が実現された場合に競争を強化し、英国の消費者に便益をもたらす、SLC を阻止するに十分であると CMA が判断した場合に、その適時性又は蓋然性を確保する措置（例えば特定のインフラ投資の義務づけ等）が有効な問題解消措置となり得るとされた。実際に、Vodafone/Three 事案（2024 年）では、ネットワーク投資コミットメントを中心とする促進的措置と短期間の抑制的措置（価格上限等）の組合せにより、合併当事会社の効率性の実現が確保された²⁷³。

②フェーズ 1 における構造的措置を支持する推定の撤廃

2018 年版では、フェーズ 1 において構造的措置が行動的措置よりも有効である旨の推定（presumption）が置かれていたが、改訂版ではこの推定が撤廃された。改訂後は、構造的・行動的を問わず、各措置がケースバイケースで有効性基準に基づいて評価される。行動的措置についても、その有効性が明確な基準（clear-cut standard）を満たすことが立証される限り、フェーズ 1 で検討される²⁷⁴。ただし、明確な基準自体は維持されており、SLC の認定がフェーズ 2 ほど詳細な調査を経ていないこと及びフェーズ 1 の短い審査期間という制度的制約から、措置全体の有効性に重大な疑義がなく、かつ容易に実施可能であることが引き続き求められる。この変更は、Vodafone/Three UK 事件（2024 年）や Schlumberger/ChampionX 事件（2025 年）における CMA の実務を反映したものである。

なお、フェーズ 2 においても、CMA は各措置をその長所に基づいてケースバイケースで評価するとされている²⁷⁵。もっとも、構造的措置が SLC の原因に直接対処する性質を持つのに対し、行動的措置は SLC の原因に直接対処しないことが多く、有効性を損なう様々なリスクがあるとされており²⁷⁶、一般に構造的措置の方が有効である可能性が高いとの認識はフェーズ 2 においても維持されている。他方、行動的措置が有効と認められる場合があることも明示されている。

③比例性評価の強化

CMA は有効な措置を特定した後に比例性を審査する枠組みを従来から採用しているが、改訂版では比例性の評価がより重視されることとなった。具体的には、複数の有効

²⁷² CMA. Merger remedies (CMA87), para. 7.15-7.19

²⁷³ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 7.15-7.18, 脚注 112

²⁷⁴ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 4.3, 4.8

²⁷⁵ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.9

²⁷⁶ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 7.2

な措置が存在する場合には最も負担の少ない措置を選択すべきことが明示されるとともに、行動的措置は構造的措置よりも費用が低い場合があり得ること（例えば RCB が大きく、行動的措置により RCB が保全される場合）が明記された²⁷⁷。加えて、例外的な状況においては、最も負担の少ない有効な措置であっても費用が SLC およびその悪影響と比較して不均衡となる場合には、部分的にのみ有効な措置を検討し得ることも明記された²⁷⁸。

④複雑な構造的措置への柔軟なアプローチ

事業の一部売却 (carve-out) 等の複雑な構造的措置について、独立した事業単位のままとまった売却が最も実効性の高い措置であるとの基本的立場を維持しつつも、早期の事前協議やアップフロント・バイヤーの活用等を通じてリスク軽減を図り、より複雑な措置の採用可能性を高めることが意図されている²⁷⁹。また、複数の当事会社の資産を組み合わせた売却パッケージ (mix and match 措置) についても、有効性が立証され、追加的な構成リスクが適切に軽減される場合には受け入れ可能であることが明記された²⁸⁰。

⑤早期の協議の推進

フェーズ 1 において独立した事業単位のままとまった売却以外の措置 (カーブアウト型売却や行動的措置等) を提案する場合には、事前通知段階を含め早期に CMA と協議を行うことが推奨された。CMA の経験上、早期の建設的な協議により、CMA がリスクを十分に評価し適切な保護措置を検討する時間が確保されるため、より複雑な措置案が「明確」基準を満たす可能性が高まるとされている²⁸¹。

⑥トラスティ・独立専門家・裁定者に関する規定の拡充

モニタリング・トラスティ、売却トラスティ、裁定者 (adjudicator)、独立専門家の役割と任命に関する規定が第 8 章として独立した章に整理された。特に、裁定者制度 (当事会社と第三者間の紛争解決を担う仕組み) が問題解消措置のパッケージの一部として活用されることが明記された²⁸²。

²⁷⁷ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.19-3.20

²⁷⁸ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.23

²⁷⁹ CMA. Merger remedies (CMA87), Chapter 6, Sidley Austin. UK CMA Consults on Updated Merger Remedies Guidance, <https://www.sidley.com/en/insights/newsupdates/2025/10/uk-competition-and-markets-authority-consults-on-updated-merger-remedies-guidance>

²⁸⁰ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 6.21, 脚注 59

²⁸¹ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 4.9

²⁸² CMA. Merger remedies (CMA87), para. 8.12(c)

（２）競争促進的効率性の評価手法に関する見直し

企業結合ガイドライン（CMA129）は、合併に伴う競争促進的効率性（*rivalry-enhancing efficiencies*）が、①市場における競争を強化するものであること、②適時に実現される蓋然性が高く SLC を阻止するに十分であること、③当該合併に特有のものであること、④英国の消費者に便益をもたらすこと、の４要件を満たす場合にこれを考慮する枠組みを定めている²⁸³。もっとも、効率性に関する情報は合併当事会社側に偏在するため、当事会社が検証可能な証拠をもって立証責任を果たすことが求められており、実際には多くの主張が証拠の検証困難を理由として受け入れられず、効率性を根拠に企業結合が承認された事例はまれであった²⁸⁴。

こうした状況を踏まえ、CMA は 4Ps 改革の一環として、2026 年 1 月 15 日に競争促進的効率性の評価手法に関する意見募集（*call for evidence*）を開始した（回答期限：同年 2 月 26 日）²⁸⁵。本意見募集は、前述の問題解消措置レビュー（CMA87 改訂）の過程で寄せられた効率性評価に関するフィードバックや、イノベーション等の動的効率性を含む合併の動態的効果に関する CMA の分析手法の進展を踏まえたものである。

意見募集は二つのテーマを掲げている。第一は、CMA の分析的アプローチに関するものであり、効率性の評価枠組みの実務への適用、必要とされる証拠の種類と水準（当事会社が保有する情報の限界や他の情報源の活用可能性を含む）、及びイノベーション等の動的効率性の評価手法が論点とされている。第二は、効率性を評価する CMA のプロセスに関するものであり、フェーズ 1 及びフェーズ 2 それぞれにおける効率性主張の提出時期、CMA の評価段階、当事者との協議の有効性（時期・頻度、調査官や審査委員会とのやり取り等）及び手続的障壁の有無について意見が求められている²⁸⁶。

CMA は、本意見募集の回答を踏まえ 2026 年春に具体的な改訂提案をパブリックコンサルテーションとして公表し、同年夏までに変更を実施する予定としている。本見直しは、問題解消措置ガイダンス改訂（CMA87）及び管轄権・手続ガイダンス改訂（CMA2、2025 年 10 月・12 月改訂）と合わせ、CMA の企業結合審査制度全体にわたる 4Ps 改革の一環として位置づけられるものである。

²⁸³ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 8.8

²⁸⁴ CMA. Merger Assessment Guidelines (CMA129), para. 8.5-8.6, Slaughter and May. Competition and Regulatory Newsletter, <https://www.slaughterandmay.com/insights/new-insights/competition-and-regulatory-newsletter-uk-government-consults-on-overhaul-of-mergers-and-markets-regimes/>

²⁸⁵ CMA. CMA launches review of its approach to merger efficiencies, <https://www.gov.uk/government/news/cma-launches-review-of-its-approach-to-merger-efficiencies>, CMA. Reviewing our approach to assessing merger efficiencies: Call for evidence, <https://www.gov.uk/government/calls-for-evidence/reviewing-our-approach-to-assessing-merger-efficiencies>

²⁸⁶ CMA. Reviewing our approach to assessing merger efficiencies, <https://connect.cma.gov.uk/call-for-evidence-merger-efficiencies-review>

4.2.3 ステークホルダーの受け止め（問題解消措置ガイダンス改訂に対するパブリックコメントの結果）

CMA は、問題解消措置ガイダンス（CMA87）の改訂にあたり、二段階のパブリックコメント手続を実施した。第1段階として、2025年3月12日から5月12日まで意見募集（Call for Evidence）を行い、法律事務所、経済コンサルタント、業界団体、企業等から37件の回答を得た²⁸⁷。第2段階として、同年10月16日から11月13日まで改訂草案に対する正式なコンサルテーションを実施し、18件の回答が寄せられた。

回答者の内訳は、法律事務所9件、経済コンサルタント2件、業界団体3件（英国プライベートエクイティ・ベンチャーキャピタル協会（BVCA）、コンピュータ通信産業協会（CCIA）、英国金融業協会（UK Finance））、企業2件（Liberty Global、VodafoneThree）、モニタリング・トラスティ1件、個人1件であった。CMAは2025年12月19日に、回答の総括文書（Summary of Responses）を公表するとともに、最終版ガイダンスを同日付で発効させた²⁸⁸。

改訂草案は、①有効性と比例性の評価手法、②行動的措置と構造的措置のアプローチ、③複雑な構造的措置、④フェーズ1における措置、⑤トラスティ及び独立専門家の活用 of 5つの主要分野にわたる変更を提案した。回答総括文書によれば、多くの回答者はこれらの変更がCMAの問題解消措置へのアプローチに明確さを加え、4Psの枠組みと整合的であるとして歓迎した。もともと、同文書は、回答者がさらなる変更や明確化を求めた分野に焦点を当てて整理されている。以下、同文書の構成に沿って個別論点を整理する²⁸⁹。

①有効性と比例性へのアプローチ²⁹⁰

改訂草案は、まず有効性（effectiveness）を検討し、次に比例性（proportionality）を検討する順次的枠組みを採用した。これに対し、複数の回答者が一体的・包括的評価を採用すべきであると主張した。ある回答者の見解として、順次的評価は「包括的な解決策を最初に見出すことに過度な重みを置き、合理的かつ実際的であることを犠牲にする」との指摘を記録している。Linklaters LLPは個別回答において、2002年企業法（EA2002）第73条第3項は順次的評価を要求しておらず、一体的評価が望ましいと

²⁸⁷ CMA. Review of merger remedies approach, <https://www.gov.uk/government/calls-for-evidence/review-of-merger-remedies-approach>, <https://connect.cma.gov.uk/review-of-merger-remedies-approach>

²⁸⁸ CMA. Revised merger remedies guidance, <https://www.gov.uk/government/consultations/revised-merger-remedies-guidance>

²⁸⁹ CMA. Draft revised merger remedies guidance : Summary of responses to the consultation, para. 2.1-2.2, https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69666d0ab0454530ed79cbb7/summary_of_responses.pdf

²⁹⁰ CMA. Draft revised merger remedies guidance : Summary of responses to the consultation, para. 2.4-2.21

述べた²⁹¹。

また、問題解消措置の中でも、競争上の懸念を完全には解消しないが部分的に緩和する措置 (mitigations) について、有効かつ比例的な措置がいずれも存在しない例外的な場合に限り、これを許容しうるとの方針を新たに明示した。多数の回答者はこの明示を歓迎した。他方、複数の回答者は、このような部分的措置の活用を例外的場合に限定すべきではなく、より広い場面で認めるべきであると主張した。

比例性の評価において、改訂草案は、問題解消措置の実施に伴うコストのうち、合併当事会社が負担するコストについては、第三者や CMA 自身が負担するコストと比べて「著しく (considerably)」小さい重みしか与えないとの方針を示した。すなわち、措置がどれほど比例的かを判断する際に、当事会社側の負担はあまり考慮しないという立場である。多数の回答者がこの方針を批判した。

②行動的措置と構造的措置へのアプローチ²⁹²

行動的措置が一定の場合に有効となりうるとの認識については、多くの回答者が歓迎し、従来のガイダンスと比較して大幅に明確化されたと評価した。他方、多数の回答者は、CMA のアプローチが依然として過度に厳格であると主張した。具体的には、構造的措置と行動的措置を対等に評価すべきであるとの意見、水平的合併における行動的措置の適用に関するさらなる説明の必要性、及び動的・イノベーション主導型市場では恒久的な構造的措置よりも行動的措置が適切となりうるとの意見が示された。BVCA は個別回答において、規制的行動措置 (controlling remedies) も適切に設計・監視されれば有効な選択肢となりうると主張した²⁹³。また、ある回答者は、垂直的合併と同様にコングロマリット合併においても行動的措置が適切となりうるにもかかわらず、改訂草案がこの点をほとんど論じていないと指摘した²⁹⁴。

構造的措置については、回答者から寄せられたコメントは少なかった。仮想的事業売却 (virtual divestitures) に対する改訂草案の制限的立場について 1 名の回答者が理由の説明を求めた。

③複雑な構造的措置へのアプローチ²⁹⁵

²⁹¹ Linklaters LLP. Merger Remedies Guidance Consultation, para. (7)-(9), <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/693026944bedc0e762303fa2/Linklaters.pdf>

²⁹² CMA. Draft revised merger remedies guidance : Summary of responses to the consultation, para. 2.22-2.30

²⁹³ BVCA. Response to CMA consultation on revised merger remedies guidance, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69302693502f392086ee8b05/BVCA.pdf>

²⁹⁴ CMA. Draft revised merger remedies guidance: Summary of responses to the consultation, para. 2.23(c)

²⁹⁵ CMA. Draft revised merger remedies guidance : Summary of responses to the consultation, para. 2.31-2.40

カーブアウト措置 (carve-out remedies) について、複数の回答者が CMA はリスクを過大評価していると主張した。Slaughter and May は個別回答において、CMA は M&A プロセスにおける買い手のデューデリジェンス能力をより信頼すべきであり、情報の非対称性に関する改訂草案の記述は過度な懐疑主義であると述べた²⁹⁶。

mix and match 措置については、改訂草案で関連記述が削除されていたところ、2名の回答者が CMA の立場の明確化を求めた。

④フェーズ 1 における措置²⁹⁷

フェーズ 1 で問題解消措置が受け入れられるためには、当該措置が競争上の懸念を「明確に (clear-cut)」解消できるものでなければならないとする基準について、一部の回答者がその妥当性に疑問を呈した。Linklaters LLP は、この基準は 2002 年企業法 (EA2002) 第 73 条が求める「合理的かつ実質的な限り包括的な解決」よりも高いハードルを課すものであり、本来受け入れられるべき措置案が退けられるおそれがあると述べた²⁹⁸。UK Finance は、CMA が事前届出段階で行う協議は既に十分に実質的かつ厳格であるため、協議を通じて措置案の内容を精査できる以上、フェーズ 1 の受入基準をこれほど厳しく設定する必要はないと主張した²⁹⁹。さらに、ある回答者は、早期協議に参加するかどうかは当事会社の任意の判断であるにもかかわらず、早期に協議した当事会社の方が措置を受け入れてもらいやすくなるのであれば、協議に参加しなかった当事会社が事実上不利に扱われることになりかねないとして、その点の明確化を求めた。また、複数の回答者は、行動的措置がフェーズ 1 の clear-cut 基準を満たしうるとされたものの、どのような行動的措置であればこの基準を満たすのか具体例が示されていないため、行動的措置がフェーズ 2 への付託を回避する手段として実際に機能するかは依然として不透明であるとして、具体例の提示を求めた³⁰⁰。

フェーズ 1 において CMA がアップフロント・バイヤー (措置の受入れに先立ち売却先を確定させること) を原則として求める方針についても、ある回答者は、SLC 認定後の 90 日間という短い期間内に売却先を見つけ合意に至ることは困難であるとして、この推定の撤廃を求めた³⁰¹。

²⁹⁶ Slaughter and May. Response to CMA Consultation on Draft Merger Remedies Guidance, para. 2.6, https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69302694375aee4a15ee8aff/Slaughter_and_May.pdf

²⁹⁷ CMA. Draft revised merger remedies guidance: Summary of responses to the consultation, para. 2.41-2.49, 4.4-4.11

²⁹⁸ Linklaters LLP. Merger Remedies Guidance Consultation, para. (16)-(17), <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/693026944bedc0e762303fa2/Linklaters.pdf>

²⁹⁹ UK Finance. Response to CMA Merger Remedies Consultation, para. 3.4-3.5, https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69302694502f392086ee8b08/UK_Finance.pdf

³⁰⁰ CMA. Draft revised merger remedies guidance: Summary of responses to the consultation, para. 2.42

³⁰¹ CMA. Draft revised merger remedies guidance: Summary of responses to the consultation, para. 2.50

フェーズ 1 の措置プロセスについては、多数の回答者が、CMA が 2025 年に実施した一連のプロセス改革によって、CMA と当事会社との対話が大幅に改善され、費用と時間を要するフェーズ 2 への付託を回避してフェーズ 1 の段階で問題を解決できる可能性が高まったと評価した。他方、ある回答者は、措置に関する早期協議が **without prejudice** (CMA の競争上の実体的評価に予断を与えない形で行われる協議) の性質を保つことが最も重要であると指摘した。同回答者は、CMA の調査の結果として措置が不要と判明した場合には、措置提案を当事会社に「返却」して白紙に戻すことが、この制度への信頼構築に不可欠であると述べた。

⑤ トラスティ及び独立専門家の活用³⁰²

モニタリング・トラスティ及び独立専門家の活用拡大について、回答者は概して強く支持した。2名の回答者は、モニタリング・トラスティ、事業売却トラスティ、裁定者及び独立専門家の各役割が相互に排他的でなく同一の企業又は個人が複数の役割を担い、このことの意味を明確化を求めた。また、トラスティの責任・独立性・報告義務に関する記載の追加や、利益相反の例示を求める意見も寄せられた。

⑥ 効率性及び関連顧客利益 (RCB) ³⁰³

問題解消措置ガイダンスの改訂に関するコンサルテーションでは、上記①～⑤の措置の選択・設計に関する論点に加え、企業結合の効率性及び関連顧客利益 (RCB) の評価に関しても意見が寄せられた。

企業結合特有の効率性を確保する促進的措置 (enabling remedies) を CMA が競争上の懸念の解消に資するものとして検討しうるとの明示的認識について、多数の回答者が歓迎した。効率性の実体的評価に関する CMA の今後の検討作業についても同様に歓迎された。UK Finance は個別回答において、CMA の制限的な効率性評価のアプローチが当事会社に効率性の主張を断念させていると指摘した³⁰⁴。一部の回答者からは、措置の文脈ではなく競争評価 (competitive assessment) 段階での効率性評価に関する意見も寄せられた。

関連顧客利益 (RCB) については、CMA が高い証拠基準を維持する方針を示したことに対し、複数の回答者がより柔軟なアプローチを求めた。BVCA は個別回答において、RCB に関するテンプレートや事例の提示、及びイノベーションに基づく便益の立

³⁰² CMA. Draft revised merger remedies guidance : Summary of responses to the consultation, para. 2.55-2.65

³⁰³ CMA. Draft revised merger remedies guidance : Summary of responses to the consultation, para. 3.1-3.15

³⁰⁴ UK Finance. Response to CMA Merger Remedies Consultation, para. 4.1,

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69302694502f392086ee8b08/UK_Finance.pdf

証方法に関するガイダンスの公表を求めた³⁰⁵。UK Finance は、意見募集段階で各分野の規制当局の見解を RCB 評価に活用する可能性に言及されていたにもかかわらず改訂草案に反映されていないと指摘した³⁰⁶。

4.2.4 政策検討で重視されている横断的要素

(1) CMA 戦略 2026 年～2029 年の概要

CMA は、「4.2.1 競争当局の執行方針」で述べた通り、2026 年から 2029 年にかけての 3 か年戦略を公表する中で、5 つの戦略目標（①効果的な競争の促進、②消費者利益の促進、③競争促進に向けた確な政府介入の支援、④企業の信頼感を高める英国の規制環境の整備、⑤国益を最優先とすること）を掲げており、これらの目標を実現するための中核的な行動原則として、迅速性（Pace）、予見可能性（Predictability）、比例原則（Proportionality）、手続（Process）の頭文字を取った「4Ps」フレームワークを位置づけている³⁰⁷。4Ps は 2024 年 11 月に CMA チーフエグゼクティブのサラ・カーデルが公表し、2025 年 3 月の合併憲章（Mergers Charter）により制度化された後、同年 10 月以降のガイドライン改訂を通じて規制実務への全面的な実装が進められている。

(2) 4Ps フレームワークと主要なガイドライン改訂

CMA は 2025 年に企業結合関連のガイドラインを集中的に改訂し、4Ps を規制実務に実装した。以下、主要な 3 つの改訂を 4Ps との関係で整理する。具体的には、企業結合手続ガイダンス（CMA2、2025 年 10 月 28 日改訂、同年 12 月 19 日再改訂）、問題解消措置ガイダンス（CMA87、同年 12 月 19 日改訂）、及び合併情報機能ガイダンス（CMA56、同年 10 月 28 日改訂）が改訂されている。以下、4Ps の各要素と各改訂の対応関係を整理する。

迅速性（Pace）については、CMA2 の改訂において、届出前相談（Pre-notification）を 40 営業日以内に完了する KPI が新設された³⁰⁸。また、競争上の懸念が認められない単純なフェーズ 1 事案については、法定の 40 営業日の審査期間のうち 25 営業日目までに承認決定を行うことを目標とする運用が導入された³⁰⁹。CMA87 の改訂においても、問題解消措置に関する当事者との早期エンゲージメントが推奨され、フェーズ 1 段階で

³⁰⁵ BVCA. Response, pp.7, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69302693502f392086ee8b05/BVCA.pdf>

³⁰⁶ UK Finance. Response to CMA Merger Remedies Consultation, para. 4.2, https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69302694502f392086ee8b08/UK_Finance.pdf

³⁰⁷ CMA. Our Strategy 2026 to 2029, <https://www.gov.uk/government/publications/cma-strategy-2026-to-2029/cma-strategy-2026-to-2029>

³⁰⁸ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para.6.31

³⁰⁹ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), Table 1: The key stages of a typical Phase 1 investigation, Stage 4A

の迅速な解決が促進されている³¹⁰。

予見可能性 (Predictability) については、CMA2 の改訂により、実質的影響力 (material influence) や供給シェア (share of supply) といった管轄権の判断基準が明確化された³¹¹。また、2025 年 3 月に導入された合併憲章が CMA2 に取り込まれ、CMA が審査において遵守すべき行動規範が体系的に示されたことで、手続全体の透明性が向上した³¹²。さらに、CMA56 の改訂では、複数法域で審査対象となる企業結合について、CMA が他法域の手続の進行を見守る「ウェイト・アンド・シー」 (wait and see) 方針が明文化され³¹³、他法域で無条件承認された場合には CMA も原則として措置を取らないとされた。これにより、国際的な企業結合における予見可能性が高められた。

比例原則 (Proportionality) については、CMA87 の改訂が特に重要である。同改訂は、CMA が 2025 年 3 月から実施した問題解消措置の見直しの結果を反映したものであり³¹⁴、最も重要な変更として、4.1.2.4 (6) ①で述べたフェーズ 1 における行動的措置に対する推定の撤廃が挙げられる。加えて、比例原則に基づく審査枠組みにおいて、行動的措置が構造的措置よりもコスト面で優れる場合があることが明示的に認められた³¹⁵。

手続 (Process) については、CMA87 の改訂に際して意見公募 (call for evidence) が実施されたほか、CMA2 の改訂においても合併憲章を通じた当事者との対話枠組みが整備されるなど、透明性の高い政策形成が実践されている。CMA56 の改訂における「ウェイト・アンド・シー」方針の明文化も、CMA の判断過程を当事者に対してあらかじめ明示するという意味で手続の向上に寄与している。また、CMA 戦略³¹⁶においては、成長・投資評議会 (Growth and Investment Council) や消費者フォーラム (Consumer Forum) の新設等、ステークホルダー・エンゲージメントの抜本的な強化が図られている。

以上のとおり、2025 年の主要なガイドライン改訂は、4Ps フレームワークの各要素に対応する形で体系的に実施されており、CMA の戦略目標を規制実務の水準で具現化するものとして位置づけることができる。

³¹⁰ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 4.9(a)

³¹¹ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 4.17-4.20, 4.66

³¹² CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2), para. 5.1, 6.22, 6.34

³¹³ CMA. Guidance on the CMA's mergers intelligence function (CMA56), para. 4.4-4.8

³¹⁴ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 1.5

³¹⁵ CMA. Merger remedies (CMA87), para. 3.19-3.30

³¹⁶ CMA. Our Strategy 2026 to 2029, p.11, <https://www.gov.uk/government/publications/cma-strategy-2026-to-2029/cma-strategy-2026-to-2029>

4.3 企業結合および業務提携等企業活動の実態調査、判例および審査例

本節では、2023年から2025年にかけてCMAが審査した企業結合事例のうち、競争政策上特に重大な意義を有する2件と、1998年競争法（CA98）に基づく水平的協定の執行事例1件を取り上げる。

4.3.1 Vodafone/Three UK 合弁合併

Vodafone UK Limited と Hutchison 3G UK Limited (Three UK) の合弁合併は、イギリスの移動体通信ネットワーク事業者（MNO）を4社から3社に減少させる大型案件であり、CMAは2024年12月5日の最終報告書において、行動的問題解消措置を条件に本合併を承認した。本件の効率性の主張に関するCMAの評価、競争上の懸念の内容、および問題解消措置の詳細については、過年度報告書（2.3.3節、pp.63-70）において詳述しているため、ここでは過年度報告書執筆後の進展を中心に補足する。

2024年12月の最終報告書公表後、CMAと当事者間で最終引受措置（Final Undertakings）の交渉が行われ、2025年3月28日にCMAがこれを受理した³¹⁷。最終引受措置の主たる内容は、過年度報告書（2.3.3.1.4節、pp.69-70）で紹介した問題解消措置、すなわち8年間の共同ネットワーク計画の遂行義務、3年間の小売料金保護措置、およびMVNO向け卸売アクセス条件の保証等を法的拘束力ある形式で確定した。ネットワーク・コミットメントの監視・執行はOfcomとCMAが共同で担い、うちネットワーク計画の遂行についてはOfcomが主導的な役割を果たし、小売料金・卸売条件の監視・執行はCMAが担当する旨の共同声明が2025年6月2日に公表されている。2025年5月31日に合併は完了し、統合後の事業体は「VodafoneThree」と命名された³¹⁸。

本件の競争政策上の意義として特に重要なのは、CMAがフェーズ2において、4社から3社への移動体通信事業者の統合に対し、構造的措置（事業譲渡等）ではなく、純粋に行動的措置のみで承認した点である。欧州各国で過去に承認された移動体通信合併では構造的措置が条件とされてきたのに対し³¹⁹、本件は行動的措置のみで承認された事例である。CMAは従来、行動的措置は構造的措置に比べ監視・執行が困難であるとして消極的な立場を採ってきたが³²⁰、本件では、Ofcomという専門的セクター規制当局

³¹⁷ CMA. Vodafone / CK Hutchison JV merger inquiry, <https://www.gov.uk/cma-cases/vodafone-slash-ck-hutchison-jv-merger-inquiry>

³¹⁸ Vodafone UK. Completion of Vodafone and Three merger in the UK, <https://www.vodafone.co.uk/newscentre/press-release/completion-vodafone-three-merger-uk/>

³¹⁹ Macfarlanes. Three is the magic number: CMA approves Vodafone/Three merger, <https://www.macfarlanes.com/what-we-think/102eli5/three-is-the-magic-number-cma-approves-vodafone-three-merger-102jqgw/>

³²⁰ Ashurst. CMA reconsiders approach to merger remedies and publishes Mergers Charter, <https://www.ashurst.com/en/insights/cma-reconsiders-approach-to-merger-remedies-and-publishes-mergers->

が監視の主導的役割を担うこと、および統合後の事業体にネットワーク計画の実施状況に関する年次報告書の公表が義務付けられていることが、行動的措置の受入れを可能にした要因として指摘されている³²¹。CMA は、問題解消措置アプローチの見直しにおいても、Vodafone/Three UK 事件を行動的措置が適切に機能し得る事例として明示的に引用している。

4.3.2 Microsoft/Activision Blizzard 買収

(1) 事案の概要と禁止決定

2022 年 1 月、Microsoft Corporation (米国) は Activision Blizzard, Inc. (米国) の全株式を 687 億ドルで取得する計画を発表した³²²。Activision Blizzard は『Call of Duty』等の有力ゲームフランチャイズを有し、2023 年第 1 四半期時点で月間アクティブユーザー数約 3 億 6,800 万人を擁するゲーム産業の大手企業であり、本件はゲーム産業史上最大規模の買収案件であった。

CMA は 2022 年 7 月にフェーズ 1 調査を開始し、同年 9 月にフェーズ 2 に付託した³²³。CMA の主たる懸念はクラウドゲーミングサービスの供給における垂直的効果 (vertical effects) であった。すなわち、Microsoft が買収を通じて Activision の有力コンテンツを取得することで、競合するクラウドゲーミングサービスを閉鎖し得ると CMA は認定した。なお、CMA は 2023 年 2 月の暫定報告書 (provisional findings)³²⁴ においてゲーム機市場やクラウドゲーミング市場等に競争上の懸念を示したが、その後の追加的証拠の検討を経て、同年 3 月に暫定報告書の追補 (addendum provisional findings) を公表し、ゲーム機市場については競争を損なわないとして懸念から除外した³²⁵。2023 年 4 月 26 日、CMA は最終報告書において本取引を禁止する決定を下した。Microsoft が提案した競合クラウドゲーミング事業者への 10 年間のライセンスコミットメントは、不十分であるとして退けられた³²⁶。

charter/

³²¹ Herbert Smith Freehills. Vodafone/Three JV cleared in UK with behavioural remedies: key takeaways, <https://www.hsfkramer.com/notes/crt/2024-posts/Vodafone-Three-JV-cleared-in-UK-with-behavioural-remedies--key-takeaways-and-implications-for-future-deals>

³²² Microsoft. Microsoft to acquire Activision Blizzard, <https://news.microsoft.com/2022/01/18/microsoft-to-acquire-activision-blizzard-to-bring-the-joy-and-community-of-gaming-to-everyone-across-every-device/>

³²³ CMA. Microsoft / Activision Blizzard (ex-cloud streaming rights) merger inquiry, <https://www.gov.uk/cma-cases/microsoft-slash-activision-blizzard-ex-cloud-streaming-rights-merger-inquiry>

³²⁴ CMA のフェーズ 2 手続において、調査グループが暫定的な競争評価を公表する文書は、2024 年 4 月の手続改訂前は「暫定報告書 (provisional findings report)」と称されていたが、改訂後は「中間報告書 (interim report)」に名称変更された (CMA2 脚注 444 参照)。本件は旧手続の適用事案であるため旧称を用いる。

³²⁵ CMA. Microsoft / Activision Blizzard merger inquiry, <https://www.gov.uk/cma-cases/microsoft-slash-activision-blizzard-merger-inquiry>

³²⁶ CMA. Microsoft submits new deal for review after CMA confirms original deal is blocked, <https://www.gov.uk/government/news/microsoft-submits-new-deal-for-review-after-cma-confirms-original-deal-is-blocked>

(2) 取引の再構成と承認

Microsoft は 2023 年 5 月 24 日に CAT に上訴した。しかし、CMA と協議が継続中であることを理由に、同年 7 月 17 日に CAT における上訴手続が停止された後、当事者は取引を再構成した³²⁷。再構成された取引では、合併完了前に Activision の全ゲーム（既存作品および今後 15 年間の新作）の欧州経済領域（EEA）域外におけるクラウドストリーミング権が Ubisoft Entertainment SA（フランス）に譲渡される構造とされた³²⁸。CMA は同日に再構成された取引について新規の合併調査を開始し、同年 9 月 22 日のフェーズ 1 決定において、再構成が当初の懸念に対処するものであると認定しつつも、Ubisoft 契約の迂回・終了・不執行の可能性について残存する懸念があるとして、UIL の検討に進んだ。2023 年 10 月 13 日、CMA は UIL を受理し、同日 Microsoft による買収が承認された³²⁹。

(3) 本件の競争政策上の意義

本件は複数の点で重要な先例となった。第一に、CMA の禁止決定後に当事者が取引構造を再構成し、新規の合併調査を通じて承認を得るという手法が実証された。第二に、CMA が不十分として退けた行動的問題解消措置について、欧州委員会（European Commission）は 2023 年 5 月 15 日に同様の措置を条件に承認しており³³⁰、Brexit 後の英 EU 間の企業結合審査における判断の乖離が顕著に表れた。第三に、本件は 2025 年 3 月 12 日の問題解消措置の見直しに関する意見募集において、行動的措置が機能し得る事例として引用されている。

4.3.3 CA98 に基づく水平的協定の執行事例：英国国債情報交換事件

(1) 事案の概要

2025 年 2 月 21 日、CMA は 5 件の個別の違反決定を下し³³¹、Citi、HSBC、Morgan Stanley、Royal Bank of Canada（RBC）および Deutsche Bank のトレーダーが、英

³²⁷ Slaughter and May. Competition & Regulatory Newsletter: CMA clears Microsoft's acquisition of Activision Blizzard, <https://www.slaughterandmay.com/insights/importedcontent/competition-regulatory-newsletter-cma-clears-microsoft-s-acquisition-of-activision-blizzard/>

³²⁸ CMA. Microsoft submits new deal for review after CMA confirms original deal is blocked, <https://www.gov.uk/government/news/microsoft-submits-new-deal-for-review-after-cma-confirms-original-deal-is-blocked>

³²⁹ CMA. Microsoft / Activision Blizzard (ex-cloud streaming rights) merger inquiry, <https://www.gov.uk/cma-cases/microsoft-slash-activision-blizzard-ex-cloud-streaming-rights-merger-inquiry>

³³⁰ Slaughter and May. Competition & Regulatory Newsletter: CMA clears Microsoft's acquisition of Activision Blizzard, <https://www.slaughterandmay.com/insights/importedcontent/competition-regulatory-newsletter-cma-clears-microsoft-s-acquisition-of-activision-blizzard/>

³³¹ CMA. Anti-competitive arrangements in UK government bonds, <https://www.gov.uk/cma-cases/financial-services-sector-suspected-anti-competitive-practices>

国債（ギルト）およびギルト・アセットスワップの取引に関し、競争上秘密性のある情報を交換していたとして、CA98 第 2 条（Chapter I prohibition）への違反が認定された³³²。違反行為は 2009 年から 2013 年にかけて行われ、各銀行のトレーダーは Bloomberg のプライベートチャットルームを通じて、ギルトの売買に関する情報を一対一（one-to-one）で特定の日共有していた³³³。情報交換は、英国債務管理庁（Debt Management Office）によるギルト入札、その後のギルトの流通市場取引、およびイングランド銀行による買戻しオペレーションの各場面で行われた。

（2）制裁金と和解

4 行に科された制裁金の総額は£104,460,000 である。内訳は、Citi が £17,160,000（35%のリニエンシー割引および 20%の早期和解割引を適用）、HSBC が £23,400,000（10%の和解割引を適用）、Morgan Stanley が£29,700,000（10%の和解割引を適用）、RBC が £34,200,000（10%の和解割引を適用）であった³³⁴。Deutsche Bank はリニエンシー制度（課徴金免除制度）に基づき自らの関与を CMA に報告したことにより制裁金を全額免除されている。本件は CMA の CA98 に基づく執行として 2 番目に高額の制裁金であり、正式調査の開始から決定までに 6 年超を要した³³⁵。

（3）本件の競争政策上の意義

本件は、金融市場における競合事業者間の競争上秘密性のある情報の交換が、それ自体として競争法違反を構成し得ることを改めて示した事例である。また、Deutsche Bank がリニエンシー制度に基づき自らの関与を報告しており、同制度が情報交換事件の発見において重要な機能を果たしていることが示された。CMA は、金融サービスセクターが英国経済の重要な構成要素であり、その効果的な機能が不可欠であるとの認識を示しており、本件の決定はその姿勢を具体化するものである。

4.4 経済安全保障の政策動向

4.4.1 国家安全保障・投資法（NSI 法）の概要と制度的位置づけ

イギリスにおける経済安全保障と企業結合規制の接点は、国家安全保障・投資法（NSI

³³² Macfarlanes. Admissions of Gilt: CMA settles UK government bonds investigation, <https://www.macfarlanes.com/insights/102k7dq/admissions-of-gilt-cma-settles-uk-government-bonds-investigation/>

³³³ CMA. CMA reaches settlement with banks in competition case, <https://www.gov.uk/government/news/cma-reaches-settlement-with-banks-in-competition-case>

³³⁴ CMA. CMA reaches settlement with banks in competition case, <https://www.gov.uk/government/news/cma-reaches-settlement-with-banks-in-competition-case>

³³⁵ Macfarlanes. Admissions of Gilt: CMA settles UK government bonds investigation, <https://www.macfarlanes.com/insights/102k7dq/admissions-of-gilt-cma-settles-uk-government-bonds-investigation/>

法)を中心に構成されている。NSI法の概要および制度設計については、過年度報告書(2.3.1.1節、pp.50-52)において詳述されているため、ここでは概略にとどめる。

NSI法は2022年1月4日に施行され、内閣府の投資安全保障ユニット(ISU)が所管している。同法は、国家安全保障への脅威が合理的に疑われる一定類型の取引(25%超の株式取得等)を審査し、当該取引の禁止や条件付承認を命じる権限を国務長官に付与するものである。特に国家安全保障上の懸念が生じやすい17の事業分野(先端材料、先端ロボティクス、人工知能、民生用原子力、通信、コンピューティングハードウェア、政府への重要サプライヤー、暗号認証、データインフラ、防衛、エネルギー、軍事・デュアルユース、量子技術、衛星・宇宙技術、緊急サービスへのサプライヤー、合成生物学、交通)に関する取引には届出義務が課され、ISUの承認なく取引を実行することは違法となる³³⁶。

NSI法の施行に伴い、2002年企業法(EA2002)第58条に定める公的利益事由から「国家安全保障」は削除され、国家安全保障に関する投資審査はNSI法に一本化された。これにより、CMAの企業結合審査と、ISUの国家安全保障審査は、制度上分離された別個の手続として並行して運用されている(過年度報告書2.3.4.3節、pp.72-73参照)。

4.4.2 NSI法の運用実績

2025年7月22日に公表されたNSI法第61条に基づく年次報告書(2024-25年度)³³⁷によれば、同年度の届出件数は合計1,143件(前年度906件、前年度比約26%増)であった。

内訳は、義務的届出(mandatory notification)954件、任意的届出(voluntary notification)134件、遡及的確認申請(retrospective validation application)55件である。審査の結果、初期審査で措置不要として承認された取引は95.5%を占め、前年度(95.6%)とほぼ同水準であった。一方、国務長官が国家安全保障上のリスクを理由に詳細審査に移行させるコールイン(call-in)件数は56件(前年度41件)に増加した³³⁸。このうち49件は届出済み取引、7件は届出がなされていない取引に対する職権によるものであった。詳細審査を経た最終決定としては、国家安全保障上の問題なしとして承認する最終通知(final notification)が35件(うち当事者による取引撤回に伴う

³³⁶ The National Security and Investment Act 2021, s. 13, 32

³³⁷ Cabinet Office. National Security and Investment Act 2021: Annual Report 2024-25,

<https://www.gov.uk/government/publications/national-security-and-investment-act-2021-annual-report-2024-25>

³³⁸ 当年度のコールイン件数(56件)と最終決定件数(最終通知35件+最終命令17件=52件)は一致しない。これは、当年度にコールインされた案件の一部が翌年度に最終決定される一方、前年度にコールインされた案件の最終決定が当年度に含まれるためである。

もの4件を含む)、条件付承認・禁止又は巻戻しを命じる最終命令 (final order) が17件 (前年度5件) 発出された。17件の最終命令のうち、16件は条件付承認、1件は巻戻し命令であった。なお、同法施行以降、罰金や刑事訴追が行われた事例は報告されていない。

セクター別では、防衛分野が全届出件数の56% (前年度48%)、コールイン件数の36%を占めた。最終命令の対象となった買収者の属性をみると、英国関連の買収者が17件中11件を占め、中国関連 (7件)、米国関連 (3件) を上回っている点は注目に値する。これは、ISUが買収者の国籍にかかわらず国家安全保障リスクを評価する方針を反映したものであると考えられる。

過年度報告書では、Nexperia (中国 Wingtech 子会社) による Newport Wafer Fab 買収 (2021年) が CMA と ISU の双方の審査を受けた事例として紹介されている (過年度報告書 2.3.1.1 節、pp.51-52)。2024-25年度の新規事例としては、IonQ (米国) による Oxford Ionics 買収 (量子コンピューティング分野、2025年9月条件付承認)、ESCO Maritime による Ultra PMES 買収 (海軍防衛システム分野、2025年2月条件付承認、政府任命の非執行取締役の設置を条件とする) 等が挙げられる。

4.5 経済安全保障を競争法上考慮するような運用/競争当局以外の機関との連携を行っている場合、当該国の関係法令、ガイドライン及び具体的な事例の整理

4.5.1 CMA と ISU の連携の枠組み

CMA の企業結合審査と ISU の国家安全保障審査は制度上分離されているが、両者の連携を確保するため、覚書 (Memorandum of Understanding, MoU) 及び法律上の情報共有権限が整備されている。

MoU は 2021 年 12 月に締結され、2022 年 6 月に公表された。同 MoU は法的拘束力を持たないが、双方の手続上の連携を定めている。具体的には、CMA はフェーズ 1 決定、フェーズ 2 暫定所見及び問題解消措置の提案を ISU に通知し、ISU はコールイン通知、暫定命令及び最終命令案を CMA に通知する。問題解消措置の矛盾を回避するため、ISU は国家安全保障上の代替的措置がある場合に CMA の競争上の意見を考慮し、解決できない場合は上級公務員レベルに協議が引き上げられることとされている³³⁹。

法律上の根拠としては、NSI 法第 54 条 (公的機関による国務長官への情報提供の許容)、第 56 条 (CMA の国務長官への情報提供・支援義務)、及び第 31 条 (国務長官

³³⁹ Cabinet Office and Department for Business, Energy & Industrial Strategy. Operation of the National Security and Investment Act 2021: memorandum of understanding between BEIS and the CMA, <https://www.gov.uk/government/publications/operation-of-the-national-security-and-investment-act-2021-memorandum-of-understanding>

が CMA の企業結合審査に対して国家安全保障上の理由から指示を行う権限) が挙げられる。特に第 31 条は、国務長官が CMA に対して、コールイン対象取引に関する企業結合審査において一定の行為を行うこと又は行わないことを指示できる強力な権限であるが、2025 年末時点で公式に行使された事例は報告されていない³⁴⁰。

CMA の管轄・手続ガイダンス (CMA2、2025 年 12 月改訂版) においても、NSI 法による並行審査の存在が明記されている。なお、実務上、NSI 法に基づく届出は CMA に対して当該取引の存在を間接的に知らせる契機となりうるとの指摘もあり、一部の実務家は、NSI 法届出対象であるが競争法上の審査対象ではない取引について、CMA の Mergers Intelligence Committee に事前説明を行う対応を取っている³⁴¹。

4.5.2 Enterprise Act 2002 に基づく公的利益介入制度の現状

NSI 法により国家安全保障が独立の審査制度に移行した後も、Enterprise Act 2002 第 42 条・第 58 条に基づく公的利益事由による政府介入制度は維持されている。現行の公的利益事由は、メディアの多元性 (2003 年追加)、金融システムの安定性 (2008 年追加)、及び公衆衛生危機 (2020 年追加) の 3 つである (過年度報告書 2.3.1.1 節、p.50 参照)。

近時の動向として、2025 年 7 月には、メディアの多元性に関する介入事由の適用範囲が Enterprise Act 2002 第 58 条の改正命令により拡大され、従来の「新聞」から「ニュースメディア」(オンライン媒体、ニュース雑誌、放送ニュース番組を含む) に定義が変更された。また、DMCC 法により、外国政府がイギリスのニュースメディア企業の支配権を取得する場合には、売上高 200 万ポンド超の場合に義務的介入が課されるようになった。

実際の適用事例として、DMGT (Daily Mail 紙を擁するロザミア卿のグループ) による Telegraph Media Group の買収 (約 5 億ポンド) が挙げられる。2026 年 2 月 12 日、国務長官はメディアの多元性を理由に公的利益介入通知 (PIIN) を発出し、CMA 及び Ofcom に対して 2026 年 6 月 10 日までの報告を求めた。本件では、DMGT がイギリスの日刊全国紙の発行部数の約 50.6% を既に支配していることが懸念材料とされている。公的利益事案においては、CMA の競争面の報告と Ofcom のメディア公的利益面の助言を踏まえ、最終判断は CMA ではなく国務長官が行う点に留意が必要である³⁴²。

³⁴⁰ The National Security and Investment Act 2021

³⁴¹ CMA. Mergers: Guidance on the CMA's jurisdiction and procedure (CMA2)

³⁴² CMA. Daily Mail and General Trust plc / Telegraph Media Group merger inquiry, <https://www.gov.uk/cma-cases/daily-mail-and-general-trust-plc-slash-telegraph-media-group-merger-inquiry>

4.5.3 NSI法の改正動向

2025年7月22日、前ランカスター公領大臣兼政府間関係大臣パット・マクファデン（現労働・年金大臣）は、NSI法の運用改善に向けた改革パッケージを書面閣僚声明により発表した。主な内容は以下のとおりである³⁴³。

第一に、同一グループ内の内部組織再編について、実質的な所有権の変更を伴わない場合には義務的届出の免除が導入される予定である。第二に、清算人・特別管理人・公的管財人の選任に伴う取引についても義務的届出の対象外とされる。第三に、12週間の公開協議（2025年10月14日締切）において、義務的届出対象セクターの再編が提案された。具体的には、半導体（先端材料・コンピューティングハードウェアから独立）、重要鉱物（イギリスの重要鉱物リストに基づく）、及び水（インフラの安全保障の観点）の3分野を新たな独立セクターとして追加するとともに、人工知能、通信、データインフラ等の既存セクターの定義を更新することが検討されている。

なお、2024年5月に更新されたNSI法第3条声明（コールイン権限の行使に関する政策声明）では、英国の買収者も外国の買収者と同等のリスクを呈しうること、関連セクターにまたがる累積的買収に対する評価、及び強制的な情報機関協力法制を有する国家に関連する買収者のリスク評価の強化等が明記されている³⁴⁴。

³⁴³ Baker McKenzie. United Kingdom: Government announces significant updates to the UK Foreign Investment Screening Regime (2025年8月11日), <https://foreigninvestment.bakermckenzie.com/2025/08/11/uk-government-announces-significant-updates-to-the-uks-national-security-and-investment-act/>, Katten Muchin Rosenman LLP. UK National Security and Investment Act Update: Streamlining Security, Supporting Investment (2025年9月11日), <https://katten.com/uk-national-security-and-investment-act-update-streamlining-security-supporting-investment>

³⁴⁴ Cabinet Office. National security and investment: statement about exercise of the call-in power (2021年11月2日公表、2024年5月21日最終更新), <https://www.gov.uk/government/publications/national-security-and-investment-statement-about-exercise-of-the-call-in-power>

5. 豪州

豪州の競争法は、2010年競争・消費者法（Competition and Consumer Act 2010、以下「CCA」）であり、執行機関は豪州競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission、以下「ACCC」）である。

CCA第2条には同法の目的を「競争及び公正な取引の促進ならびに消費者保護の規定を通じて、豪州国民の福祉を向上させること」と規定している。

反競争的行為に関する規定はCCA第IV部に含まれており、カルテル行為（第45AF条及び第45AG条、第45AJ条及び第45AK条）、取引の制限又は競争への影響をもたらす取決め等（第45条）、市場力の濫用（第46条）、排他的取引（第47条）、再販売価格維持行為（第48条、第96条～第100条）、企業結合（第50条・第50A条）などが規制対象となっている。

2024年12月10日、「2024年財務法改正（企業結合・買収改革）法³⁴⁵」が承認され、これに基づくCCAの主な改正が2026年1月1日に施行された。

5.1 特筆すべき企業結合および業務提携に関する法令

5.1.1 企業結合（取得行為）に関する制度・運用

豪州CCA第50条第1項は、企業による株式や資産の取得（acquisition）³⁴⁶が市場における競争を実質的に阻害するおそれがある場合、当該取得行為を禁止する旨を規定している。ここでいう資産の取得には、有形又は無形資産、不動産、土地、営業権、知的財産権又は資産の部分的権益に対する法的又は衡平法上の権益が含まれる（CCA第51ABN条）。内部再編や組織再編は対象外である（CCA第51ABD条）。

CCA第50条第1項

(1) 法人は、直接又は間接的に次の行為をしてはならない：

(a) 法人格を有する団体の資本における株式を取得すること；又は

(b) 個人の資産を取得すること；

当該取得行為が、いずれかの市場における競争を実質的に阻害する効果を有し、又はその効果を有すると見込まれる場合。

³⁴⁵ Parliament of Australia(豪州連邦議会).Treasury Laws Amendment (Mergers and Acquisitions Reform) Bill 2024,
https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r7257&_fsi=dOKaDI13&_fsi=dOKaDI13&_ga=2.73361875.1922028597.1758093278-1453832863.1758093278&_fsi=dOKaDI13&_fsi=dOKaDI13

³⁴⁶ 法文上は「acquisition（取得）」の用語が使用されているが、ACCCのウェブページやガイドライン等では「acquisition（取得）」と「merger（企業結合）」は同義で使用されている。

注：法人が第 88 条に基づいて取得行為の認可を受けている場合、法人による当該取得行為は妨げられない。

なお、CCA 第 50 条第 1 項の注記における、第 88 条に基づく取得行為の認可については、2025 年 6 月 30 日より後は申請することができない（第 88 条第 1A 項）。

CCA 第 50 条における「市場」とは、商品又はサービスに関する豪州の市場を意味している（第 50 条第 6 項）。

(1) 規制対象となる取得行為の判断基準

CCA 第 50 条第 3 項には、規制対象となる取得行為、すなわち、市場における競争を実質的に阻害するおそれがある取得行為か否かについて、その取得行為によって実質的な市場支配力が生じるか否かを基準として判断することが規定されている。実質的な市場支配力の判断基準については、市場支配力の濫用規制における市場支配力についての規定である第 46 条第 3 項から第 8 項が準用されている。

CCA 第 50 条第 3 項

(3) 本条の目的上、取得行為が、あらゆる状況で、市場における実質的な支配力を生じさせ、強化し、又は定着させる効果を有し、又はその効果を有すると見込まれる場合、当該取得行為は、市場における競争を実質的に阻害する効果を有し、又はその効果を有すると見込まれるものとみなされる。

(3A) 第 46 条第 3 項から第 8 項までの規定は、本条の目的において以下の効果を有するものとみなされる：

(a) 当該各項（第 46 条第 8 項 (b) を除く）における第 46 条への言及は、本条への言及も含まれているものとする。

(b) 当該各項における市場への言及は、本条の意味における市場にも適用される。

注：第 46 条第 3 項から第 8 項には、法人が市場において実質的な支配力を有するか否かを判断する上で関連する事項が含まれている。

(3B) 疑義を避けるため、第 3 項は本条以外の場面における競争を実質的に阻害するという意味には影響を及ぼさない。

CCA 第 46 条第 3 項～第 8 項

(3) 本条の目的上、次のいずれかに該当する場合、法人は市場において実質的な

支配力を有するとみなされる：

(a) 当該法人に関連する法人が当該市場において実質的な支配力を有している場合、又は当該法人に関連する 2 以上の法人が合わせて、当該市場において実質的な支配力を有する場合；又は

(b) 当該法人と当該法人に関連する法人、又は当該法人と当該法人に関連する 2 以上の法人とが合わせて、当該市場において実質的な支配力を有している場合。

(4) 本条の目的上、1 の法人又は複数の法人が市場において有する支配力を判断する際、以下が考慮される：

(a) 当該市場における当該 1 の法人又は当該複数の法人のいずれかの行為が、以下の者の行為によってどの程度制約されているかを考慮しなければならない：

(i) 当該市場における当該法人又は当該複数の法人のいずれかの競合者又は潜在的な競合者；又は

(ii) 当該市場において当該法人又は当該複数の法人のいずれかが、商品又はサービスを提供し、又は取得する相手方；並びに

(b) 当該法人又は当該複数の法人の市場における力であって、以下に起因するものを考慮することができる：

(i) 当該法人又は当該複数の法人が他の当事者又は複数の当事者と締結している契約、取決め又は合意；又は

(ii) 当該法人又は当該複数の法人が他の当事者又は複数の当事者と締結する可能性のある契約、取決め又は合意。

(5) 本条の目的上、以下の場合であっても、法人は市場において実質的な支配力を有するとみなされる可能性がある：

(a) 当該法人が当該市場を実質的に支配していない場合；又は

(b) 当該法人が、以下の者の行為による制約から完全に自由ではない場合：

(i) 当該市場における当該法人の競合者又は潜在的な競合者；又は

(ii) 当該市場において当該法人が商品又はサービスを提供し、又は取得する相手方。

(6) 第 4 項及び第 5 項は、本条の目的上、法人又は複数の法人が市場において有する支配力を判断する際に考慮し得る事項を制限するものではない。

(7) 疑義を避けるため、本条の目的上、複数の法人が市場において実質的な支配力を有する場合がある。

(8) 本条において：

- (a) 「力」への言及は、市場支配力を指すものとする；及び
- (b) 「市場」への言及は、商品又はサービスの市場を指すものとする；及び
- (c) 市場に関連する「力」又は市場における「行為」への言及は、当該市場における商品又はサービスの供給者又は取得者としての、当該市場における力又は行為を指すものとする。

① 市場画定 (Market Definition) の考え方

ACCC が 2025 年 6 月 20 日に公表した「企業結合評価ガイドライン³⁴⁷」では、ACCC による市場画定の手法について説明されている。それによると、ACCC は市場を画定する際、まず企業結合の当事者が現在又は将来供給する製品や地域を特定し、競争上の懸念が生じる可能性のある活動領域に注目して市場を画定する。製品や地域の重複、垂直的・補完的關係など経済的な関連性も考慮し、複数の市場が対象となることも一般的である。

さらに、他の製品や地域が「近い代替品」として競争に影響を与えるかを検討する。市場画定は企業そのものではなく製品や地域の特性に基づいて行われる。

市場範囲の決定には「仮想的独占者テスト (Hypothetical Monopolist Test, HMT , HMT)」が使用される。HMT とは、仮想的独占者が、「小幅ではあるが、有意で、かつ一時的でない値上げ」を行った場合、顧客がどれだけ他の製品に乗り換えるかを分析する手法である。顧客の乗り換えが多く仮想的独占者の利益が出なくなる場合は、次に近い代替品を検討する。逆に、顧客の乗り換えが少なければ、その範囲が市場とみなされる。価格だけでなく、品質やサービスの低下でも同様の分析を行う場合がある。

② 市場の集中度

「企業結合評価ガイドライン³⁴⁸」によると、市場の集中度は、企業結合審査において重要な要素となることが多く、一般に既に高い集中度が存在する場合は、企業結合が競争を実質的に阻害するリスクが高まる。

市場の集中度は、市場における企業による供給・需要の数、企業の規模、シェアによって決まる。ACCC は市場集中度の指標としてハーフィンダール・ハーシュマン指数 (Herfindahl-Hirschman Index, HHI) を用いることがあり、HHI が 2,000 を超える市場を高集中市場とみなし、HHI が 100 ポイント以上増加した場合は市場集中の著し

³⁴⁷ ACCC(2025).Merger assessment guidelines(June 20,2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-assessment-guidelines>

³⁴⁸ ACCC(2025).Merger assessment guidelines(June 20,2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-assessment-guidelines>

い上昇とみなされる。

市場の集中度は、企業結合が競争を実質的に阻害するか否かの判断において有用ではあるが、両者の関連性は商品やサービス、業界特有の性質や、企業結合によって生じ得る具体的な競争への特徴に依存するところもあり、その他の要素や市場データとともに考慮される。

HHI の特定の数値基準を下回る場合に規制対象外とすることを明示する記載なく、ACCC は市場シェアを考慮要素の一つとして重視しているが、市場シェアのみをもって企業結合の可否が判断されるわけではないという立場をとる。

③ 市場の支配力

「企業結合評価ガイドライン³⁴⁹」によると、ACCC は企業結合審査において、市場支配力の「創出」「強化」「定着」が競争の実質的な阻害に該当するかを重視している。

市場支配力の「創出」：企業結合前は、企業に市場支配力がなかったとしても、取得行為を通じて、その企業は実質的な市場支配力を獲得し得る。

市場支配力の「強化」：企業結合前に相当の市場支配力を有している企業が、取得行為を通じてその支配力を強化し、企業結合がなければ不可能であった水準まで、価格を引き上げ、又は価格以外の競争条件を悪化させることが容易になり得る。

市場支配力の「定着」：企業結合により、既存又は潜在的な競合他社が企業の実質的な市場支配力を弱体化させることをより困難にし、その結果、その支配力の持続性と強固さが高まるおそれがある。

上述のように、判断にあたっては、企業結合によって新たに市場支配力が生じる場合、既存の市場支配力が強化される場合、または市場支配力が定着する場合のいずれも評価対象となる。これらの判断は、商品やサービス、業界特有の性質や、企業結合によって生じ得る具体的な競争への特徴を踏まえて、事案ごとに行われる。また、わずかな市場支配力の変化であっても、競争の実質的な阻害と評価される場合もあると明記されている。

④ 審査における考慮要素

「企業結合評価ガイドライン³⁵⁰」では、ACCC による審査における考慮要素が説明されている。以下では、ガイドラインの各章に記載されている考慮要素の概要を説明する。

³⁴⁹ ACCC(2025).Merger assessment guidelines(June 20,2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-assessment-guidelines>

³⁵⁰ ACCC(2025).Merger assessment guidelines(June 20,2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-assessment-guidelines>

ア. 競合企業間の企業結合（水平合併）

水平合併においては、企業結合当事者間の競争の近さ（商品やサービスの代替性、顧客の切り替え行動等）が重視される。特に、近い競合同士の企業結合は競争上の懸念を引き起こす可能性が高いが、それに限定されず個別事情に応じて判断される。また、企業結合後に残存する競合他社の商品や輸入品の代替性等も考慮される。

イ. 協調的効果

企業結合が市場における協調行動（例：価格カルテル、出荷調整等）を促進する可能性についても評価する。

協調的効果のリスクは、以下の要素から分析される：

- 市場の集中度：少数の大手企業による寡占市場では協調が容易になる。
- 参入障壁：新規参入が困難な場合、協調の可能性が高まる。
- 情報の透明性：価格や生産量などが公開されている場合、協調や逸脱の検知が容易となる。
- 差別化が低い製品（標準化された製品）、コスト構造が類似した企業、市場シェアが類似した企業、市場シェアの安定性、顧客視点での不透明性（顧客から価格情報にアクセスできない等）の場合も、協調が発生しやすい。

ウ. 非水平合併（垂直・コングロマリット）

非水平合併には、サプライチェーン上の異なる段階の企業間の結合（垂直合併）や、同一サプライチェーン上では活動していないが関連する企業間（補完的な商品やサービスを提供する企業間等）の結合（コングロマリット合併）が含まれる。

垂直合併では、主な懸念として、企業結合を行った企業が市場における地位を利用して、別の市場における競合他社を排除する「競合排除」が挙げられる。例えば、重要な原材料や流通チャネルへのアクセスが制限されることで、競合の競争力が低下するリスクがある。

コングロマリット合併では、製品のバンドリングやタイピングによる市場支配力の拡大も評価対象となる。

エ. 企業結合に関する特定の課題

一部の企業結合は、当該結合に特有の競争上の懸念を生じさせる可能性がある。企業

結合評価ガイドラインにおいては、下記の類型ごとに、ACCC がどのような観点から評価を行うかについて、その主な考慮要素が整理されている。

マーベリック企業の排除：革新的又は価格競争力の高い企業（マーベリック）が企業結合で排除されると、競争全体への悪影響が大きい。

潜在的競合の排除：将来的に市場参入が見込まれる企業や新興企業の買収は、潜在的な競争を排除するリスクがある（いわゆる「キラー買収」）。

買い手側の企業結合：買い手同士の企業結合により、供給者への価格引き下げ圧力や投資インセンティブの低下が生じる場合がある。

マルチサイドプラットフォーム：複数の顧客層を持つプラットフォームの企業結合では、ネットワーク効果や転換（tipping）効果のリスクも評価する。

複数市場・連続的な小規模企業結合：一連の小規模な企業結合が累積的に競争を減少させる場合、全体としての影響を評価する。

部分取得：少数株式取得でも、経営への影響力や情報取得による競争制約の変化があれば審査対象となる。

オ. 相殺要因

企業結合による競争阻害の懸念がある場合でも、以下のような要因が競争阻害を打ち消すかを検討する。

新規参入・既存競合の拡大：参入障壁が低く、他社が容易に市場参入・拡大できる場合、競争阻害リスクは低減する。

顧客の対抗力：顧客が自社供給や新規参入を促す力を持つ場合、企業結合を行った企業の市場支配力は制約される。

効率性：企業結合によるコスト削減やイノベーションが、価格低下や品質向上として市場全体に波及する場合、競争促進効果が認められる。

(2) 事前届出制度（2026年1月1日施行）

従前、豪州においては企業結合の事前届出義務はなく、企業結合を計画する当事者はACCC に対して非公式見解を求めること³⁵¹及び認可を申請すること（第 88 条）が可能

³⁵¹ 「非公式の企業結合評価プロセスガイドライン」において ACCC が企業結合の評価を行う非公式な行政プロセスが定められている。

<https://www.accc.gov.au/about-us/publications/guidelines-on-the-informal-merger-review-process>

であったが、2024年12月10日に2024年財務法改正（企業結合・買収改革）法³⁵²が承認され、2026年1月1日より従前の非公式見解及び認可申請に代わって企業結合の義務的な事前届出制度が導入されることとなった。

① 制度導入の背景

従前の企業結合規制制度（非公式見解制度及び任意の認可申請制度）における課題と事前届出制度導入の必要性については、ACCCが財務省に提出した「財務省に対するACCCによる企業結合改革案の概要（2023年3月）³⁵³」に整理されている。

当該文書によると、豪州では、非公式見解制度又は任意の認可申請制度が長年にわたり概ね効果的に機能してきたが、これらの制度は当事者の自発的な参加と協力に依存していたため、当事者が取引を強行するケースが増加していた³⁵⁴。また、事前に提供される情報がしばしば不完全又は不正確なこともあり、制度の有効性の低下や審査の長期化につながっていた。

一方、ACCCは大部分の企業結合が競争を害する可能性が低いものであると認めつつ、一部の企業結合が市場支配力を拡大させ、消費者福祉と豪州経済に悪影響を及ぼす長期的な反競争的效果をもたらす可能性があることから、企業結合の規制制度の重要性が高まっていると指摘していた。ACCCは、豪州の市場はすでに高度に集中しており、少数の事業者が長期間にわたり大きな市場シェアを維持していると述べており、こうした市場には、銀行、スーパーマーケット、移動体通信、インターネットサービス、エネルギー小売、ガス供給・輸送、保険、病理検査サービス、国内航空旅行、インターネット検索、ソーシャルネットワークワーキングサービス等、消費者と企業にとって極めて重要な市場が含まれていると指摘していた。こうした市場において研究開発や新製品開発、従業員への公正な賃金支払へのインセンティブを低下させないためには、企業結合の効果的な規制により市場の過度な集中を防ぎ、市場競争を維持する必要があると述べていた。

さらに詳細には、ACCCは、当該文書³⁵⁵において、新たな事前届出制度の導入によつ

³⁵² Parliament of Australia(豪州連邦議会).Treasury Laws Amendment (Mergers and Acquisitions Reform) Bill 2024,

https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r7257&_fsi=dOKaDI13&_fsi=dOKaDI13&_ga=2.73361875.1922028597.1758093278-1453832863.1758093278&_fsi=dOKaDI13&_fsi=dOKaDI13

³⁵³ ACCC(2023).Outline to Treasury ACCC's proposals for merger reform March 2023(March, 2023), <https://www.accc.gov.au/system/files/submission-to-treasury-regarding-merger-reform.pdf>

³⁵⁴ 従前の認可申請制度においては、公式の認可が下りれば、認可が有効な間は認可で指定されている第50条等の規定は適用されないこととされていた（第88条第2項）。一方、認可が下りなかった場合でも当事者が企業結合を行うことを禁止してはいなかった。しかし、その場合はACCCが第50条違反で連邦裁判所に提訴する可能性があり、連邦裁判所が第50条違反と判断した場合は、差止め命令や分割命令等の措置命令が下される可能性があった。

³⁵⁵ ACCC(2023).Outline to Treasury ACCC's proposals for merger reform March 2023(March, 2023),

で解消すべき従前の制度の実務上の課題をプロセスの課題と審査基準の課題に分けて、以下のように整理していた。これらの課題を解消するように 2026 年 1 月 1 日施行の改正 CCA は設計され、さらに企業結合審査ガイドラインにも考慮要素として反映されている。

[プロセスの課題]

- 現行制度は、ACCC が企業結合を許可すべきでない理由を立証することに重点を置いている。そのため、ACCC は企業結合が行われた場合と行われなかった場合の将来の競争状況を確実に証明しなければならず、市場の特性によってこれは非常に困難であった。そうした場合、企業結合を認める立場をとらざるを得ず、課題として認識されていた。
- ACCC による審査終了前に企業結合を完了するケースが増加し、また、当事者による審査期間短縮への要求が高まっている。
- 企業結合の当事者が、規制対象となり得る企業結合を ACCC に通知しないことがある。
- グローバルな企業結合において、届出義務を有する外国での手続を優先し、ACCC への届出については優先度を下げている者もいる。
- 当事者が ACCC に提供する情報の質と適時性は不十分であることが多く、審査過程において ACCC から追加情報を複数回要求することが一般的である。
- 当事者が ACCC に対して企業結合の評価を求める手段が複数存在し、それが非公式又は任意であることが複雑性を生じさせている。
- 多くの外国で長年適用されている強制的／停止的規制と整合性を欠いている。

[審査基準の課題]

- 企業結合によって生じる構造的条件の変化が市場競争を弱める可能性について、十分な焦点が当てられていない。
- 現在の企業結合の要因は、企業結合が実施された場合に失われる競争を軸に設計されておらず、潜在的な競争と競争優位性の原動力としてのデータの重要性を反映していない。
- 現在の審査基準は、支配的企業による小規模又は新興の競合企業の買収（単

発の買収又は漸進的買収戦略の一環としての買収)を十分に扱っていない。なぜなら、単一の買収による漸進的変化が競争を実質的に阻害するか否かに焦点が当てられており、買収(又は複数の買収、すなわち漸進的買収)が市場支配力を増大させるかどうかには焦点が当てられていないからである。

これは、デジタルプラットフォームにおいて特に懸念される問題である。デジタルプラットフォームに関する市場は、ネットワークの効果によって1社または2社の企業が支配的となる転換(tipping)が生じやすい。確立されたプラットフォームに対する脅威は、新興の競合企業から生じる可能性が最も高い。しかしながら、これらの市場における確立されたプラットフォームは、新興の競合企業が実質的な脅威となる前に買収することによって、将来の競争的制約の可能性を提言することができ、実際にそのように行われているようである。大規模なデジタルプラットフォームは、特にデータ優位性を活用することで、関連市場へも市場支配力を拡大することもできる。

ACCCが2022年9月に政府に提出したデジタルプラットフォームサービス調査報告書³⁵⁶では、主要なデジタルプラットフォームによって行われる、潜在的な競争上の脅威を除去し市場支配力を拡大するための一連の戦略的買収から生じる競争上の弊害を強調していた。しかしながら、同報告書では、この懸念に対処するための具体的な提言を含んでおらず、代わりに豪州の企業結合制度に関するより広範な経済全体の見直しの中で評価するのが最善であると示唆した。

- 米国や英国などでは、特定のグローバル取引を阻止する強硬な措置を取ることが可能である。これらの事例の一部においては、ACCCにも見解や救済措置を求めすることも可能ではあるものの、企業結合の当事者は、審査基準の性質上、また最終的な親会社が他国に所在する場合の管轄権執行上の障壁を克服する困難さから、ACCCがデジタルプラットフォームの企業結合のようなグローバルな取引を阻止することは困難であることを認識している。

- 現行の審査基準では、関連市場における買収を通じた支配的企業の支配範囲拡大(買収企業が対象企業と垂直的關係にある場合や、隣接・新興分野の企業を買収する場合を含む)を防止することは困難である。

- 現行制度における審査の将来予測的性質は、健全な企業結合を阻止するリスクを回避する方向にバランスが傾いており、その結果、競争阻害的な企業結合を承認するリスクを高める代償を払っている。ACCCが不確実性により反競争的な企業結

³⁵⁶ ACCC(2022). Digital platform services inquiry(November 11, 2022), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/serial-publications/digital-platform-services-inquiry-2020-25-reports/digital-platform-services-inquiry-september-2022-interim-report-regulatory-reform>

合を承認するリスクが高いと懸念される複雑な企業結合において、その誤りによって生じるコストを負担するのは企業結合の当事者ではなく公衆である。ACCC は将来の反競争的影響の蓋然性を積極的に立証する必要があるため、企業結合の当事者と ACCC 間の情報非対称性、当事者の上級幹部の証言への重視、第三者の証言提供への消極性は ACCC にとって重要な障壁となっている。これは、不確実性や将来の可能性が複数存在する場合には、承認の判断に偏ることを意味している。

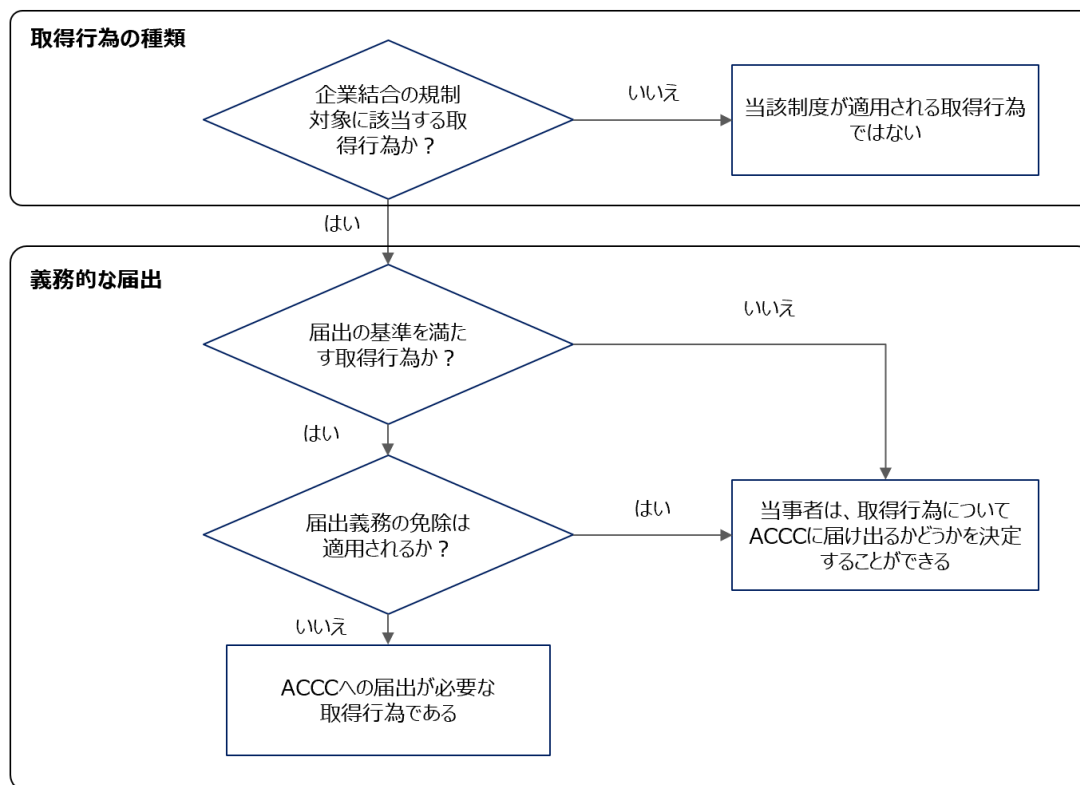
② 届出義務の対象

2025 年 12 月 3 日、ACCC は企業結合プロセスガイドライン(暫定)³⁵⁷を公表した。当該ガイドラインでは、企業やアドバイザー等の関係者がどのように事前届出制度に対応すればよいか理解できるように、届出義務の対象や、届出・審査プロセス等について説明がされている。

下図に示すように、取得行為が企業結合の規制対象に該当し、関連する届出基準又はその他の基準を満たし、且つ届出免除が適用されない場合、当該取得行為について ACCC に届け出なければならない。

³⁵⁷ ACCC(2025). Merger process guidelines - interim version(December 3, 2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-process-guidelines>

図表 2-5-27 ACCCへ取得行為の届出が必要な場合³⁵⁸



ア. 対象となり得る取得行為の種類

一般に、CCA における企業結合規制制度の対象となり得る取得行為は、株式又は資産の取得である。以下の枠内では、CCA で規定される取得行為の種類のうち、企業結合規制制度の対象となり得るもの、又は明示的に対象から除外されているものを説明している。規制対象となり得る取得行為が届出基準額を満たす場合、届出が必要となる。

CCA に基づく企業結合規制制度の対象となり得る取得行為

資産の取得

企業結合規制制度の対象となり得る資産の取得には、有形又は無形資産、不動産、土地、営業権、知的財産権又は資産の部分的権益に対する法的又は衡平法上の権益が含まれる（CCA 第 51ABN 条）。

通常の事業過程における資産の取得は、土地又は特許の権益に関連する場合を除き、

³⁵⁸ ACCC(2025). Merger process guidelines - interim version(December 3, 2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-process-guidelines>

一般的には企業結合規制制度の対象にはならない（同法第 4 条第 4 項第 b 号）。

株式の取得

会社の株式の共同所有権の変更（例えば、共同株主が単独株主になる場合）は、企業結合規制制度の対象となり得る取得行為である（同法第 51ABM 条）。

ユニット・トラスト及び運用投資スキーム

ユニット・トラストのユニットの取得又は運用投資スキームの持分の取得は、法人の株式の取得と同様に扱われ、したがって企業結合規制制度の対象になり得る。すなわち、信託又はスキームは法人格として扱われ、信託のユニット又はスキームの持分は当該法人の資本における株式として扱われる（同法第 51ABC 条）。

内部再編及び組織再編

内部再編及び組織再編は、CCA 第 IVA 部の意味における取得行為とはみなされない（同法第 51ABD 条）。

イ. 届出基準

届出義務の詳細な基準は、豪州連邦財務大臣に委ねられている（CCA 第 51ABP 条第 1 項、同法第 51ABQ 条第 1 項）。

「競争及び消費者（取得の届出）に関する決定 2025³⁵⁹（以下、「2025 年決定」とする）」では、届出が必要となる取得の状況と分類について以下の通り規定されている。

1) 届出が必要となる取得の状況（CCA 第 51ABP 条第 1 項）

A. 大規模企業グループを創出する取得行為（2025 年決定 2-1）

- (a) 当該取得が株式又は資産の取得であること
- (b) 当該株式又は資産が豪州と関連していること (c) 契約日時点で、取得企業と取得対象企業の合計収益が 2 億豪ドル以上であること³⁶⁰
- (d) 当該取得が以下のいずれか一つ以上を満たしていること
- (i) 契約日時点で、取得株式又は資産の収益が 5000 万豪ドル以上であること³⁶¹

³⁵⁹ Australian Government(豪州連邦政府)(2025).Competition and Consumer (Notification of Acquisitions) Determination 2025,
<https://www.legislation.gov.au/F2025L00753/asmade/text>

³⁶⁰ 2025 年決定 1-9.Combined acquirer/target revenue test

³⁶¹ 2025 年決定 1-10.Acquired shares or assets revenue tests

(ii) 契約日時点で、取得株式及び資産の市場価値の合計額又は取得株式及び資産の対価のいずれか大きい方の金額が 2 億 5000 万豪ドル以上であること³⁶²

(e) 当該取得が、届出免除事由に該当しないこと

B. 超大規模企業グループによる取得行為 (2025 年決定 2-2)

(a) 当該取得が株式又は資産の取得であること

(b) 当該株式又は資産が豪州と関連していること

(c) 契約日時点で、取得の主要当事者及び各関連会社の豪州における収益の合計が 5 億豪ドル以上であること³⁶³

(d) 契約日時点で、豪州における収益の合計が 1000 万豪ドル以上であること³⁶⁴

(e) 当該取得が、届出免除事由に該当しないこと

C. 漸進的 (creeping) 又は連続的 (serial) 取得行為 (2025 年決定 2-3)

(a) 当該取得が株式又は資産の取得であること

(b) 当該株式又は資産が豪州と関連していること

(c) 契約日時点で、取得対象企業と取得企業を合わせた収益基準、又は超大規模企業グループ収益基準のいずれかを満たすこと

(d) 当該取得が、以下のいずれか少なくとも 1 つを満たすこと

(i) 契約日時点で、取得企業と取得対象企業の収益の合計が 2 億豪ドル以上であって、取得の主要当事者又は関連会社が過去 3 年間に同一又は代替可能な商品又はサービスに関連する他の株式又は資産を取得しており、過去 3 年間の取得株式又は資産の収益が 5000 万豪ドル以上であること³⁶⁵

(ii) 契約日時点で、取得企業と取得対象企業の収益の合計が 5 億豪ドル以上であって、取得の主要当事者又は関連会社が過去 3 年間に同一又は代替可能な商品又はサービスに関連する他の株式又は資産を取得しており、過去 3 年間の取得株式又は資産の収益が 1,000 万豪ドル以上であること³⁶⁶

(e) 契約日において、取得対象企業が小規模取得基準 (豪州における収益の合計が 200 万豪ドル未満³⁶⁷) を満たさないこと。

(f) 当該取得が、届出免除事由に該当しないこと

³⁶² 2025 年決定 1-12.Transaction value test

³⁶³ 2025 年決定 1-13.Very large corporate group revenue test

³⁶⁴ 2025 年決定 1-10.Acquired shares or assets revenue tests

³⁶⁵ 2025 年決定 1-11. Accumulated acquired shares or assets revenue tests

³⁶⁶ 2025 年決定 1-11.Accumulated acquired shares or assets revenue tests

³⁶⁷ 2025 年決定 1-14.Small acquisition test

なお、以下のいずれかに該当する場合、株式又は資産は豪州と関連しているものとみなされる（2025年決定1-6）

- ① 株式について：当該株式が、豪州で事業を営む法人の資本を構成する場合
- ② 資産が事業体に対する持分である場合（法人の資本に含まれる株式を除く）：当該持分が、豪州で事業を営む事業体に対するものである場合
- ③ その他の全ての場合：当該資産が、豪州で営まれる事業に使用されているか、又は当該事業の一部を構成している場合

2) 届出が必要となる取得の分類（CCA 第51ABQ条第1項）

ACCCは、2024年から2025年にかけて、豪州政府の指示を受けて、スーパーマーケット事業における商慣行及び競争環境に関する調査を実施した。その最終報告書³⁶⁸では、特に大手スーパーマーケットであるColesとWoolworthsが、適切な立地の確保において競争上の優位性を有していること、確立された小売店舗ネットワークを背景に豪州のスーパーマーケット業界において強固な地位を占めていることが指摘されている。そのため、ACCCはColesとWoolworthsによる他社の取得行為を厳格に審査する必要があることが示唆された。新たに導入された事前届出制度においては、届出義務の詳細な基準が連邦財務大臣に委ねられており、大臣は特定のハイリスク産業に対して届出義務を課すことが可能となっている。こうした調査結果を踏まえ、2025年決定では、届出が必要となる取得の分類として、スーパーマーケット事業及びスーパーマーケット事業用地を指定している（2025年決定3-1,3-2）。なお、本規定は、2025年決定が登録された日から5年で廃止される（同決定3-4）。

A. スーパーマーケット事業（2025年決定3-1）

- (a) 当該取得が株式又は資産の取得であること
- (b) 当該取得により、主要スーパーマーケットの事業体が、スーパーマーケット事業の全部又は一部を取得することになること

B. スーパーマーケット事業用地（2025年決定3-2）

- (a) 当該取得が株式又は資産の取得であること

³⁶⁸ ACCC(2025).Supermarkets inquiry final report - February 2025 (March 21, 2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/serial-publications/supermarkets-inquiry-2024-25-reports/supermarkets-inquiry-final-report-february-2025>

(b) 当該取得により、主要スーパーマーケットの事業者が、土地（全部又は一部）に対する法的権利又は衡平法上の権利を取得することになること

(c) 当該土地が、商業用建物が建っている土地（ただし、取り壊しが合理的に予定されている、又は見込まれる建物を除く）である場合、当該建物の総賃貸面積が 1000 平方メートルを超えること、又は、商業用建物が建っていない土地（又は取り壊しが合理的に予定されている、又は見込まれる建物が建っている土地）である場合、当該土地の面積が 2000 平方メートルを超えること

(d) 当該取得が、当該事業者が現在商業事業を営んでいる土地の賃貸借契約の延長又は更新ではないこと

(e) 当該取得が、スーパーマーケット事業以外の事業が現在営んでいる、又は今後営む予定の土地に関するものではないこと

ウ. 届出免除事由

A. 支配権が生じない場合（CCA 第 51ABS 条）

取得の効力発生直後に、取得当事者が取得対象企業を支配（control）することにならない場合は、届出義務は不要である。ここでいう「支配」の定義は 2001 年会社法第 50AA 条から準用されており、すなわち、ある事業者が別の事業者の財務及び運営方針に関する意思決定を行う能力を有することである。

B. Chapter 6 企業の所定の取得の場合（CCA 第 51ABT 条）

上場会社又は 50 名超の株主を有する非上場会社（Chapter 6 企業、CCA 第 51ABJ 条）の株式の取得であって、当該取得によって議決権が 20%を超過しない場合や、開始時 20%超 100%未満であった議決権が増加しない場合は、当該取得の届出は不要である。

C. 特定の土地取得の場合（2025 年決定 2-20）

以下の土地の取得に関しては、届出では不要である。

(a) 居住用不動産の開発を目的とした土地の取得

(b) 土地の売買、賃貸又は開発を主たる事業とする者による土地の取得であって、商業事業の運営を目的としていない場合

(c) 土地関連事業者の唯一の非現金資産が土地の法的権利又は衡平法上の権利であって、当該土地の保有が上記（a）及び（b）の目的である場合

(d) 土地の賃貸借契約の延長又は更新に伴う土地の法的権利又は衡平法上の権利の

取得である場合

(e) 取得者が既に当該土地における衡平法上の権利を取得・届出しており、当該土地における後続権利を取得し、土地の面積と所有権の割合が同一である場合

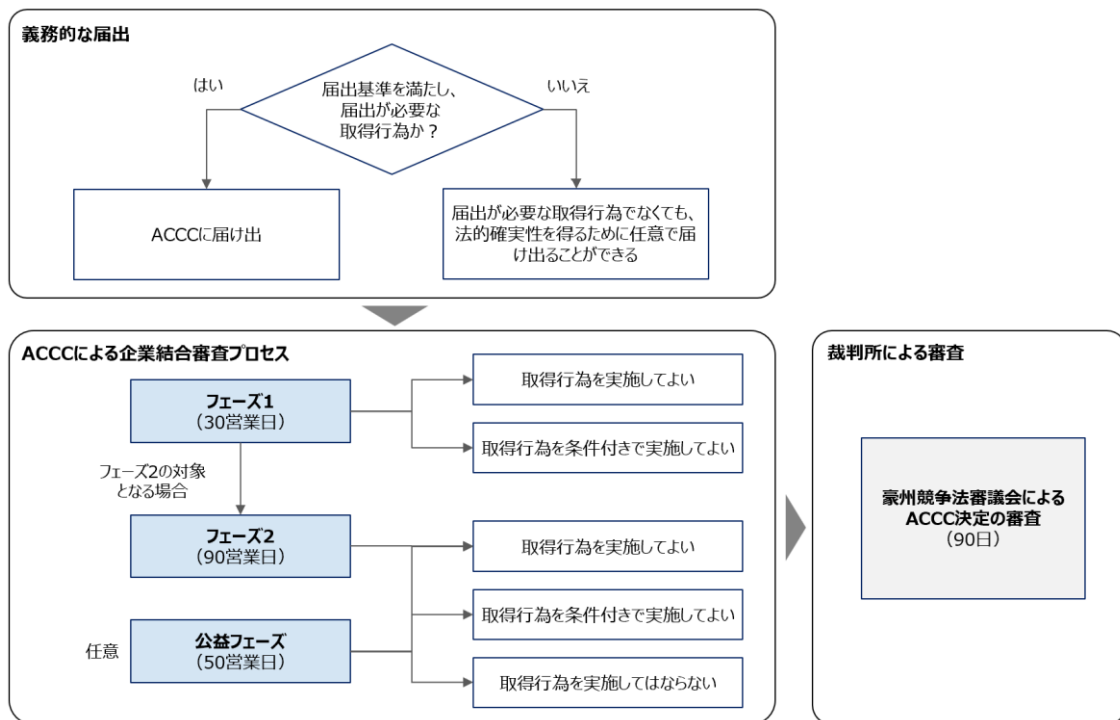
(f) 他の要件を満たす土地開発権の取得

(g) セール・アンド・リースバック契約のみに関連する土地の取得

③ 届出・審査のプロセス

企業結合の当事者は、一定の基準を満たす取得行為について ACCC に事前届出を行い、ACCC はまず 30 営業日以内の第 1 段階審査（フェーズ 1）を実施する。競争上の懸念がある場合は、さらに最大 90 営業日以内の第 2 段階審査（フェーズ 2）に進む。フェーズ 2 実施後、特定の状況の場合は、当事者は公益フェーズへ進むための申請をすることができる。最終的に、必要に応じて是正措置や条件付き承認が行われ、決定内容は公開される。不服がある場合は、裁判所に審査申請も可能である。

図表 2-5-28 プロセスの全体像³⁶⁹



³⁶⁹ ACCC(2025). Merger process guidelines - interim version(December 3, 2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-process-guidelines>
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社による仮訳

ア. 審査のフェーズ 1

ACCC による審査のフェーズ 1 は最大 30 営業日（延長やその他の調整あり）を要する。届出が行われた取得行為の大半はフェーズ 1 で承認されると見込まれている。

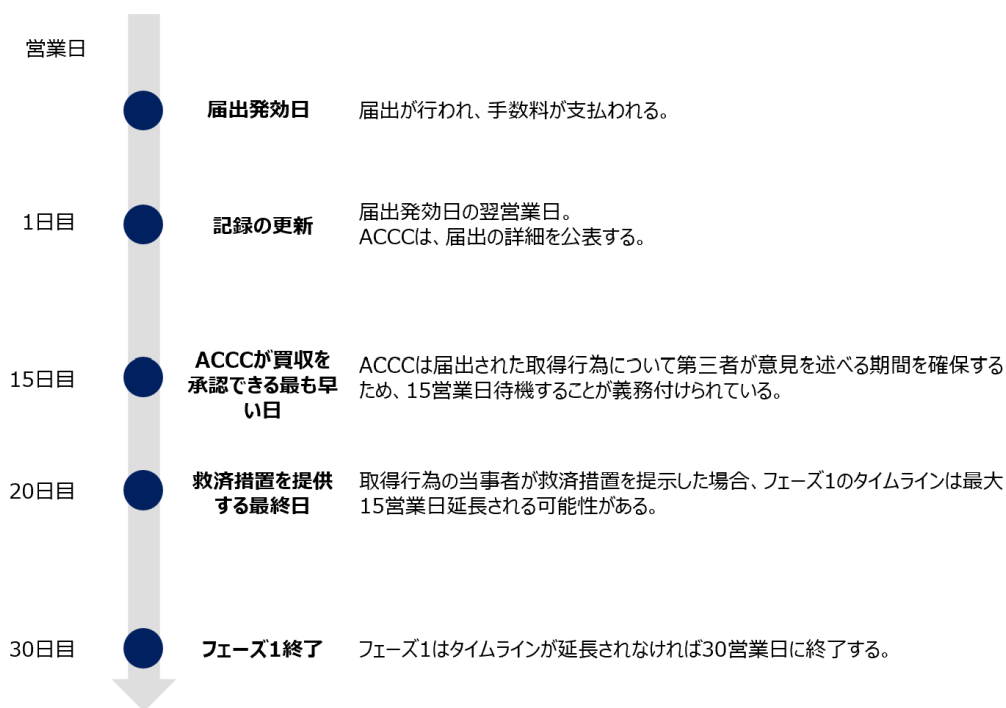
ACCC は最短で届出の発効日から 15 営業日で取得行為を承認することができる。これは、公表された届出済みの取得行為に対して第三者が ACCC に意見を述べる機会を確保するためである。

ACCC はフェーズ 1 の審査の結果、条件付きあるいは条件無しで取得行為を承認するか（この場合、ACCC による審査は終了する）、競争を実質的に阻害する恐れがある場合はフェーズ 2 の審査に移行することを決定する。ACCC がフェーズ 1 の終了までにこれらのいずれかの措置を講じない場合、取得行為は承認されたものとみなされる。

フェーズ 2 に移行する決定を行うためには、ACCC は、取得行為が実行された場合に、あらゆる状況においていずれかの市場における競争を実質的に阻害する、又は阻害する可能性があることを確信していなければならない。ACCC の決定は裁量的であり、提出された関連情報に基づいて判断される。

取得行為が承認された場合、あるいはフェーズ 1 の期間がフェーズ 2 の審査を行う通知なしに終了した場合、当事者は ACCC が決定を下した日から 12 か月以内に取得行為を実施しなければならない。ACCC が決定を下してから 12 か月を経過すると、承認は失効する。

図表 2-5-29 フェーズ1の主要な手順³⁷⁰



イ. 審査のフェーズ 2

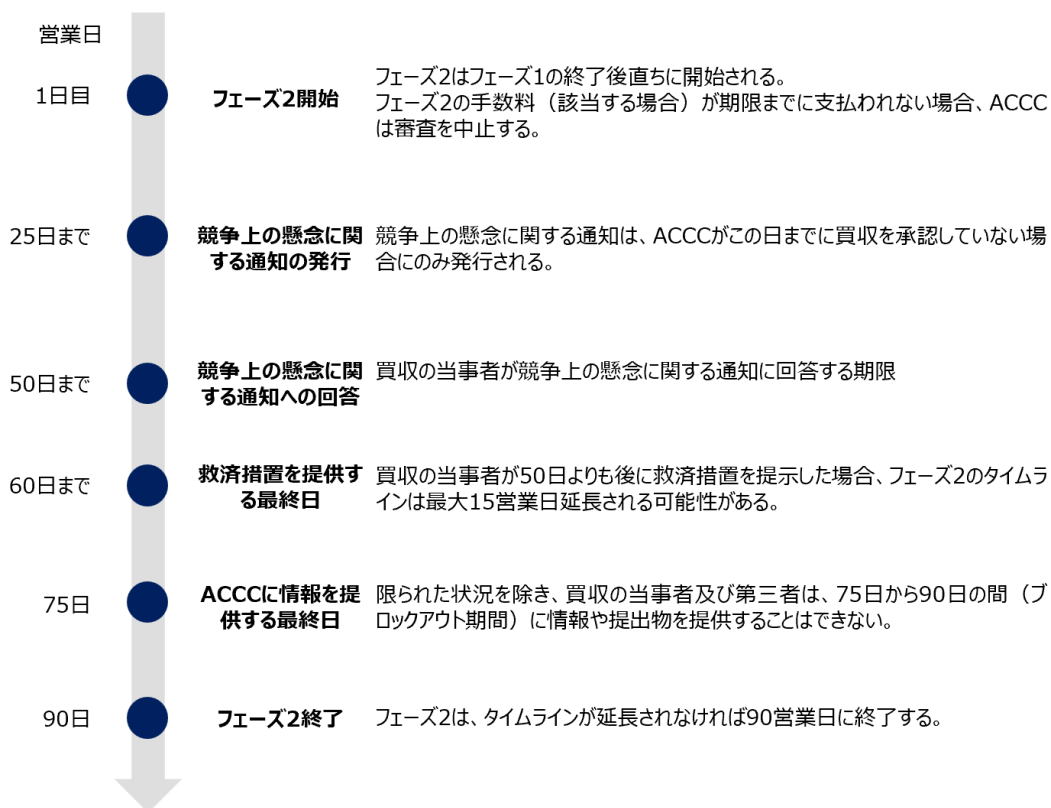
ACCC がフェーズ 1 において当該取得行為がいずれかの市場において競争を実質的に阻害する可能性があると判断した場合、審査はさらに詳細な分析のためにフェーズ 2 に移行する。

フェーズ 2 の審査においては、ACCC は必要に応じて追加情報を求めたり、当事者や関係する第三者に対して口頭聴取を実施したりする。ACCC は当該取得行為が競争を実質的に阻害する可能性について予備的審査及びその根拠を記載した通知を発行し、当事者及び第三者がこれに応答する機会を提供する。

ACCC はフェーズ 2 の審査の結果、条件付きあるいは条件無しで取得行為を承認するか、取得行為を承認しないことを決定する。ACCC がフェーズ 2 の終了までに決定を行わない場合、取得行為は承認されたものとみなされる。

³⁷⁰ ACCC(2025). Merger process guidelines - interim version(December 3, 2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-process-guidelines>
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社による仮訳

図表 2-5-30 フェーズ2の主要な手順³⁷¹



ウ. 公益フェーズ

届出の当事者は、取得が競争上の問題を生じさせると判断された場合であっても、当該取得が公益をもたらすと考えられる場合、ACCCによる公益審査を申請することができる³⁷²。

公益審査では、ACCCは取得が以下の条件を満たすか否かを判断し、条件を満たすと認められた場合は、当該取得の実施（条件付き実施を含む）を認める決定を行うことができる。

- ・当該取得が、あらゆる状況において、公益を生じさせる、又はその可能性があるか
- ・あらゆる状況において、その利益が、取得によって生じる、又は生じる可能性がある公共への不利益を上回るかどうか

³⁷¹ ACCC(2025). Merger process guidelines - interim version(December 3, 2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-process-guidelines>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による仮訳

³⁷² ACCC(2025). Merger process guidelines - interim version(December 3, 2025), <https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-process-guidelines>

企業結合評価ガイドライン³⁷³によると、「公益」の意味は法に定められておらず、裁判所は以下のように判示している。

「…コミュニティ全体にとって価値のあるもの、社会が追求する目標への貢献、その主要な要素の 1 つとして（貿易慣行法制の文脈では）効率性と進歩という経済目標の達成を含むものである。効率性と進歩の評価は、社会全体の観点、すなわち社会資源の最適な活用という観点から行うべきであることは明らかである。（今日の経済学の用語では）効率性とは通常『進歩』を包含する概念であり、一般に配分効率、生産効率、動的効率が含まれると言われていることを念頭に置いておく必要がある」³⁷⁴。

一方、「公衆への不利益」についてもその意味は法に定められておらず、裁判所は「コミュニティ全体への悪影響、経済効率の目標の達成を主要な要素の一つとする社会の目的に対する害悪や損害」と判示している³⁷⁵。

ACCC は企業結合が公益を生じさせるか否かを判断するにあたり、消費者の利益と、競争と公正な取引の促進と消費者保護を通じて豪州国民の福祉を向上させるという CCA の根本的な目的を含む、全ての関連事項を考慮しなければならないとしている。

ACCC は、特に以下の点について審査する。

- ・期待される利益が企業結合に特有のものであるか
- ・誰が利益を得るのか。それはコミュニティに広く共有されるものか
- ・利益は継続的なものか、それとも一時的なものか
- ・利益が発生する可能性が高い時期
- ・利益が実現する可能性
- ・利益の規模

④ 届出を怠った場合の制裁

当事者が届出義務のある取得行為について届出を行わない場合、当該取得行為は効力停止とみなされる（CCA 第 51ABE 条）。効力停止期間に取得が実行された場合は、法律違反となり、当該取得行為は自動的に無効となる（CCA 第 45AY 条、第 45AZA 条）。裁判所によってより重大な罰則が科される場合もある。

³⁷³ ACCC(2025).Merger assessment guidelines(June 20,2025),

<https://www.accc.gov.au/about-us/publications/merger-assessment-guidelines>

³⁷⁴ Re 7-Eleven (1994) ATPR 41-357 at [42,677]. また、QCMA (1976) ATPR 40-012 も参照

³⁷⁵ Australia and New Zealand Banking Group Limited and Suncorp Group Limited 申請事件[2024] ACompT 1 at[78]で引用された、Re 7-Eleven (1994) ATPR 41-357 at [42,683]及び Medicines Australia Inc.申請事件[2007]ACompT 4 at[108]

届出が行われた取得行為については、審査の終了後のみ実施することができる。当事者は、ACCCによる審査の間、相互に分離・独立して事業を継続するように注意を払う必要がある。事業運営の分離・独立が維持されていない場合、審査中の取得行為停止の義務違反となるほか、CCA 第 IV 部のその他の規定（カルテル行為や競争阻害的契約、取決め、合意の禁止等）にも抵触する可能性があり、これらはいずれも多額の罰金等を招く可能性がある。

5.1.1 業務提携に関する制度・運用

(1) 規制対象となる行為

CCA は、以下の行為を禁止している。

- ・カルテル行為（価格固定、市場分割、入札談合、生産量制限）（CCA 第 45AD 条）
- ・市場競争を実質的に阻害するおそれのある以下の行為（CCA 第 45 条）

契約、取決め、合意：2 以上の事業者が共通の行動計画を策定した際に成立し、これは必ずしも書面によって合意していなくても成立する。

協調行為：2 以上の事業者間の意思疎通又は協力であって、各事業者が独立して市場に対応する範囲を超えている場合に対象となる。戦略的な商業情報の共有も含まれる。

「市場競争を実質的に阻害するおそれがある」ことについては、法律上明確な定義は存在しないが、「協調行為に関するガイドライン³⁷⁶」によれば、特定の行為が競争を妨げ、競争プロセスに意味のある（meaningful）形で干渉する場合を指すとされる。CCA 第 45 条における「実質的に」とは、市場全体に影響が及ぶ必要はなく、競争プロセスにとって意味のある、又は関連性のある影響が認められれば足りるとされている。競争への影響を評価する際、ACCC は通常「with or without test」（当該行為があった場合となかった場合に予想される状態の比較）を用いて、競争を阻害するか否かを判断する。また、消費者の視点や競合関係への影響も考慮される。

(2) サステナビリティに関する協業ガイドライン

ACCC は、2024 年 12 月 18 日、サステナビリティに関する協業と競争法に関するガイドラインの最終版を公表した³⁷⁷。

上述のとおり、CCA は、市場競争を実質的に阻害するおそれのある企業間の契約、

³⁷⁶ ACCC(2018). Guidelines on concerted practices(August 31, 2018),

<https://www.accc.gov.au/about-us/publications/guidelines-on-concerted-practices>

³⁷⁷ ACCC(2024). ACCC releases final guide on sustainability collaborations(December 18,2 024),

<https://www.accc.gov.au/media-release/accc-releases-final-guide-on-sustainability-collaborations>

取決め、共同行為を禁止している。一方、サステナビリティに関する協業が公共の利益を有すると認められる場合には、競争法上のリスクが生じても当事者は認可申請を行い、当該行為は違法にならないものとして認められる可能性がある。

ACCCは、こうした協業の判断基準や認可制度をわかりやすく示すため、2024年7月8日に「サステナビリティに関する協業と競争法に関するガイドライン」の草案を公表し、広く意見募集を行った。その後、寄せられた意見や事例を反映し、最終的なガイドラインを策定・公表した。

最終版ガイドラインには、競争法上のリスクが低い事例や、認可申請の判断に資するチェックリストなどが追加されており、企業が競争法上のリスクの適切に評価し、サステナビリティに関する協業を進めやすくする内容となっている。

5.2 競争当局の執行方針、その他競争政策の最新状況、関係ステークホルダーの受け止め、政策検討で重視されている要素

5.2.1 競争政策見直し（2023～2025年）³⁷⁸

2023年8月23日、豪州財務大臣³⁷⁹は、競争政策の見直しを発表した。本見直しは2年間にわたり実施され、豪州経済の近代化を目指す政府の優先事項に基づいて進められる。財務省内には、見直しの調整及び政府への助言を担う専門チーム（競争政策タスクフォース）が設置された。

近年、豪州における生産性成長の鈍化が顕著となっており、その要因の一つとして市場競争の減少が指摘されている。市場集中度の上昇やマークアップ率の拡大、経済の多くの分野で活力の低下が見られるなど、競争環境の悪化を示す証拠が確認されている。競争の促進は、経済の活力や生産性の向上、賃金の上昇、物価の抑制に寄与し、生活費の高騰に直面する国民に対して選択肢を拡大する上で不可欠である。

上記の背景を踏まえ、競争政策タスクフォースは、専門家諮問パネルの設置による協議をはじめ、企業結合審査制度、雇用制約、航空業界の競争環境など主要な改革テーマに関する協議及び政策文書の公表、さらに国家競争政策の推進に向けた調査・協議等を実施してきた。

(1) 専門家諮問パネル

競争政策の見直しを支援するため、ビジネス、政府、法律、経済の各分野を代表する

³⁷⁸ The Treasury(豪州財務省). Competition Review

<https://treasury.gov.au/review/competition-review-2023>

³⁷⁹ ACCCは財務省の所轄に属する独立性を有する機関である。

<https://treasury.gov.au/the-department/about-treasury/our-portfolio>

専門家による諮問パネルが設置された。第1回専門家諮問パネルは2023年10月30日に開催され、政策検討に必要な知見の提供と助言が行われた³⁸⁰。

(2) 企業結合審査制度の見直し³⁸¹

企業結合・買収は、企業にとって規模の経済の達成やリスク分散、不採算事業からの撤退など、経営上有効な手段となり得る一方、反競争的な企業結合・買収はイノベーションの抑制、製品・サービスの品質低下、価格上昇などの弊害をもたらす可能性がある。このため、競争政策タスクフォースでは、現行の企業結合規制制度とその運用プロセスの有効性を検証し、制度改善の方策について検討を行った。

その結果、企業結合審査制度の迅速化・強化・簡素化・透明化を目的とした新たな制度が導入されることとなった。2024年11月28日には「2024年財務法改正（企業結合・買収改革）法」が議会を通過し、2025年6月30日には新制度の主要要素を定める「2025年競争及び消費者（取得の届出）に関する決定」が、同年12月18日にはその改正版である「2025年改正競争及び消費者（取得の届出）に関する決定（2025年措置第1号）」が制定された。新制度では、企業結合・買収に対する強制的かつ一時停止型の行政審査システムが導入され、ACCCが反競争的なM&Aをより効果的に監視・阻止できる体制が整備された。また、リスクの低い案件については、迅速かつ低コストで審査を免除する免除申請制度が設けられた。新たな支配権・資産基準は2026年4月1日から施行される予定であり、これにより豪州の企業結合審査制度は、より現代的かつ効果的なものとなることが期待される。

本検討にあたっては、消費者、企業（中小企業および多国籍企業を含む）、農業関係者、法律専門家、投資家、学識経験者、業界団体など、多様なステークホルダーから幅広く意見聴取を実施した。さらに、企業結合通知の基準や通知免除（ワイバー）制度、資産・支配権に関する新たな基準、手数料等について、複数回にわたる公開協議やパブリックコメントの募集を行い、これらの意見を政策および法制度設計に反映させた。

(3) 競業避止義務等の雇用制約の見直し³⁸²

豪州政府は、2025-26年度予算において、労働者に対する雇用制約の改革を実施する方針を公表した。本改革には、低・中所得労働者に対する競業避止義務条項、賃金調整

³⁸⁰ The Treasury(豪州財務省).Competition Review Expert Advisory Panel, <https://treasury.gov.au/review/competition-review-2023/panel>

³⁸¹ The Treasury(豪州財務省).Mergers and acquisitions, <https://treasury.gov.au/review/competition-review-2023/mergers>

³⁸² The Treasury(豪州財務省).Non-compete clauses and other restraints, <https://treasury.gov.au/review/competition-review-2023/non-compete-clauses>

協定、ノー・ポーティング協定の禁止が含まれる。本改革は、協議と立法を経て 2027 年から施行される予定である。

競争禁止義務条項は、従業員が競合他社への転職を禁止又は制限する雇用契約上の条件であり、近年その利用が増加し、特に低賃金職種にも広がっていることが確認されている。従来、雇用主は知的資産の保護や従業員への投資促進を理由としてこれらの制約を正当化してきたが、調査研究の結果、こうした雇用制限が労働者の職業選択を萎縮させ、スキルの向上や賃金上昇の妨げとなるほか、新規企業の市場参入を困難にしていることが指摘されている。

本改革は、これらの雇用制約の見直しを通じて、労働者の流動性と賃金上昇を促進し、より活力と生産性の高い経済の実現を目指すものである。

(4) 航空業界の競争環境の調査

豪州政府は、2024 年 8 月 26 日に「航空白書³⁸³」を公表した。本白書は、2050 年を見据えた航空分野の成長とイノベーションの促進を目的として、産業界、州・準州、地域社会と連携して実施する 56 の具体的なイニシアチブ（航空会社と空港間の航空運賃交渉プロセスの原則見直し（イニシアチブ 11）、ACCC による国内航空会社の運賃と業績の監視（イニシアチブ 14）、豪州の主要空港における価格及びサービス品質の ACCC による監視体制の強化案に関する協議（イニシアチブ 15）など）を提示している。

財務省の競争政策タスクフォースは、航空白書の策定にあたり、インフラ・運輸・地域開発・通信・芸術省（Department of Infrastructure, Transport, Regional Development, Communications and the Arts, DITRDCA）と緊密に連携し、豪州の航空分野における競争上の課題の調査・検討を実施した。調査結果は航空白書と同時に公表されている³⁸⁴。調査の結果、航空業界における競争の促進は、航空運賃の低下や価格上昇率の抑制をもたらし、消費者の負担軽減に寄与することが示された。一方で、航空業界における競争状況の把握は複雑であり、格安航空会社の座席シェア、路線ごとの航空会社数、各航空会社が運航する路線数など、複数の指標を総合的に評価する必要があることも指摘されている。

³⁸³ DITRDCA(2024).Aviation White Paper—Towards 2050(August 26, 2024),

<https://www.infrastructure.gov.au/department/media/publications/aviation-white-paper-towards-2050>

³⁸⁴ The Treasury(豪州財務省)(2024).How competition impacts prices: the Australian aviation sector(August 26, 2024),

<https://treasury.gov.au/publication/p2024-553588>

(5) 国家競争政策の推進³⁸⁵

国家競争政策（National Competition Policy, NCP）は、豪州全土の競争力と生産性向上を目的とした主要な改革プログラムである。連邦政府は州・準州と協力し、2つの協定（政府間協定³⁸⁶と連邦資金協定スケジュール³⁸⁷）に基づき、改革を推進している。

2025年12月時点における主な改革内容は、商業地域の規制と計画要件の自由化・標準化、近代的な建築方法の導入を阻害する障壁の撤廃、家庭用電化製品、廃棄物・リサイクル、建築・建設、食品基準等の分野における基準改革を通じた国内単一市場の創設、職業免許制度改革の推進による労働者の国内単一市場の実現、大型車両の生産性向上に向けた改革、医療従事者の業務範囲の拡大、農業機械の修理権の拡大、雇用制約（競業禁止義務条項等）の見直し、全国的な労働者審査制度の導入によるヒューマンサービス分野における労働移動性の向上などである。

これらの改革は、競争促進と障壁撤廃を目指す「国家競争原則³⁸⁸」に基づいて進められ、生産性委員会による調査や、各種制度・基準の改善に関する協議も実施されている。

5.2.2 ACCCにおける2026-2027年の法令遵守と執行に関する優先事項

2026年2月19日、ACCCは「2026-2027年の法令遵守と執行に関する優先事項」を公表した³⁸⁹。継続的な優先事項と2026-27年の優先事項に分けて記載されており、それぞれの概要は以下の通りである。

〔継続的な優先事項〕

- ・ カルテル行為：豪州に損害をもたらすカルテルの優先的な取り締まり
- ・ 反競争的行為：競争を阻害する行為の優先的な取り締まり
- ・ 製品の安全性：消費者に深刻な危害を及ぼす製品安全問題の重視
- ・ 社会的弱者・不利な立場の消費者：CCAに違反する行為によって特に影響を受けやすい消費者への違法行為の優先的な取り締まり

³⁸⁵ The Treasury(豪州財務省).Revitalising National Competition Policy,

<https://treasury.gov.au/review/competition-review-2023/ncp>

³⁸⁶ 豪州連邦政府.Intergovernmental Agreement on National Competition Policy(March 5, 2025),

<https://federation.gov.au/about/agreements/intergovernmental-agreement-national-competition-policy>

³⁸⁷ National Competition Policy

<https://federalfinancialrelations.gov.au/agreements/national-competition-policy>

³⁸⁸ 国家競争政策（National Competition Policy, NCP）は、豪州全土における競争と生産性を高めるための大規模な改革プログラムである。

<https://treasury.gov.au/review/competition-review-2023/ncp>

³⁸⁹ ACCC(2026).Compliance and enforcement priorities 2026-27(February 19, 2026),

<https://www.accc.gov.au/about-us/publications/compliance-and-enforcement-priorities-2026-27>

- ・ ファースト・ネーションズ（先住民）への影響：遠隔地に住む先住民等の消費者権利の保護を重視
- ・ 中小企業・農業：中小企業や農業分野の保護と業界規範の遵守を推進
- ・ 詐欺：詐欺対策フレームワークの執行と被害防止（補足：ACCCは国家詐欺対策センターを運営している。当該センターは政府機関や民間企業と連携し、豪州国民が詐欺の被害に遭わないよう支援することを目的としている。また、詐欺対策フレームワークの運用や、業界別行動規範の策定、データ収集・情報共有、消費者教育なども行っている³⁹⁰。）

〔2026-27年の優先事項〕

- ・ スーパーマーケット・小売業の競争問題（特に市場支配力や中小企業への影響）への対応
- ・ スーパーマーケット・小売業における誤解を招く価格表示などの消費者保護や公正取引に関する課題への対応
- ・ 通信・電力・ガスなど生活必需サービスにおける競争促進
- ・ 航空業界の競争・消費者問題への対応
- ・ デジタル市場における消費者を操作する不正な手法（サブスクリプション・トラップやダークパターンなど）や虚偽表示、消費者の信頼を損なう行為への対応³⁹¹
- ・ デジタル市場における競争の促進
- ・ 環境・サステナビリティ関連の消費者保護及び公正取引上の懸念への対応（特にグリーンウォッシング）
- ・ 自動更新や早期解約手数料など不利な契約条項の是正
- ・ 自動車分野の消費者保証のコンプライアンス強化
- ・ 乳幼児向け製品の安全基準遵守

³⁹⁰ ACCC.Compliance and enforcement priorities

<https://www.accc.gov.au/about-us/accc-strategy-and-priorities/compliance-and-enforcement-priorities>

³⁹¹ ACCC(2026). Manipulative conduct in the digital economy, pricing claims and competition in essential services among ACCC priorities for year ahead(February 19, 2026)

<https://www.accc.gov.au/media-release/manipulative-conduct-in-the-digital-economy-pricing-claims-and-competition-in-essential-services-among-accc-priorities-for-year-ahead>

5.3 企業結合および業務提携等企業活動の実態調査、判例および審査例

5.3.1 ACCC の審査例

(1) Armaguard と Prosegur の企業結合を条件付きで承認（2023年6月13日）³⁹²

ACCC は、国内最大手の現金輸送サービス事業者である Linfox Armaguard Pty Ltd と Prosegur Australia Holdings Limited の企業結合について、一定の条件を付した上で承認した。両社は主に銀行や小売業者等に現金輸送や管理サービスを提供しているが、現金利用の減少に伴い業界全体が縮小傾向にある中、両社が独立して現金輸送サービスを継続する可能性は限定的であり、企業結合がなければいずれか一方が急速に市場から撤退する可能性が高く、その場合、公共の不利益や現金アクセスの低下が生じるおそれがあると判断された。ACCC は、企業結合が競争を著しく減少させる懸念が残るものの、法的拘束力のある3年間の誓約を条件とすることで、企業結合による公共の利益が競争制限による不利益を上回ると認定した。誓約には、現行サービスの継続、既存顧客に対するサービス水準や価格の維持、新規顧客に対する最低契約条件と価格設定制約等が盛り込まれている。これにより、現金流通の維持、いずれか一方の急速な市場からの撤退によって生じ得る顧客等の不利益や混乱の回避、将来的な競争環境の確保が図られるとしている。

(2) Brookfield 及び MidOcean による Origin Energy 買収を条件付きで承認（2023年10月10日）³⁹³

ACCC は、Brookfield（カナダの大手資産運用会社）及び MidOcean（米国の LNG 会社）による Origin Energy（オーストラリアの大手エネルギー会社）の買収について、一定の条件を付した上で承認した。本件の買収は、2つの相互依存的な取引で構成されている。まずは MidOcean が Origin の全株式を取得し、Origin の事業を分割し、Brookfield 主導のコンソーシアムが Origin の電力発電及びガス小売事業等を、MidOcean が Origin の上流ガス事業を所有する形をとる。ACCC は、特に Brookfield が支配する AusNet の送電網と Origin のエネルギー小売・発電事業の垂直統合によるサプライチェーン全体における競合他社への差別的取扱いの可能性など、競争制限に関する懸念が残るとしつつも、再生可能エネルギー導入の加速や温室効果ガス排出削減といった公共の利益が、競争上の不利益を上回ると判断した。Brookfield 等が提出した誓約には、AusNet の送電網運用に関する競争上の懸念を緩和する措置や、再生可能エネ

³⁹² ACCC(2023).ACCC authorises Armaguard and Prosegur's merger, subject to undertaking(June 13, 2023), <https://www.accc.gov.au/media-release/accc-authorises-armaguard-and-prosegurs-merger-subject-to-undertaking>

³⁹³ ACCC(2023).ACCC authorises Brookfield and MidOcean's acquisition of Origin(October 10, 2023), <https://www.accc.gov.au/media-release/accc-authorises-brookfield-and-midocean%E2%80%99s-acquisition-of-origin>

ルギー導入計画の進捗状況に関する報告義務等が盛り込まれている。

(3) Sigma Healthcare と Chemist Warehouse の企業結合を条件付きで承認 (2024年11月7日)³⁹⁴

ACCC は、Sigma Healthcare Limited と Chemist Warehouse Group Holdings Limited の企業結合について、Sigma による法的拘束力のある誓約を条件に、競争を実質的に減少させるおそれはないと判断し、反対しない方針を示した。Sigma は医薬品卸売や薬局フランチャイズ事業を展開し、Chemist Warehouse は大手薬局チェーンのフランチャイザーである。ACCC は、企業結合後も API、EBOS、CH2 などの競合卸売業者や多様な薬局・小売業者が存在し、消費者の選択肢や競争環境が維持されると評価した。また、Sigma には、長期契約を結ぶ薬局が他の卸売業者へ円滑に切り替えられるよう、契約解除制限の不行使やデータ削除義務³⁹⁵等が課された。さらに、企業結合後も連邦政府のコミュニティサービス義務 (CSO) 体制の下で 5 年間医薬品卸売業者として継続することも条件とされた。これらの措置により、卸売・小売両市場での競争が確保され、消費者利益が損なわれる懸念は小さいと結論付けている。本件は、ACCC が大規模事業者間の企業結合を認めつつ、結合当事者に対して一定の条件を課すことで市場における競争の維持を図った、現実的かつ実務的な判断が示された事例であると考えられる。

5.4 経済安全保障の政策動向

5.4.1 産業政策「Future Made in Australia」³⁹⁶

2024 年 4 月 11 日、豪州政府は、経済安全保障の枠組みを示す新たな産業政策「Future Made in Australia」を発表した³⁹⁷。本政策は、2024 年 12 月 10 日に成立した Future Made in Australia Act に基づく³⁹⁸。

³⁹⁴ ACCC(2024).Sigma and Chemist Warehouse proposed merger not opposed, subject to undertaking(November 7, 2024),

<https://www.accc.gov.au/media-release/sigma-and-chemist-warehouse-proposed-merger-not-opposed-subject-to-undertaking>

³⁹⁵ Sigma が他の卸売業者へ切り替えた薬局の販売データやプロモーション計画を保持し、それらの情報を分析して先回りしてプロモーションを行うなど競争上有利な行動が可能になることが懸念されていた (ACCC の決定文パラグラフ 40-2)。

³⁹⁶ The Treasury(豪州財務省)(2024).Future Made in Australia – National Interest Framework supporting paper(May 14, 2024)

<https://treasury.gov.au/publication/p2024-526942>

³⁹⁷ 豪州首相(2024).A future made in Australia(April 11, 2024),

<https://www.pm.gov.au/media/future-made-australia>

³⁹⁸ Parliament of Australia(豪州連邦議会).Future Made in Australia Bill 2024,

https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_LEGislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r7219

(1) 背景と目的

近年のネットゼロへの移行及び地政学的競争の激化は、世界経済の構造や価値観に大きな変化をもたらしている。これに伴い、資源の価値や貿易パターンも変化し、新たな市場や産業が創出されるとともに、イノベーションや適応力の重要性が一層高まっている。

豪州は、豊富な天然資源や貿易ネットワークを有しており、これらの強みを活かして新たなグローバル競争力を持つ産業の育成が可能な立場にある。世界的な脱炭素化の進展やサプライチェーンの多様化の流れの中で、再生可能エネルギーや重要鉱物の供給国としての役割を強化することが期待される。

一方で、民間部門はこうした構造変化や新たな機会に対応しつつあるものの、市場の失敗や国家的利益と民間インセンティブの不一致といった課題が存在している。主要各国が産業政策や経済安全保障政策を強化する中、豪州においても国家戦略としての産業政策の強化が求められている。

このような背景を踏まえ、**Future Made in Australia** は、産業基盤の近代化・多様化を図り、再生可能エネルギー、グリーンメタル、低炭素燃料、重要鉱物加工、クリーンエネルギー製造等の新たな成長分野の育成を通じて、経済的繁栄とレジリエンスの向上、ならびに国内外の脱炭素化への貢献を目的としている³⁹⁹。

(2) 重点産業選定の枠組み

Future Made in Australia は、民間投資を促進しつつ、必要に応じて政府が重点産業に対して選択的に投資を行い、国家利益と経済的インセンティブの整合を図ることとしている。特に、民間部門のみでは十分な投資が見込めない分野や、国家的に重要性の高い分野については、公的支援を実施する方針である。重点産業の選定にあたっては、

「**National Interest Framework**（国家利益フレームワーク）」を導入し、ネットゼロ移行枠と経済的レジリエンス・安全保障枠の2つの観点から評価を行うこととしている。

ネットゼロ移行枠は、脱炭素化に大きく貢献し、持続的な競争力が見込まれる産業を対象とする。公的投資が効率的な排出削減に必要な場合に支援を行う。

経済的レジリエンス・安全保障枠は、国内能力の確保が経済安全保障上不可欠で、民間だけでは投資が進まない産業を対象とする。供給の集中度や脆弱性、国家安全保障へ

³⁹⁹ The Treasury(豪州財務省)(2024).Future Made in Australia – National Interest Framework supporting paper(May 14, 2024), <https://treasury.gov.au/publication/p2024-526942>

の重要性などを評価基準とする。代表的な対象産業としては、重要鉱物の加工、クリーンエネルギー製品の製造が挙げられる。

(3) 競争政策との関係

Future Made in Australia においては、競争政策や ACCC の役割について明示的な記載は見られないものの、産業政策や経済安全保障政策の推進にあたっては、公正かつ競争的な市場の維持との両立が重視されている。特に、経済安全保障の観点から強化が図られるエネルギー分野等は ACCC の重点的な監視分野でもあり⁴⁰⁰、ACCC はこれらの分野における反競争的行為の防止や健全な競争環境の維持を通じて、経済安全保障や産業政策と相互に連携・補完する役割を担っていると考えられる。

また、Future Made in Australia は、再生可能エネルギーやクリーンエネルギー等の成長分野への民間投資を促進している。企業間連携は投資の一形態となる場合があるが、こうした協業が競争法違反とならないよう、ACCC は「サステナビリティに関する協業ガイドライン」を通じて、企業等に具体的な指針と必要に応じた免除手続きの方法を提供している。同ガイドラインでは、豪州がネットゼロ経済への移行を国家目標として掲げており、ACCC もその実現に関与することを明記している。

5.4.2 米豪間における重要鉱物等の安定共有に向けた協力強化の枠組み⁴⁰¹

2025年10月20日、米国と豪州は、重要鉱物及び稀少類（レアアース）の安定供給に向けて両国の協力を強化する枠組みに合意した。

合意文書には、国家安全保障上の観点から、重要鉱物・レアアース関連資産の買収を審査・阻止するための手段や権限の開発や強化に取り組むことも盛り込まれた。戦略的資源が敵対勢力の影響下に置かれることを防ぐ狙いがあるとみられる。

米豪2国間の取組に加えて、非市場的政策や不公正貿易慣行から自国の重要鉱物・レアアース市場を保護するため、将来的な国際ルール化も念頭においた最低価格設定メカニズム創設などの基準設計に取り組むことも記した。そのほか、サプライチェーンの確保に向けた第三国との協力に取り組む方針も示した。

⁴⁰⁰ ACCC.Compliance and enforcement priorities,
<https://www.accc.gov.au/about-us/accc-strategy-and-priorities/compliance-and-enforcement-priorities>

⁴⁰¹ JETRO(2025)「米・豪州首脳、重要鉱物の安定供給に向けた協力強化の枠組みに合意」(2025年10月23日)、
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/10/ff59173d45eb3dbe.html>

5.5 経済安全保障を競争法上考慮するような運用／競争当局以外の機関との連携を行っている場合、当該国の関係法令、ガイドライン及び具体的な事例の整理

5.5.1 外資買収法

豪州では、1975年外資による取得及び買収に関する法律（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975, 以下「外資買収法」）に基づき、外国からの投資が国益に反すると判断された場合、当該投資を禁止することができる。外資買収法は、2020年6月5日に大幅な改正が行われ、国家安全保障の観点に基づく新たな審査方法の導入、監視・調査体制の整備、罰則の強化等が盛り込まれ、改正法は2021年1月1日に施行された。また、重要インフラ安全保障法（Security of Critical Infrastructure Act 2018）の改正法が2021年12月3日に施行され、外資買収法における「国家安全保障に関する事業」の定義が拡大された。これにより、従来の水、電気、港湾、ガス等に加え、金融、エネルギー、ヘルスケア等も対象となった⁴⁰²。

投資が国益に反するか否かの判断において考慮される主な要素は以下のとおりである⁴⁰³。

- ・国家安全保障⁴⁰⁴への影響
- ・競争への影響
- ・その他の豪州政府の政策（例えば、税収や環境）への影響
- ・経済及び地域社会への影響
- ・投資家の人物像

2021年改正法以前から国家安全保障への影響は考慮されていたが、改正により国家安全保障の観点からの審査が明確に規定された。さらに、国家安全通知対象行為⁴⁰⁵に該当する外国投資については、投資金額にかかわらず、外国投資審査委員会（Foreign Investment Review Board, FIRB）への事前通知が義務付けられた⁴⁰⁶。

⁴⁰² JETRO「豪州外資に関する規制」

https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/invest_02.html

⁴⁰³ The Treasury(豪州財務省)(2025).Australia's foreign investment framework(March 14, 2025),

<https://foreigninvestment.gov.au/investing-in-australia/foreign-investment-framework>

⁴⁰⁴ 豪州では「国家安全保障」の法律上の定義は規定されていない。外資買収法では、個々のケースにおいて特定の投資が国家安全保障に反するか否かを判断する権限を財務大臣に与えられている。

<https://foreigninvestment.gov.au/sites/foreigninvestment.gov.au/files/2025-03/australias-foreign-investment-policy-v2.pdf>

⁴⁰⁵ 外国投資が以下を含む場合は、通知の義務が生じる：

- ・国家安全保障用地の権利を取得すること
- ・国家安全保障用地の探査権を取得すること
- ・国家安全保障事業を行う事業又は事業体に対する直接的な権利を取得すること
- ・国家安全保障事業を開始すること

⁴⁰⁶ The Treasury(豪州財務省).National security,

6. 海外事情アドホック調査：韓国の石油化学産業再編と競争政策上の論点

6.1 近年における業界再編の動向

韓国の石油化学産業は、1960～70年代の政府主導の工業化政策の一環として、蔚山・麗水・大山の3大石油化学団地を中心に発展してきた。1997年アジア通貨危機の際は一時的な生産調整も行われたが、エチレン生産能力そのものは一貫して拡大基調にあり、2003年に589万トンだった生産量は2024年には1039万トンに達している⁴⁰⁷。

しかし近年は、最大の輸出先であった中国が石油化学設備を大幅に増設して自給率100%を達成したことに加え、世界的な供給過剰が顕在化した結果、2023年前後には韓国のナフサ分解設備（NCC）の稼働率は77%まで低下した⁴⁰⁸。同業界が直面する現状は、一時的な不況局面とは異なり、世界的な供給過剰と需要鈍化、韓国のコスト競争力低下が重なった構造的危機として認識されている。韓国政府・金融当局の分析でも、この状況が続けば中堅・中小の関連企業が法定管理に追い込まれ、2・3次サプライヤーの連鎖倒産が現実味を帯びるとの懸念が示されている⁴⁰⁹。

こうした危機認識を踏まえ、韓国政府は2025年8月に「石油化学産業再跳躍推進方向」を公表し、①過剰設備の削減と高付加価値スペシャルティ製品への転換、②財務健全性の確保、③地域経済・雇用影響の最小化、の3つを構造改編の基本方針として提示した。同時に、国内NCCの生産能力の18～25%、すなわち270万～370万トンの削減目標を掲げた。また同月、政府はNCCを保有する主要石油化学企業10社と「石油化学産業再跳躍のための産業界事業再編自律協約」を締結し、3大団地を対象とする同時的な構造改編の推進、企業による十分な自助努力と妥当な事業再編計画の策定、政府による総合支援パッケージの提供、を支援3原則として定めた⁴¹⁰。

2025年11月には、ロッテケミカルとHD現代ケミカルが、大山地区におけるNCC設備統合を骨子とする事業再編案を確定し、産業通商資源部に提出すると同時に、公正取引委員会に対して企業結合の事前審査を申請した⁴¹¹。2026年2月、産業通商資源部は、政府として、本再編計画を「石油化学産業再跳躍推進方向」に基づく第1号プロジェ

<https://foreigninvestment.gov.au/guidance/types-investments/national-security>

⁴⁰⁷ ハンギョレ新聞「事業再編間近の韓国の石油化学産業…数十年かけて設備削減した日本の成功の背景は（日本語版）」（2025年10月8日）、<https://japan.hani.co.kr/arti/economy/54403.html>

⁴⁰⁸ 株式会社ヘラルド「정부 기업대상 사업재편 계획 컨설팅 마무리…첫 테이프는 끊었다 [석화재편 발표 한달]」（2025年9月18日）、<https://biz.heraldcorp.com/article/10578139>

⁴⁰⁹ ハンギョレ新聞「“석유화학 산단별 재편 필요” …업계에선 독과점 적용 유예 목소리」（2025年7月2日）

⁴¹⁰ 韓国金融委員会プレスリリース（2025年8月21日）、
<https://www.fsc.go.kr/no010101/85128?srchCtgr=&curPage=&srchKey=sj&srchText=%EC%84%9D%EC%9C%A0&srchBeginDt=&srchEndDt>、同（2025年10月2日）、
<https://www.fsc.go.kr/no010101/85428?srchCtgr=&curPage=&srchKey=sj&srchText=%EC%84%9D%EC%9C%A0&srchBeginDt=&srchEndDt>

⁴¹¹ 韓国公正取引委員会プレスリリース（2025年11月26日）、
<https://www.ftc.go.kr/www/selectBbsNttView.do?pageUnit=10&pageIndex=16&searchCnd=all&key=12&bordCd=3&searchCtgr=01,02&nttSn=46673>

クトとして正式に承認し、金融、税制、インフラ・コスト、雇用・地域経済、研究開発支援等を含む総額 2.1 兆ウォン規模の支援パッケージを発表した⁴¹²。この中には、企業結合審査期間の短縮（120 日→90 日）や、事業再編企業間の共同行為の例外的容認といった、独占規制及び公正取引に関する法律（以下「公正取引法」）上の特例も含まれている。

麗水地区では、2026 年 3 月 20 日に、ハンファソリューション、ロッテケミカル、DL ケミカルおよび合弁企業 Yeochun NCC が、NCC 能力の大幅な削減とロッテケミカル麗水工場との統合を柱とする事業再編計画の最終案を産業通商資源部に提出した。同日、公正取引委員会はロッテケミカル-Yeochun NCC 間の企業結合に関する事前審査を開始したと公表し、本件を石油化学事業再編の第 2 号プロジェクトと位置付けた。公正取引委員会は、NCC および合成樹脂の統合に伴う水平・垂直の競争制限性、石油化学産業のバリューチェーン全体および中小取引先への波及影響を重視しつつ、迅速かつ慎重な審査を行う方針を示している⁴¹³。

蔚山地区については、関係企業間で再編協議は進められているものの、本報告書執筆時点（2026 年 3 月下旬）において、最終的な事業再編計画は確定していない。

6.2 公正取引法との関係

韓国の公正取引法では、第 40 条第 1 項において不当な共同行為（いわゆる談合）の禁止を定めており、競合事業者の間で、価格を決定、維持又は変更する行為（同項第 1 号）や生産又は役務の取引のための、設備の新設若しくは増設又は装備の導入を、妨害又は制限する行為（同項第 5 号）等について原則禁止されている。

他方、供給過剰の解消とコスト削減を目的とする事業再編にとっては、どの設備をどの程度休止・廃棄するか、どの企業がどの製品ラインから撤退するかといった調整や情報共有が不可欠である。しかし、こうした協議は中長期的な生産数量・設備能力に関する合意に直結し得るため、公正取引法上の談合とみなされるリスクが大きい。

これに対して、公正取引委員会は 2025 年夏頃から主要 10 社との懇談会を設け、石油化学産業が他産業と密接に関連し、国民経済に与える影響が大きいことを踏まえ、石油化学分野の企業結合を「慎重かつ迅速に」審査する姿勢を示した。その中で、公正取

⁴¹² 韓国産業通商資源部プレスリリース（2026 年 2 月 25 日）、
<https://www.motir.go.kr/kor/article/ATCL3f49a5a8c/171535/view?mno=&pageIndex=11&rowPageC=0&displayAuthor=&searchCategory=0&schClear=on&startDtD=&endDtD=&searchCondition=1&searchKeyword=>

⁴¹³ 韓国公正取引委員会プレスリリース（2026 年 3 月 20 日）、
<https://www.ftc.go.kr/www/selectBbsNttView.do?pageUnit=10&pageIndex=2&searchCnd=all&key=12&bordCd=3&searchCtgy=01,02&nttSn=47247>

引委員会は、企業側に対しては事前コンサルティングや任意の事前審査といった既存制度を最大限活用することを求めるとともに、石油化学事業再編に関連する企業結合案件については、審査リソースを優先的に投入して不確実性の早期解消に努める方針を表明した⁴¹⁴。その後の大山地区・麗水地区の事業再編案件に対しても、公正取引委員会は、NCC と合成樹脂等の生産統合に伴う水平・垂直の競争制限性、サプライチェーン全体および中小サプライヤーへの影響、合併に伴う効率性（スケールメリットによるコスト削減や投資能力の向上）などを総合的に勘案して審査する方針を明示している⁴¹⁵。

こうした運用を制度面で裏付けたのが、2025年12月2日に韓国国会で成立した「石油化学産業の競争力強化および支援に関する特別法」（以下「石油化学特別法」）である。同法は、世界的な供給過剰に直面する石油化学産業について、事業再編・高付加価値化・グリーントランスフォーメーションを支援する包括的枠組みを提供する。そのうち公正取引法に関連する部分では、主として次の特例措置が明文化されている⁴¹⁶。

- ・ 事業再編計画に基づく「必要最小限の」情報交換
- ・ 一定要件を満たした上での共同行為（カルテル）の例外的容認
- ・ 企業結合審査期間の短縮

実際、大山地区事業再編に対する政府の支援パッケージ（2026年2月）においても、政府は、「企業結合審査期間の短縮（120日→90日）」および「事業再編企業間の共同行為の例外的容認」を、公正取引法上の特例として位置付けている⁴¹⁷。これにより、石油化学事業再編に関連する企業結合に限って、通常よりも迅速な審査と、一定範囲での協調行動が制度的に認められる方向性が具体化したといえる。

このように、公正取引委員会は、公正取引法の基本原則（談合禁止・競争制限的な企業結合の禁止）を形式的には維持しつつ、石油化学特別法を通じて限定的な特例を認めることで、競争政策と産業政策の調和を図ろうとしている。競争制限的効果が懸念される企業結合であっても、①世界市場における競争圧力、②国内設備過剰の深刻さ、③企

⁴¹⁴ 韓国公正取引委員会プレスリリース（2025年9月23日）、
<https://www.ftc.go.kr/www/selectBbsNttView.do?key=12&bordCd=3&nttSn=46452>

⁴¹⁵ 韓国公正取引委員会プレスリリース（2025年11月26日）、
<https://www.ftc.go.kr/www/selectBbsNttView.do?pageUnit=10&pageIndex=16&searchCnd=all&key=12&bordCd=3&searchCtgy=01,02&nttSn=46673>、公正取引委員会プレスリリース（2026年3月20日）、
<https://www.ftc.go.kr/www/selectBbsNttView.do?pageUnit=10&pageIndex=2&searchCnd=all&key=12&bordCd=3&searchCtgy=01,02&nttSn=47247>

⁴¹⁶ JETRO 「ビジネス短信：石油化学特別法が制定、事業再編や脱炭素化に向けた支援を強化」（2025年12月4日）、
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/12/0126e69ec9d8b4dc.html>

⁴¹⁷ 韓国産業通商資源部プレスリリース（2026年2月25日）、
<https://www.motir.go.kr/kor/article/ATCL3f49a5a8c/171535/view?mno=&pageIndex=11&rowPageC=0&displayAut hor=&searchCategory=0&schClear=on&startDtD=&endDtD=&searchCondition=1&searchKeyword=>

業の財務健全化や高付加価値化の必要性、といった効率性・公益の側面を重視し、一定の条件下で容認する方向性がうかがわれる。

石油化学特別法は「事業再編計画に基づく必要最小限の情報交換」を例外とするにとどまるが、その範囲の解釈は実務上曖昧になりやすい。設備縮小や撤退の協議は、結果として中長期的な価格水準や市場構造に影響し得るため、どこまでを「構造調整に不可欠な情報」とみなし、どこからを「禁止されるカルテル」と判断するかは、公正取引委員会の解釈・運用に委ねられている。

総じて、韓国の石油化学産業再編における競争政策は、公正取引法の一般原則を維持しつつ、特別法と運用上の工夫によって例外的な柔軟性を持たせる二層構造をとっていると評価できる。その意味で、競争政策と産業政策を対立的に捉えるのではなく、限定された範囲で調整・すり合わせる形で折り合いを付けようとしていると整理できる。

6.3 川下産業への影響

石油化学製品は、プラスチック、自動車、電子部品、電子材料、電池材料など幅広い川下産業の基礎素材であり、3大石油化学団地はそれぞれ地域経済・雇用に大きな影響力を持つ。韓国政府は、2026年2月に発表した大山地区における第1号プロジェクトの支援パッケージにおいて、再編に伴う地域・中小企業への負の影響を緩和するため、次のような措置を打ち出している⁴¹⁸。

- ・ 雇用維持支援金の支給要件緩和
- ・ 雇用危機対応地域・産業危機先制対応地域の指定期間延長
- ・ 「化学産業生態系フォーラム」の発足と、中小協力企業の被害最小化のための「化学産業生態系総合支援対策」の策定を予定

韓国の石油化学産業再編は、現在の国際市場環境を前提とすれば一定の合理性を有すが、特定の大企業に対する公正取引法の特例適用や大規模な政府支援は、垂直統合色の強い業界の川下企業にとって、競争法制の観点から政府の中立性・公平性に対する懸念が生じうると考えられる。地域社会や中小協力企業にとっては、短期的な雇用不安や取引縮小のリスクが大きく、政府が掲げる「地域経済・雇用への影響最小化」がどこまで実効性を伴うかが、今後の評価の試金石になるとみられる。

⁴¹⁸ 韓国金融委員会プレスリリース（2026年2月25日）、
<https://www.fsc.go.kr/no010101/86328?srchCtgr=&curPage=&srchKey=sj&srchText=%EC%84%9D%EC%9C%A0&srchBeginDt=&srchEndDt=>

7. 調査対象国、地域の競争政策に係る法令制度の比較

図表 2-7-31 競争政策に係る法令制度の比較表（欧州・中国・米国）

		欧州	中国	米国
各国競争法の概要	主たる法令と規制の対象行為	主たる法令：EU 機能条約（TFEU）第 101 条～第 109 条、関連する規則や指令 規制対象行為： 競争制限的行為、市場支配的地位の濫用、企業結合、加盟国による特定の企業・商品に対する競争歪曲的補助（国家補助）	主たる法令：中華人民共和国独占禁止法 規制対象行為： 独占的協定、市場支配的地位の濫用、企業結合、行政権力の濫用	主たる法令： 【連邦】シャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法 【州】ほとんどの州で独自の反トラスト州法を制定 規制対象行為： 取引制限行為、独占行為、再販売価格維持行為、価格差別・拘束条件付取引等、不公正な競争方法、企業結合
	執行当局	欧州委員会競争総局（DG COMP）	国家独占禁止局	【連邦】司法省反トラスト局（DOJ）、連邦取引委員会（FTC） 【州】州司法長官
企業結合規制／業務提携規制の概要		企業結合規則（規則 139/2004）によって、共同体規模の基準を満たす企業結合は欧州委員会への事前届出を行わなくてはならない。 業務提携には事前の届出義務はなく、TFEU 第 101 条や関連ガイドライン等に基づき自ら適法性を評価する必要がある。2025 年 2 月に公表されたクリーン産業ディールでは、欧州委員会が重要原材料の調達・リサイクル・再利用における産業界の協力強化の必要性を評価するための実態調査を実施することを発表。	独占禁止法（2022 年改正）によって、企業結合の際の届出は、事前申告制と定められており、審査の対象となる産業分野に係る企業結合を行う事業者は事前に自ら届出なくてはならない（同法第 26 条及び國務院事業者集中届出基準に関する規定第 3 条）。 業務提携については、独占禁止法第 17～20 条で水平・垂直の独占的協定を禁止する他、2026 年 2 月に施行された独占協定禁止規定で実施細則が定められる。	クレイトン法第 7A 条によって、一定規模以上の企業結合では当事者に対して事前届出と待機期間が義務付けられた。当事者は「2023 年企業結合ガイドライン」も参照することができる。 業務提携に関して、2024 年 12 月に「協調ガイドライン」が撤回されたことで、同ガイドラインが示す、当局が反トラスト法上の問題が生じないとする「安全地帯」も撤廃されることになった。 FTC と DOJ は、競合企業との協調を検討している企業に対して、今後は協調行為が法律に違反するかどうかを評価するために、ガイドラインではなく、関連法令や判例法を参照するように奨励している。
企業結合審査における考慮要素		市場構造、EU 内外の現実又は潜在的な競争、市場における当事者の地位・経済力、供給者・需要者の代替可能性、商品又は市場へのアクセス、参入障壁、関連商品の需給動向、消費者の利益、競争を阻害せず消費者に利益をもたらす技術進歩・経済発展といった事項（規則 139/2004 第 2 条 1 項）	市場占有率及び市場支配力、市場集中度、市場参入及び技術進歩に与える影響、消費者及び他の関連する事業者に与える影響、国民経済の発展に与える影響など（独占禁止法第 33 条）	一般的に適用される考慮事項として、戦略的な検討又は決定、従来の企業結合・参入・撤退状況、顧客代替、競争的行動が競合他社に与える影響、企業間の競争排除の影響が挙げられる。その他、特定の状況に応じて考慮される事項もある（2023 年企業結合ガイドライン）
企業結合審査における問題解消措置		事業者が提出する問題解消措置の案は、欧州委員会が特定した競争上の懸念を完全に解消するものでなければならず、修正が部分的であったり、効果が不確実であったりする場合には、欧州委員会は条件付き承認を与えない。 問題解消措置の内、行動的措置は事後的な監視が必要となるため、構造的措置が実施できない場合の二次的な手段として位置づけられる。	多くの法域では問題解消措置は構造型を原則とするも、中国では行動型が主流になりつつある。また、水平だけでなく垂直・混合の企業結合にも当局の介入が見られることも特徴（独占禁止法第 32・33 条、事業者集中審査規定第 40～53 条）。	前バイデン政権下で企業結合への承認が抑制的だったのに対して、新トランプ政権では方針が軟化し、構造的措置を条件に企業結合を認める審査例も 2025 年前半に確認。 DOJ が発行した 2020 年企業結合救済マニュアルは 2022 年に廃止。当時者は、関連法令や判例法を参照することが必要。
企業結合での事前相談の有無		可能	可能	可能
直近 2024 年以降の競争法令（ガイドライン含む）改正の動き		<ul style="list-style-type: none"> ドラギレポート公表（2024 年 9 月） EU 競争力コンパス公表（2025 年 1 月） クリーン産業ディール公表（2025 年 2 月）及び同国家補助枠組み（CISAF）の採択（2025 年 6 月） 企業結合ガイドラインの見直し（2025 年前半～） 重要原材料分野の協調に関する実態調査・指針策定プロセス（2025 年前半～） 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の企業結合審査手続きを中央から主要省当局へ正式委託（2025 年 8 月、試行：2022 年 8 月～2025 年 7 月） 企業結合申告規範を公布（2025 年 9 月） 	<ul style="list-style-type: none"> 協調ガイドライン撤回（2024 年 12 月） HSR 法届出基準額の改定（2026 年 2 月）

図表 2-7-32 競争政策に係る法令制度の比較表（英国・豪州・韓国）

		英国	豪州	韓国
各国競争法の概要	主たる法令と規制の対象行為	主たる法令：1998年競争法、2002年企業法、デジタル市場・競争・消費者法（DMCC法） 規制対象行為： 反競争的協定、支配的地位の濫用の禁止、企業結合	主たる法令：2010年競争・消費者法（CCA） 規制対象行為： カルテル行為、取引制限的又は反競争的取決め等、市場力の濫用、排他条件付取引、再販売価格維持行為、企業結合	主たる法令：独占規制及び公正取引に関する法律 規制対象行為： 市場支配的地位の濫用、企業結合、経済力集中、不当な共同行為、 不公正取引行為、再販売価格維持行為及び特殊関係人に対する不当な利益提供
	執行当局	競争・市場庁（CMA）	豪州競争・消費者委員会（ACCC）	韓国公正取引委員会
企業結合規制／業務提携規制の概要		2002年企業法に基づき、企業結合の際の届出は原則任意である。ただし、届出がなくてもCMAは職権調査でき、初期執行命令（IEO）で統合作業の停止や巻戻し・売却を命じ得る。企業間の業務提携（事業者間の合意・協調行為）を規律する中核的な法律は、1998年競争法であり、詳細は水平的合意に対するガイダンス（CMA184）に規定する。第2条で、事業者間の合意、事業者団体の決定、又は協調行為であって、英国内における競争の阻害、制限又は歪曲を目的とし又は効果とするものを禁止している。	企業結合の事前届出に関して、従来は任意（ACCCへの非公式見解・認可申請）だったが、2024年の法改正により、2026年1月から義務的な事前届出制度へ移行した（CCA第51ABP条第1項、同法第51ABQ条第1項）。業務提携について、CCAにより競争を実質的に阻害する合意等は禁止されている一方（CCA第45条、同法CCA第45AD条）、公共利益が上回る場合はACCCの認可で適用除外が可能とされる。ACCCは、こうした協業の判断基準や認可制度をわかりやすく示すため、2024年12月「サステナビリティに関する協業と競争法に関するガイドライン」の最終版を公表した。	独占規制及び公正取引に関する法律に基づき、一定規模以上の企業結合は事前届出が義務づけられる（第11条）。業務提携は同法第40条「不当な共同行為の禁止」により規制され、競争を不当に制限する合意・協調行為は違法とされる。他国と同様に、韓国でも業務提携は原則事前届出義務はなく、事後規制の対象となる。そのため、企業は、他社との業務提携が不当な共同行為に該当するか判断するため、「共同行為審査ガイドライン」（2021年12月施行）を参照することができる。
企業結合審査における考慮要素		企業結合審査における実体基準は主に「競争の実質的制限（SLC）」テストで判断される。SLCの定義は2002年企業法上規定されておらず、CMAの企業結合評価ガイドラインによれば、価格・品質・イノベーション等を含む企業間の経時的な対抗プロセスが実質的に損なわれるか否かが問われる。	CAA第50条第3項において、規制対象となる取得行為、すなわち、市場における競争を実質的に阻害するおそれがある取得行為（＝SLC）か否かについて、その取得行為によって実質的な市場支配力が生じるか否かを基準として判断することが規定されている。	競争制限性の有無を判断する基準である「競争制限行為」について、一定の取引分野における競争が減少し、特定の事業者または事業者団体の意思により、ある程度自由に価格、数量、品質その他の取引条件等の決定に影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある状態を招く行為（第2条5項）と定義する。
企業結合審査における問題解消措置		従来、CMAは実質的制限の解消手段として事業売却等の構造的措置を重視し、行動的措置には慎重だったが、成長志向の取引を不必要に阻害しているとの批判を受け、その見直しを開始した。2025年改訂ガイダンスは4Psの枠組みの下、促進的・抑制的措置という新たな類型整理を行い、フェーズ1での構造的措置優先の推定を撤廃して、比例性を含む柔軟なケースバイケース評価を行うとした。	2026年1月から企業結合に関する義務的届出制度が開始され、問題解消措置が正式に審査プロセスの一部として位置づけられた。2025年6月に公表された企業結合評価ガイドラインでも、届出・審査の枠組みの中には是正措置や条件付き承認のプロセスが組み込まれていることが明示されている。	公正取引委員会は、競争制限性が認められた違法な企業結合行為に対して、結合当事会社には是正措置命令（第14条）を出すことができる。原則は構造的措置を課し、行動的措置は構造的措置の効果的履行を支えるための目的で課する。ただし、当該企業結合行為による競争制限性を除去することに効果的な構造的措置がない場合には、行動的措置だけを課することができる（「企業結合是正措置賦課ガイドライン」（2021年12月施行））。
企業結合での事前相談の有無		可能	可能	可能
直近2024年以降の競争法令（ガイドライン含む）改正の動き		<ul style="list-style-type: none"> DMCC法の成立（2024年5月） CMA「4Ps」運用方針の公表（2025年4月） 問題解消措置ガイダンス（CMA87）、管轄権・手続ガイダンス（CMA2）の改訂（2025年10月・12月） 競争促進的効率性評価の見直し（2026年1月～） 	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ協業に関するガイドライン最終版の公表（2024年12月） 労働者に対する雇用制約の改革方針の公表（2025年3月） 企業結合評価ガイドラインの公表（2025年6月） 2025年改正競争及び消費者（取得の届出）に関する決定（2025年措置第1号）の制定（2025年12月） 企業結合時の義務的事前届出制度の導入（2026年1月） 法令遵守・執行優先事項2026-27の公表（2026年2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合ガイドライン改正（2024年5月） 独占規制及び公正取引に関する法律の改正（2024年7月）

（出所）本編報告書、公正取引委員会「世界の競争法」、<https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/>、KIM Daeshin（2023）「韓国と日本の企業結合審査制度の比較研究—競争制限性判断を中心に」現代社会文化研究 No.77

各国の競争法の歴史を概観すると、米国のシャーマン法が1890年に成立した現代競争法の最初期の法律であり、その後、20世後半に入ってEU、豪州、韓国、英国、2008年には中国の独占禁止法など、各法域で制度が整備・発展してきた。後発法域は先行法域の考え方を参照する傾向がみられ、とりわけ中国の独占禁止法はEU競争法の行為類型の影響が指摘される。

企業結合規制に着目すると、いずれの国・地域でも、一定規模以上について事前届出・審査を求める制度が主流である。もっとも、欧州・中国・米国・韓国・豪州は義務的な事前届出であるのに対し、英国のみ任意届出を維持しつつ、CMAの強い職権介入で実効性を確保している点が特徴的である。他方、業務提携は各国とも原則として事前届出義務を課さず、カルテル・共同行為規制として事後的に違法性を判断する枠組みで共通するが、米国では協調ガイドライン撤回により「安全地帯」が縮小する一方、EUのクリーン産業ディール調査や豪州のサステナビリティ・ガイドラインのように、環境・資源分野での協業促進と競争制限リスクのバランスを図る動きもみられる。

企業結合審査における考慮要素については、いずれの国・地域も企業結合が市場競争に与える影響を中心に審査する点で共通する。欧州と中国は法文上、参入障壁や技術進歩・イノベーション、消費者利益を明示しており、とくに中国は「国民経済の発展」など産業政策的要素も考慮対象とする点が特徴的である。米国、英国、豪州、韓国は競争の実質的制限（SLC）に相当する概念を基準とし、価格・品質・イノベーションなど競争プロセスの弱体化を重視している。

企業結合審査における問題解消措置については、多くの法域で構造的措置が重視されてきたものの、中国では行動的措置が主流であり、水平だけでなく垂直・混合結合にも積極的に介入する点で特徴的である。また、英国は2025年改訂で構造優先の推定を撤廃し、「4Ps」枠組みの下、促進的・抑制的措置を柔軟に組み合わせる方向へ転換した。

企業結合における届出前の事前相談の仕組みは、いずれの国・地域でも導入されている。

直近2024年以降の競争法令（ガイドライン含む）改正の動きを見てみると、欧州・英国・豪州を中心に活発化している。その背景には、従来の競争法では十分に対応できないビッグテックの台頭／デジタルプラットフォームに対する危機感、国を越えた企業結合や業務提携の増加などが挙げられる。さらに、競争法の目的が拡張し、環境政策や産業政策、さらには経済安全保障とも結びつくようになっている点も指摘できる。